

角田市地域防災計画

第2編 風水害等災害対策編

目 次

第 1 章 総則	2-1
第 1 節 過去における風水害等の状況	2-1
第 1 過去における風水害等の概要	2-1
第 2 節 浸水被害想定	2-6
第 1 阿武隈川水系阿武隈川 洪水浸水想定区域図（想定最大規模）	2-6
第 2 阿武隈川水系小田川 洪水浸水想定区域図（想定最大規模）	2-7-1
第 3 阿武隈川水系尾袋川 洪水浸水想定区域図（想定最大規模）	2-7-2
第 4 阿武隈川水系新桜井川 洪水浸水想定区域図（想定最大規模）	2-7-3
第 5 阿武隈川水系雉子尾川・伊手川 洪水浸水想定区域図（想定最大規模）	2-7-4
第 6 阿武隈川水系半田川 洪水浸水想定区域図（想定最大規模）	2-7-5
第 7 阿武隈川水系白石川 洪水浸水想定区域図（想定最大規模）	2-7-6
第 2 章 災害予防対策	2-8
第 1 節 風水害等に強い都市づくり	2-8
第 1 風水害等に強いまちづくり	2-8
第 2 水害予防対策	2-9
第 3 土砂災害予防対策	2-12-1
第 4 風雪害予防対策	2-13
第 5 農林業災害予防対策	2-13
第 2 節 都市の防災対策	2-15
第 1 目的	2-15
第 2 市街地開発事業等の推進	2-15
第 3 都市公園施設	2-15
第 3 節 建築物等の予防対策	2-16
第 1 目的	2-16
第 2 公共施設等の災害予防	2-16
第 3 教育施設等の災害予防	2-16
第 4 一般建築物の災害予防	2-17
第 5 特殊建築物、建設設備等防災対策	2-17
第 6 文化財の災害予防	2-17
第 7 市街地・集落の防災構造化	2-17
第 8 落下物の防止対策	2-17
第 4 節 ライフライン施設等の予防対策	2-18
第 1 目的	2-18
第 2 水道施設	2-18
第 3 下水道施設	2-20
第 4 電力施設	2-20
第 5 液化石油ガス施設	2-20
第 6 電信・電話施設	2-22-1

第 7	廃棄物処理施設	2-22-2
第 5 節	防災知識の普及	2-23
第 1	目的	2-23
第 2	防災知識の普及、徹底	2-23
第 3	市民の取組	2-26
第 4	学校等教育機関における防災教育	2-27
第 5	防災指導員の養成	2-28
第 6	災害教訓の伝承	2-28
第 6 節	防災訓練の実施	2-29
第 1	目的	2-29
第 2	防災訓練とフィードバック	2-29
第 3	市の防災訓練等	2-30-1
第 4	防災関係機関の防災訓練	2-31
第 5	救助・救急関係機関の教育訓練	2-31
第 6	学校等の防災訓練	2-32
第 7	企業等の防災訓練	2-32
第 7 節	地域における防災体制	2-33
第 1	目的	2-33
第 2	現況	2-33
第 3	地域における自主防災組織の果たすべき役割	2-33
第 4	自主防災組織の育成・指導	2-33
第 5	自主防災組織の活動	2-34
第 6	住民及び事業者による地区内の防災活動の推進	2-36
第 8 節	ボランティアのコーディネート	2-37
第 1	目的	2-37
第 2	ボランティアの役割	2-37
第 3	災害ボランティア活動の環境整備	2-37
第 4	一般ボランティアのコーディネート体制	2-38
第 5	日本赤十字社宮城県支部の赤十字防災ボランティアセンター設置	2-39
第 9 節	企業等の防災対策の推進	2-40
第 1	目的	2-40
第 2	企業等の役割	2-40
第 3	企業等の防災組織	2-42
第 10 節	情報通信連絡網の整備	2-43
第 1	目的	2-43
第 2	市における災害通信網の整備	2-43
第 3	市防災行政無線等の整備拡充	2-44
第 4	職員参集等防災システムの整備	2-44
第 5	インターネット、携帯電話の活用	2-44
第 6	地域住民に対する通信手段の整備	2-45-1

第7	孤立想定地域の通信手段の確保	2-45-1
第8	非常用電源の確保	2-45-1
第9	大容量データ処理への対応	2-45-1
第10	災害広報体制の整備等	2-45-2
第11節	職員の配備体制	2-46
第1	目的	2-46
第2	配備体制	2-46
第3	防災関係機関等の配備体制	2-48
第4	防災担当職員等の育成	2-48
第5	人材確保対策	2-48
第6	感染症対策	2-48
第7	マニュアルの作成	2-48
第8	業務継続計画（BCP）	2-49
第12節	防災拠点等の整備・充実	2-50
第1	目的	2-50
第2	防災拠点の整備及び連携	2-50
第3	防災拠点機能の確保・充実	2-50
第4	防災用資機材等の整備・充実	2-51
第5	防災用資機材の確保対策	2-51
第13節	相互応援体制の整備	2-52
第1	目的	2-52
第2	相互応援体制の整備	2-52
第3	市町村間等の応援協定	2-53
第4	県による市町村への応援	2-53
第5	消防機関における相互応援体制等の整備	2-53
第6	医療相互応援体制等の整備	2-54
第7	緊急消防援助隊受入体制の整備	2-54
第8	自衛隊との連携体制	2-54
第9	非常時連絡体制の確保	2-55
第10	資機材及び施設等の相互利用	2-55
第11	救助活動拠点の確保	2-55
第12	関係団体との連携強化	2-55
第14節	医療救護体制・福祉支援体制の整備	2-56-1
第1	目的	2-56-1
第2	医療救護体制の整備	2-56-1
第3	医薬品、医療資機材の整備	2-57
第4	医療救護体制に係る情報連絡体制の整備	2-58-1
第5	心のケアの専門職からなるチームの整備	2-58-1
第6	福祉支援体制の整備	2-58-1
第15節	緊急輸送体制の整備	2-59

第1	目的	2-59
第2	緊急輸送ネットワークの形成	2-59
第3	緊急輸送道路の確保	2-60
第4	臨時ヘリポートの確保	2-60
第5	建物屋上の対空表示(ヘリサイン)の整備	2-61
第6	緊急輸送体制	2-61
第16節	避難対策	2-62
第1	目的	2-62
第2	避難誘導體制	2-62
第3	水害、土砂災害における避難情報	2-63-1
第4	指定緊急避難場所の確保	2-65
第5	避難路の確保	2-66
第6	避難路等の整備	2-67
第7	避難誘導體制の整備	2-67
第8	避難行動要支援者の支援方策	2-68
第9	教育機関における対応	2-69
第10	避難計画の作成	2-70
第11	避難に関する広報	2-71
第17節	避難受入れ対策	2-72
第1	目的	2-72
第2	避難所の確保	2-72
第3	避難の長期化対策	2-76
第4	避難所における愛護動物の対策	2-76
第5	応急仮設住宅対策	2-76
第6	帰宅困難者対策	2-77-1
第7	被災者等への情報伝達体制等の整備	2-78
第8	孤立集落対策	2-79
第18節	食料、飲料水及び生活物資の確保	2-80
第1	目的	2-80
第2	市民等のとるべき措置	2-80
第3	食料及び生活物資等の供給計画の策定	2-80
第4	食料及び生活物資の備蓄	2-81
第5	食料及び生活物資等の調全体制	2-82
第6	燃料の確保	2-83
第19節	要配慮者・避難行動要支援者への支援対策	2-84
第1	目的	2-84
第2	高齢者、障害者等への支援対策	2-84
第3	外国人への支援対策	2-90
第4	旅行者への支援対策	2-90
第20節	複合災害対策	2-91

第1	目的	2-91
第2	複合災害の応急対策への備え	2-91
第3	複合災害に関する防災活動	2-92
第21節	災害廃棄物対策	2-93
第1	目的	2-93
第2	処理体制	2-93
第3	主な措置内容	2-93
第22節	災害種別毎予防対策	2-94
第1	火災予防対策	2-94
第2	林野火災予防対策	2-98
第3	危険物等災害予防対策	2-101
第4	航空災害予防対策	2-102
第5	鉄道災害予防対策	2-103
第6	道路災害予防対策	2-104
第3章	災害応急対策	2-106
第1節	防災気象情報等の伝達	2-106
第1	目的	2-106
第2	実施責任者	2-106
第3	防災気象情報	2-106
第4	水防警報及び決壊等(被害情報)の通報	2-124
第5	土砂災害警戒情報	2-125-2
第6	気象警報等の伝達	2-125-2
第7	防災気象情報等の受領及び伝達方法	2-125-3
第2節	情報の収集・伝達	2-126
第1	目的	2-126
第2	実施責任者	2-126
第3	災害情報収集・体制	2-126
第4	災害情報収集・伝達	2-127
第5	異常現象を発見した場合の通報	2-132
第3節	通信・放送施設の確保	2-133
第1	目的	2-133
第2	災害時の通信連絡	2-133
第3	市防災行政無線施設	2-134
第4節	災害広報活動	2-135
第1	目的	2-135
第2	社会的混乱の防止	2-135
第3	広報担当	2-135
第4	災害広報の要領	2-136
第5	広報内容	2-136
第6	広報実施方法	2-137

第 7	報道機関への発表	2-137
第 8	広聴活動	2-138
第 9	安否情報の提供	2-138
第 10	防災関係機関の広報	2-138
第 5 節	防災活動体制	2-139
第 1	目的	2-139
第 2	初動対応の基本的考え方	2-139
第 3	実施責任者	2-139
第 4	市の活動	2-139
第 5	警察の活動	2-142
第 6	消防機関の活動	2-143
第 7	防災関係機関の活動	2-143
第 8	県との連携	2-143
第 9	複合災害発生時の体制	2-143
第 6 節	警戒活動	2-144
第 1	目的	2-144
第 2	実施責任者	2-144
第 3	警戒体制	2-144
第 4	水防活動	2-144
第 5	土砂災害警戒活動	2-145
第 6	ライフライン・交通等警戒活動	2-145
第 7 節	相互応援活動	2-146
第 1	目的	2-146
第 2	市町村間の相互応援活動	2-146
第 3	職員の派遣の要請	2-147
第 4	防災関係機関の応援協力	2-147
第 5	消防機関の相互応援活動	2-147
第 6	緊急消防援助隊の応援要請及び受入れ	2-148
第 7	広域的な応援体制	2-148
第 8	受入れ体制の確保	2-148
第 9	他県等への応援体制	2-148
第 8 節	災害救助法の適用	2-149
第 1	目的	2-149
第 2	実施責任者	2-149
第 3	災害救助法の適用	2-150
第 4	救助の実施の委任	2-151
第 9 節	自衛隊の災害派遣	2-152
第 1	目的	2-152
第 2	災害派遣要請の基準	2-152
第 3	災害派遣の基準及び要請の手続き	2-152

第4	自衛隊の連絡幹部等との連絡	2-153
第5	派遣部隊の活動内容	2-153
第6	派遣部隊の受入れ体制	2-154
第7	派遣部隊の撤収	2-155
第8	経費の負担	2-155
第10節	救急・救助活動	2-156
第1	目的	2-156
第2	市の活動	2-156
第3	警察の活動	2-156
第4	消防機関の活動	2-156
第5	救急・救助活動	2-157
第6	住民及び自主防災組織等の活動	2-157
第7	災害救助法による救出の実施	2-158
第8	救急・救助活動への支援	2-158
第9	惨事ストレス対策	2-158
第10	感染症対策	2-158
第11	救助・救急用資機材の整備	2-158
第11節	医療救護活動	2-159
第1	目的	2-159
第2	実施体制	2-159
第3	情報の収集及び提供	2-160
第4	医療救護体制・DMAT・医療救護班の派遣・受入れ体制	2-160
第5	災害時後方医療体制	2-161
第6	救急患者等の搬送体制	2-161
第7	医薬品等の調達	2-161
第8	在宅要医療患者の医療救護体制	2-161
第9	災害救助法における実施基準	2-162
第10	専門的な医療を要する患者対策	2-162
第11	医療機関の状況	2-162
第12節	交通・輸送活動	2-163
第1	目的	2-163
第2	市の活動	2-163
第3	交通の規制・確保	2-163
第3	緊急輸送	2-167
第4	道路障害物の除去	2-171
第13節	ヘリコプターの活動	2-172
第1	目的	2-172
第2	派遣要請の基準	2-172
第3	派遣要請の手続き	2-173
第4	経費の負担	2-173

第 14 節 避難活動	2-174-1
第 1 目的	2-174-1
第 2 高齢者等避難	2-174-2
第 3 避難の指示等	2-175
第 4 避難の指示等の内容及び周知	2-178
第 5 避難誘導	2-179
第 6 指定緊急避難場所の開放及び周知	2-180-1
第 7 避難所の開設及び運営	2-180-1
第 8 避難情報の発令等による広域避難	2-183
第 9 避難長期化への対処	2-183
第 10 帰宅困難者対策	2-184
第 11 孤立集落の安全確認対策	2-185-1
第 12 広域避難者への支援	2-185-1
第 13 在宅避難者への支援	2-185-2
第 15 節 応急仮設住宅等の確保	2-186
第 1 目的	2-186
第 2 応急仮設住宅(建設型応急住宅)の整備と維持管理	2-186
第 3 公的住宅等の提供	2-187
第 4 民間賃貸住宅の活用等	2-187
第 5 応急仮設住宅等の入居者への支援体制の整備	2-188
第 6 住宅の応急修理	2-188
第 7 支援制度に関する情報提供	2-188
第 16 節 相談活動	2-189
第 1 目的	2-189
第 2 実施責任者	2-189
第 3 市の相談活動	2-189
第 4 相談窓口設置の周知	2-189
第 5 関係機関との連携	2-189
第 17 節 要配慮者・避難行動要支援者への支援活動	2-190
第 1 目的	2-190
第 2 高齢者、障害者等への支援活動	2-190
第 3 外国人対応	2-192
第 4 旅行者への支援活動	2-192
第 18 節 愛玩動物の収容対策	2-193
第 1 目的	2-193
第 2 被災地域における動物の保護	2-193
第 3 避難所における動物の適正な飼育	2-193
第 4 仮設住宅における動物の適正な飼育	2-193
第 19 節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動	2-194
第 1 目的	2-194

第2	食料	2-194
第3	飲料水	2-198
第4	生活必需品	2-200
第5	物資の輸送体制	2-201
第6	生活必需品の備蓄	2-201
第7	義援物資の受け入れ、配分	2-202
第8	燃料の調達・供給	2-202
第20節	防疫・保健衛生活動	2-203
第1	目的	2-203
第2	防疫	2-203
第3	保健対策	2-203
第4	食品衛生対策	2-205
第21節	遺体等の捜索・処理・埋葬	2-206
第1	目的	2-206
第2	遺体等の捜索	2-206
第3	遺体の処理、収容	2-206
第4	遺体の火葬、埋葬	2-207
第22節	災害廃棄物処理活動	2-208
第1	目的	2-208
第2	災害廃棄物処理	2-208
第3	処理体制	2-208
第4	処理方法	2-209
第5	推進方策	2-209
第6	死亡獣畜等の処理	2-209
第23節	社会秩序維持活動	2-210
第1	目的	2-210
第2	生活必需品の物価監視	2-210
第3	警察の活動	2-210
第24節	教育活動	2-211
第1	目的	2-211
第2	避難措置	2-211
第3	学校等施設等の応急措置	2-212
第4	教育の実施	2-212
第5	心身の健康管理	2-213
第6	学用品等の調達	2-213
第7	給食	2-213
第8	修学支援	2-214
第9	通学手段の確保	2-214
第10	学校等教育施設が地域の避難場所、避難所になった場合の措置	2-214
第11	災害応急対策への生徒の協力	2-214

第 12	文化財の応急措置	2-214
第 25 節	防災資機材及び労働力の確保	2-215
第 1	目的	2-215
第 2	防災資機材の調達	2-215
第 3	労働者の確保	2-215
第 4	応援要請による技術者等の動員	2-215
第 5	従事命令等による応急措置の業務	2-216
第 26 節	公共土木施設等の応急対策	2-217
第 1	目的	2-217
第 2	道路施設	2-217
第 3	河川管理施設	2-218
第 4	砂防・地すべり関係施設	2-218
第 5	鉄道施設	2-218
第 6	農地、農林業用施設	2-220
第 7	都市公園施設	2-220
第 8	廃棄物処理施設	2-220
第 9	被災宅地危険度判定の実施	2-220
第 10	市自らが管理又は運営する施設に関する方針	2-221
第 27 節	ライフライン施設等の応急復旧	2-222
第 1	目的	2-222
第 2	水道施設	2-222
第 3	下水道施設	2-223
第 4	電力施設	2-224
第 5	液化石油ガス施設	2-226
第 6	電信・電話施設	2-227
第 28 節	農林業の応急対策	2-228
第 1	目的	2-228
第 2	農業用施設	2-228
第 3	林道	2-228
第 4	農産物	2-228
第 5	畜産	2-231
第 6	林産物	2-231
第 29 節	二次災害・複合災害防止対策	2-232
第 1	目的	2-232
第 2	二次災害の防止活動	2-232
第 3	風評被害等の軽減対策	2-233-2
第 30 節	応急公用負担等の実施	2-234
第 1	目的	2-234
第 2	応急公用負担等の権限	2-234
第 3	立入検査等	2-235

第4	実施手続き	2-236
第5	公用令書の交付	2-236
第6	損失補償及び損害補償等	2-237
第31節	ボランティア活動	2-238
第1	目的	2-238
第2	一般ボランティア	2-238
第3	専門ボランティア	2-240
第4	NPO・NGOとの連携	2-240
第32節	海外からの支援の受入れ	2-241
第1	目的	2-241
第2	海外からの救援活動の受入れ	2-241
第3	救援内容の確認	2-241
第4	関係機関との協力体制	2-241
第33節	災害種別毎応急対策	2-242
第1	火災応急対策	2-242
第2	林野火災応急対策	2-244
第3	土砂災害応急対策	2-249
第4	水害応急対策	2-252
第5	危険物等災害応急対策	2-253
第6	航空災害予防対策	2-254
第7	鉄道災害応急対策	2-255
第8	道路災害応急対策	2-258
第4章	災害復旧・復興対策	2-259
第1節	災害復旧・復興計画	2-259
第1	目的	2-259
第2	災害復旧・復興の基本方向の決定等	2-259
第3	災害復旧計画	2-260
第4	災害復興計画	2-262
第5	災害復興基金の設立等	2-262
第6	復興組織体制の整備	2-262
第2節	生活再建支援	2-263-1
第1	目的	2-263-1
第2	罹災証明書の交付	2-263-1
第3	被災者台帳	2-263-1
第4	被災者生活再建支援制度	2-263-2
第5	地震保険・共済の活用	2-265
第6	資金の貸付け	2-265
第7	生活保護	2-266
第8	その他救済制度	2-266
第9	税負担等の軽減	2-267

第 10	雇用対策	2-268
第 11	相談窓口の設置	2-268
第 3 節	住宅復旧支援	2-269
第 1	目的	2-269
第 2	一般住宅復興資金の確保	2-269
第 3	住宅の建設等	2-269
第 4	防災集団移転促進事業の活用	2-270
第 4 節	産業復興支援	2-271
第 1	目的	2-271
第 2	中小企業金融対策	2-271
第 3	農林漁業金融対策	2-271
第 4	相談窓口の設置	2-271
第 5 節	都市基盤の復興対策	2-272
第 1	目的	2-272
第 2	防災まちづくり	2-272
第 3	想定される計画内容例	2-273
第 6 節	義援金の受入れ、配分	2-274
第 1	目的	2-274
第 2	受入れ	2-274
第 3	配分	2-274
第 7 節	激甚災害の指定	2-275
第 1	目的	2-275
第 2	激甚災害の調査	2-275
第 3	激甚災害指定の手続き	2-275
第 4	特別財政援助の交付（申請）手続き	2-276
第 5	激甚災害指定基準	2-276
第 8 節	災害対応の検証	2-277
第 1	目的	2-277
第 2	検証の実施	2-277
第 3	検証体制	2-278
第 4	検証の対象	2-278
第 5	検証方法	2-278
第 6	検証結果と防止対策への反映	2-278
第 7	災害教訓の伝承	2-278

第1章 総則

第1節 過去における風水害等の状況

第1 過去における風水害等の概要

角田市の過去における災害をみると、風水害等の自然災害が多く、人為的災害としては、火災のみである。なお、このうち昭和30年以降の主な災害を以下に示す。

『宮城県地域防災計画 資料編 令和2年1月修正：災害年表』『角田市歴史読本』より引用

1 風水害

(1) 昭和33年9月26～27日 台風第22号による風水害

18日の台風21号通過後、北高型の気圧配置となり長雨が続いたところに、26日台風22号の接近で再び宮城県は本降りとなった。27日早朝、県沿岸を通過し暴風雨となった。県南部の総雨量は300mm以上であった。角田市では死者1名、家屋の全半壊18戸、浸水家屋646戸、農作物の被害278,000千円。

(2) 昭和42年9月11～16日 台風第22号による風水害

8月30日マーシャル群島の北方海上にて発生したこの台風は、温帯低気圧になるまで(9月17日)実に19日間台風としての勢力を保持し、宮城県に影響が出始めたのは11日頃からで14日から15日にかけては100～200mmの大雨が降った。11日～16日までの総雨量は角田で203mmであった。県内の農作物被害額279,878千円。

(3) 昭和57年9月11～13日 台風第18号による風水害

9月11日に日本の南海上を北上してきた大型台風18号により、南岸に停滞していた秋雨前線が活発となり、その後12日夕方には御前崎付近に上陸し、関東・東北地方を縦断、13日9時には日高沖に達し、温帯低気圧となった。11日～13日までの総雨量は白石で170mmであった。県内では、住宅破損2戸、床上浸水45戸、床下浸水342戸、農作物の被害577,000千円。

(4) 昭和61年8月4～5日 台風第10号による風水害

静岡県石廊崎の南で台風10号から変わった温帯低気圧は、房総半島をかすめ6日朝に宮城県沖に達し、県内平野部を中心に豪雨となり、阿武隈川及び吉田川の破堤を初めとする中小河川の氾濫や土砂崩れにより各地で被害が発生した。角田市に災害救助法が適用された。4日～5日の総雨量は亘理で415mmであった。

(5) 平成元年8月6～7日 台風第13号による風水害

台風13号の影響により、6日未明から7日未明にかけて、県南部の山沿いを中心に記録的大雨となった。このため、蔵王町で死者1名を生じたほか、県南部を中心に公共土木施設、農林水産業施設、農作物に大きな被害が生じた。5日0時～7日9時までの総雨量は白石で174mmであった。

(6) 令和元年10月12～13日 台風第19号及び25～26日低気圧による風水害

令和元年台風第19号は南鳥島の南海上で発生後まもなく急速に発達して猛烈な台風となり、強い勢力で静岡県に上陸した後、関東甲信地方と東北地方を通過しました。

これに伴い、東日本と東北地方を中心に広い地域で記録的な大雨となり、1都12県大雨特別警報が発表された。また、低気圧の影響により、25日午後から26日未明にかけて大雨となった。

このため、公共土木施設、農林水産業施設、農作物に大きな被害が生じた。11日19時～13日7時までの総雨量は404mm、25日15時～26日3時までの総雨量は179mmであった。このときの冠水区域はP2-4で示す。

2 大きな風水害の履歴

角田市の風水害の履歴をみると、台風及び集中豪雨等による自然災害が多い。中でも、令和元年東日本台風（台風第19号）による風水害による被害総額が最も多く、災害救助法が適用された。

表 大きな風水害の履歴

発生年月日	件名	被害総額（千円）
昭和16年 7月	台風により阿武隈川洪水	
昭和22年 9月	大雨により阿武隈川洪水	
昭和23年 9月	アイオン台風により角田橋流失	
昭和24年 7月	大雨により高倉川の堤防決壊	
昭和31年 7月	集中豪雨により高倉川の堤防決壊	
昭和33年 9月26日～27日	台風第22号による風水害	453,482
昭和34年 9月26日	台風第15号による風水害	67,526
昭和36年10月 9日	集中豪雨による風水害	104,672
昭和37年 7月14日	集中豪雨による風水害	79,098
昭和40年 9月	台風第24号による風水害	477,869
昭和41年 6月	台風第4号による風水害	12,521
昭和41年 9月	台風第26号による風水害	3,089
昭和42年 9月13日	台風第22号による風水害	7,286
昭和46年 9月 1日	台風第23号による風水害	195,735
昭和47年 9月16日	台風第20号による風水害	37,901
昭和49年 9月24日	集中豪雨による風水害	160,104
昭和55年12月23日	暴風雪(大雪)	206,756
昭和57年 9月11日～13日	台風第18号による風水害	662,445
昭和60年 7月 1日	台風第6号による風水害	29,580
昭和61年 8月 4日～5日	台風第10号による風水害	5,065,805
平成 元年 8月 6日～7日	台風第13号による風水害	439,613
平成 2年12月 1日	台風第28号による風水害	33,860
平成 3年 8月 8日	集中豪雨による風水害	108,355
平成 4年10月13日	台風第21号による風水害	187,889
平成 5年 8月28日	台風第11号による風水害	20,537
平成10年 8月27日	大雨豪雨による水害	300,000
平成11年 4月25日	台風第5号による水害	19,858
平成11年 6月30日	大雨豪雨による水害	7,807
平成14年 7月11日	台風第6号による水害	382,175
平成18年 9月27日	集中豪雨による風水害	78,606
平成18年10月 6日	集中豪雨による風水害	36,415
平成19年 7月14日～16日	台風第4号による風水害	80,711
平成20年 8月29日～31日	集中豪雨による風水害	33,839
平成23年 9月21日～23日	台風第15号による風水害	189,992
平成24年 4月 3日～4日	暴風による風水害	32,944
平成24年 6月19日～20日	台風第4号による風水害	20,762
平成25年 9月15日～16日	台風第18号による風水害	18,861
平成27年 9月 9日～12日	台風第18号による風水害	459,061
平成29年10月22日～24日	台風第21号による風水害	401,614
令和 元年10月12日～13日 10月25日～26日	台風第19号による風水害 低気圧による風水害	7,379,248

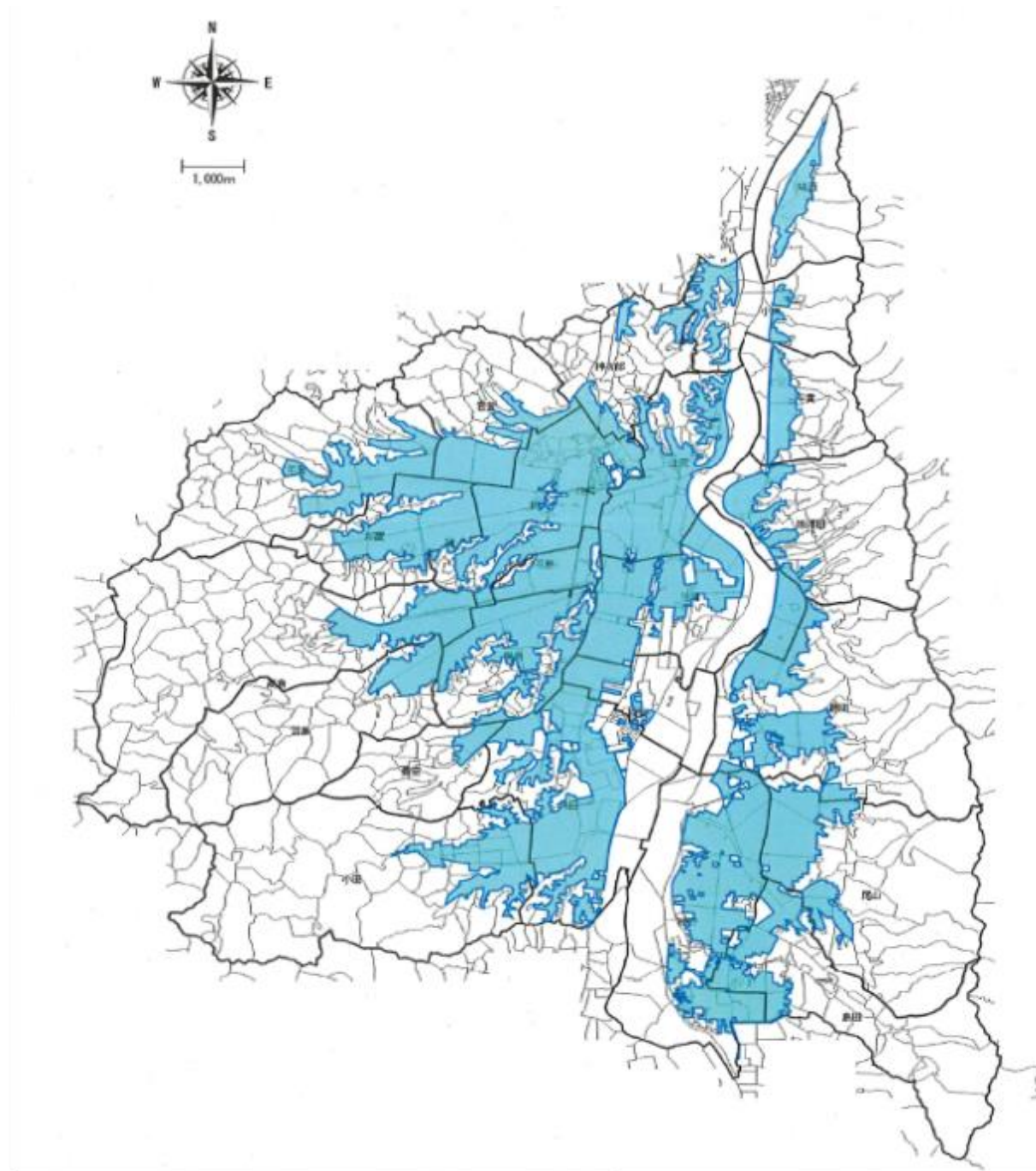
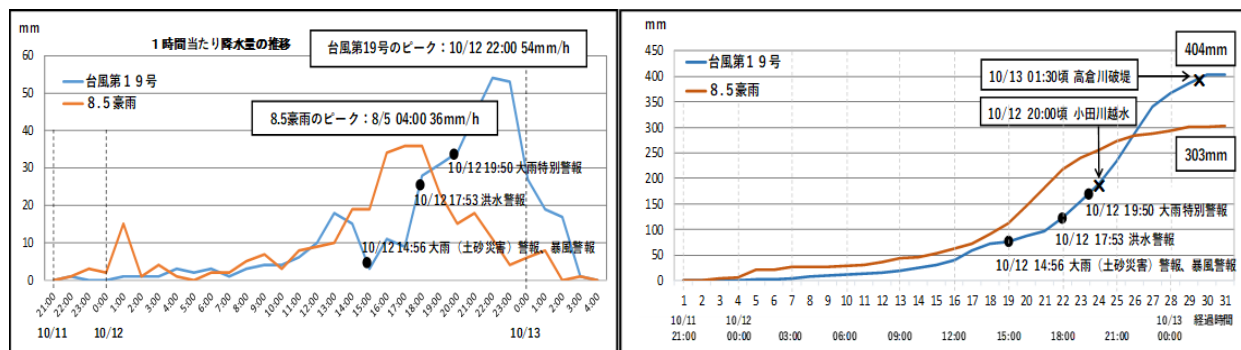


図 令和元年東日本台風（台風第19号）による冠水区域
（参考）降水量の推移（S 61. 8. 5 豪雨との比較）



3 火災

過去10年間に於ける建物火災の発生件数は年平均6.3件、林野火災は1.5件、車両火災は1.6件、その他の火災は4.8件である。

火災統計

区分		年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年
出火 件数	建物		9	9	4	5	6	7	6	5	9	3
	林野		1	2	3	1			1	2	1	4
	車両		4		3		4			3		2
	その他		8	5	6	5	3	5	1	3	5	7
	計		22	16	16	11	13	12	8	13	15	16
損傷 面積	建物 (㎡)		895	275	250	269	147	1,256	89	713	2,572	744
	林野 (a)		4	2	36	4			7	10	10	5
死者 (人)								2		1	1	1
負傷者 (人)			4	1	1	2	2	1		1	3	3
り災世帯数 (世帯)			6	6	2	3	5	5	2	8	13	4
損害 見積	建物 (千円)		34,351	14,553	5,997	15,222	6,532	52,280	1,826	39,844	197,053	43,421
	林野 (千円)		121		109					362	342	145
	車両 (千円)		1,348	35	1,343		516	390		2,138	352	5,188
	その他 (千円)		503	29	99		65	3,722		57	326	1,171
	計 (千円)		36,323	14,617	7,548	15,222	7,113	56,392	1,826	42,401	198,073	49,925

表 火災発生の状況

区 分	出火場所	焼失場所	焼失面積	罹災棟数	損害額	備考
宝暦9.1月	角田町	角田町		34戸		
文化9.1月	〃	〃		22戸		
明治38.3.15	仲町	仲町、田町		90戸		午前0時出火 午前4時鎮火
大正4.4.14	北町 (旧役場)	北町、立町小学校の 一部		76戸	110,000円	午前9時45分出火 翌日午前1時鎮火
大正5.5.9	裏町	北町、立町、仲町、 本町、東町、横田町		195戸 583棟	250,834円	午前11時20分出火
昭和2.1.3	高倉字打越	高倉字打越		15戸		
昭和9.4.19	尾山字荒町	尾山字荒町		30戸		
昭和23.1.3	岡字深町	岡字深町		7戸		
昭和28.11.1	尾山字横町	尾山字横町		20戸		
昭和39.3.22	角田字町	スーパーマーケット	1,257㎡	10棟	27,208千円	
昭和40.1.9	角田字牛館	角田中学校	1,839㎡	1棟	27,700千円	
昭和40.2.15	角田字町	旅館	989㎡	16棟	40,395千円	
昭和46.9.24	角田字牛館	角田小学校	2,526㎡	7棟	27,705千円	
昭和51.2.7	角田字大坊	製材所	565㎡	2棟	17,358千円	
昭和59.4.6	毛萱字栃窪	寺	113㎡	1棟	65,267千円	
昭和60.12.16	角田字町	店舗地	578㎡	7棟	80,145千円	
平成8.4.29	高倉字新町	高倉字新町 山林、稲置字大石	440㎡ 8.5ha	11棟	4,571千円 9,624千円	午前2時05分出火 午前8時30分鎮火
平成21.4.10 ～4.13	島田地区	島田地区の山林	80.83ha	2棟	106,038千円 (角田市、山元町)	午後4時55分出火 午後1時46分鎮火

第2節 浸水被害想定

第1 阿武隈川水系阿武隈川 洪水浸水想定区域図（想定最大規模）

平成28年6月10日、国土交通省東北地方整備局告示第152号により、阿武隈川水系阿武隈川における想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域が公表された。

この図面は、想定結果から、市役所周辺は、浸水深が0.5～3.0m未満の区域と想定されているが、農地集落を含むエリアにおいては、浸水深が5.0～10.0m未満の住宅建物の2階以上に達する浸水深が想定されている。

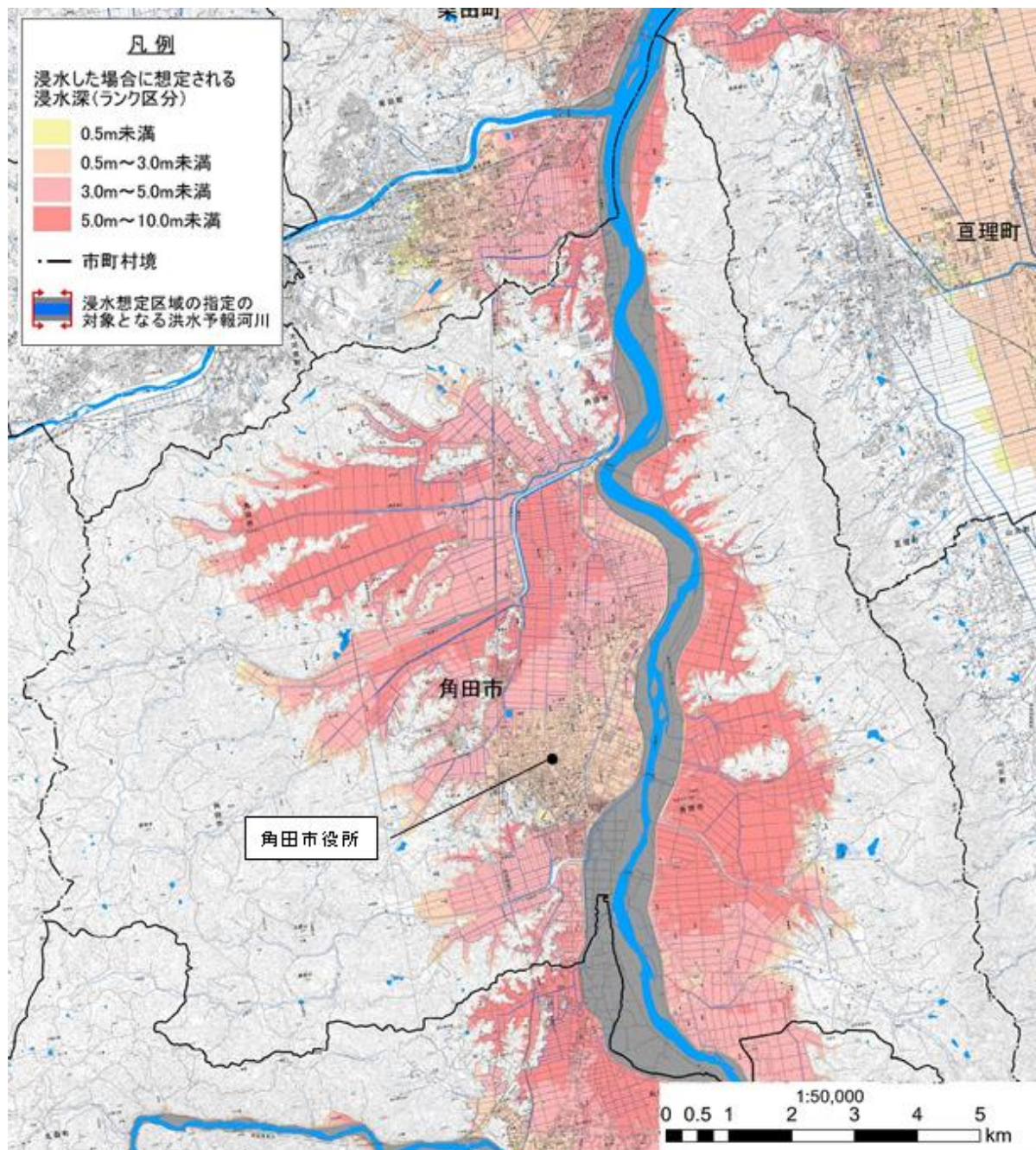


図 阿武隈川水系阿武隈川 洪水浸水想定区域図（想定最大規模）

（平成28年6月10日公表国土交通省東北地方整備局仙台河川国道事務所）より

※ 公表の前提となる降雨 阿武隈川流域の2日間総雨量316mm

第2 阿武隈川水系小田川 洪水浸水想定区域図（想定最大規模）

令和6年5月31日宮城県公示第371号により、阿武隈川水系小田川における想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域が公表された。

この図面は、阿武隈川水系小田川について、水防法の規定により指定された想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深を表示した図面である。

想定結果からは、市街地において浸水深が0.5m未満の区域が大半を占めているが、0.5～3.0m未満の区域も想定されている。

浸水深が3.0～5.0m未満の区域は、その多くが農地の水田のエリアとなっている。

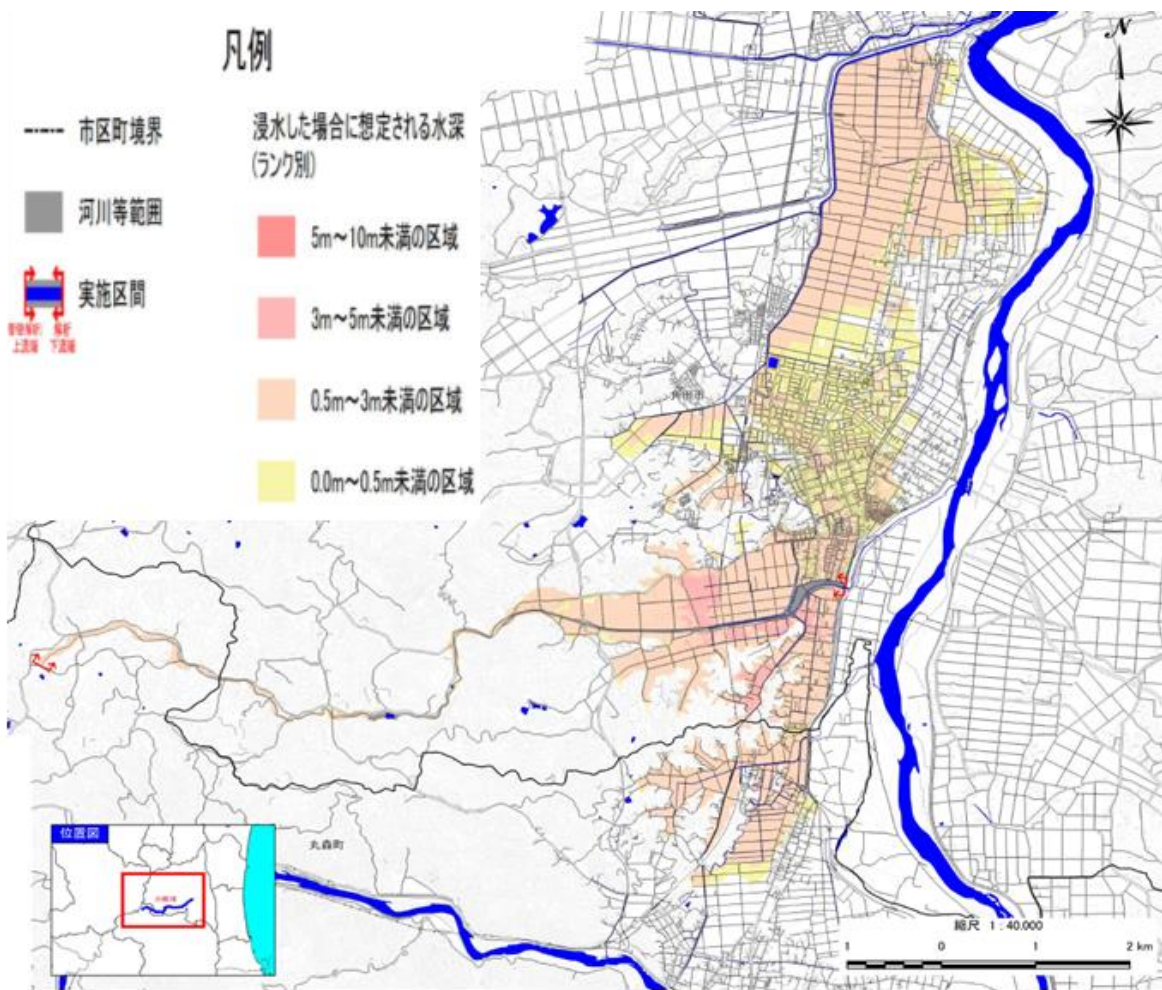


図 阿武隈川水系小田川 洪水浸水想定区域図（想定最大規模）

（令和6年5月31日公表（宮城県））より

※ 指定の前提となる降雨 小田川流域の24時間総雨量747.0mm

第3 阿武隈川水系尾袋川 洪水浸水想定区域図（想定最大規模）

令和4年3月15日宮城県公示第138号により、阿武隈川水系尾袋川における想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域が公表された。

この図面は、阿武隈川水系尾袋川、高倉川、雑魚橋川について、水防法の規定により指定された想定し得る最大規模の降雨による浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深を表示した図面である。

想定結果からは一部市街地において浸水深が3m未満の区域があるが、他の浸水区域の多くは農地の水田エリアとなっている。

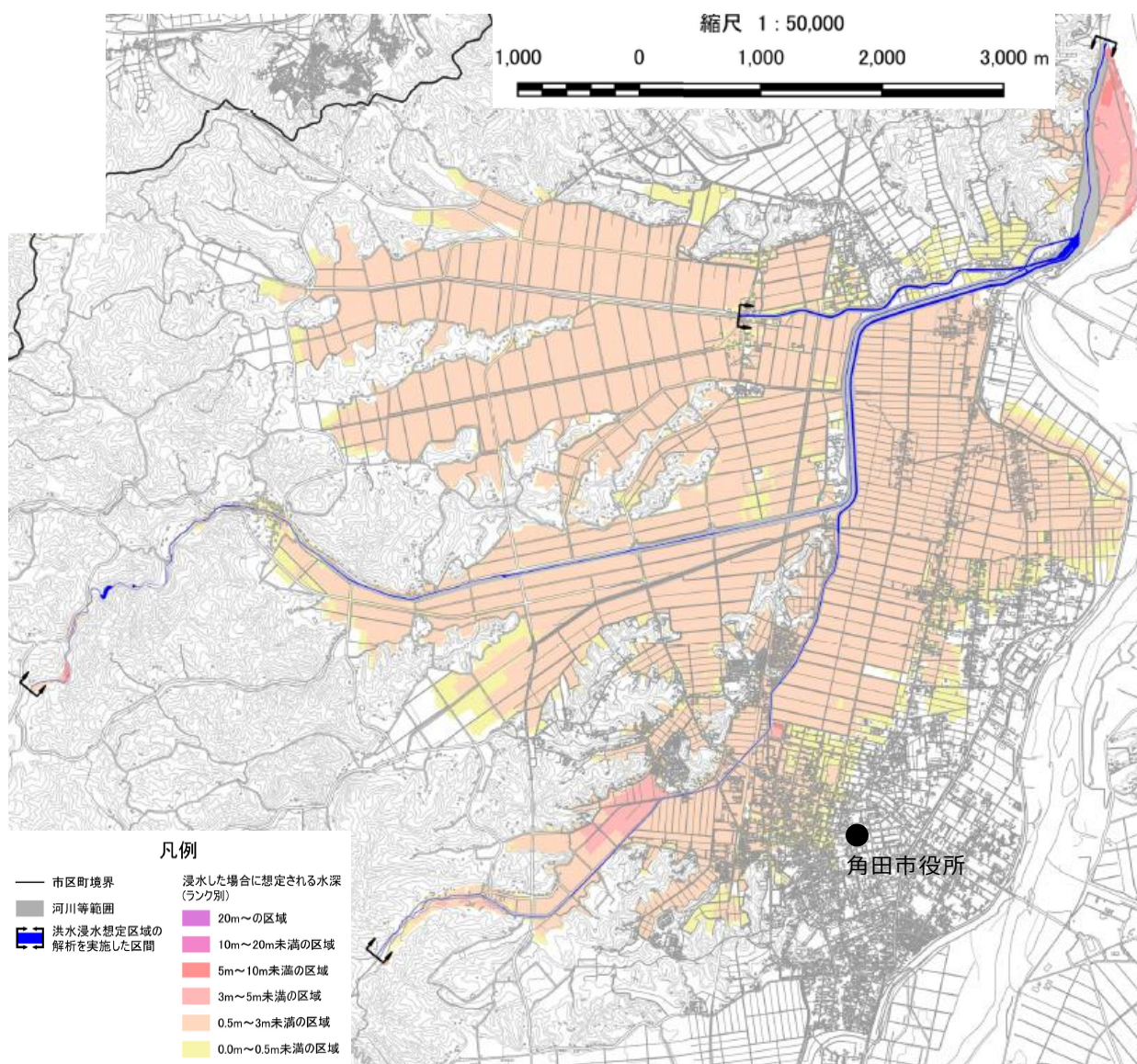


図 阿武隈川水系尾袋川 洪水浸水想定区域図（想定最大規模）

（令和4年3月15日公表（宮城県））より

※ 公表の前提となる降雨 尾袋川流域の2日間総雨量962mm

第4 阿武隈川水系新桜井川 洪水浸水想定区域図（想定最大規模）

令和4年3月15日宮城県告示第138号より、阿武隈川水系新桜井川における想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域が公表された。

この図面は、阿武隈川水系新桜井川、内町堀川、大谷川について、水防法の規定により指定された想定し得る最大規模の降雨による浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深を表示した図面である。

想定結果からは一部住宅地においては浸水深が3m未満の区域があるが、他の浸水区域の多くは農地の水田エリアとなっている。

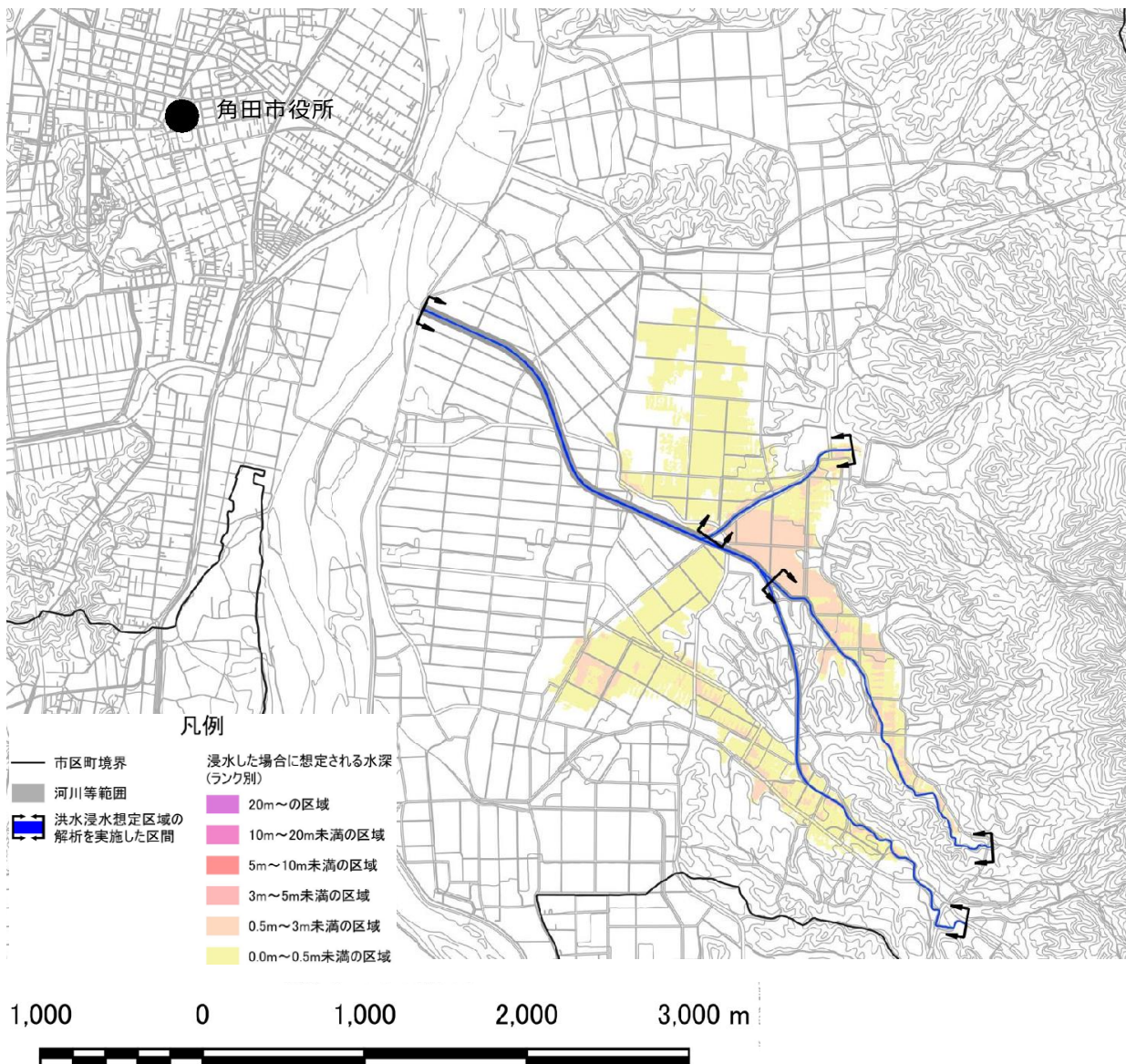


図 阿武隈川水系新桜井川 洪水浸水想定区域図（想定最大規模）

（令和4年3月15日公表（宮城県））より

※ 公表の前提となる降雨 新桜井川流域の時間雨量120mm

第5 阿武隈川水系雫子尾川・伊手川 洪水浸水想定区域図（想定最大規模）

令和5年5月30日宮城県告示第416号により、阿武隈川水系雫子尾川・伊手川における想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域が公表された。

この図面は、阿武隈川水系雫子尾川・伊手川について、水防法の規定により指定された想定し得る最大規模の降雨による浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深を表示した図面である。

想定結果からは一部住宅地においては浸水深が3m未満の区域があるが、他の浸水区域の多くは農地の水田エリアとなっている。

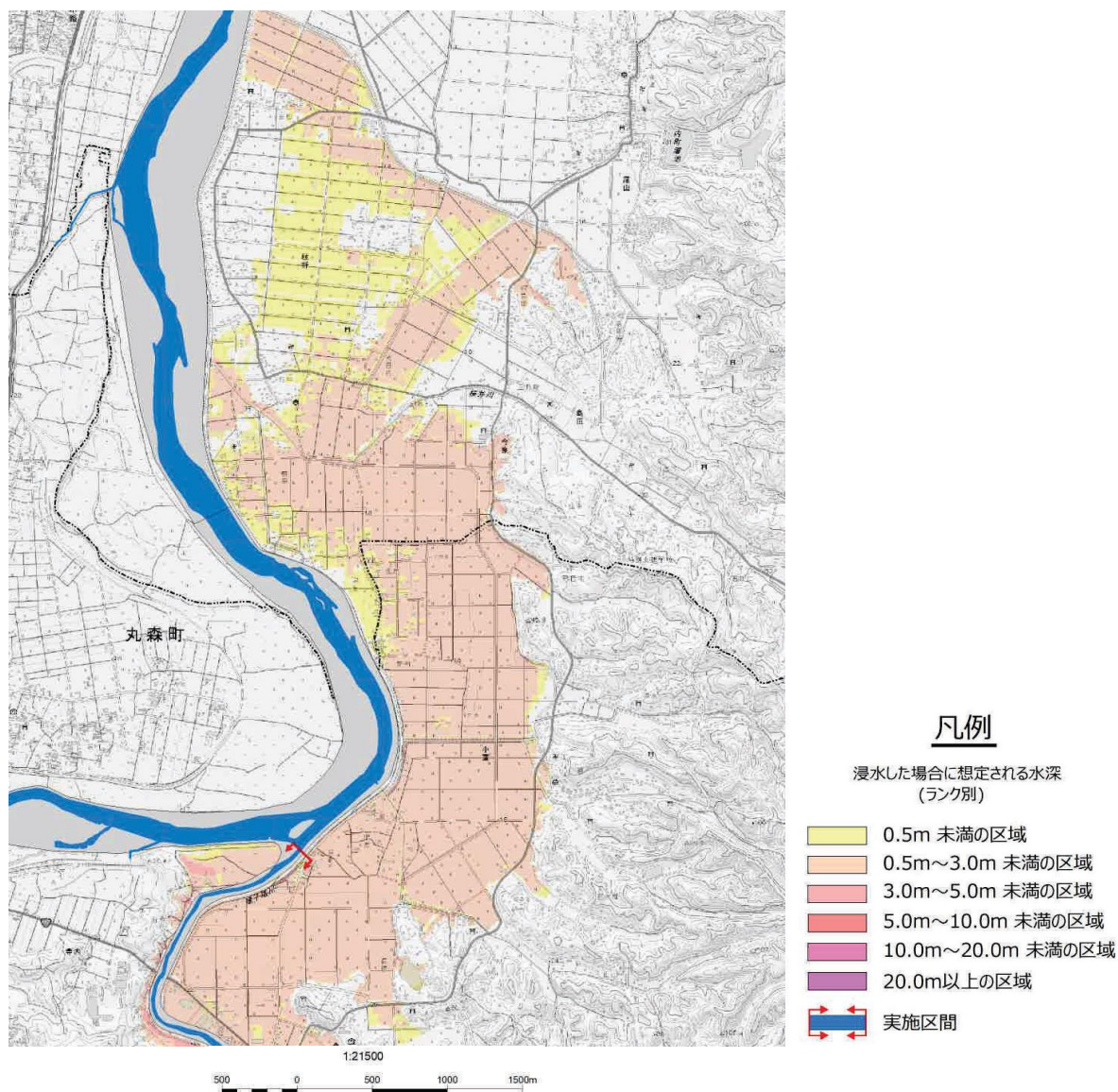


図 阿武隈川水系雫子尾川・伊手川 洪水浸水想定区域図（想定最大規模）

（令和5年5月30日公表（宮城県））より

※ 公表の前提となる降雨 雫子尾川・伊手川流域の1日間総雨量703.5mm

第6 阿武隈川水系半田川 洪水浸水想定区域図（想定最大規模）

令和4年3月15日宮城県告示第138号により、阿武隈川水系半田川における想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域が公表された。

この図面は、阿武隈川水系半田川について、水防法の規定により指定された想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深を表示した図面である。

想定結果からは一部住宅地においては浸水深 3m未満の区域があるが、他の浸水区域の多くは農地の水田エリアとなっている。

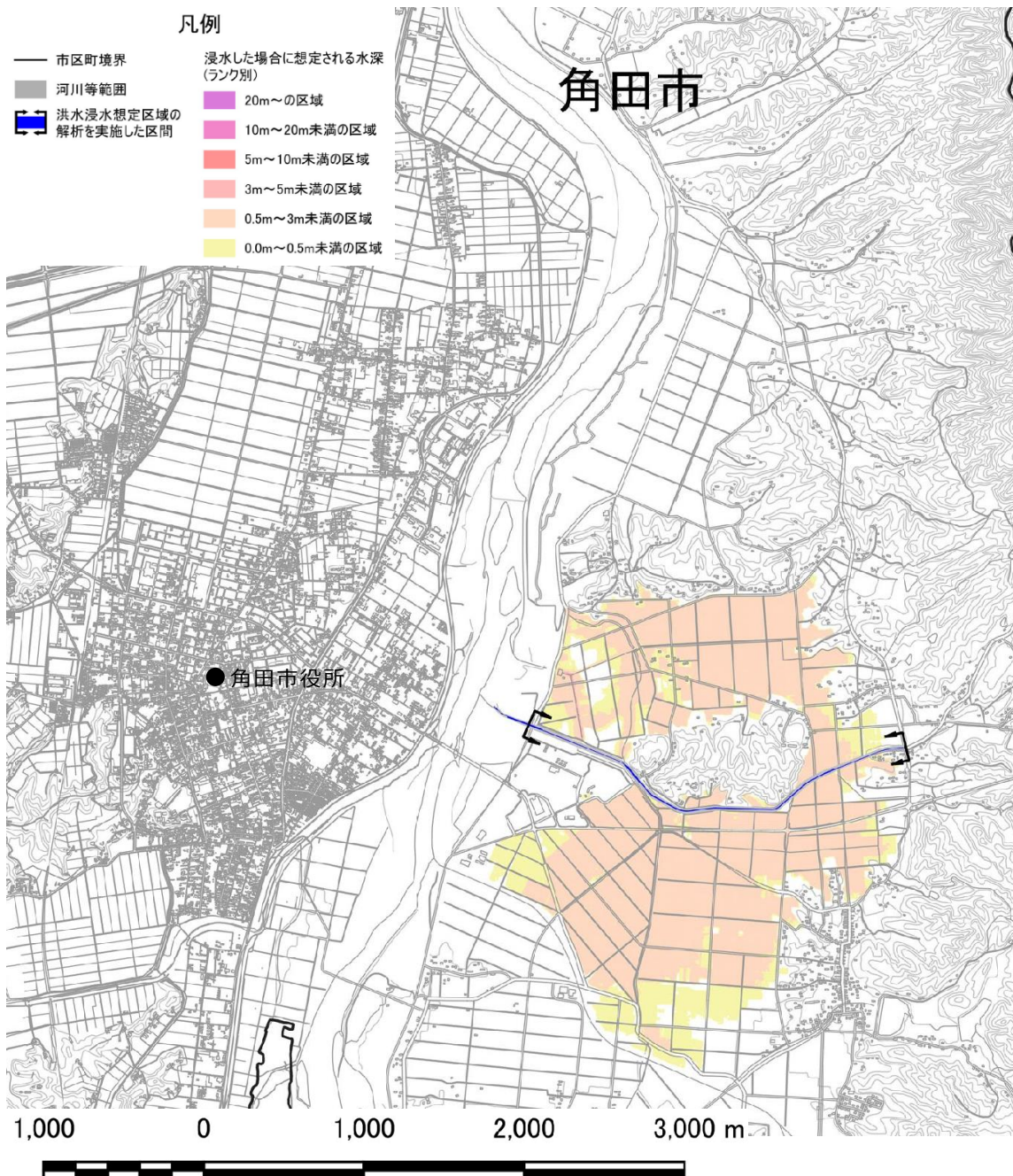


図 阿武隈川水系半田川 洪水浸水想定区域図（想定最大規模）

（令和4年3月15日公表（宮城県））より

※ 公表の前提となる降雨 半田川流域の2日間総雨量 962 mm

第7 阿武隈川水系白石川 洪水浸水想定区域図（想定最大規模）

平成29年5月30日宮城県告示第537号により、阿武隈川水系白石川における想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域が公表された。

この図面は、阿武隈川水系白石川の洪水予報区間について、水防法の規定により指定された想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深を表示した図面である。

想定結果からは柴田町との市境部分で一部住宅地においては浸水深5m未満の区域があるが、多くは農地の水田エリアとなっている。

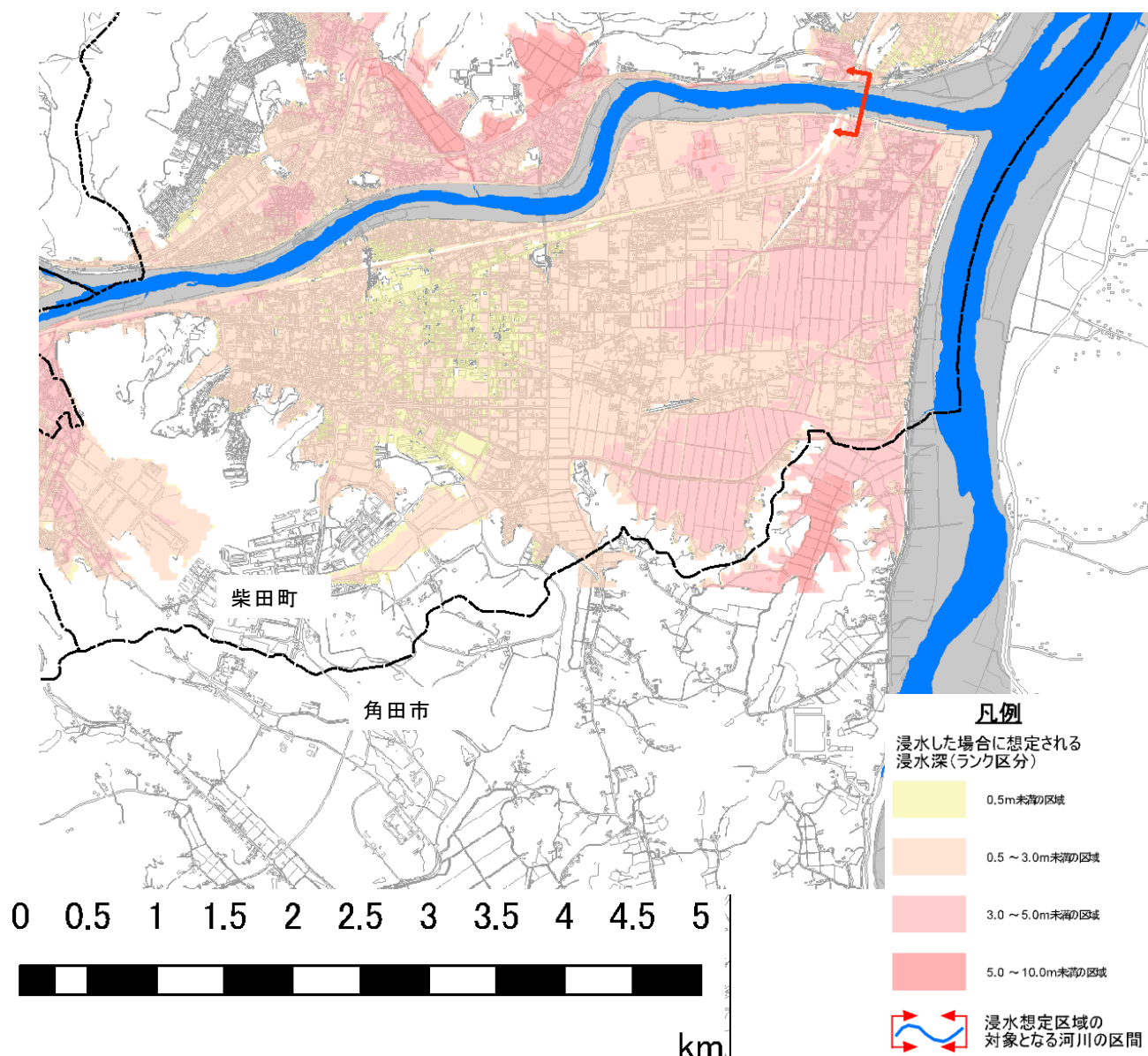


図 阿武隈川水系白石川 洪水浸水想定区域図（想定最大規模）

（平成29年5月30日公表（宮城県））より

※ 指定の前提となる降雨 白石川流域の2日間総雨量465.7mm

第2章 災害予防対策

市は、風水害に強いまちづくりを確実に実現するために、防災施設の風水害に対する安全性の確保、治山、治水事業等の総合的、計画的推進を図る。これらの取り組みは、本市の社会的条件、自然的条件を総合的に勘案し、危険度・緊急性の高いものから優先的に風水害対策事業を実施していくとともに、市は、その進行管理に努め、風水害に強いまちづくりを推進する。

第1節 風水害等に強い都市づくり

(主な実施機関：都市整備課、農林振興課、上下水道事業所、生活環境課、防災安全課)

第1 風水害等に強いまちづくり

1 風水害等に強いまちの形成

市、県及び国は、洪水、雨水出水、土砂災害等による浸水実績、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等を公表し、安全な国土利用や耐水性建築方式の誘導、風水害時の避難体制の整備を行う。

また、市、県及び国は、治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価について検討する。特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努める。市及び県は、これらの評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努める。

市及び県は、避難場所、避難路、防災拠点等の災害時における防災に資する公共施設について、関係機関等と緊密な連携を図りつつ、積極的整備を図るとともに、対応する災害に応じて防災拠点施設等の浸水防止機能、土砂災害に対する安全確保等に努める。

市、県及び国は、溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努めるとともに、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの提供に努める。

2 災害危険区域の指定等

市及び県は、豪雨、洪水、土砂災害等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため、災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、地方公共団体が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討するものとする。

3 予測、観測の充実・強化等

市、県及び国は、雨量、水位等の観測体制、施設の充実・強化等を図る。

4 生活防災緊急対策

市及び県は、高齢者等に経済的・身体的に特に大きな負担を与える慢性的な床上浸水被害を解消するための床上浸水対策や、避難場所、避難路等の防災施設及び病院、老人ホーム等の要配慮者に関連した施設に対する土砂災害対策を重点的に実施する等、生活防災緊急対策を推進する。

5 所有者不明土地の利活用

市、県及び国は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進する。

第2 水害予防対策

1 目的

水害を防止するために必要な事業の施行、施設の整備、その他の予防対策に関する計画について定める。

2 現況

(1) 河川

市の中央を一級河川阿武隈川が南北に流れ、東西より尾袋川、高倉川等の9河川が合流している。市内の主な河川については資料編2-1-1のとおりである。

そのため、雨期における増水、溢水等により水害の危険性を有している。市の河川ごとの水害危険箇所及び予想される被害等は、資料編2-1-2、資料編2-1-3のとおりである。

(2) ため池

市内には小規模なため池が散在しており、重要な農業用水源となっている。しかし、古い時代に築造されたものが多く、堤体、余水吐、取水施設等が老朽化しているのが現状である。

いったん、豪雨等により溢水・破堤した場合、被害は人命にまで及ぶおそれがあり、事前に対策を講じる。

本市の総貯水量 10,000m³ 以上のため池は資料編2-1-4のとおりである。

3 市土保全事業施行

市は、治山、治水、急傾斜地崩壊対策、農地防災等の事業による災害予防対策を実施する場合は、環境や景観へも配慮する。

(1) 河川改修事業

阿武隈川の大規模な工事としては、角田橋下流左岸（昭和63年完了）、風呂地区（昭和63年完了）鳩原地区（平成10年完了）、東小坂地区（平成15年完了）等の築堤工事が行われた。

小田川については、平成7年度に小田川水門の改修工事を完了しており、現在、小田川水門から地蔵堂橋までの区間の改修工事が行われている。

また、角田市防災・減災構想において、小田川河川改修事業の早期完成を宮城県へ要請することや、裏町排水機場の機能強化等、7つの地区ごとに必要な防災・減災対策を定め、実施していく。

今後、阿武隈川をはじめとする、水害の危険性のある河川については、国及び県に対し、河川改修工事の促進の働きかけを強化する。

さらに、本市管理の河川については、国土強靱化事業の活用等により計画的に改修工事を実施していく。

なお、過去の水害実績等を踏まえ、流域内の大河川中小河川、下水道内水域等それぞれの水害規模影響等を想定した上で、河川管理者及び下水道管理者等が連携し、効果的な治水対策に努めるとともに、堤防の嵩上げや増強、河川の堆積土砂の浚渫等の治水事業により、河川の氾濫防止に取り組む。

また、河川等における災害時の緊急対応を効率的に行えるようにするために、必要に応じて河川管理進入路、水防拠点等の施設の整備に努める。

(2) ため池等の整備

国土保全及び農業用水確保の目的で、ため池堤体の補強及び余水吐、取水施設等の整備を促進する。

4 河川の維持管理

(1) 河川パトロールの実施

水防警報区間・重要水防箇所等、水防上重要な河川管理施設、占用工作物の点検等、河川パトロールを重点的に実施し、河川の管理に万全を期する。

また、林道等の手入れや見回りを行い、倒木による河川の埋塞防止に努める。

(2) 河川管理施設の管理

ダム、堰、水門、堤防、護岸、床止め、その他河川管理施設の災害を未然に防止し、軽減する施設の維持管理を徹底するため次の措置を講じる。

ア 構造の安全

河川管理施設については、出水時の堤防等施設の監視体制や、水位、流量、地形、地質、河川の状況及び自重、水圧等予想される荷重を考慮し、内水排除施設等の耐水機能の安全を確保するため、強化対策を講じる。

イ 操作規則の制定

次の操作を伴う河川管理施設の操作規則を定め、河川管理施設の維持管理と安全化の徹底を期する。

また、河川、下水道等の管理者は連携し、出水時における排水ポンプ場の運転調整の実施等により洪水被害を軽減する。

(ア) 流水を調節する施設

(イ) 流水を分流させる施設

(ウ) 治水上特に重要な内水排除施設又は流水調節施設

(3) 河川の維持規制

河川の流水、流量、深浅等河川に影響を及ぼす次の行為を規制するなどの措置を講じ、河川の維持管理を徹底する。

- ア 流水の占用又は河川区域内の土地の占用
- イ 河川区域内の土石の採取又は掘削、工作物の構築等
- ウ 河川における竹木等の流送

(4) 水質事故対策

東北地方整備局、県及び市は、油流出等の水質事故に対処するため、平常時の河川巡視、水質処理資機材を備蓄するとともに、相互の情報連絡体制の整備、応急対策等の必要な措置を講じる。

5 気象、水位等の観測

災害時はもとより、常時河川の状況を把握し、緊急時に備えるため必要な箇所に雨量、水位、流量、風の観測施設を設置して観測を行う。市管理河川については、観測施設の設置場所・箇所数・財源確保の方法等について検討し、設置を推進する。国・県管理河川については、必要な箇所への観測施設は設置されているが、さらに必要な場合は要望する。

市内の雨量観測所及び水位観測所は資料編2-1-5のとおりである。

また、観測機関相互の情報交換、連携に努める。

6 水防応急資機材の整備・充実

市は、水防活動を円滑化するために必要な水防応急資機材の整備・充実を図る。

水防倉庫及び資機材の状況は、資料編2-1-6、資料編2-1-7のとおりである。

7 水防計画の作成

市長が、水防計画を作成するときは、次の事項について考慮する。

- (1) 水防活動組織及び活動体制の確立
- (2) 河川管理施設の管理及び操作
- (3) 重要水防箇所及び指定河川洪水予報、水防警報の区域の指定
- (4) 水防施設及び水防資機材の整備
- (5) 気象、水象の観測及び通報等の活用
- (6) 通信連絡体制及び水防標識等の整備
- (7) 水防活動従事者の安全確保
- (8) 他の水防機関との協力及び応援体制（河川管理者の同意及び協力を含む）
- (9) その他水害を予防するための措置

8 洪水浸水想定区域の指定

国、県が指定する阿武隈川水系阿武隈川洪水浸水想定区域（平成28年6月作成）、阿武隈川水系小田川洪水浸水想定区域（令和6年5月作成）などについて、浸水想定区域ごとの洪水情報の伝達方法、避難場所、その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るための必要な事項について定めるマニュアルを作成するとともに、防災マップを作成する。

市は国・県の協力を得て、浸水常襲地帯における微地形把握等の基礎調査や、防災マップの作成に必要な浸水予測シミュレーション、内水浸水シミュレーション等を行い、これらの情報の関係機関等への提供に努める。市長は、洪水浸水想定区域に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知する。

市は、浸水想定区域の指定があったときは、市地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに洪水予報の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るための必要な事項について定めるものとする。

また、浸水想定区域内に要配慮者利用施設（主として高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者が利用する施設をいう。以下同じ。）で、洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があるもの又は大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市が条例で定める用途及び規模に該当するものをいう。以下同じ。）の所有者又は管理者から申し出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるものと認める場合には、これらの施設の名称及び所在地について定めるものとする。名称及び所在地を定めたこれらの施設について、市は、市地域防災計画において、当該施設の所有者又は管理者及び自衛消防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定める。

市は、市地域防災計画で定める洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るための事項、要配慮者利用施設等の名称及び所在地について住民等に周知するため、印刷物の配布、その他必要な措置を講じるものとする。

9 防災調整池の設置等

市及び県は、防災調整池の設置、透水性舗装の実施、雨水貯留・浸透施設の設置、盛土の抑制等を地域の特性を踏まえつつ必要に応じて実施することにより、流域の保水・遊水機能が確保されるよう措置する。

10 農地防災対策及び農地保全対策

市及び県は、災害に対処するため、農業用排水施設の整備、決壊した場合に影響が大きいため池における補強対策や統廃合、低・湿地域における排水対策等農地防災対策及び農地保全対策を推進する。

また、農業用ため池について、市及び施設管理者と調整の上、防災重点農業用ため池のハザードマップの作成や公表に向けた支援を実施し、関係住民への適切な情報提供を図る。

11 大規模氾濫減災協議会を活用した連携体制の構築

気候変動による影響を踏まえ、社会全体で被害を防止・軽減させるための洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として「大規模氾濫減災協議会」、「県大規模氾濫減災協議会」、「流域治水協議会」等を活用し、国、県、市、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築する。

12 流域水害対策計画の策定等

特定都市河川の河川管理者、特定都市河川流域に係る地方公共団体及び特定都市下水道の下水道管理者は、特定都市河川流域における浸水被害の防止を図るため、共同して、流域水害対策計画を策定するものとする。その際、「流域水害対策協議会」等を組織し、流域水害対策計画の作成及び変更に関する協議並びに流域水害対策計画の実施に係る連絡調整を行うものとする。

13 雨水出水浸水想定区域の指定

市及び県は、雨水出水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する公共下水道等の排水施設として指定した排水施設等について、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するとともに、都道府県知事にあっては関係市町村の長に通知するものとする。

第3 土砂災害予防対策

1 目的

市は、県及び防災関係機関と連携し、大規模な災害に伴う土砂災害を未然に防止し、被害の軽減を図るための危険箇所の実態を調査し、土砂災害警戒区域等における災害防止策を講じるとともに、住民及び事業者に対して災害の防止について、啓発及び指導を行う。

2 現況

市の土石流・地すべり・がけ崩れ等の危険箇所及び危険地区をみると、土砂災害警戒区域等指定箇所（土石流、急傾斜地の崩壊、地すべり）及び山地災害危険地区（山腹崩壊危険地区、地すべり危険地区、崩壊土砂流出危険地区）となっており、その状況は資料編2-1-8、資料編2-1-9のとおりである。

また、過去の土砂災害は、これらの危険箇所等に限らず他の箇所等においても発生する可能性があることから、こうした地域の対策も必要である。

3 土砂災害防止対策の推進

市、県及び国は、土砂災害のおそれのある箇所における砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備等に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害対策を推進する。特に、土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川において、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施するとともに、土砂・洪水氾濫による被害の危険性が高い河川において、砂防堰堤、遊砂地等の整備を実施する。

(1) 土砂災害のおそれがある箇所の調査把握

市は、土砂災害を被るおそれのある箇所の崩壊による災害を未然に防止し、その被害の軽減を図るため、県が実施する土砂災害のおそれがある箇所の調査に協力するとともに、県が指定する、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域を常に把握しておくよう努める。

また、梅雨期、台風期及び長雨豪雨等が予想される場合は、関係機関と協力し、随時パトロールする。

土砂災害警戒区域等の防災パトロール関係機関は、資料編2-1-10のとおりである。

(2) 所有者等に対する防災措置の指導

被害発生が予想される箇所については、必要に応じ土地所有者、管理者、借地権者等に対し、防災措置について積極的に指導する。また、当該地域の居住者に対しても平常時から災害の危険性について周知を図り、あらかじめ注意を喚起する。

(3) 土砂災害防止のための啓発活動

土石流、地すべり、がけ崩れ等の土砂災害は突発的に発生することから、警戒避難体制を整えるには、まず住民の土砂災害に対する認識と理解が必要になる。

このため、市は、土砂災害警戒区域等、被害の発生するおそれのある地域を地域防災計画に掲載するとともに、防災マップの作成、広報紙、パンフレットの配布、説明会の開催、現場への標識・標柱の設置等により継続的に周辺住民に対し周知徹底を図る。さらに、避難情報の発令時や土砂災害の発生時に求められる住民の避難行動について周知徹底を図り、円滑な警戒避難が行われるよう努める。

また、土砂災害のおそれがある箇所の調査結果に基づき、特に相当数の居住者に危険が予想される地域については、地元住民の協力のもとに災害防止の観点から危険区域として指定を受け、県に対する防災工事实施の要望活動の強化に努める。

(4) 市の役割

市長は、土砂災害の警戒避難体制に関して予め下記事項を定めておく。

ア 地域防災計画において定める事項

- (ア) 雨量情報、土砂災害警戒情報、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）、住民からの前兆現象や近隣の土砂災害発生情報等の土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発表及び伝達に関する事項
- (イ) 避難施設その他の避難場所及び避難経路に関する事項
- (ウ) 土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
- (エ) 警戒区域内に社会福祉施設、学校、医療施設等の要配慮者が利用する施設が存在し、土砂災害時に円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある場合、これらの施設の名称、所在地並びに当該施設の利用者に対する土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法
- (オ) 救助に関する事項
- (カ) 上記に掲げたもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

イ 避難情報の発令基準及び発令対象区域

ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

エ 上記ア(イ)のほか、土砂災害に対して安全な指定緊急避難場所の開放及び指定避難所の開設・運営体制、開設状況の伝達方法

オ 上記ア(エ)のほか、土砂災害時の要配慮者関連施設の名称、所在地及び土砂災害に関する情報、気象情報や避難情報の伝達方法や、在宅の要配慮者に対する情報の伝達体制、要配慮者情報の共有方法

カ 土砂災害に係る防災意識の向上方法

- (ア) 市長は、市地域防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講じるよう努める。

- (イ) 市内の土砂災害警戒区域等指定箇所は、資料編2-1-8のとおりである。

4 盛土等による災害防止

市及び県は、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく管内の既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行うものとする。また、これらを踏まえ、危険が確認された盛土等について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに監督処分や撤去命令等の行政処分等の盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置を行う。

第4 風雪害予防対策

1 目的

強風及び積雪による道路交通障害等を未然に防止するため、除雪体制の強化、避難体制の整備等の必要な事業又は施設の整備を図るとともに、総合的に雪に強いまちづくりを推進し、積雪期の被害の軽減を図る。

2 現況

地域内の強風は、主に台風時等に集中しており、積雪は、山沿い地帯に多くなっている。風雪による災害は、主として農作物等の被害が予想される。

3 防災施設の現状及び整備計画

通常の交通路の確保のために除雪グレーダー等を使用して万全を期する。なお、農林業等に対する防災措置については、本章本節「第4 農林業災害予防対策」による。

(1) 主要道路の確保

異常降積雪による主要道路の確保を図るため、降雪の状況により、市道等について除雪及び融雪を行う。除雪・融雪対象の主要道路は、資料編2-1-11のとおりである。

(2) 消防水利の確保

積雪時においては、消防水利の確保が困難を来すことが考えられるため、地元住民、消防機関の協力を得て、消防水利を確保する。

第5 農林業災害予防対策

1 目的

市は、大規模な災害により、農業、畜産業及び林業の施設等への災害を最小限に食い止めるため、県、市、各関係機関は、相互に連携を保ちながら、的確な対応を行う。

2 現況

市の農林業は地勢的環境と気象条件から水害、干害、冷害及び凍霜害等を受けやすい。
また、阿武隈川流域の平坦地の農地・集落を洪水の被害から守るため、国営かんがい排水事業等で、多くの用排水施設を整備している。

3 防災措置等

市は、次のとおり災害予防対策を推進する。

(1) 農地、農業用施設の災害の防止

洪水や土砂災害から人命及び公共施設等並びに農地及び農業用施設を守るため、また、洪水防止などの農業の有する多面的機能を発揮、維持するため、「防災重点農業用ため池」を中心としたため池や排水機場等の農業用排水施設の点検、整備、補修、更新・改修を、国の新たな土地改良長期計画等に則し総合的に推進し、災害の未然防止を図る。

また、既存のため池に、消防水利や生活用水等の緊急防災用水量を附加するなど、地域の総合的な防災安全度を高める。

(2) 集落の安全確保

集落の安全確保を図るため、避難路、避難地、延焼遮断帯、農道、農業集落道、防火活動拠点となる農村公園緑地、緊急時に消防用水や生活用水として取水することができる農業用排水施設、災害時の情報伝達を行うために必要な情報基盤施設について、緊急的な利用も考慮し、下記内容の整備を推進する。

ア 避難路や避難地等の確保

(ア) 避難路整備

緊急車両の通行及び避難路の確保のための市道、農道、集落道の整備

(イ) 災害拠点整備

災害対策拠点として活用するため、防災ヘリコプター等の場外離着陸場等としても利用できる農村公園緑地の整備

(ウ) 避難地用地整備

被災時の仮設住宅等の建設にも活用できる用地の整備

イ 消防用施設の確保

(ア) 営農飲雑用水施設整備

防火用水が確保されていない地域での防火用水等の整備

(イ) 防火水槽整備

ウ 集落の防災施設整備

老朽ため池の改修、地すべり工、土留工、雨水排水路等、集落の防災上必要な施設の整備

エ 災害情報の伝達施設の確保

住民に対する農業情報の提供とともに災害時の情報伝達を行うために必要な施設の整備

オ 農業気象対策の推進

(ア) 農業気象業務については、県、仙台管区气象台、農業団体等と密接な連携のもとに、農業気象観測の整備強化に努め、災害の未然防止を図る。

(イ) 県より、市、農業団体等に配布される農業気象関連の資料を活用し、気象状況の把握及び災害防止に努める。

・農業異常災害対策速報・・・・・・随 時

カ 病虫害防除対策

病虫害の適期、適正防除を行うため、各農作物の防除連絡協議会や農業関係機関・団体と連携し、効果的な病虫害の駆除を実施する。

キ 防災営農技術等の普及

災害に対応する技術対策の指導を徹底し、災害の未然防止に努める。

第2節 都市の防災対策

（主な実施機関：都市整備課、防災安全課）

第1 目的

市は、火災の拡大防止や避難の安全を確保し、安全・安心・快適性等に配慮された総合的に質の高い市街地の実現のため、都市の災害に対する危険性を把握し、防災力の高いまちづくりの方針を明らかにし、避難路やオープンスペース確保のための各種事業や避難地、避難路等周辺の建築物の不燃化を促進する。

第2 市街地開発事業等の推進

市は、都市再開発法（昭和44年法律第38号）に基づく市街地再開発事業により、低層木造建築物等の密集した不健全な既成市街地を改造し、土地の合理的で健全な高度利用、都市の不燃化、環境の整備改善を効果的に推進する。

第3 都市公園施設

市は、避難路、避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる都市公園の整備促進及び配置、ネットワークの形成を図るとともに、市が避難場所に指定する都市公園については、必要に応じ、食料、医薬品等災害応急対策に必要な備蓄倉庫、耐震性貯水槽、防災トイレ等の整備に努める。

第3節 建築物等の予防対策

(主な実施機関：都市整備課、建築住宅課、総務課、まちづくり推進課、教育総務課、生涯学習課、防災安全課)

第1 目的

風水害による災害では、浸水、斜面崩壊等による建物損壊や火災による焼失等の被害が予想される。このため、市は、建築物の安全性を確保することにより、災害防止対策を推進する。

第2 公共施設等の災害予防

市は、学校、自治センター、公営住宅等の公共施設について、災害応急対策実施上の重要性、地域特性等を考慮し、防災上重要と判断される施設について、建築物の堅牢化・安全化の推進及び平常時からの安全確保に努める。

また、市役所庁舎、消防・警察等の防災関係機関の施設、医療機関等の防災基幹施設は、風水害等の災害時における応急対策活動の拠点となることから、市及び防災関係機関は、施設の機能を確保・保持し、公共施設等総合管理計画に基づき、施設の堅牢化及び安全性の確保を図る。

- 1 建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定に基づき、建築物の火災・風水害等対策の確認及び検討を行う。
- 2 消防法（昭和23年法律第186号）により整備を必要とする防災施設等（消火設備、警報設備、避難設備等）を整備する。
- 3 風水害の際に自力での避難が極めて困難な避難行動要支援者のために、関連する施設について、2階建て以上にする等、一時避難が可能なよう配慮する。
- 4 浸水経路や浸水形態の把握等を行い、これらの結果を踏まえ、浸水等風水害に対する安全性の確保に配慮する。
- 5 防水扉及び防水板の整備等、建物等を浸水被害から守るための対策を促進するとともに、浸水被害を防止するため土のう等の水防資材の備蓄等の対策を講ずるよう努める。

第3 教育施設等の災害予防

学校教育施設は収容人員が大きく、十分なオープンスペースを有しており、防災上特に重要である。したがって、上記第2の対策に加え、下記対策を講じ、教育施設における防災性の強化と、その重要性の周知徹底を促進する。

- 1 学校建築物の新設、増設、改築等にあたっては、安全性確保のため耐火・耐水等を有する建物とする。
- 2 学校建築物の防災診断を実施し、防災性の低い建築物については、防災構造建築物への改築を実施する。
- 3 老朽建築物の改築を実施する。

第4 一般建築物の災害予防

1 建築物の不燃化等の必要性の啓発

市は、建築物の不燃化等の関係法令について、普及・啓発を図るとともに、既存建築物については改修時の相談に応じる。また、市は、住宅支援機構等の融資制度等を活用し、改修等の促進を図る。

2 がけ地近接等危険住宅移転指導

がけ地の崩壊及び土石流等により、住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域内に建っている危険住宅について、市は、安全な場所への移転を指導する。

第5 特殊建築物、建設設備等防災対策

建築基準法第12条第1項に規定する定期報告制度の対象建築物について、定期報告制度、建築物防災週間における防災査察、特別防災査察及び消防機関との連携を図り、計画的な防災指導を行い、建築物の所有者に対し防災意識の高揚と防災診断、改修を促進する。

第6 文化財の災害予防

市は、国及び県とともに文化財保護のため防災対策に努める。
文化財の指定状況は、資料編2-3-1のとおりである。

第7 市街地・集落の防災構造化

木造建築物等が密集する市街地及び集落地は、土地の合理的かつ健全な高度利用と環境の整備改善を効果的に推進する。

また、木造建築物等の耐震化を進めるため、耐震診断及び耐震工事の助成事業について周知する。

第8 落下物の防止対策

市及び建築物の所有者等は、強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図るものとする。

第4節 ライフライン施設等の予防対策

(主な実施機関：上下水道事業所、防災安全課)

第1 目的

大規模な災害の発生により市民生活に直結する上下水道、電力、ガス、石油、石油ガス、通信サービス、廃棄物処理施設等のライフライン施設が大きな被害を受けた場合、日常生活や経済活動の場である都市の機能が麻痺し、安否確認、避難や救援・救出活動の応急対策を実施する上で大きな障害となるだけでなく、避難生活環境の悪化や、市民が早期に通常の生活に戻るための大きな足かせとなる。

このような事態を極力避けるため、ライフライン関係機関においては、大規模な災害が発生した場合の被害想定を行い、その想定結果に基づいて、各施設の被害を最小限に食い止めるための浸水防止対策、代替施設の確保及び系統の多重化等を進める等、大規模な災害による被害軽減のための諸施策を実施する。

第2 水道施設

1 水道施設の耐震性強化

- (1) 市上下水道事業所は、災害時においても断水等の影響を最小限に食い止め、容易な復旧を可能とすることを基本として、取水・浄水施設、導水管・送水管・配水管幹線及び配水池等の基幹施設並びに、指定避難所、医療機関等の重要施設に配水する管路について、地盤の状況及び水害、土砂崩れ等による被災のおそれ並びに過去の被災状況を考慮し、施設の新設、改良等に合わせて計画的な整備を行う。
- (2) 市上下水道事業所の新設拡張・改良等に当たっては耐火性等を十分に考慮し、老朽化した取水施設・配水施設等の改良、管路等の布設替えを促進し、水道システム全体の防災性向上を図る。
- (3) 基幹施設の分散、送・配水管幹線の相互連絡を図るとともに給水区域の連絡管整備を推進する等、施設の代替性を確保する。
- (4) 市上下水道事業所の日常の保守点検と合わせて、地盤の不良箇所や周囲の土砂崩れ等危険箇所を把握する。
- (5) 市上下水道事業所は、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置を講じる。
- (6) 市上下水道事業所は、災害時における水道水の安定供給を確保するため、浄水場等への非常用自家発電機等を整備する。

2 復旧用資機材の整備

- (1) 市上下水道事業所は、水道施設が被災した場合に、直ちに応急対策に着手できるよう、応急給水及び応急復旧に必要な資機材の備蓄を行うとともに、応急時の調達方法を定めておく。
- (2) 市上下水道事業所は、災害時において迅速かつ円滑な対応がとれるよう、管理図面等を整備しておくほか、管理図面等の複数施設への保管等により危険分散を図る。

3 管路図等の整備

市上下水道事業所等は、災害時において適切な対応がとれるよう、日頃から管路図等の整備を図り、施設の現況把握に努める。

4 危機管理体制の確立

- (1) 市上下水道事業所等は、日常の維持管理業務を着実に行うことはもとより、災害時における水道施設の被害予測を踏まえた緊急時の指揮命令系統、初動体制、通信手段、相互応援体制及び応急給水、応急復旧活動等に関する行動計画及びマニュアルを作成する（平成13年8月、角田市管工会と「災害時等における水道施設復旧応援に関する協定書」締結）。
- (2) 知事から水道用水の緊急応援の指示（水道法第40条）があった場合等を想定し、県の行動計画と整合性のある行動指針を作成する。
- (3) 災害時における応急給水及び応急復旧体制の整備を図る。
- (4) 大規模な災害予測を踏まえた市町村間の相互応援体制を整備する。（（公社）日本水道協会東北地方支部「災害時相互応援計画」に基づく）

5 教育・訓練等の実施

平常時から災害時の応急対策活動の訓練や研修会・講習会を開催することにより、職員等に対する防災意識の周知徹底を図る。

第3 下水道施設

下水道施設が重要な生活関連施設であることを踏まえ、大雨時における浸水被害の軽減、災害時における下水（汚水）処理機能を確保するため、施設の整備及び安全性の向上を推進するとともに、災害対策資材の確保、他機関との連絡協力体制の整備に努める。

1 下水道施設計画

(1) 雨水施設

雨水排水施設及び雨水貯留施設等を計画的に整備し、浸水被害を予防するとともに、水害時における施設の安全性の向上に努める。

(2) 汚水施設

処理機能を確保するため、老朽管渠等の改良、更新を計画的に進めるとともに、災害時における施設の機能確保向上に努める。

2 下水道施設維持管理

下水道台帳の整理、保管を行うとともに、下水道施設を定期的に点検、把握し、機能保持に万全を期する。

3 下水道施設災害復旧

復旧活動を円滑に実施するため、被災予測を踏まえた災害対応マニュアルの策定、災害対策用資機材の確保及び他機関との連絡協力体制の整備を強化する。

4 浸水被害の軽減

市及び県及び地方公共団体は、特定都市河川流域や浸水被害対策区域において、民間の雨水貯留施設等の整備と連携して浸水被害の軽減を推進するものとする。

第4 電力施設

- 1 東北電力ネットワーク㈱は、災害による施設の被害を最小限に抑えるため、電力供給施設・設備の防災性の向上に努めるとともに、防災訓練の実施、従業員に対する防災教育を実施し、防災意識の高揚に努める。また、被災した場合は、早急な応急復旧のできる体制を確立する。
- 2 県及び電気事業者は、倒木等により電力供給網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市との協力に努める。

第5 液化石油ガス施設

1 液化石油ガス販売事業者の対応

液化石油ガス販売事業者は、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」（昭和42年法律第149号）及び県が毎年定める「液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」に基づき、災害によって被災した家屋等においても、液化石油ガス施設による災害が発生しないように、常日頃から消費者に対して次の対策を講じるとともに、緊急時連絡体制及び緊急資機材を整備する。

- (1) 消費者全戸への安全器具（ガス漏れ警報器、ヒューズコック、S型メーター等）の設置とその期限管理及び集中監視システムの普及導入の推進
- (2) 安全性の確認（チェーン止め等による転倒・流出防止状況の把握・温度上昇防止装置）と向上（ガス放出防止装置等の設置）
- (3) 各設備の定期点検等（特に埋設管や地下ピット）の着実な実施と、基準不適合設備の解消
- (4) 周知内容の充実化（災害時の対応等）と多様化（高齢者世帯や外国人世帯に対する工夫等）

2 （一社）宮城県LPガス協会の対応

（一社）宮城県LPガス協会は、日頃から保安啓発の一環として、有事の際の対処方法の周知徹底に努める。その他、液化石油ガス販売事業者相互の支援体制の充実強化をはじめとした必要な災害予防対策は、長期的に検討推進を図る。

また、災害時における保安業務を含めた様々な役割の担い手として、自家発電設備、衛星通信設備、LPガス自動車等を備えた各地域の災害対応の拠点となる中核充てん所の整備に努める。

また、緊急措置、応急措置等を円滑に実施するために、次の事項の書類等の整備を行うよう指導徹底する。

- (1) 緊急連絡網（官公庁、協会、同支部、防災関連社員等）
- (2) 災害対策対応組織図
- (3) LPガス顧客台帳
- (4) 災害発生時の対応表

なお、緊急時の連絡先は次のとおりである。

・協会

（一社）宮城県LPガス協会

仙台市青葉区本町3丁目5-22 宮城県管工事会館5階

電話 022-225-0929

・協議会

（一社）宮城県LPガス協会 仙南第一LPガス協議会角田丸森班 班長

協業組合角田市ガスセンター

角田市角田字町田229

電話 0224-63-1551

第6 電信・電話施設

1 設備の災害予防

電気通信事業者は、電気通信施設の公共性に鑑み、災害時においても重要通信を確保できるように平常時から設備を強固にし、災害に強く、信頼性の高い通信設備の設計、設置の推進に努め、県及び市の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散、応急資機材の配備を図るとともに、直接的な被害を受けなかった都市相互の通信が途絶したり、ふくそうしたりしないように通信網の整備をさらに促進し、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組の推進に努める。

(1) 電気通信施設の耐震・防火・水防対策

主要な電気通信設備等について、大規模災害に耐えるように調査点検を実施し、引き続き耐震対策、防火対策、水防対策を推進する。

(2) 通信網の整備・充実

バックアップシステムの確立、主要伝送路のループ構成、多ルート構成あるいは2ルート構成による通信網の整備・充実を図り、通信網システムの信頼性向上に努める。

(3) 災害対策用機器の配置

可搬型無線装置、衛星通信装置及び移動電源車等災害対策用機器の整備・充実を図る。

2 体制の整備

日常における防災準備体制の整備を図るとともに、災害時における復旧要員の確保及び広域応援体制の確立を図る。

3 災害復旧用資機材の確保

災害発生時の通信を確保し、電気通信設備を迅速に復旧するため、災害復旧用資機材の配置、充実を図るとともに、全国からの資機材の調達体制の確立を図る。

4 停電とふくそう対策

非常用電源の確保や地震発生後の通信回線がふくそうした場合の対策等を講じる。

第7 廃棄物処理施設

1 処理施設の浸水対策等

市及び仙南地域広域行政事務組合並びに廃棄物処理業者は、風水害等の災害を考慮して浸水対策を行う。

また、市及び仙南地域広域行政事務組合は、新規設置等を行う焼却施設及び粗大ごみ処理施設等の中間処理施設については、処理能力などの面で災害廃棄物対策に配慮した施設づくりを実施する。

市及び仙南地域広域行政事務組合の最終処分場については、災害時に備え残余容量を確保することとし、既存の最終処分場の残余容量等を踏まえ、必要に応じて新規の処分場について計画的に整備を進める。

市及び仙南地域広域行政事務組合は、処理施設の停電時の緊急停止や再稼働に必要な非常用災害発電機の設置、地下水や河川水等の予備冷却水の確保、運転に必要な燃料や薬剤などの備蓄等について、施設の被害想定等を踏まえて取り組む。

2 処理施設の補修体制の整備

市及び仙南地域広域行政事務組合及び廃棄物処理業者は、処理施設において、災害時のBCP（業務継続計画）等の対応計画や、処理施設を点検・修復・復旧するためのマニュアルを作成するとともに、机上訓練・実地訓練等を行い災害時の対応体制を整える。

処理施設が被災した場合の補修等に必要な資機材や災害時の移動手段の燃料が不足することを想定して備蓄を行うとともに、点検・修復・復旧に備え、プラント関係業者やメンテナンス業者等との協力体制を確立しておく。

3 処理体制の整備

市及び関係機関は、迅速かつ適正に廃棄物処理が行われるよう災害廃棄物処理計画を策定するとともに、大量の災害廃棄物が発生した場合に必要な広域処理も含めた災害廃棄物の処理体制の確立を図る。

第5節 防災知識の普及

(主な実施機関：防災安全課、総務課、教育総務課、生涯学習課)

第1 目的

自らの命は自らが守るのが防災の基本であり、市民はその自覚を持ち、平常時より、災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの命を守るよう行動することが重要である。また、災害時には、近隣の負傷者、要配慮者を助ける、指定緊急避難場所や指定避難所で自ら活動する、あるいは、国、公共機関、地方公共団体等が行っている防災活動に協力する等、防災への寄与に努めることが求められる。

このため、市及び防災関係機関は、所属職員に対し、マニュアル等の作成・配付、防災訓練等を通じて防災に関する制度、自らが行うべき役割等について習熟する機会を積極的かつ継続的に与え、防災知識の普及に努める。また、住民が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」という防災の基本を中心に、防災教育、講演会等の事業を積極的に実施しながらその普及・啓発に努め自主防災思想の普及、徹底を図る。

第2 防災知識の普及、徹底

1 職員への防災知識の普及

災害発生時、市及び防災関係機関は、災害対策の中核を担う機関であり、その役割は多岐にわたっている。また、それぞれの職員は所掌事務に関係する分野での災害予防、応急対策の実施に際して相応の知識が要求される。このため、職員に対する関係マニュアルの作成・配付、研修会、防災訓練等を通じて防災に関する制度、自らが行うべき役割等について習熟する機会を積極的かつ継続的に与え、所掌事務を熟知させるとともに、各々必要な施策を講じ職員の防災関係意識の向上に努める。

2 住民等への防災知識の普及

(1) 防災関連行事の実施

ア 防災訓練、講演会等の実施

市は、住民等の防災意識の向上を図るとともに、避難情報等を正しく理解できるよう、防災関係機関と連携し、防災訓練、防災に関する講演会等を実施する。

実施に際しては、広報誌、パンフレット、ホームページ、新聞広告及びインターネット等の多種多様な広報媒体を活用し、広く周知するとともに、住民等の積極的な参加を呼びかける。この際、防災関係機関もこれらの行事に積極的に参加し、各々の役割等を住民等に周知する。

イ 防災とボランティア関連行事の実施

市は、毎年1月15日から21日までの「防災とボランティア週間」、1月17日の「防災とボランティアの日」にも広く住民等を対象とした、防災関連行事の実施に努める。

(2) 防災マップ等の活用

市は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災に関する様々な動向や各種データを防災マップ等の形で分かりやすく発信する。また、防災マップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

(3) 専門家の活用

市は、各地域において、防災リーダーの育成等、「自助」・「共助」の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、気象防災アドバイザー等、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。

(4) 普及・啓発の実施

市は、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、以下の事項について、防災に関するテキストや災害時の対応マニュアルの配布、広報誌、パンフレット、新聞広告及びインターネット(ホームページ、メール、ソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)等)、テレビ・ラジオ局の番組、DVD等貸出の多種多様な広報媒体の活用や防災をテーマとした研修や講習会等の開催等により、普及・啓発を図る。

【住民等への普及・啓発を図る事項】

ア 災害危険性に関する情報

- (ア) 各地域における避難対象地区
- (イ) 孤立する可能性のある地域内集落
- (ウ) 土砂災害警戒区域・土砂災害危険箇所等に関する知識
- (エ) 風水害等の災害が発生する状況及びこれらに係る防災気象情報に関する知識 など

イ 避難行動に関する知識

- (ア) 自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すこと
- (イ) 「立退き避難」、「屋内安全確保」、「緊急安全確保」の意味、行動例
- (ウ) 各地域における災害種別毎の指定緊急避難場所及び避難路に関する知識
- (エ) 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認
- (オ) 各地域における避難情報の伝達方法 など

ウ 家庭内での予防・安全対策

- (ア) 「最低3日間、推奨1週間」の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄
- (イ) 自動車へのこまめな満タン給油
- (ウ) 非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備
- (エ) 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策
- (オ) 飼い主による家庭動物との同行避難や 指定 避難所での飼養についての準備
- (カ) 保険 共済等の生活再建に向けた事前の備え
- (キ) 出火防止等の対策の内容
- (ク) 災害時の家族内の連絡・行動ルールを事前に決めること など

エ 災害時にとるべき行動

- (ア) 近隣の人々と協力して行う救助活動
- (イ) 自動車運行の自粛
- (ウ) 警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時に取るべき行動
- (エ) 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること
- (オ) 様々な条件下(家屋内、路上、自動車運転中等)でとるべき行動、指定緊急避難場所や指定避難所での行動 など

オ その他

- (ア) 正確な情報入手の方法
- (イ) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (ウ) 帰宅困難者の発生を抑制するための「むやみに移動しないこと」
- (エ) 通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
- (オ) 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動
- (カ) 集中的な大雪が予測される場合において、計画的・予防的な通行規制や不要・不急の道路利用を控えることが重要であること など

(5) 要配慮者及び観光客等への配慮

ア 要配慮者への配慮

市は、防災知識等の普及に当たり、外国語パンフレット等の作成・配布や障害者、高齢者の常備品等の点検、介護者の役割の確認等、要配慮者に配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女及び性的マイノリティ（L G B T等）のニーズの違い等に十分配慮する。

イ 観光客等への対応

市は、現地の地理に不案内な観光客等に対しては、避難等に必要なパンフレットやチラシの配布に努めるとともに、市及び施設管理者は、避難場所を示す標識を設置するなど、広報に努める。

(6) 相談窓口の設置

市は、災害対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図る。

(7) 「暴力は許されない」意識の普及、徹底

市は、災害発生後に、指定避難場所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。

3 地域での防災知識の普及

(1) 防災マップの整備

ア 防災マップの作成・周知

市は、急傾斜地崩壊危険箇所等を踏まえて避難場所、避難路等を示す防災マップ等の整備を行い、住民等に対し周知を図る。

イ 防災マップの有効活用

市は、防災マップが住民等の避難に有効に活用されるよう、その内容を十分検討する。

(2) 日常生活の中での情報揭示

市は、避難場所や避難路・避難階段の位置等をまちの至る所に示すことや、蓄光石やライトを活用して夜間でも分かりやすく誘導できるよう表示するなど、住民が日常生活の中で、常に災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような取組を行う。

(3) 観光客等の一時滞在者への周知

市は、観光地、観光施設、鉄道駅といった観光客等の一時滞在者が多く見込まれる箇所や車両の多い道路の沿道等において、避難場所や避難路・避難階段の位置や方向を示すなど、一時滞在者や通行者も災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような整備を行う。

4 ドライバーへの啓発

(1) 徒歩による避難の原則の徹底

市は、警察と連携し、運転免許の取得時や運転免許証の更新時等において、徒歩による避難の原則の徹底と地域の状況に応じた避難方法についての周知に努める。

(2) 運転中における災害時の対応の周知

市は、通行中の車両も可能な限り道路外へ駐車し徒歩避難とすること、やむを得ず道路に駐車して避難する場合には緊急車両等の通行の妨げとならないよう配慮し、ドアロックはせずにエンジンキーは付けたままとすること等も、併せて周知に努める。

(3) 雪道を運転する場合の備え

雪道を運転する場合は、気象状況や路面状況の急変があることも踏まえ、ドライバーは、スタッドレスタイヤ・タイヤチェーンを装着するほか、車内にスコップ、砂、飲料料及び毛布等を備えておくよう心がける。

5 防災拠点の活用

市は、自治センター等の防災拠点を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図る。

第3 市民の取組

市民は、過去の災害から得られた教訓の伝承に努め、また、自らも災害に備える手段を講じるとともに、自発的な防災活動に参加し、防災意識の向上を図る。

また、「自助」「共助」の意識を持ち、一人ひとりが平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの命を守るよう行動する、初期消火を行う、近隣の負傷者及び避難行動要支援者を助ける等の、防災への寄与に努める。

1 食料・飲料水等の備蓄

「最低3日間、推奨1週間」分に相当する量の食料及び飲料水等の備蓄、非常持出品等の定期的な点検、玄関や寝室への配置等に努める。

2 家具等の転倒対策

家具・ブロック塀等の転倒防止対策や、寝室等における家具の配置の見直し等に努める。

3 家族内連絡体制の構築

発災当初の安否確認等によるふくそうを回避するため、災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル(171)、SNS等の利用等、複数の手段による災害時の家族内の連絡体制の確保に努める。

4 防災訓練への参加

地域で実施する防災訓練への積極的参加による、初期消火等、初歩的な技術の習得や地域内での顔の見える関係の構築に努める。

5 防災関連設備等の準備

非常用持出袋の準備、消火器等消火資機材や住宅用火災警報器の設置、その他防災関連設備等の整備に努める。

第4 学校等教育機関における防災教育

- 1 学校等教育機関は、市及び県、防災関係機関と連携し、住んでいる地域の特徴、水害・土砂災害のリスクや過去の災害の教訓等を踏まえた継続的な防災教育に努める。
- 2 防災教育においては、「みやぎ学校安全基本指針」に基づき、自然災害等の危険を回避する力と他者や社会の安全に貢献できる心の育成に努める。

3 児童生徒等及び指導者に対する防災教育

(1) 児童生徒等に対する防災教育

- ア 学校等においては、地域の実情を踏まえた学校安全計画等を策定し、児童生徒等の発達段階に応じた防災教育を行い、防災に関する知識の普及啓発、防災意識の内面化を図る。
- イ 地理的要件等地域の実情に応じ、様々な災害を想定した防災教育を行う。
- ウ 災害時に一人ひとりがどのように行動すべきか等を自ら考え、学習させる「自主的に行動することができるための防災教育」や、学校と地域合同の避難訓練や避難所開設訓練への参加等を通じた「地域と連携した実践的な防災教育」を中心とした指導を行う。実施に当たっては、登下校園時等校園外も含めたあらゆる場面を想定しつつ、授業等による指導や避難訓練等の体験的学習の充実に努める。

(2) 指導者に対する防災教育

- 指導のための手引書等の作成・配布及び避難・救助等に関する研修会を通して、指導者への防災教育を行い、資質向上を図る。
- 4 教育委員会及び社会教育関係機関は、市民向けの各種講座で防災に関する内容を取り入れ、地域住民に対する防災意識の啓発・普及を図る。
- 5 市及び教育委員会は、防災教育及び防災体制の充実にために市内全ての公立学校に防災主任を配置するとともに、地域の拠点となる学校には防災担当主幹教諭を配置し、防災教育計画の立案・実践及び校内研修の企画・実施を行い、防災教育の推進や学校の防災機能の整備を図る。
- 6 市及び教育委員会は、「みやぎ学校安全基本指針」を基にして、学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災意識の向上に向けた学校教育の現場における取組方針や指導の手引き等の整備、防災教育のための指導時間の確保等、防災に関する教育の充実に努める。
- 7 市及び教育委員会は、各学校等において、防災主任、安全担当主幹教諭を中心に、学校防災計画や学校防災マニュアルの策定が行われるよう促すとともに、児童生徒等への防災意識の内面化や校内研修の企画・実施等、防災教育及び防災体制の推進について、積極的に支援を行う。
- 8 市及び教育委員会は、生涯学習内容の中に防災関係の事項を取り上げるほか、防災関連の講座等を実施し、防災上必要な知識の普及に努める。
- 9 市及び市教育委員会並びに県は、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。

第5 防災指導員の養成

市は、地域防災力の向上を目指し、地域社会において、リーダーとして活躍する者及び主に事業所における災害対策を推進する者を養成するための講習等を開設し、修了者を市防災指導員として位置づけ、その活動の推進を図る。なお、地域の防災力向上のためには、女性の参画が重要であることから、講習等への女性の積極的な参加を促す。

1 目的

行政区、自主防災組織のリーダーや事業所において積極的に災害対策を推進する者等、地域の防災の担い手が、防災に関する体系的・実戦的な知識・技術を習得する。

2 主な講座内容

災害に関する基礎知識、防災手法、防災ボランティア、被災の形態と災害リスク、災害対策と地域連携、事業継続計画関連等。

第6 災害教訓の伝承

大規模災害の発生頻度は低いものの、ひとたび発生すれば甚大な被害が発生するおそれがあることから、どのような状況下にあっても住民等が確実に避難するよう、大規模災害の教訓を活かし、今後の災害対策を強化するため、歴史的資料の活用に基づく災害教訓・防災文化の伝承を行い、時間の経過とともに大規模災害の経験や記憶が風化し、忘却されないようにしっかりと後世に引き継ぐ。

1 資料の収集及び公開

市は、県と連携し、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。

2 伝承機会の定期的な実施

市は、学校等教育機関、企業、NPO等と相互に連携し、過去の災害の脅威や体験談等を語り継ぐ機会の定期的な実施等により、市民が自ら災害教訓の伝承に努め、過去の災害を風化させず、防災意識を啓発するよう努める。

3 伝承の取組

市民は、自ら災害教訓の伝承に努める。市は、災害教訓の伝承の重要性についても啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、市民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

第6節 防災訓練の実施

(主な実施機関：防災安全課、商工観光課、まちづくり推進課、教育総務課、財政課、社会福祉課)

第1 目的

市は、災害発生時に、関係機関及び地域住民等が連携を図りながら、初動、応急対策が速やかに実施できるよう、また、防災意識の普及、高揚を図ることを目的として、防災訓練を行う。

第2 防災訓練とフィードバック

1 定期的な実施

市は、地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民に対し、とるべき身を守る行動や災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。

2 地域の実情に応じた内容

市は、防災訓練を少なくとも年1回以上実施し、災害発生後からの円滑な避難行動のための災害応急対策について盛り込む等、地域の実情に応じた内容とする。また、避難行動に支障をきたすと考えられる冬期における実施についても配慮する。

3 目的及び内容の明確な設定

市は、防災訓練を行うに当たり、訓練の目的を具体的に設定し、訓練内容を明確にした上で、災害及び被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるよう、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込む等、実践的なものとなるよう工夫する。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。

4 課題の発見

市は、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。

5 フィードバック

市は、訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

第3 市の防災訓練等

1 防災訓練

市は、毎年、みやぎ県民防災の日（6月12日）又は防災の日（9月1日）頃に、地域住民参加による総合防災訓練を実施する。

この際の訓練内容は次のとおりとし、自衛隊といった防災関係機関等の参加も得ながら、自主防災組織、民間企業、NPO・ボランティア等及び多様な世代から多数の住民が参加し、要配慮者に配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女及び性的マイノリティ（LGBT等）のニーズの違い等多様な視点での配慮やボランティア活動等、災害状況や被害想定、重点訓練項目を明確にし、より実践的な訓練内容となるよう努める。

また、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとするとともに、事前に実施する関係機関協議時に、過去の災害の教訓を生かした防災訓練となるよう検討する。訓練実施後は、訓練結果について事後検討を行う。

さらに、市は、大規模な訓練だけではなく、コミュニティ単位で住民等の工夫を取り入れながら行う小規模な訓練についても、普及を図るとともに、複合災害を想定した訓練の実施についても検討する。

【訓練内容】

- | | |
|-----------------|-------------------|
| (1) 災害対策本部運用訓練 | (10) 救出救護訓練 |
| (2) 職員招集訓練 | (11) 警備、交通規制訓練 |
| (3) 通信情報訓練 | (12) 炊き出し、給水訓練 |
| (4) 広報訓練 | (13) 自衛隊災害派遣要請等訓練 |
| (5) 火災防御訓練 | (14) 避難所運営訓練 |
| (6) 緊急輸送訓練 | (15) その他必要な訓練 |
| (7) 公共施設復旧訓練 | |
| (8) ガス漏えい事故処理訓練 | |
| (9) 避難訓練 | |

2 水防訓練

水防訓練は、次により、訓練実施要領を定め実施する。

(1) 訓練内容

- ア 観測訓練(水位、雨量等)
- イ 通報訓練(電話、無線伝達)
- ウ 動員訓練(水防団員の動員、居住者の応援)
- エ 輸送訓練(資材、器材、人員)
- オ 工法訓練(各水防工法)
- カ 樋門等操作訓練
- キ 避難、立退訓練(危険区域居住者の避難)
- ク その他必要な訓練

(2) 訓練実施時期

訓練は、7月から9月までの間に行う。

第4 防災関係機関の防災訓練

防災関係機関は、災害時における自らの役割を中心に、少なくとも年1回以上定期的に防災訓練を行い、あるいは地方公共団体の実施する訓練に積極的に参加することとし、訓練実施に際しては次の事項に配慮する。

1 実践的かつ効果的な訓練の推進

訓練実施において重要となる状況設定及び被害想定並びに応急対策として講ずるべき事項（シナリオ）については、過去の大規模災害の教訓を踏まえ、より実践的かつ起こり得る最悪の事態を想定して作成し、訓練を行う。

2 防災関係機関の多数参加・連携する訓練の実施

組織を超えた防災対策を推進していくためには、各主体単独による訓練だけでなく、できる限り多くの機関と連携し、訓練の実施を通じて相互の補完性を高めていく。

3 災害被害を軽減する防災訓練の工夫・充実

住民が積極的に防災訓練に参加することや、自らの災害に対する準備を充実させることができるような訓練内容の工夫・充実に努める。

4 男女共同参画及び要配慮者の視点に立った訓練の実施

訓練の実施に当たっては、男女共同参画の視点を取り入れ、女性の積極的な参加が得られるよう努めるとともに、要配慮者の視点に立ち、要配慮者本人の参加を得て避難誘導訓練等を行うこと等に努める。

5 訓練の客観的な分析・評価の実施

訓練終了後には、参加者の意見交換、訓練見学者等からの意見聴取等を通じ訓練の客観的な分析・評価を行い、課題等を明らかにした上、必要に応じ訓練のあり方、防災マニュアル等の見直し等を行い、実効性のある防災組織体制等の維持、整備を図る。

第5 救助・救急関係機関の教育訓練

救助・救急関係省庁、地方公共団体及び関係事業者は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。

第6 学校等の防災訓練

- 1 災害を想定し、地域、保護者と連携した防災訓練を実施する。
- 2 校内外活動(自然体験学習、校外学習、野外活動を含む)等で海浜部又は山間部を利用する場合は、事前に地震・津波防災学習を実施するとともに、避難訓練の実施に努める。
- 3 避難訓練を実施する際には、障害のある児童生徒等も円滑に避難することができるよう配慮する。
- 4 学校等が指定緊急避難場所や指定避難所となることを想定し、市は学校等と連携して避難所運営訓練を実施する。

第7 企業等の防災訓練

- 1 企業等は、災害発生を想定し、避難行動や基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟のための防災訓練を実施する。
- 2 企業等の敷地及び施設等が指定緊急避難場所や指定避難所として指定されている場合は、災害発生の際、指定緊急避難場所や指定避難所となることを想定し、避難者の受入れや避難所の運営訓練等を実施する。
- 3 災害発生時に備え、各行政区、地域住民の方々並びに各企業・事務所等による防災、被害軽減のため、「地域で助け合う共助」の体制を構築するための合同訓練の実施に努める。
- 4 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内にあり、かつ市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害や土砂災害に関する避難確保計画を策定し、それに基づき避難誘導等の避難訓練を実施する。
- 5 浸水想定区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時の浸水防止に関する計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努める。

【訓練内容】

- (1) 避難訓練(避難誘導等)
- (2) 消火訓練
- (3) 浸水防止訓練
- (4) 救急救命訓練
- (5) 災害発生時の安否確認方法
- (6) 災害発生時の対応(帰宅抑制事態、帰宅方法、自宅待機等)
- (7) 災害時の危険物、有害物の漏えい等の対処訓練
- (8) 災害救助訓練
- (9) 市・行政区・他企業との合同防災訓練
- (10) 施設・設備使用不能の場合の対応訓練

第7節 地域における防災体制

(主な実施機関：防災安全課、まちづくり推進課、社会福祉課、介護支援課)

第1 目的

大規模な災害が発生した場合の被害を最小限に食い止めるためには、地域住民、事業所等が連携し、迅速かつ的確な行動をとることが不可欠である。

このため、市は地域住民及び事業所等による自主防災組織等の育成・強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて、地区・行政区等の地域コミュニティにおける防災体制の充実を図る。

また、研修の実施等による防災指導員の育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織活動の日常化や防災訓練等の実施を促進する。

第2 現況

自主的な防災組織の結成状況は、資料編2-7-1のとおりである。

第3 地域における自主防災組織の果たすべき役割

1 自主防災組織の必要性

大規模災害発生時には、消火、被災者の救出救護及び避難誘導等広範囲な対応が必要となるが、これらすべての面において行政が対応することは極めて困難となる。

風水害等による被害の防止又は軽減を図るためには、市民の自主的な防災活動として出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難等を行うことが必要であり、特に要配慮者の所在を把握し、救出救護体制を整備する等の配慮が必要である。

2 自主防災組織の活動

大規模災害発生時における多様な活動を実施するには、市民自らが「自らの命は自らで守る」という意識の下に行動することが必要である。また、市民自身の災害に対する知識や防災資機材の円滑な活用が自主防災組織の活動を支えることとなる。

第4 自主防災組織の育成・指導

市は災害対策基本法第5条第2項の規定により、自主防災組織育成の主体として位置付けられており、その組織化に積極的に取り組む。

- 1 市は行政区等に対する指導助言を積極的に行い、組織率の向上と実効ある自主防災組織の育成に努める。
- 2 市は県及び関係機関と協力し、自主防災組織のリーダー等を育成するために、研修会、講習会等を開催するとともに、多様な世代が参加できるような環境の整備を行い、これらの組織の活性化を促す。その際、地域における自主防災活動の推進を図るとともに、女性の積極的な参加を促し、女性リーダーの育成に努める。
- 3 自主防災組織の円滑な活動を期するため、平常時においては自主防災組織の研修・訓練の場となり、災害時には、避難、備蓄等の機能を有する活動の拠点となる施設の整備を図るとともに、消火、救助、救護のための防災資機材の配備について考慮する。また、自主防災組織への女性の参加の促進に努める。
- 4 市は地域の自主防災組織と消防団との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るため、防災関係機関と協力し、自主防災組織連絡協議会等の設置について検討する。

第5 自主防災組織の活動

市は、自主防災組織に対して以下の措置の実施を要請する。

1 平常時の活動

(1) 訓練の実施

ア 防災訓練への参加

災害が発生したとき、適切な措置を取ることができるよう市及び県等が実施する防災訓練に参加する。

イ 防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、住民一人ひとりの日頃の備え及び災害時の的確な行動が大切であることから、集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。

ウ 消火訓練の実施

火災の拡大、延焼を防ぐため、消防用機器を使用して消火に必要な訓練を実施する。

エ 避難訓練の実施

避難の要領を熟知し、避難場所まで迅速かつ安全に避難できるよう避難訓練を実施する。

オ 救出・救護訓練の実施

家屋の倒壊やがけ崩れ等により下敷きになった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当の方法等を習得する。

カ 避難所開設・運営訓練の実施

災害発生時に迅速かつ円滑な避難所開設・運営を行うため、市及び施設管理者と協力し、必要なノウハウの習得に努める。

(2) 防火点検の実施

災害が発生したときに被害の拡大の原因となるものが多く考えられるため、自主防災組織として、定期的に避難路や災害危険個所の確認等の地域における防災点検を実施する。

(3) 防災用資機材の整備・点検

自主防災組織は災害時に速やかな応急活動を実施するため、活動に必要な資機材を組織として整備することに努め、また、整備した資機材については日頃から点検を実施し、非常時の早急な使用に耐えるように保管する。

(4) 避難行動要支援者の情報把握・共有

高齢者・障害者等の要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図ることに特に支援を必要とする者を適切に避難誘導し、共助や安否確認を行うため、地域住民や民生委員・児童委員等の協力を得ながら、避難行動要支援者の了解を得た上で、平常時より、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、各地区の特性を踏まえた地区防災計画の作成を推進する。

2 災害発生時の活動

(1) 情報の収集・伝達

自主防災組織は、地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握して市へ報告するとともに、防災関係機関の提供する情報を伝達して市民の不安を解消し、的確な応急活動を実施するため、あらかじめ次の事項をきめておく。

- ア 地域内の被害情報の収集
- イ 連絡をとる防災関係機関
- ウ 防災関係機関との連絡方法
- エ 防災関係機関の情報を地域住民に伝達する責任者及びルート

(2) 出火防止及び初期消火

家庭に対しては、火の元の始末等出火防止のための措置を講じるように呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器、水バケツ等を活用し、隣近所が相互に協力して初期消火に努める。

(3) 救出・救護活動の実施

崖崩れ、建物の倒壊等により下敷きになった者が発生したときは、自らの安全を確保しつつ、救出用資機材を使用して速やかに救出活動を実施する。また、自主防災組織をもってしても救出できない者については、防災関係機関の活動に委ねることになるので、防災関係機関による救出活動の円滑な実施に必要な情報の提供等を行う。さらに、負傷者に対しては応急手当を実施するとともに、医師の介護を必要とする者があるときは救護所等へ搬送する。このため、地域ごとに災害時に利用できる病院等医療機関を確認しておく。

(4) 避難の実施

市長又は警察官等から避難の指示等が行われた場合には、住民に対して声掛け等、周知徹底を図り、消防団と連携して、迅速かつ円滑に避難場所に誘導する。

避難の実施に当っては、次の点に留意する。

- ア 避難誘導責任者は、次のような危険がないかを確認しながら実施する。
 - (ア) 市街地・・・・・・・・・・火災、落下物、危険物
 - (イ) 山間部、起伏化の多いところ・・土石流、崖崩れ、地すべり
 - (ウ) 河川・・・・・・・・・・決壊、浸水
 - (エ) 代替避難路の検討
- イ 円滑な避難行動がとれるよう、荷物はあらかじめ用意しておいた必要最小限度のものとする。
- ウ 高齢者、幼児、障害者その他自力で避難することが困難な避難行動要支援者に対しては、地域住民の協力のもとに避難させる。

(5) 避難所開設・運営への主体的参画

災害発生時は、市の担当者が避難所への参集が遅れること等も想定されることから、避難所の設置・運営において、自主防災組織は主体的に参画するように努める。

(6) 給食・救援物資の配布及びその協力

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊き出しや救援物資の支給が必要となってくる。

これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が不可欠であるため、自主防災組織としても炊き出しを行うほか、市が実施する給水、救援物資の配布活動に協力する。

第6 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。

この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として防災会議に提案する等、市と連携して防災活動を行う。

市は、地域防災計画に地区防災計画を位置づけるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定める。

市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。また、訓練等により両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

第8節 ボランティアのコーディネート

(主な実施機関：社会福祉課)

第1 目的

東日本大震災及び近年の各種災害において、ボランティアは救援活動等で大きな役割を果たした。このため、今後、地域団体やNPO・ボランティア等は、社会のために自らの時間と技術を自発的かつ無報酬で提供するという崇高なボランティア精神に基づきながら、民間レベルでの横断的な連携を図りつつ、組織的な活動ができるよう努める。

一方、行政機関等防災関係機関は、そのような民間側の活動に対して側面から積極的に支援していくとともに、自らも専門的知識や技術を有したボランティアの育成等に努める。

さらに、災害時におけるボランティア活動の実行を確保するため、民間団体等と行政機関との間で、ボランティアのコーディネート等に関する機能分担をあらかじめ十分調整する。

第2 ボランティアの役割

ボランティアの役割の主なものは、次のとおりである。

1 生活支援に関する業務

- (1) 避難所及び災害ボランティアセンターの運営補助
- (2) 炊き出し、食料等の配布
- (3) 救援物資等の仕分け、輸送
- (4) 高齢者、障害者等の介護補助
- (5) 清掃活動
- (6) その他被災地での軽作業

2 専門的な知識を要する業務

- (1) 救護所等での医療、看護、保健予防
- (2) 外国人のための通訳
- (3) 被災者へのメンタルヘルスケア
- (4) 高齢者、障害者等への介護
- (5) アマチュア無線等を利用した情報通信事務
- (6) 公共土木施設の調査等
- (7) IT機器を利用した情報の受発信
- (8) その他専門的な技術・知識が必要な業務

第3 災害ボランティア活動の環境整備

市は、日本赤十字社、社会福祉協議会、NPO・ボランティア等との連携を図るとともに、災害中間支援組織(NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織)を含めた連携体制の構築を図り、災害時において災害ボランティア活動が自主性に基づきその支援力を向上し、市及び住民、他の支援団体と連携・協働して活動できる活動環境の整備を図る。

なお、市は、市地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（市社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努める。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努める。

また、市は、防災ボランティアの活動環境として行政・NPO・ボランティアの三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや、調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

第4 一般ボランティアのコーディネート体制

1 一般ボランティアのコーディネート体制づくり

社会福祉協議会は、厚生労働省防災業務計画において、災害時はボランティア活動の第一線の拠点として、被災者ニーズの把握や具体的活動内容の指示、必要な物資の提供等を行うこととされている。

一般ボランティアのコーディネートは、社会福祉協議会及びNPO等関係機関が中心となって、市レベル、県レベルの2段階に、速やかに災害ボランティアセンターが立ち上げられるよう、平常時から行政、関係機関等の協力も得ながら、次のような準備、取り組みを行う。

(1) ボランティアコーディネーターの養成

災害が発生した場合、ボランティアが直ぐに活動できるように、被災者、地域住民、行政機関とボランティアを的確に結びつける調整役として、平常時から災害ボランティアコーディネーターを養成する。

また、地域の災害ボランティア活動等に積極的に携わるための相談や情報提供等、養成後のフォローアップに努めるとともに、市と協力し、災害ボランティアコーディネーターとしての経験や能力を持つ人材の確保、育成及び連携強化に努める。さらに、災害ボランティアの重要性等の周知に努め、市民の防災意識の向上に取り組む。

(2) ボランティアコーディネート拠点の整備

災害ボランティアセンターの設置場所の決定、責任者の決定や担当者の役割分担、地域住民との連携、通信手段の確保や情報の受発信のルートの検討、資機材のリストアップと調達方法の確認、ボランティアの受入れ手順確認や書式の作成、活動資金の確保等、具体的な準備を行うとともに必要な訓練を行う。

(3) コーディネート体制の整備

社会福祉協議会は、ボランティアに対するニーズと活動とのマッチングについて、あらかじめ災害時に想定されるボランティア業務の整理を行うとともに、必要とされるボランティアの活動内容をホームページ等で情報発信するための環境整備やボランティアの事前登録制度の活用等により、ボランティア受入れのための体制を構築するよう努める。

(4) 災害ボランティア関係機関とのネットワークの整備

災害ボランティアコーディネート支援体制に関する定期的な検討、情報交換等を行う場として、行政機関、日本赤十字社宮城県支部、NPO・ボランティア団体等とのネットワークを構築する。

2 行政の支援

(1) NPO等との連携

市は、災害ボランティアのコーディネートに必要な環境整備やリーダーの養成等の体制づくりを、社会福祉協議会、NPO等関係機関と連携して実施するとともに、必要な活動支援を行う。また、災害時に活動が期待されるNPO・ボランティア等との協働を視野に入れ、必要な調整、支援を行う。

(2) 広域でのサポート体制の構築

県は、大規模災害時の災害ボランティアセンターの設置・運営に備え、県内外を含め、広域でのサポート体制を構築しておくよう努める。

第5 日本赤十字社宮城県支部の赤十字防災ボランティアセンター設置

大規模災害時等においては、行政等の救護機関だけに頼らず自主的できめ細やかなボランティア活動が必要になってくる場合がある。

日本赤十字社宮城県支部では、災害発生後、災害の規模等を考慮した上で、赤十字防災ボランティアセンターの設置を決定する。

1 赤十字防災ボランティア(以下「防災ボランティア」という。)

災害時に日本赤十字社宮城県支部の調整の下に災害救護活動等の補助的活動を行うため、必要な研修・訓練を受け、防災ボランティアとして登録し、その能力、労力、時間等を、自主的に無報酬で提供するすべての個人又は団体をいう。

2 防災ボランティアの養成

適宜、必要な研修・訓練として「防災ボランティア養成研修会」等を開催し、防災ボランティアを養成するとともに、防災ボランティアの中から防災ボランティアリーダーの養成も図る。

なお、防災ボランティアリーダーは、防災ボランティアセンターの運営・管理にも携わる。

3 活動内容

日本赤十字社が行う災害救護活動に参加・協力する。また、被災地ニーズを調査し、各人又は各団体の技能や特色を生かした活動を積極的に行う。

4 関係機関との連携

防災ボランティア活動を円滑に実施するため、活動場所・活動内容等について、常に関係機関との密接な連絡体制の維持に努める。

第9節 企業等の防災対策の推進

(主な実施機関：商工観光課、まちづくり推進課、社会福祉課、介護支援課、教育総務課)

第1 目的

企業等は自ら防災組織を結成する等して、防災訓練に努めるほか、地域と連携した実践的な訓練を実施し、地域防災力の向上に寄与する。

第2 企業等の役割

1 企業等の活動

(1) 企業等の防災上の位置づけ

企業等は、直接の防災関係機関ではないが、災害発生の際には組織自らが被害を受けるおそれがあることから、企業各々の防災知識等の普及は重要である。また、災害時の企業の果たす役割(生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生)を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。

なお、事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときには従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

(2) 事業継続上の取組の実施

企業等は災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の強化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの事業復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応の手順化、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施する等、事業継続マネジメント(BCM)の取組を通じて防災活動の推進に努める。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関等、災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、市が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等に協力するよう努める。

また、市として事業継続計画(BCP)を策定するとともに、国・県の施策等について、周知・喚起に努める。

(3) 事業継続計画(BCP)の策定

事業継続計画(BCP)においては、災害発生後の緊急時対応(人命救助、安否・安全確認等)と復旧対応(片付け、施設・設備復旧等)を峻別し、規定するとともに、平常時から継続して対応すべき業務についても配慮したものとする。

(4) 帰宅困難者対策の実施

災害発生時に公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者の発生が懸念されることから、企業等は、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策の基本原則の下、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資を備蓄する等の、帰宅困難者対策を講じるよう努める。

また、企業等は、災害発生のおそれがある際に従業員を自宅待機にする等、従業員の安全の確保に努める。

(5) 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成、浸水防止対策、避難訓練の実施

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的な計画を作成する。

特に、浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内にあり、かつ市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項、その他利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項等を定めた避難確保計画を作成する。また、当該計画に基づく自衛防災組織の設置に努め、作成した避難確保計画及び自衛防災組織の構成員等について、市長に報告するとともに、避難確保計画に基づき、避難訓練を実施する。

浸水想定区域内等の要配慮者利用施設は、資料編2-9-1のとおりである。

(6) 大規模工場等における避難確保・浸水防止対策の実施

浸水想定区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「浸水防止計画」という。）の作成及び浸水防止計画に基づく自衛防災組織の設置に努めるものとし、作成した浸水防止計画、自衛防災組織の構成員等について市長に報告する。

2 市及び防災関係機関の役割

(1) 防災に関するアドバイスの実施

市及び防災関係機関は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

(2) 企業防災の取組支援

市は、企業防災の取組に資する情報の提供等を進めるとともに、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定及び事業継続マネジメント（BCM）構築等に向けた企業からのニーズへの対応に取り組む。

(3) 企業の防災力向上対策

市は、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図り、企業の防災力向上に努める。

(4) 避難確保計画に対する助言及び指導

市は、要配慮者利用施設の避難確保計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。市は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。また、洪水浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内にあり、かつ市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の避難確保計画の作成について、積極的に支援を行うとともに、市は、避難確保計画を作成していない施設について、必要な指示を行い、その指示に従わなかったときは、その旨を公表するなど、避難確保計画の作成を促すための必要な措置をとる。

第3 企業等の防災組織

企業等は、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域における災害が拡大することのないよう的確な防災活動を行う必要がある。特に、大規模な災害が発生した場合には、行政や市民のみならず、企業等における組織的な応急活動が災害の拡大を防ぐ上で重要である。

このため、企業等は、自衛消防組織等を編成し、関係地域の自主防災組織と連携を図りながら、地域の安全の確保に積極的に努める。

企業等における防災対策及び防災活動は、おおむね次の事項について、それぞれの実情に応じて行う。

- 1 防災訓練
- 2 従業員等の防災教育
- 3 情報の収集・伝達体制の確立
- 4 火災その他災害予防対策
- 5 避難対策の確立
- 6 応急救護
- 7 飲料水、食料、生活必需品等、災害時に必要な物資の確保
- 8 施設の防水化の推進
- 9 施設の地域避難所としての提供
- 10 地元消防団との連携・協力
- 11 コンピュータシステムやデータのバックアップ
- 12 大型の什器・備品の固定

第10節 情報通信連絡網の整備

(主な実施機関：総務課、企画デジタル課、社会福祉課、防災安全課)

第1 目的

大規模な災害が発生した場合には、固定一般回線や携帯電話が通信回線の途絶や発信規制やふくそうが予想されることから、市は、情報の収集・伝達手段として、ネットワークの多ルート化やシステムのIT化を積極的に進めるとともに、防災通信網の確保・整備充実及び施設の安全化や非常電源の確保、サーバの負荷分散を図り、災害発生時の応急対策を迅速に推進する。

また、平常時から訓練等を通じて通信機器の操作の習熟に努める等、災害発生時の応急対策を迅速に推進するため万全を期する。

第2 市における災害通信網の整備

1 防災対策の推進等

市は、国、県及び電気通信事業者等と連携し、情報通信施設の災害に対する安全性の確保及び停電対策、通信路の多ルート化、無線を活用したバックアップ対策、デジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築等による防災対策の推進等を図る。

2 情報伝達ルートの多重化

市は、県及び防災関係機関と連携し、災害時における緊急情報連絡を確保するため、無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携の確保を図るとともに、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化を推進する。

特に、消防団員等を含む地域の防災関係者への確実かつ迅速な情報伝達手段の充実を図るよう努める。

県地域衛星通信ネットワークの全体イメージは、資料編2-10-2のとおりである。

第3 市防災行政無線等の整備拡充

市は、大規模災害時における住民等への情報提供や被害情報等の収集伝達手段として、必要に応じ同報無線や市防災行政無線等の導入に努める。

また、停電時の電源を確保するため、無停電電源装置、直流電源装置、非常用発電設備、再生可能エネルギー等の非常用電源設備の整備・活用を促進するとともに、各設備等の耐震性確保や、停電時を想定した実践的な訓練の実施により、防災体制の強化に努める。

市防災行政無線の状況は、資料編2-10-1のとおりである。

第4 職員参集等防災システムの整備

市は、災害時における迅速な災害情報収集体制を図るため、県で整備した宮城県総合防災情報システム（MIDORI）等を利用し、市職員が緊急的に自主参集できるシステムの構築を検討するとともに、発災初動時における情報収集連絡体制の確立に努める。宮城県総合防災情報システムの概要は、資料編2-10-3のとおりである。

第5 インターネット、携帯電話の活用

インターネット、携帯電話の急速な普及状況を踏まえ、災害時における情報収集や災害対策本部との迅速な連絡調整を行い、災害応急の初動体制を早期に確立するため、また、災害時に住民等へ災害情報等を迅速、かつ的確に提供するための安定的な運用に努める。

第6 地域住民に対する通信手段の整備

1 地域住民等からの情報収集体制の整備

市は、県と連携し、災害発生時の被災状況や問題発生状況を幅広く迅速に把握するため、衛星通信、電子メール、防災行政無線等の通信手段を活用し、民間企業、報道機関、住民等からの情報等の多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

2 情報伝達手段の確保

市は、災害時の情報伝達手段として、防災行政無線のみならず、Ｌアラート(災害情報共有システム)を介し、ＮＨＫ、民間放送等のメディアへの情報配信や活用への働きかけ、携帯電話(緊急速報メール機能を含む)、衛星携帯電話やワンセグ、データ放送、ソーシャルメディア及び各種ボランティアの協力等を含めたあらゆる情報伝達手段の活用について検討し、災害時における多様な通信連絡手段の整備・充実に努める。

また、国・地方公共団体の発表する災害・避難情報を特定エリアの携帯電話に一斉配信するサービス等の緊急速報メールについての周知に努める。

3 要配慮者への配慮

市は、各種福祉関連団体と協同し、高齢者でも扱える携帯端末(ワンタッチボタン、GPS機能付)、デジタルサイネージ(情報が常に流れているもの)の他、聴覚障害者向けの文字情報によるラジオ放送、視覚障害者向けの受信メールを読み上げる携帯電話、肢体不自由者向けのフリーハンド用機器を備えた携帯電話等、要配慮者個々の特性に配慮した通信手段の普及に努める。

第7 孤立想定地域の通信手段の確保

市は、災害による道路寸断時等に孤立が予想される地域において、災害時優先電話、衛星携帯電話等の公衆通信網のみならず、市防災行政無線、簡易無線機等の多様な通信手段の確保に努め、防災訓練等を通じ、通信機器や非常用電源の使用方法的の習熟に努める。

第8 非常用電源の確保

市は、非常災害時の通信の確保を図るため、非常用電源設備を整備するとともに、燃料の確保が困難な場合を考慮し、非常用の燃料確保に努める。また、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に耐震性があり、かつ浸水する危険性が低いなど堅固な場所への設置等に努める。

第9 大容量データ処理への対応

市は、災害時における画像等の大容量データの通信を可能とするため、通信ネットワークの体系的な整備に努めるとともに、大量のデータ処理によるサーバ負荷の軽減のため、サーバの分散を図るよう努める。

なお、サーバについては、データのバックアップや非常用電源設備の確保を図るとともに、耐震性のある堅固な場所への設置に努める。

第10 災害広報体制の整備等

1 被災者への的確な情報伝達体制の整備

- (1) 市及びライフライン関係機関等は、発災後の経過に応じて被災者等に提供すべき情報について整理しておく。
- (2) 市及びライフライン関係機関等は、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備を整備する。
- (3) 広報を行うに当たっては、要配慮者、観光者及び外国人等に十分配慮し、他の関係機関と相互に連携を図りながら実施する。

2 災害用伝言ダイヤル等の活用

大規模な災害時においては、被災地への通信がふくそうした場合においても、被災地内の家族・親戚・知人等の安否等を確認できる災害用伝言ダイヤル（171）や携帯電話各社が提供している災害用伝言板等について市民へ周知する。

第11節 職員の配備体制

(主な実施機関：防災安全課、総務課、企画デジタル課、まちづくり推進課)

第1 目的

大規模な災害時は、市及び防災関係機関は、その機能の全てを挙げて迅速に災害応急対策を推進するため、また、優先度の高い通常業務の継続のため、災害の規模に応じて必要な職員を配備・動員し、その活動体制に万全を期する。このため、市及び防災関係機関は、平常時から組織ごとの配備・動員計画や業務継続計画を定めるように努める。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行う。

なお、休日、夜間等の勤務時間外の参集体制についても同様に定めておく。

第2 配備体制

1 災害対策本部

(1) 災害対策本部の組織・運用

角田市災害対策本部の組織は、「角田市災害対策本部条例」及び「角田市災害対策本部運営要綱」に基づくものとし、その概要は次のとおりである。

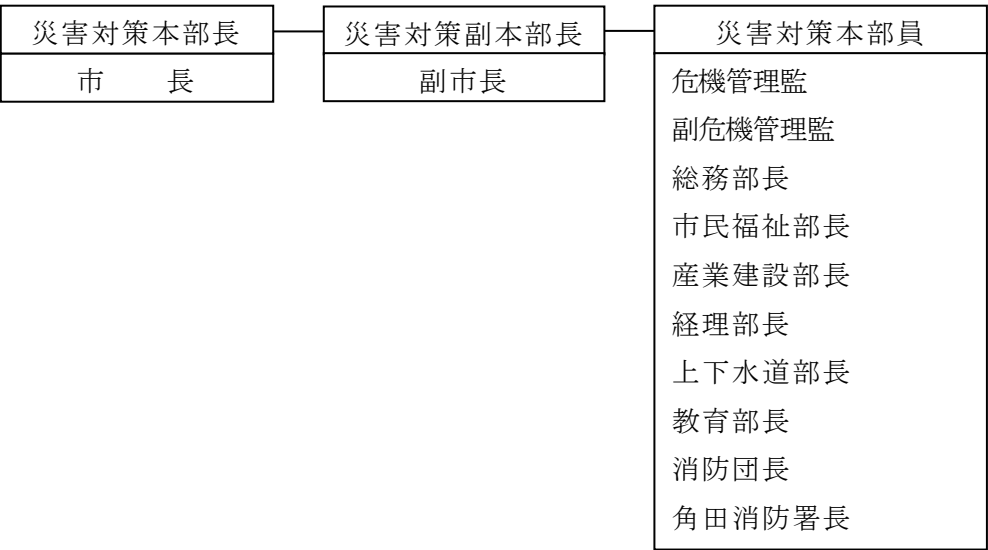


図 災害対策本部の組織概要

(2) 指揮命令系統

市長が不在等により災害対策本部長として指揮を執れない場合、副市長、総務部長の順に指揮を執る。また、職員が迅速に災害対応にあたるよう指揮命令系統を明確に定める。

(3) 災害対策本部の設置及び廃止

災害対策本部は、市内に相当規模以上の災害時において、市長が必要と認めたときに設置し、災害の危険が解消し、又は災害に対する応急対策が概ね完了したと市長が認めたときに廃止する。

そのために、平常時から市長が必要と認めた場合における指示系統をあらかじめ周知する。

なお、設置又は廃止した場合は、その旨を直ちに公表するとともに、災害対策本部の標識を市災害対策本部前に掲示又は撤去する。

(4) 本部の運営

次の組織を運営するに当たって、平常時から各組織の構成メンバー、設置する際の連絡系統等についてあらかじめ周知する。

ア 本部員会議

本部長は、本部長、副本部長及び本部員で構成する本部員会議を開催し、災害予防及び災害応急対策に関する重要事項を協議決定する。

イ 部

部は、市における災害対策活動組織として、本部員会議の決定した方針に基づき災害対策業務を行う。

ウ 現地災害対策本部

市長は、局地災害の応急対策を強力に推進するため特に必要があると認めるとき、災害対策本部に現地災害対策本部を設置し、現地において当該災害対策本部の事務の一部を行う。

(5) 関係機関等の出席要請

市は、災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努める。

(6) 本部連絡会議

危機管理監が主宰する本部連絡会議は、各班及び上下水道部の班員の中から、当該班の所管部長が指名した者で構成し、危機管理監の命を受け各部相互の連絡調整及び各種情報の収集を行う。

2 水防本部

水防本部は、水防法(昭和24年法律第193条)第33条の規定に基づき市長が定めた角田市水防計画により、洪水による水害を警戒し、防ぎよするため設置し、水防応急対策を実施する。

ただし、市災害対策本部が設置されたときは、その組織に統合される。

3 職員の配備体制

市職員の配備体制は、角田市災害対策本部運営要綱に定めるところによる。また、災害時の窓口を明確にし、災害時に効率よく人員配置できる体制について検討し整備に努める。

第3 防災関係機関等の配備体制

大規模な災害時においては、防災関係機関は、必要な職員を動員し、市及び県等と相互に協力の上、総合的な防災対策の推進を図るため、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施できる体制を整備する。

第4 防災担当職員等の育成

市は、専門的知見を有する防災担当職員の確保及び育成について検討するとともに、職員の研修を実施し、災害対応全般に対応可能な職員の育成に努める。

第5 人材確保対策

市は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。また、退職者(自衛隊等の国の機関の退職者も含む)の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努める。

第6 感染症対策

市は、災害対応に当たる職員の感染症対策のため、健康管理等を徹底する。

第7 マニュアルの作成

1 応急活動のためのマニュアル作成

市は、各担当部署の指揮者や職員が実際に動けるよう役割分担等を決定し、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

2 市における対応

市は、災害対策本部の業務分掌について、より分かりやすく事前に周知する資料を作成し、訓練等を通じて理解を深めるとともに、事前に必要事項を網羅した記録様式や対応マニュアルを整備する。

第8 業務継続計画（BCP）

1 業務継続性の確保

(1) 業務継続計画（BCP）の策定

市及び防災関係機関は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画（BCP）の策定等により、業務継続性の確保を図る。

(2) 業務継続体制の確保

市及び防災関係機関は、実効性ある業務継続体制を確保するため、食料等必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、代替施設等の検討等を行う。

(3) 業務継続体制の検証

市は、定期的に防災訓練や業務継続体制の点検、評価及び検証を行い、必要に応じて業務継続計画の見直しを行う。

2 電源及び非常用通信手段の確保対策

(1) 電源及び非常用通信手段の確保

市は、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設・設備において、自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電を可能とするための燃料の備蓄や、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等、非常用通信手段の確保に努める。

(2) 再生可能エネルギーの導入推進

大規模停電や計画停電を想定し、応急活動の拠点となる施設等への太陽光発電その他の再生可能エネルギー等の導入を推進する。

3 データ管理の徹底

東日本大震災時に、住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認の情報が役立ったことを踏まえ、市は、復興の円滑化のため、戸籍、住民基本台帳等の情報の保存並びにバックアップ体制の強化等による重要データの消失を防止するとともに、これらを扱う情報システムを継続的に維持・稼働させることができるよう、整備保全を図る。

4 職員のメンタルヘルスケア

市は、災害への対応が長期に渡ることを鑑み、職員のメンタルチェックをきめ細かに行えるよう、予め体制を検討する。

第12節 防災拠点等の整備・充実

(主な実施機関：防災安全課、商工観光課、まちづくり推進課、総務課)

第1 目的

災害時における防災対策を推進する上で重要となる防災拠点施設等について、浸水防止機能確保に努める。

また、災害時に必要となる防災物資、資機材等の整備については、防災活動拠点と関連づけて整備・拡充を図る。

第2 防災拠点の整備及び連携

- 1 市は、市庁舎が被災し、市庁舎に災害対策本部を設置できない場合の代替の設置場所の確保に努める。また、災害現場での災害応急活動が迅速かつ円滑に実施されるよう、地域でのコミュニティ防災活動拠点の整備充実に努める。

また、市は、応援部隊の集結場所や物資の集積・配送拠点等となる地域防災拠点の確保を進めるとともに、災害の規模や状況に応じて圏域防災拠点又は広域防災拠点が開設される場合、それらの拠点との連携に努める。

- 2 防災関係機関は、迅速かつ的確な災害応急対策の実施に必要な防災活動拠点の整備充実に努める。

なお、市の防災拠点は、資料編2-12-1のとおりである。

第3 防災拠点機能の確保・充実

- 1 市は、洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は土砂災害警戒区域の危険箇所等に配慮しつつ、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるとともに、保有する施設・設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備や、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努める。
- 2 市は、防災拠点施設において、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話等の非常用通信手段の確保を図る。
- 3 市は、庁舎等の防災拠点について、被災した場合の代替拠点等バックアップ対策について検討する。
- 4 市は、災害時に地域住民が避難してくることも想定し、食料・飲料水・物資・医薬品等の備蓄を行うとともに、避難してくる住民への支援策を検討するよう努める。

- 5 市は、機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保に努めるとともに、候補地のリスト化を図る。

第4 防災用資機材等の整備・充実

1 市が整備する資機材

(1) 防災用資機材

応急活動用資機材の整備充実について、防災活動拠点の整備と関連づけて整備充実を図る。また、災害時の自主防災組織の円滑な活動に必要な防災資機材の整備充実を努める。

(2) 水防用資機材

災害時における水防用資機材の充実強化を図るとともに、二次災害等被害の拡大防止に資する資機材の整備充実を図る。

2 防災関係機関

迅速かつ的確な災害応急対策の実施にあたり必要となる防災用資機材の整備充実を図る。

第5 防災用資機材の確保対策

1 地域内での確保対策

市及び防災関係機関は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材が地域内で確保できるよう努めるとともに、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。

2 備蓄困難な資機材の確保対策

市は、支援物資を取り扱う業者一覧の作成や、仮設トイレ・ハウス等の備蓄困難な資機材に対するメーカー等との災害協定の締結を行い、備蓄困難な資機材が確保できるように努める。

3 防災用備蓄拠点の整備

市は、スーパー、百貨店、コンビニエンスストア、生活協同組合等の小売業に係る流通業者及び物流業者と連携し、緊急用物資の備蓄拠点の確保及び物流体制の構築を図る。

4 救助用重機の確保対策

市は、都市部における災害において、倒壊建築物からの人命救助に建設用大型重機が必要となるため、災害時におけるこれら大型重機の確保に努める。

第13節 相互応援体制の整備

(主な実施機関：総務課、防災安全課、消防署)

第1 目的

大規模災害時には、その業務量と時間的制約等により、被災地の地方公共団体等だけの災害応急対策の実施が困難となる場合があることから、迅速かつ的確な防災対策を実施するにあたって、被災していない地域の機関等の協力が必要となる。

このため、市は、他の公共団体等との相互応援体制の整備充実を図り、その実効性の確保に留意する。

なお、相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮するとともに、多種・多様な団体との災害時の応援協定の締結を推進する。

第2 相互応援体制の整備

1 受入れ体制の整備

市は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他都道府県、市町村及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、防災業務計画や地域防災計画等に応援計画や受援計画をそれぞれ位置付けるよう努め、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整える。

市は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受入れて情報共有や各種調整を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。その際は、感染症対策のため、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、適切な空間の確保に配慮するものとする。

また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努める。

2 協定の締結

人の生命を守るための災害応急対策は、迅速な対応が必要であるため、市は、平素から関係機関間で協定を締結する等、計画具体化・連携の強化を推進し、災害発生時に各実施主体が迅速かつ効果的に対応できるよう努める。

3 外部専門家による支援体制の構築

市は、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努める。

第3 市町村間等の応援協定

- 1 市の行政機能の喪失又は著しい低下への対策も含め、災害時における隣接市町村等との相互の応援協力が円滑に行われるよう、市及び県は、「災害時における宮城県市町村相互応援協定書」に基づき、平常時から連携強化を図り相互応援体制の確立に努めるものとする。
- 2 相互応援体制の強化充実に資するため、必要に応じ協定締結市町村間での平常時における訓練及び災害時の具体的な応援等に係る情報交換を行う。
- 3 市は、相互応援協定の締結に当たり、近隣の市町村に加え、大規模災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との間の協定締結も考慮する。
- 4 市は、必要に応じ、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付ける等、必要な準備を整える。

災害時における相互応援協定等締結先一覧表は、資料編2-13-1のとおりである。

第4 県による市町村への応援

1 市への応援体制の確立

(1) 支援体制の構築

市は、被災による市機能の低下等により情報収集や救助活動に支障をきたす場合等を想定し、地方振興事務所職員を中心とした被災地への派遣要請等、独自の情報収集体制を構築する必要があること等から、災害対策本部や現地災害対策本部の円滑かつ効果的な運用方法等について検討するとともに、防災資機材の備蓄、他の市町村、都道府県等からの人的、物的支援の受入れ等の支援体制を構築する。

(2) 大規模災害時等の対応

県は、市町村からの要請に応じ各種の支援を実施するほか、大規模な災害の発生等により必要と認める場合には、市町村からの応援要請を待たずに必要な支援を行う。

2 連携体制の構築

市は、県への応援要求が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておく等、必要な準備を整えておく。

3 応援体制の強化

市は、大規模災害が発生した際の被災市町村への応援を迅速かつ的確に実施できるよう、県・市合同での総合防災訓練等において応援体制を検証し、さらなる連携の強化を図る。

第5 消防機関における相互応援体制等の整備

大規模災害時には、被災地の地方公共団体だけで全ての対策を実施することは困難であり、隣接する地方公共団体もまた、同時に大きな被害を受ける可能性があるため、国・県の計画に基づき県内外の地方公共団体間の広域的な消防相互応援体制の拡充を図る。

第6 医療相互応援体制等の整備

県は、医療の応援について近隣都道府県間における協定の締結を促進するなど医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに、災害派遣医療チーム(DMA T)の充実強化や実践的な訓練等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努める。

第7 緊急消防援助隊受入体制の整備

緊急消防援助隊は、災害発生初期の救援活動を迅速に行うため、「消防組織法」(昭和22法律第226号)及び「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」(平成16年2月6日付け消防震第9号総務大臣通知)並びに「緊急消防援助隊の運用に関する要綱」(平成16年3月26日付け消防震第19号消防庁長官通知)に基づき各都道府県に編成された全国規模の組織であり、各消防本部に所属する救助隊や救急隊等を事前に登録し、消防庁長官の求め又は指示に応じて地震等の大規模災害時に被災地に出動する。

市は「宮城県緊急消防援助隊受援計画(令和2年6月1日施行)」に基づき、緊急消防援助隊の応援を受ける場合において、緊急消防援助隊が円滑に活動できる体制の整備を図る。

第8 自衛隊との連携体制

1 連携体制の強化

市及び自衛隊は、各々の計画の調整を図るとともに協力関係について定めておく等、平常時から連携体制の強化を図る。その際、自衛隊の災害派遣活動が円滑に行えるよう、適切な役割分担を図るとともに相互の情報連絡体制の充実、共同の防災訓練の実施等に努める。

2 円滑な連携への備え

市は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておく等、必要な準備を整えておく。

3 派遣要請基準の想定

市は、いかなる状況において、どのような分野(救急、救助、応急医療、緊急輸送等)について、自衛隊への派遣要請を行うのか、平常時よりその想定を行うとともに、自衛隊に書面にて連絡しておく。

4 リース器材の運用

市は、自衛隊の災害派遣活動において、道路の途絶等により自衛隊の資機材を被災現場に輸送できない場合に備え、リース器材の自衛隊員による運用等について平常時より調整しておく。

第9 非常時連絡体制の確保

1 非常時連絡手段の確保

市は、災害発生直後から、連携した応急対策活動が必要な災害時応援協定の締結機関とは、確実に連絡がとれるように、非常時の通信手段を確保するよう努める。

2 通信不通時の連絡ルールの策定

市は、通信不通時の連絡方法(担当者が集合する場所等)についても、事前にルールを決めておく等、連絡体制の確保に努める。

第10 資機材及び施設等の相互利用

市は、食料、飲料水、燃料、生活必需品、医薬品、血液製剤及び所要の資機材の調達並びに広域的な避難に必要となる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努める。

第11 救助活動拠点の確保

市は、機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保に努めるとともに、候補地のリスト化を図る。

第12 関係団体との連携強化

市は、平常時からその所管事務に関係する企業、団体等との間で応援協定の締結を進めるとともに、あらかじめ応援部隊の活動拠点を確保し、訓練を実施するほか、訓練等を通じて、災害時の連絡先、要請手続きの確認を行う、活動拠点に係る関係機関との情報の共有化を図るなど、日頃から連携強化を進めることにより、災害時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行える体制の整備に努める。

また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務(被災情報の整理、支援物資の管理・輸送、避難者の運送等)については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておく等、民間事業者のノウハウや能力等の活用を図る。

第14節 医療救護体制・福祉支援体制の整備

(主な実施機関：健康推進課、防災安全課)

第1 目的

大規模災害時には、同時に多数の負傷者の発生が予想され、また、医療機関の被災、ライフラインの機能停止、交通・通信網の混乱等により十分な診療提供体制が確保できない可能性があり、迅速な医療救護が要求される。

このため、市は、医療関係機関と緊密な連携を図りながら、市民の生命と健康を守るため、医療救護体制の整備に努める。

また、大規模災害時における避難所等の高齢者、障害者、乳幼児等に対する福祉支援体制の整備に努める。

第2 医療救護体制の整備

1 市の役割

(1) 保健医療福祉活動の担当部門の設置

ア 市は、災害が発生したときに円滑な保健医療福祉活動を実施するために、災害対策本部内に保健医療福祉を担当する部門を設けること及び責任者をあらかじめ決めておく。

イ 市は、病院、救護所の被害状況や傷病者の受入れ情報の収集方法をあらかじめ定めておく。

ウ 市は、医療救護体制について県が設置した仙南地域保健医療福祉調整本部（仙南保健福祉事務所）への連絡方法についてあらかじめ決めておく。

(2) 地域医療関係機関との連携体制

市は、地域の医師会、歯科医師会等と活動体制や内容について事前に協議しておくとともに、必要に応じ協定を締結しておく。

(3) 医療救護班の編成

ア 市は、地域の実情に合わせた医療救護班をあらかじめ編成しておく。編成にあたっては市医師会、地区歯科医師会、公的病院等医療機関の協力を得る。市独自で医療救護班編成が困難な場合は、仙南保健福祉事務所(仙南保健所)の協力のもと、広域圏で編成する。

イ 市等で編成された医療救護班については、仙南保健福祉事務所(仙南保健所)へ報告する。変更した場合も同様とする。

(4) 応急救護設備の整備と点検

市は、災害が発生した場合、直ちに医療救護活動が円滑に開始できるよう応急救護設備等の整備に努めるとともに、定期的に点検を行っておく。

2 在宅要医療患者の医療救護体制

- (1) 県及び市は、人工透析、人工呼吸器使用、在宅酸素療法、インスリン治療、結核その他在宅で薬剤治療、医療処置を必要とする在宅要医療患者の災害時医療について、必要な医療が確保できるように、医療体制を整備する。
- (2) 医療機関は、自院で診療を行っている在宅要医療患者の台帳の整備に努めるとともに、災害時の対応について市及び患者に周知する。
被災により診療が困難となる場合に備え、他の医療機関との協力体制を確立しておく。

第3 医薬品、医療資機材の整備

市は、初期医療救護活動等に必要な救急医療セット等を備蓄し、総合保健福祉センター等に配備する。

また、災害時の医療救護実施のため必要な医薬品及び衛生材料等は、薬局から調達できるよう協力体制を確立する。

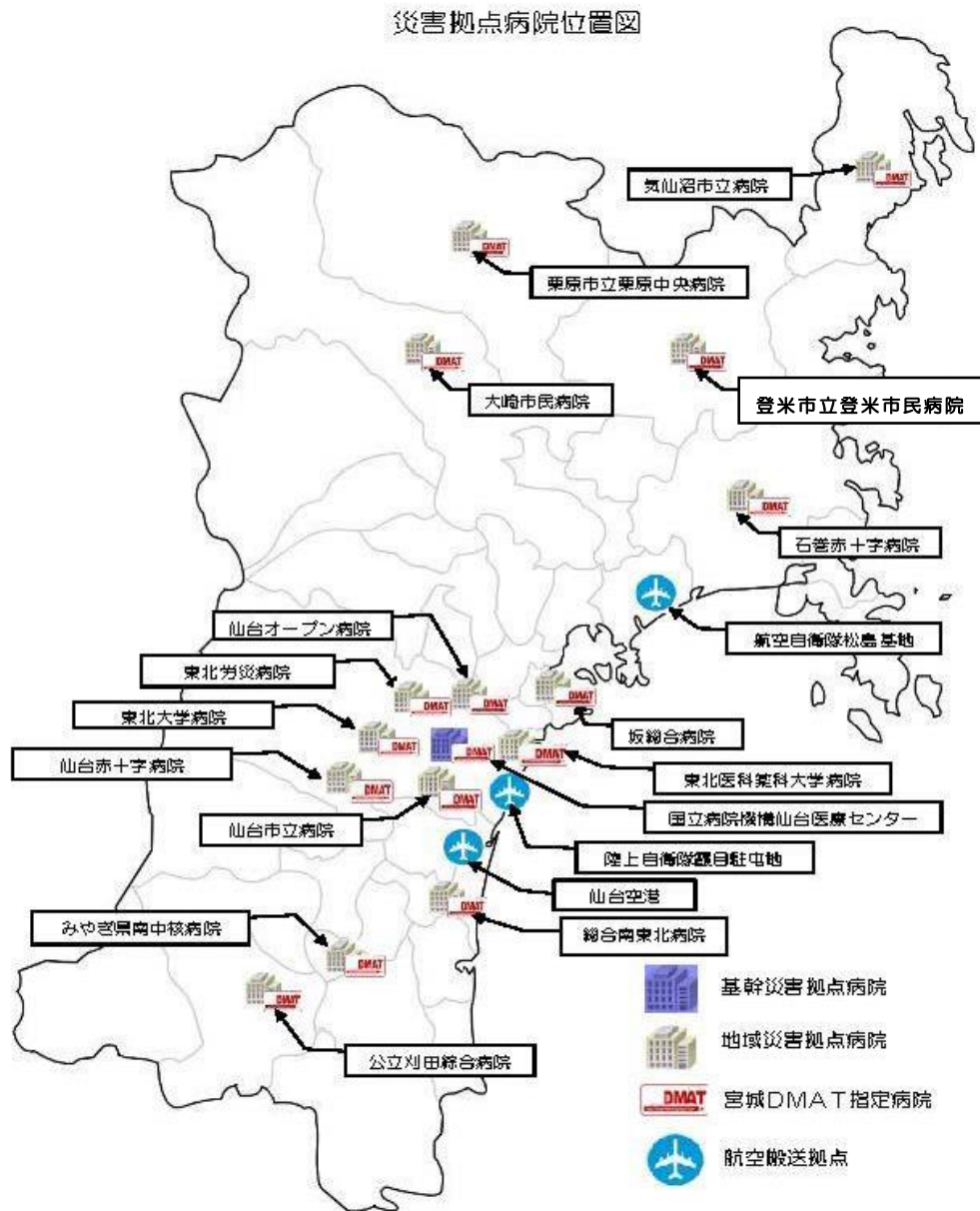


図 災害拠点病院位置図

第4 医療救護体制に係る情報連絡体制の整備

1 災害時情報伝達手段の確保

- (1) 市は、災害時の情報連絡体制を確保するため、衛星電話、災害時優先電話の複数の通信手段の整備に努める。
- (2) 災害拠点病院は、広域災害救急医療情報システム（EMIS）による情報収集に加え、災害時の通信手段を確保するため、衛星電話を保有するとともに、衛星回線インターネットが利用できる環境を整備しておく。
- (3) 救急告示病院及び透析医療機関は、衛星電話、災害時優先電話を含めた複数の通信手段の保有に努める。

2 医療救護活動に関する情報連絡体制

市は、災害拠点病院からの情報を収集し、整理し、市内の状況を把握するとともに関係機関と情報を共有する。

第5 心のケアの専門職からなるチームの整備

市は、県と連携し、災害時の心のケアの専門職からなるチームの整備に努める。

第6 福祉支援体制の整備

大規模な災害時においては、福祉施設等に甚大な被害が生じ、また、長期間の避難生活が想定されることから、避難所等の高齢者、障害者、乳幼児等の福祉支援を必要とするものに対する支援体制を十分に確保できないことが想定される。

このため、宮城県災害福祉広域支援ネットワーク協議会（県、県内市町村、宮城県社会福祉協議会、福祉関係団体等により構成）を基盤として広域的な福祉支援ネットワークの構築を図るとともに、避難所の高齢者、障害者、乳幼児等に対して支援を行うための福祉・介護の専門職から構成される宮城県災害派遣福祉チーム（DWA T。以下「災害派遣福祉チーム」という。）の受入れ体制の整備に努める。

第15節 緊急輸送体制の整備

(主な実施機関：都市整備課、防災安全課)

第1 目的

大規模災害時における物資等の緊急輸送は、情報収集・伝達と併せて災害応急対策活動の中心をなすものであり、輸送路と輸送手段が確保されて初めて効率的な緊急輸送が可能となることから、市及び関係機関はあらかじめ緊急輸送道路、輸送体制について定める。

第2 緊急輸送ネットワークの形成

1 緊急輸送ネットワークの設定

市及び関係機関は、多重化や代替性を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき輸送道路網や集積拠点について把握・点検し、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、優先順位を付けて整備を実施し、緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、関係機関等に対する周知徹底に努める。

2 緊急輸送ネットワークの安全性確保

市及び関係機関は、緊急輸送ネットワークとして指定された集積拠点等については、特に風水害に対する安全性の確保（雪害においては、除雪体制の強化等）に配慮する。

第3 緊急輸送道路の確保

1 緊急輸送道路ネットワーク計画の策定、関係施設の整備

市は、県が選定した緊急輸送道路と市の防災拠点や避難所等の防災施設とを結ぶ道路を市の緊急輸送道路として選定し、緊急輸送道路ネットワーク計画を策定するとともに、当該道路の防災対策の計画を定め安全性・信頼性の高い道路網を整備する。角田市緊急輸送道路は、資料編2-15-1のとおりである。

2 緊急輸送道路の確保及び整備

- (1) 市、県及び国は、緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、緊急輸送道路が冠水し通行できなくなった場合を想定し、代替する道路についても検討する。

道路管理者は、緊急輸送道路の確保のため、障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材の確保について関係機関と協議の上、協定等の締結に努める。

また、広域農道等の管理者は、緊急輸送道路として確保できるよう管理し、整備に努める。

(2) 啓発活動

道路管理者は、自動車の運転者、地域住民に対し、道路施設の被害を発見したとき、直ちに道路管理者に通報するよう啓発を促進する。

(3) 災害発生時の運転者の義務の周知

災害発生時において、災害応急対策等に必要な人員、物資等の緊急輸送等を確保するために交通規制が実施された場合の、できる限り安全な方法により車両を左側に停止させる、避難のために車を利用しない、といった車両の運転者の義務等について周知を図る。

3 道路啓開体制の整備

道路管理者は、発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者との協定等の締結に努める。

また、道路管理者は、道路啓開等を迅速に行うため、道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案する。

市及び県は、迅速な救急救命活動や救急支援物資などを支える物流上重要な道路輸送網として、国土交通大臣が指定する重要物流道路及びその代替・補完路の道路啓開及び災害復旧について、国の権限代行制度による支援が必要な場合には、国に要請を行う。

第4 臨時ヘリポートの確保

市は、施設の管理者と連携をとりつつ、あらかじめ、臨時ヘリポートの候補地を関係機関と協議の上緊急輸送ネットワークにおける輸送施設として指定するとともに、これらの場所を災害時に有効に利用し得るよう、関係機関及び住民等に対する周知徹底を図る。

災害時の利用についてあらかじめ協議しておくほか、通信機器等の必要な機材については、必要に応じ、当該地に備蓄するよう努める。

第5 建物屋上の対空表示(ヘリサイン)の整備

市は、大規模災害時における緊急消防援助隊の航空部隊や自衛隊等他機関ヘリコプターの応援活動が円滑に行えるよう、建物屋上(病院、役所、学校等)に、あらかじめ割り振りをした番号や施設名称を塗料で大きく表示する等の対空表示、いわゆるヘリサインの整備について検討する。

第6 緊急輸送体制

1 緊急通行車両であることの確認手続き

市は、災害対策基本法に基づき、災害時における緊急通行の交通需要を事前に把握するとともに、災害時の確認事務処理を省力化、効率化するため、大規模災害発生時の交通規制実施要領に基づき、市有車両等公用車について、緊急通行車両として角田警察署に確認手続を行う。

2 関係機関との連携

市は、緊急物資輸送に必要なトラックの調達について、県等関係機関との連携体制を整備するとともに、緊急輸送の円滑な実施と物資の安定的な供給を目指し、必要に応じて宮城県トラック協会仙南支部等と協定を締結する等、連携強化を図る。

3 緊急輸送の環境整備

市は、物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備の推進に努める。

4 燃料優先協定の締結

市においては、災害時における燃料供給について、ガソリンスタンド等から必要な給油を確実に受けられるように、市内販売店等と協定の締結に努める。

また、災害応急対策に従事する車両に対し、支援物資輸送のための民間トラック等も含めて優先給油を行う方策を検討しておく。

5 緊急通行車両の確認申出制度の周知

市は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両の確認申出制度が適用され、発災前に当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付することができることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、確認申出制度の普及を図る。

6 復旧体制の整備

道路管理者は、橋梁、一般道と鉄道の立体交差地点、トンネル等の重要構造物が被災した場合を想定し、応急復旧のための資機材について事前の備蓄や整備を行う。また、災害時における建設業者等との協力体制の充実・強化を図るとともに、道路管理者相互の連携強化に努める。

第16節 避難対策

(主な実施機関：防災安全課、都市整備課、まちづくり推進課、財政課、教育総務課、社会福祉課、介護支援課、総務課)

第1 目的

大規模災害時には、避難者が多数発生するおそれがある。このため、市は、人命を守ることを最優先に、救助の万全を期するため、必要な計画の作成、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努め、緊急に避難する場所としての指定緊急避難場所・避難場所へ向かう避難路・避難階段等の整備等、災害発生後に住民や来訪者が円滑に避難できるよう、避難対策を強化するとともに、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉の連携により、要配慮者に対し、適切な避難行動に対する理解の促進を図るものとする。

第2 避難誘導体制

市は、避難情報について、河川管理者、水防管理者及び仙台管区气象台等の協力を得つつ、あらかじめ、避難情報の発令区域やタイミングを設定する。この際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による河川洪水の同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。また、市は躊躇なく避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担する等、全庁をあげた体制の構築に努める。

市は、指定緊急避難場所をあらかじめ指定し、円滑な避難のため、日頃から住民への周知徹底を図るとともに、避難行動要支援者を速やかに避難誘導するため地域住民、自主防災組織等のコミュニティを活かした避難活動を促進する。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「緊急安全確保」を講ずべきことにも留意するものとする。

また、市は、土砂災害等に対する住民の警戒避難基準をあらかじめ設定するとともに必要に応じ見直すよう努める。

第3 水害、土砂災害における避難情報

1 避難情報と警戒レベル

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

市が避難情報を発令する場合は、仙台管区気象台が発表する防災気象情報等を参考に災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルを用いて提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解し、警戒レベルに対応した避難行動がわかるような避難情報の提供に努めるものとする。

高齢者等避難及び避難指示が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、防災マップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて市は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

市民は、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難情報が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても仙台管区気象台等が発表する防災気象情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

表 警戒レベルと居住者の行動

警戒レベル	居住者がとるべき行動	行動を居住者等に促す情報	発令・発表者
警戒レベル5	命の危険 直ちに安全確保！ ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることが出来るとは限らず、また、本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。	緊急安全確保	市が発令
警戒レベル4	危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）	避難指示	
警戒レベル3	危険な場所から高齢者等は避難（立退き避難又は屋内安全確保） ・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※ 避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設を利用する高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控える等、普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めに避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。	高齢者等避難	
警戒レベル2	自らの避難行動を確認 ・防災マップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意する等、避難に備え自らの避難行動を確認する。	注意報 （洪水、大雨等）	仙台管区 気象台 が発表
警戒レベル1	災害への心構えを高める。 ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。	早期注意情報 （警報級の可能性） ※ 大雨に関するもの	

2 避難情報の発令対象区域の設定

(1) 水害

市は、洪水予報河川と水位周知河川については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難情報の発令基準を設定する。また、避難情報の発令対象区域については、水防法に基づき公表されている洪水浸水想定区域を参考に、区域を設定する。

その他河川については、氾濫により居住者や施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについて、洪水予報河川と水位周知河川と同様に具体的な避難情報の発令基準を策定する。また、避難情報の発令対象区域については、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ地形や過去の浸水実績等の情報も活用し、それぞれの河川の特性に応じて区域を設定する。

洪水浸水想定区域は、最大水深を公表しているものであるため、実際の避難情報の発令においては、発令時の河川の状況や決壊等のおそれのある地点等を考慮することから、市は、河川管理者が算定した洪水規模別、破堤地点別に浸水が想定される区域を、あらかじめ把握しておくことが望ましい。

また、大河川の下流部等では、同一の浸水区域内においても氾濫水の到達に要する時間に大きな差がある場合がある。そのような場合は、到達時間に応じて避難情報の発令対象区域を徐々に広げていくという方法も考えられる。

なお、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に情報を絞って避難情報の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。

国及び県は、市に対して、これらの基準及び対象地域の設定及び見直しについて、必要な助言等を行う。

(2) 土砂災害

市は、土砂災害の避難情報の発令対象区域は、危険度に応じてできるだけ絞り込んだ範囲とすることが望ましく、土砂災害警戒区域・危険箇所等を避難情報の発令の対象要素として定めておきつつ、発令時には、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域・危険箇所等に避難情報を発令することを基本とする。また、状況に応じて、その周辺区域も含めて避難情報を発令することを検討する。

国及び県は、市に対し、これらの基準及び範囲の設定及び見直しのほか、警戒避難体制の整備・強化に必要な助言等を行うものとする。

第4 指定緊急避難場所の確保

1 市の対応

(1) 指定緊急避難場所の指定及び周知徹底

市は、災害から市内の住民が一時避難するための場所について都市公園、グラウンド、体育館、学校、自治センター等の公共施設を対象として、管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において災害及びその二次災害から安全が確保される指定緊急避難場所として、必要な数、規模の避難場所を災害種別に応じてあらかじめ定めておき、誘導標識の設置等により、住民や来訪者への周知に努める。この際、災害の想定等により必要に応じて、近隣市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設けることも検討する。

また、万一指定緊急避難場所が被災するおそれがある場合は、より安全な指定緊急避難場所を目指す必要が生じることや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、立退き避難から行動を変容し緊急安全確保を行うべきこと、さらには指定緊急避難場所が災害種別に応じて指定されており、災害種別に適した避難先を選択する必要があることについても、周知徹底に努める。

なお、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておく。

市は、公共施設が確保できない場合は、民間施設所有者等の同意を得た上で、指定緊急避難場所として指定する。

(2) 公共用地等の有効活用

市は、指定緊急避難場所の確保において、国、県と連携し、公共用地、国有財産の有効活用を図る。

(3) 教育施設を指定する場合の対応

市は、教育施設を指定緊急避難場所として指定する場合は、あらかじめ当該施設の管理者及び施設を所管する教育委員会等と災害時に的確な対応がとれるよう十分に協議する。

なお、指定緊急避難場所は、資料編2-16-1のとおりである。

(4) 交流拠点の指定緊急避難場所への活用

市は、高齢化、人口減少が進む中で、学校、公民館等の社会教育施設、社会福祉施設等を地域住民の交流拠点として整備を進め、これらを指定緊急避難場所として活用し、災害時の避難が容易となるよう努める。

(5) 備蓄倉庫及び通信設備の確保

市は、指定緊急避難場所と位置付けられる学校等に、備蓄倉庫、通信設備の整備等を進めるよう努める。

(6) 指定緊急避難場所の指定基準

指定緊急避難場所の指定を行うこととなる異常な現象は、洪水、がけ崩れ、土石流、地滑り、大規模な火事、内水氾濫等とする。

指定緊急避難場所の指定基準は次のとおり。

- ア 管理条件：災害が切迫した状況において、速やかに、居住者等に当該指定緊急避難場所を開放できる管理体制を有していること。
- イ 立地条件：異常な現象による災害発生のおそれがない区域(安全区域)内に指定緊急避難場所が立地していること。
- ウ 構造条件：指定緊急避難場所が上記安全区域外に立地する場合には、当該異常な現象に対して安全な構造であること。このうち、洪水等については、その水位よりも上に避難上有効なスペース等があること。
- エ 二次災害・複合災害の危険性のない場所であること。
- オ 臨時ヘリポートあるいはヘリコプター着陸可能地点に至近であること。ただし、臨時ヘリポート等と重なる可能性があるため、事前に整合を確認すること。
- カ 住民、就業者、観光客、幹線道路通行者等を収容する広さを確保すること。
- キ 危険物施設等が近くにないこと。
- ク 夜間照明及び情報機器等を備えていること。
- ケ 建物の場合は、換気、照明等の設備が整備されていることが望ましい。
- コ 指定緊急避難場所及びその近辺で、2日程度宿泊できるだけの毛布、食料が備蓄されていることが望ましい。
- サ 被害情報入手に資する情報機器(ラジオ等)が優先的に整備されていることが望ましい。

第5 避難路の確保

市は、指定緊急避難場所、指定避難所への経路を避難路として指定する場合、次の事項に留意する。

- 1 十分な幅員があること。
- 2 万一に備えた複数路の確保。
- 3 がけ崩れ等の危険箇所を通過しない経路の選定。

また、上記3項目の他、冠水する道路等の状況を考慮した上で、避難路選定時の留意点について検討を行う。

市は、上記条件を満たす避難路を選定した場合、周辺道路の交通規制について道路管理者及び県公安委員会と協議し、避難路の確保を図るとともに、特にスクールゾーンにおける危険施設(ブロック塀等)の調査を行い、避難経路の変更や危険要因等の排除に努める。

第6 避難路等の整備

1 避難路の整備・改善

市は、住民等が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、地域の実情に応じ、適宜、避難路を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。また、平常時から浸水する道路を考慮した上で避難経路について検討し、あらかじめ決めておくことの重要性についても、周知に努める。

なお、避難路の整備に当たっては、避難車両の増加、停電時の信号滅灯、積雪などによる交通渋滞や事故の発生等を十分考慮する。

2 避難路等の安全性の向上

市は、避難経路に面する建物の強化、ブロック塀の転倒防止等を進めるための安全基準の普及・啓発を推進するとともに、避難経路における電線の地中化、落橋防止、盛土部の沈下防止、液状化等の影響により避難路等が寸断されないよう耐震化対策を実施する。

3 避難誘導標識等の設置

(1) 避難誘導標識等の整備

市は、指定した避難路について、避難誘導標識等を設置し、指定緊急避難場所や避難路の位置等をまちの至る所に示すことや、蓄光石やライト、太陽光パネルを活用した避難誘導灯を整備し、夜間でも分かりやすく誘導できるよう表示する等、住民等が日常生活の中で、常に災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような取組を行う。避難誘導標識を設置する際には、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害に対応した避難場所であるのか明示するよう努めるとともに、県と協力して、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方について、周知を図るよう努める。

(2) 多言語化の推進

市は、指定緊急避難場所や避難経路の標示等、災害に関する案内板等については、多言語の併記標示を進め、外国人の避難に支障のないよう努める。

4 道路の交通容量の確認

東日本大震災時の避難行動においては、自動車の利用が非常に多く、避難路の問題点としても「渋滞」等の自動車に関する問題点が多く挙げられていたことから、市は、原則徒歩の徹底を図りながら、自動車での避難が多く発生する恐れがある場合は、交差点部や橋梁部等、ボトルネックとなる可能性のある場所において、十分な容量が確保されているかの確認を行う。

第7 避難誘導体制の整備

1 行動ルールの策定

市は、消防職団員、水防団員、警察官、市職員等、防災対応や避難誘導・支援にあたる者の危険を回避するため、特定の避難支援者に過度な負担とならないよう役割分担等の明確化等、具体的な対応方策についての行動ルールを定め、住民等に周知する。

2 避難誘導・支援の訓練の実施

市は、避難誘導・支援の訓練を実施することにより、避難誘導等の活動における問題点を検証し、行動ルール等を必要に応じて見直す。

3 避難行動要支援者の避難誘導体制の整備

市は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、上記の行動ルールを踏まえつつ、これらの者に係る避難誘導体制の整備を図る。

第8 避難行動要支援者の支援方策

1 避難行動要支援者の支援方策の検討

市は、災害発生時に避難行動要支援者の避難誘導、救助を優先して行うとともに、避難行動要支援者が避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努める。この地域防災計画において、避難行動要支援者の避難支援についての主な項目を定め、より詳細な計画として「避難行動要支援者避難支援プラン」を別に策定して支援を行うものとする。

2 避難行動要支援者の支援体制の整備

市は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、関係者との共有に努めるとともに、避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を一層図る。

3 社会福祉施設等における対応

(1) 動員計画及び非常招集体制等の確立

社会福祉施設等の管理者は、災害時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な防災体制や訓練等を定めた計画を作成するとともに、自衛防災組織を整備するよう努める。

(2) 緊急時情報伝達手段の確保

市及び社会福祉施設等の管理者は、災害の発生に備え、停電や回線のふくそう等を考慮しつつ、消防機関等への緊急通報のための情報伝達手段の整備を図る。

(3) 非常時持ち出し品の確保対策

社会福祉施設等の管理者は、入居者の名簿やカルテ等のデータのバックアップ、就寝中の避難に備えた着替えや防寒具等の避難場所での備蓄等、持ち出し品の確保に時間を掛けない工夫を普段から行っておくよう努める。

4 在宅者対応

(1) 情報共有及び個別避難計画の策定

市は、あらかじめ自主防災組織や地域の福祉関係者等と連携して、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、避難行動要支援者に関する情報の把握及び共有を図るとともに、避難行動要支援者一人ひとりの避難支援が迅速かつ円滑に行われるように避難支援者がどのような支援を行うかを記載した個別避難計画の策定等に努める。

(2) 避難支援に配慮した方策の検討

市は、個別避難計画を検討する中で、避難行動要支援者を抱えている家庭において、避難したことを玄関に表示するなど、避難支援に配慮した方策の検討を行う。

(3) 在宅人工呼吸器使用者への対応

市は、災害時の停電が命に直結する在宅人工呼吸器使用者について、情報の把握、及び災害時個別避難計画の策定を支援するなど、対策強化を図る。

(4) 感染症の自宅療養者への対応

市の防災担当部局は、仙南保健所が自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行い、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供することができるよう、保健所と連携を図る。

5 外国人等への対応

市及び防災関係機関は、言語、生活習慣、防災知識や防災意識の異なる外国人や旅行者等が、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、以下のような環境の整備に努める。

- (1) 地域全体での外国人や旅行者等の支援体制の整備に努める。
- (2) 指定緊急避難場所や避難路の標識等について、ピクトグラムを活用等によりわかりやすく効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。
- (3) 多言語による防災教育や外国人も対象とした防災訓練の普及に努める。

第9 教育機関における対応

1 児童生徒等の安全対策

(1) 引渡しに関するルールの策定

市及び教育委員会は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促す。

(2) 安全確保対策の検討

学校等の校長又は園長（以下「校長等」という。）は、災害が発生した場合又は市等が避難の指示等を行った場合等における、児童生徒等の安全の確保を図るための対策をあらかじめ検討する。

(3) 引渡し対応の検討

学校等の校長等は、児童生徒等の引渡しにおいては、平常時から家庭の状況を把握し、保護者等の帰宅が困難になるような家庭の児童生徒等については、学校等に留める等の事前の協議・確認を行うとともに、登下校園中に災害が発生した場合の対応や、児童生徒等を引渡さず、保護者とともに学校等に留まることや避難行動を促す等の対応等も合わせて検討する。

2 連絡・連携体制の構築

市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・児童館・児童センター等の施設と市間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

第10 避難計画の作成

1 市の対応

市は、下記の事項に留意し、指定緊急避難場所、避難経路等を明示した具体的かつ実践的な避難計画の策定を行うとともに、その内容の住民等への周知徹底を図る。

また、防災マップの整備、防災教育、防災訓練の充実、指定緊急避難場所・指定避難所や避難路の整備・確保等のまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努める。

なお、防災マップの作成・修正にあたっては住民も参加するなどの工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

避難計画の作成に当たっては、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、消防団、自主防災組織等の防災関係機関、及び社会福祉協議会、民生委員・児童委員等の福祉関係者と協力し、避難行動要支援者情報の共有や、避難支援者をあらかじめ明確にしておく等、避難行動要支援者の避難支援の体制構築に配慮する。

- (1) 避難情報発令の具体的な基準及び伝達方法
- (2) 避難路及び避難経路、誘導方法
- (3) 指定緊急避難場所の名称、所在地、収容人員
- (4) 指定避難所の名称、所在地、収容人員

なお、避難情報の具体的な発令基準及び伝達方法の設定にあたっては、「避難情報に関するガイドライン」（令和3年5月）を参考とする。

2 公的施設等の管理者

学校、病院、市民センター、駅、その他不特定多数の人が利用する施設の管理者は、大規模災害を想定した施設利用者の避難誘導計画について定め、従業員等に周知徹底を図るとともに、訓練の実施に努める。

なお、この際、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。

第11 避難に関する広報

市は、指定避難所等を明示した表示板の整備を積極的に実施するとともに、洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域等、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路等水害に関する防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、住民等へ積極的に配布し、周知の強化に努める。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については、「早期に立ち退きが必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民に確認を促すよう努める。

なお、防災マップの作成にあたっては住民も参加するなどの工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進をはかるよう努めるものとする。

- 1 河川の水位等の状況を情報提供できるような仕組みを検討し整備するとともに、発災後でも通行止め等の情報を迅速に提供できる体制の整備に努める。既に情報発信しているものについては、そのツールの周知に努める。
- 2 避難指示のほか、一般住民に対して避難準備及び自主的な避難を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める高齢者等避難を伝達するよう努めるとともに、高齢者等以外の者に対して必要に応じて普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を伝達する必要がある。
- 3 決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池についても緊急連絡体制等を整備するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、防災マップ等を作成し、住民等に配布するとともに、中小河川や雨水出水による浸水に対応した防災マップ作成についても、関係機関が連携しつつ検討を行う。
- 4 実際に避難することになった場合の広報活動を考慮し、広報車、広報無線等の整備を推進する。
- 5 地域住民の水災に対する警戒、災害時の円滑な避難行動等に資するため、重要水防箇所を一般に周知するように努める。

第17節 避難受入れ対策

(主な実施機関：防災安全課、建築住宅課、企画デジタル課、まちづくり推進課、財政課、教育総務課、社会福祉課、健康推進課、生活環境課)

第1 目的

大規模災害時には、火災等二次災害により、避難が長期化するおそれがある。このため、市は事前に指定する避難所等について、発災の際速やかに開設、運営ができるようにそれぞれ指定するとともに、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努める。

第2 避難所の確保

1 指定避難所の指定と周知

市は、県と連携し、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、災害による家屋の倒壊、焼失等により住居を喪失した住民等を受入れ、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定、確保し、整備を図るとともに、位置や避難に当たっての方法等を住民に周知する。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

この場合、避難受入れ施設は原則として公共建築物とし、停電、断水、ガスの供給停止等の事態に耐えうる施設とする。

なお、指定避難所は、資料編2-16-1のとおりである。

2 指定緊急避難場所と指定避難所の違いの周知徹底

市は、避難所の整備に当たり、専ら避難生活を送る場所として整備された指定避難所を緊急に避難する指定緊急避難場所と間違わないよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図る。

指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努める。

3 指定避難所の代替施設の指定

市は、指定避難所が被災した場合の代替施設について、県、近隣市町や他市町村施設との連携も含め、あらかじめ指定する。

4 指定避難所の指定基準

- (1) 規模条件：被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有するものであること。
- (2) 構造条件：速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。

- (3) 立地条件：想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること。
- (4) 交通条件：車両その他の運搬手段による物資の輸送等が比較的容易な場所にあるものであること。

5 指定避難所の施設・設備の整備

(1) 指定避難所の施設の整備

市は、指定避難所において、貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、段ボールベッド、簡易ベッド、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器、電気通信事業者との連携による災害時公衆電話の事前設置等のほか、暑さ・寒さ対策としての空調、洋式トイレ等、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、テレビ、ラジオ等避難者による災害情報の入手に資する機器の整備に努める。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。

(2) 物資等の備蓄

市は、指定避難所又はその近傍での備蓄施設の確保や、指定避難所ごとに避難者数を想定し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、簡易ベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や乾いた衣類、防寒具、暖房器具・燃料等の備蓄、発熱剤入り非常食等防寒対策に必要な物資、感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。加えて要配慮者、女性、子供、食物アレルギーを有する者等にも配慮した物資の備蓄に努めるとともに、施設設置者へ備蓄の働きかけを行う。

6 避難所の運営・管理

市及び各避難所運営者は、避難所の運営・管理にあたっては、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取り組み指針」（令和4年4月改定）を参考にしながら、避難所における良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する見地やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。また、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

- (1) 市は、住民等に対し、住民参加による避難所開設・運営訓練等を通じて、避難所の自主的な運営管理に必要な知識等の住民への普及に努め、住民等が主体的に避難所を運営できるよう配慮する。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。
- (2) 避難所の管理責任者をあらかじめ定めるとともに、男女両方を配置するよう努める。
- (3) 避難所の運営に女性の参画を推進し、男女のニーズの違い等、多様な生活者の視点に配慮できるよう、事前に運営体制を検討する。
- (4) 避難所の運営に必要な資機材等をあらかじめ整備する。

- (5) 運営に必要な事項について、「避難所運営ガイドライン」(平成28年4月策定)等を参考にしながら、あらかじめマニュアル等を作成する。
- (6) ボランティア活動が、円滑に行われるようあらかじめ準備する。
- (7) 市は、避難者情報の収集に際し、個人情報保護しつつ、より円滑に避難者情報の収集が行われるよう、事前に避難所の管理責任者との間で、実施ルールを定めるよう努める。
- (8) より早い段階での避難所の衛生状況の改善と、感染症対策のため、避難所における感染症サーベイランスの実施時期と実施体制を事前に検討する。
- (9) 指定避難所については、施設・設備や周辺地域の状況の変化を調査して、定期的に避難所としての適性について当該施設の管理者等と検討を行い、避難機能の整備充実に努める。
- (10) 新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など、感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。

感染症患者が発生した場合の対応や感染者等の避難方法を含め、県が作成した「新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドライン」(令和2年6月策定)等を参考にしながら、あらかじめマニュアル等を作成し、平常時から指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携し、円滑な避難所運営のための体制の構築に努めるとともに、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討し、可能な限り多くの避難所開設に努める。

- (11) 指定緊急避難場所や指定避難所等に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

7 県有施設を指定避難所とする場合の対応

市は、県有施設を指定避難所として指定する場合は、あらかじめ県と使用する施設の区分(施設ごとの個別指定や使用順位等)や運営体制等について十分に協議し、防災拠点としての機能が損なわれないよう努める。

8 学校等教育施設を指定避難所とする場合の対応

(1) 運営体制等についての協議

市は、学校等教育施設を指定避難所として指定する場合、学校が教育活動の場であることに配慮するとともに、避難所としての機能は応急的であることを認識の上、あらかじめ当該施設の管理者及び施設を所管する教育委員会等と使用する施設の区分(校庭、体育館、教室等の個別指定や使用順位等)や運営体制等について十分に協議し、災害時及び災害復旧後の教育活動が速やかに正常化へ移行できるよう努める。

(2) 運営取組の促進

学校等での避難所運営が円滑に行われるよう、市教育委員会は、学校等と地域との連携体制に係る基本的な考え方や避難所運営との関連における学校防災マニュアル作成のポイント等を示し、学校等、市、関係機関の取組を促進する。

(3) 防災機能の強化

市は、公立の義務教育諸学校等施設については、天井材や外装材等の非構造部材も含めた強化を推進するとともに、貯水槽、備蓄倉庫、トイレ、自家発電装置、通信設備等を整備することにより、災害時の応急避難場所として、防災機能の強化に努める。

9 福祉避難所の確保

(1) 福祉避難所の指定及び整備

市は、県と連携を図りながら、社会福祉施設等の管理者との協議により、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者が介護・医療的ケア等の相談等の必要な支援が受けられるなど、安心して避難生活ができるよう配慮がなされた施設や、民間の特別養護老人ホーム等の施設を福祉避難所として指定し、整備するように努める。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人口呼吸器や吸引機等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。

市は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努める。

(2) 福祉避難所の公示

市は、福祉避難所について受入を想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じてあらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入対象者を特定して公示するものとする。

また、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者に対して事前に調整の上、個別避難計画を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難ができるよう努めるものとする。

(3) 福祉避難所の指定基準

ア バリアフリー化等、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。

イ 災害が発生した場合において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されていること。

ウ 災害が発生した場合において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。

(4) 他市町村での受入れ拠点の確保

市は、福祉避難所等での受入れが困難な在宅の要配慮者や被災した施設の利用者等を市町村の域を越えて受け入れる拠点の整備に努める。

10 広域避難の対策

市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、大規模氾濫・減災協議会など既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との応援協定を締結する等、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

第3 避難の長期化対策

1 栄養状況調査の実施

避難生活の長期化が見込まれる場合、早期の栄養状況調査の実施と、その結果に基づく、栄養指導、食事の改善、栄養補助食の提供が必要である。

避難所の栄養調査は被災者の健康維持においては重要であることから、市は、災害時の避難所調査の実施方法・体制や、栄養指導、食事の改善、栄養補助食の提供を行う体制を整備する。

2 生活環境の確保

市は、避難所の設備の整備について、プライバシーの確保等に配慮するとともに、出入口の段差の解消や表示の外国語併記のほか、空調、洋式トイレや簡易ベッド等要配慮者への配慮や、多様な生活者に配慮した物干し場、更衣室、授乳室の設置、避難所での安全性の確保等、女性や子育て家庭への配慮を積極的に行う。

第4 避難所における愛護動物の対策

市は、避難所におけるペットの扱いについて、鳴き声、臭い、アレルギー対策等、衛生面に配慮し、可能な限り避難所におけるペットの同行避難者の受入体制を整備するとともに、飼育管理の方法について、生活スペースから離れた場所でケージにおいて飼育する等の注意事項を避難所マニュアルに記載する。また、平常時から飼い主に対し、同行避難の必要性や避難所での飼い主自身による適切な飼育管理について、啓発する。

なお、被災地域が広域にわたる際の愛護動物の救護活動を見据え、県と(公社)宮城県獣医師会との間で救護活動に関する協定を活用する。

第5 応急仮設住宅対策

市は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅の空き家等の把握を行うとともに、洪水、土砂災害等の各種災害に対する安全性に配慮した応急仮設住宅(建設型応急住宅)用の用地を把握し、県が協定締結した団体等と連携を図って応急仮設住宅(建設型応急住宅)の整備に要する供給体制の整備に努める。

第6 帰宅困難者対策

1 基本原則の周知

市は、大規模災害発生直後においては、救助・救急、消火及び緊急輸送等の応急活動を迅速に行う必要があることから、帰宅困難者の発生を抑制するため「むやみに移動を開始しない」という基本原則について、平常時から積極的に広報し、住民、企業、学校等、関係団体等への周知を図る。

2 安否確認方法の周知

市は、帰宅困難者とその家族間において安否確認が取り合えるように、携帯電話災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル（171）等の複数の安否確認手段や、家族間であらかじめ確認手段を決めておく必要性について周知を図る。

3 企業・学校等の取組の促進

市は、企業・学校等が従業員や顧客、児童・生徒等を留めるために必要となる飲料水、食料、物資等の備蓄の促進を図る。

4 事業継続計画（BCP）

市は、企業による従業員の安全な帰宅手段を確保し、帰宅困難者の多数発生を防ぐため、企業に対し事業継続計画（BCP）の作成支援を行う中で、帰宅困難者対策の事例等を示すことにより、企業の取組を促進する。

5 避難対策

(1) マニュアルの作成

市は、連携して帰宅困難者用の一時滞在施設の確保に努めるとともに、開設基準や運営マニュアルの作成及び一時滞在施設における飲料水等の計画的な備蓄を進める。

(2) 情報伝達体制の整備

市は、帰宅困難者用の一時滞在施設の場所の周知や災害時の施設への円滑な誘導等の対応を図るため、平常時から鉄道事業者等との連携を強化する。また、鉄道事業者との情報伝達体制を確保するとともに、帰宅困難者に対して携帯電話やインターネット等を活用し迅速に情報を提供できるよう、対策の検討を行う。

(3) 備蓄の確保

市は、帰宅困難者が避難することが想定される庁舎等について、食料・物資・医薬品等の備蓄を行うとともに、避難してくる住民への支援策を検討する。

6 徒歩帰宅者対策

市は、各種事業者・団体と協定を締結し、徒歩帰宅者に対して飲料水、トイレ、交通情報等の提供を行う協定締結先の拡充に努める。

7 災害時帰宅支援ステーションの確保と周知

市及び県は、店舗を経営する事業者が加盟する、(一社)日本フランチャイズチェーン協会との協定締結を進め、徒歩帰宅者に対して飲料水、トイレ、交通情報等の提供を行う災害時帰宅支援ステーションを確保する。

また、災害時帰宅支援ステーションの認知度向上のため、市及び県は、事業者と連携して、ホームページや広報誌等を活用した広報を実施する。

8 訓練の実施

市は、関係機関の協力を得て、帰宅困難者用の一時滞在施設の迅速な開設、開設状況の広報、運営管理のための訓練の実施を推進する。

9 帰宅支援対策

市は、鉄道事業者等の交通事業者と連携し、災害発生時に公共交通が不通となった場合の帰宅困難者の移動支援対策をあらかじめ講じる。

また、タクシー事業者や福祉事業者等と連携し、要配慮者の交通手段の確保にも努める。

第7 被災者等への情報伝達体制等の整備

1 情報伝達手段の確保

(1) 多様な伝達手段の確保

市は、防災行政無線等の無線系の整備や、ＩＰ通信網、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）、ソーシャルメディア、衛星携帯電話やワンセグ等のあらゆる媒体の活用を図り、災害情報を被災者等へ速やかに伝達する手段の確保に努める。

(2) 多様な主体への情報伝達体制の整備

市は、要配慮者、災害により孤立する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、都市部における帰宅困難者、外国人等情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

また市、県及び国は、障害の種類及び程度に応じて障害者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずる。

(3) 多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進

市、県及び国は、障害の種類及び程度に応じて障害者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずる。

2 役割・責任の明確化

市は、被災者等に対して、必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、その際の役割・責任等の明確化に努める。

3 生活情報伝達体制・施設・設備の整備

市及び放送事業者等は、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時も含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図る。

4 居住地以外の市町村への避難者への対応

市は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことのできるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町村が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。

5 被害・安否情報収集・伝達体制の確保

放送事業者、通信事業者等は、被害に関する情報、被災者の安否情報等について、情報の収集及び伝達に係る体制の整備に努める。また、市は、安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用が図られるよう努めるとともに、被害状況や安否情報を早急に、かつ多くの人に確実に伝達できる体制の整備に努める。

6 被害・安否情報・伝達体制に関する協定

市は、被害に関する情報、被災者の安否情報等の収集・提供に際し、民間ポータルサイトとの協力協定等についても検討を行う。

第8 孤立集落対策

- 1 市は、中山間地域の集落のうち、道路交通による外部からのアクセスが困難となり、住民生活が困難若しくは不可能となるおそれのある地域について、集落と市間の通信途絶を防止するため、衛星携帯電話、防災行政無線、災害時公衆電話等、地域の実情に応じて適切な通信手段を確保するとともに、定期的に通信訓練等を行い、機器の操作方法の習熟を図る。
- 2 市は、通信機器のための非常用電源の確保及び停電時の確実な切り替え、保守点検、非常用発電機の燃料の確保を図るとともに、防災訓練等を通じ、通信機器や非常用電源の使用法の習熟を図る。
- 3 市は、孤立の可能性に応じて、飲料水、食料等の生活物資、負傷者発生に備えた医薬品、救出用具、簡易トイレ等の備蓄に努める。この際、公的な備蓄のみならず、自主防災組織及び個々の世帯レベルでの備蓄の促進にも留意する。
- 4 市は、できるだけ浸水の危険性が低い場所に避難施設を確保・整備するとともに、あらかじめ住民に対し周知する。
- 5 国、県及び市は、交通途絶から集落が孤立することを防止するため、危険箇所や橋等に対する予防対策を推進するとともに、周辺住民に危険箇所を周知する。
- 6 防災関係機関は、集落が孤立した際、早急な復旧が図れるよう関係機関との応援体制を整備する。
- 7 市は、災害による孤立が懸念される地域へのヘリポート、ヘリコプター臨時発着所の確保に努める。

第18節 食料、飲料水及び生活物資の確保

(主な実施機関：防災安全課、上下水道事業所、商工観光課、総務課、農林振興課、社会福祉課)

第1 目的

住宅の被災等による食料、飲料水及び生活物資の喪失、流通機能の一時的な停止や低下等が起った場合には、被災者への生活救援物資の迅速な供給が必要である。

このため、発災直後から時間経過に応じ、被災者に対し円滑に食料、飲料水、燃料及び生活物資の供給が行われるよう、市及び関係機関は物資の備蓄、調達、及び輸送体制を整備する。

第2 市民等のとるべき措置

- 1 市民は、防災の基本である「自らの命は自らで守る」という原則に基づき、最低3日分の食料（そのまま食べられるか、簡単な調理で食べられるレトルトのご飯、缶詰等）及び飲料水（缶入りやペットボトルのミネラルウォーター等）を非常時に持ち出しができる状態での備蓄に努める。
- 2 市民は、家族構成を考慮して、避難するときに持ち出す最低限の生活用品についても併せて準備に努める。
- 3 市民は、地域における住民相互扶助の仕組みづくりを進め、最小限度の被害に抑止するための防災体制の構築に努める。
- 4 企業等は、災害発生に備えて、社員やその家族、さらにはその地域住民も考慮しながら、3日分の食料、飲料水の備蓄に努める。
- 5 市は、市民等が食料、飲料水、生活用品の備蓄について、自発的に取り組むよう啓発に努める。
- 6 市は、小口・混載の支援物資を送ることは被災市町村の負担になること等、被災地支援に関する知識の普及に努める。

第3 食料及び生活物資等の供給計画の策定

市は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定される等、地域の地理的条件や過去の災害等も踏まえ、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、その他の物資について、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとし、国はこれを支援する。

その際、物資の調達、在庫管理、物資ニーズ収集等における、分類方法の違いによる需要と供給のミスマッチを避けるため、救援物資の分類方法も統一しておく。

第4 食料及び生活物資の備蓄

1 初期の対応に十分な備蓄量の確保

市は、備蓄を行うに当たって、備蓄場所、品目、数量等の点検・洗い出しの調査を行い、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立ち、各々で想定される最大避難者数の3日分等、初期の対応に十分な量の物資を備蓄する。

2 公共用地の有効活用

市は、備蓄にあたり、国及び県と連携し、公共用地の有効活用を図る。

3 集中備蓄・分散備蓄体制の整備

市は、仮設トイレや投光器等、物資の性格に応じ、大型で数量が少なく、緊急性を要しないものは防災拠点等への集中備蓄、災害発生後に被災地において大量に必要となり迅速に対応すべきものは、避難場所の位置を勘案した倉庫等への分散備蓄を行い、それぞれの備蓄拠点を設ける等、体制の整備に努める。また、各地区の備蓄状況及び人口等を踏まえて、市として備蓄すべき量を検討し、各地区への備蓄に努める。

4 備蓄拠点の整備

市は、備蓄拠点について、輸送拠点として指定する等、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるようあらかじめ体制を整備する。

5 備蓄物資の選定時の配慮

市は、備蓄物資の選定に当たっては、管理栄養士の活用も図りつつ、要配慮者、女性や子育て家庭の避難生活、アレルギー対策、避難生活の長期化における栄養バランス等について配慮する。また、避難所用の間仕切りやテント、毛布等の備蓄についても検討し、備蓄する。

6 データベースの構築とパッケージ化の検討

市は、あらかじめ、予想される被災者の数、高齢者の数等のデータベースの構築等に努め、発災時点でその数を予測することができるようしておくとともに、発災後3日間を目安に、飲料水・食料・生活用品(毛布・タオル・マスク・歯ブラシ・食器・ティッシュ・ラップ等)をパッケージ化して備蓄しておくことも検討する。食料・飲料水の備蓄状況は資料編2-18-1のとおりである。

7 災害時における調達先を確保

非常食の備蓄を補完するため、コンビニエンスストア等とあらかじめ「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定」を締結しており、災害時における調達先を確保する。

第5 食料及び生活物資等の調全体制

1 食料の調達

- (1) 米穀については、「農林水産省防災業務計画」（昭和38年9月6日付け38総第915号農林事務次官依命通知）等に基づく農林水産省からの供給体制の確保を図る。
- (2) 日持ちしない等、備蓄に適さない食料や、全ての必要数を備蓄することが困難な物資、発災から一定時間経過後に必要となる物資等については、調達による確保を基本とし、関係事業者等との協定を締結する等して、体制の確保を図る。
- (3) 市は、非常食の備蓄を補完するため、関係業界等とあらかじめ協定を締結する等、災害時における調達先を確保しておく。また、協定を締結する民間企業及び物資の輸送・受入れ体制の構築方法について検討し、体制整備に努める。

(4) 国・他都道府県からの調達

ア 政府所有の米穀の調達

市は、災害救助法が適用され応急食料が必要と認める場合、県を通じて農林水産省農産局長に対し、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）に基づき災害救助用米穀等の緊急引渡しを要請し、必要量を確保する。

また、県及び東北農政局は、円滑に買い受け・引き渡しが行えるよう連絡、協力体制の整備を図っておく。

イ 他市町村との応援協定

市は、市のみでは十分な食料の調達・供給ができないと認めた時は、災害時応援協定を締結している市町村に対して応援を要請し、必要量を確保する。

2 生活物資の調達

供給する物資の選定に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者、女性や子育て家庭の避難生活、アレルギー対策、避難生活の長期化における栄養バランス等について配慮する。

3 飲料水の調達

- (1) 被害想定等を参考にしながら最小限の飲料水の備蓄に努めるほか、迅速な対応を図るため分散備蓄を行う。
- (2) 災害時及び広域水道が稼働できない場合における応急給水に必要な給水車、給水タンク等の給水資機材をあらかじめ整備する。給水資機材及び給水車等の保有状況は、資料編2-18-2のとおりである。
- (3) （公社）日本水道協会東北地方支部等の関係機関と連携を図り、必要に応じ、関係機関に応援要請ができる体制を整えるとともに、給水拠点が遠い地域や危険地域にある等の地域特性を踏まえた多面的な飲料水等の確保策について検討する。

第6 燃料の確保

1 燃料の調達、供給体制の整備

(1) 燃料の確保に関する協定

市は、災害発生時において可能な限り早期に生活基盤の復旧を図るため、市内燃料販売店と必要な協定等を締結する等して、燃料の確保に努める。

2 重要施設・災害応急対策車両等の指定

(1) 情報の収集

市は、災害発生時においても、その機能を維持する必要がある病院等の重要施設をあらかじめ指定し、それら施設における、非常用電源施設の運転可能時間、燃料の備蓄量、油種、想定される必要補給量、受入れ設備の状況等の情報をあらかじめ収集する。

(2) 停電時の対策強化

重要施設の管理者は、災害に伴う停電が発生した場合においても、電力を賄うことができるよう、自家発電設備を備えるとともに、必要な燃料の備蓄を行うよう努める。

(3) 平常時からの燃料確保

災害応急対策車両に指定された車両の所有者又は使用者は、日頃から燃料を満量近く給油しておくことを心がける。

3 災害応急対策車両の優先給油所の指定

市は、協定等に基づき、災害発生時において災害応急対策車両が優先して給油が受けられるように努める。

市から指定のあった災害応急対策車両優先給油所は、市と協力して日頃からその旨を明示する等、災害時に混乱が生じないよう周知を図る。

4 普及啓発

(1) 燃料管理等の普及啓発

市は、災害発生時の燃料の供給不足に伴う混乱を防止するため、日頃から市民及び事業者等に対し、車両の燃料を日頃から半分以上としておくよう心掛ける等、災害発生時に備えた燃料管理等の普及啓発を行う。

(2) 車両を要する住民等の自助努力の徹底

日常生活や事業活動において、車両が必要不可欠な住民及び事業所は、車両の燃料を日頃から半分以上としておくよう心掛ける等、自助努力に努める。

第19節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対策

(主な実施機関：社会福祉課、介護支援課、まちづくり推進課、防災安全課)

第1 目的

大規模な災害時には、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、アレルギー等の慢性疾患を有する者、外国人等の要配慮者、また、団体旅行客等も被災することが考えられ、その場合は一般住民より危険・困難な状態に置かれる可能性があること、さらに避難後の生活においても配慮を必要とすることが予想されるため、市及び関係機関は、その対策について整備する。

第2 高齢者、障害者等への支援対策

一般に要配慮者と考えられる、障害者、介護を必要とする高齢者、一人暮らし高齢者、保護を必要とする児童等に関し、身体機能等を考慮しながら平常時から各種の防災対策を講じ、災害に備えることが必要である。このため、市、県、防災関係機関、社会福祉施設及び介護老人保健施設(以下「社会福祉施設等」という。)の管理者は、要配慮者の災害予防に万全を期す。

1 社会福祉施設等の安全確保対策

(1) 防災点検及び防災資材の配備

社会福祉施設等は、定期的に施設の耐久性・耐火性を点検し、建築年数や老朽度合い等に応じて必要な修繕等を行い、災害に対する安全性の確保に努める。特に、施設内部や周辺のバリアフリー化に努める。

また、電気、水道等の供給停止に備え、入所者が最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品類等の備蓄を行うとともに、施設機能の応急復旧や治療等に必要な非常用自家発電機等の防災設備の整備に努める。

(2) 組織体制の整備

社会福祉施設等は、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担、動員計画、施設関係者緊急連絡体制、ライフライン等の被害・復旧状況報告体制等を盛り込んだ非常災害に関する具体的計画の作成に努める。また、市と連携し、施設相互間並びに他の施設、近隣住民、自主防災組織、ボランティア組織等との日常の連携が密になるよう努め、入所者の実態等に応じた協力が得られるよう体制づくりを行う。

(3) 防災教育及び避難誘導方法の確立

社会福祉施設等は、入所者及び施設職員等に対し、避難経路及び避難場所を周知し、基本的な防災行動がとれるよう、災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を高めるための防災教育を行う。また、入所者及び施設職員が、災害時において適切な行動がとれるよう、施設の構造や入所者の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的実施し、施設の構造や利用者の身体的特徴を考慮した避難誘導方法を確立する。

(4) 業務継続体制の構築

社会福祉施設等は、施設や設備が大きく被災し入所者が施設での生活が継続できない場合には、介護環境を確保できる他の同種又は類似の施設に利用者を避難させるとともに、他施設からの介護職員等の応援派遣等により介護の継続が可能な体制を整えることが速やかにできるよう、あらかじめ施設間において業務継続に関する体制づくりを行う。

2 要配慮者の災害予防対策

(1) 避難行動要支援者等避難支援プランの策定

市は、内閣府「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月策定、以下「取組指針」という。）及び「宮城県避難行動要支援者等に対する支援ガイドライン」（平成25年12月策定、以下「ガイドライン」という。）等を参考に、地域防災計画に避難行動要支援者の避難支援についての全体的な考え方や避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲等の事項を定める。その上で、地域防災計画の下位計画として全体計画を位置づけ、より細目的な内容を記載の上、策定するよう努めるとともに、避難時及び避難所において要配慮者に対し十分な支援がなされるよう、引き続き要配慮者の把握に努めるとともに、個別避難計画の作成を継続して推進する。

(2) 要配慮者の把握

市は、災害による犠牲者となりやすい要配慮者を把握し、災害発生時に迅速な対応がとれるよう備える。

なお、市は、取組指針及びガイドラインに基づき、次の事項に留意し把握等を行う。

ア 要配慮者の所在把握

- (ア) 市は、住民登録や福祉等の各担当部門が保有する情報から、事前に要配慮者をリストアップし、どのような要配慮者（電源を必要とする医療機器の使用の有無を含む。）がどこに住んでいるのか（所在情報）を取りまとめる。

また、平常時から要配慮者と接している市の福祉部局、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ケアマネジャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障害者団体・高齢者団体等の福祉関係者との連携に努める。

- (イ) 市は、自主防災組織や、自治会や町内会等の地域コミュニティを活用する等、地域における共助による所在把握の取組を推進する。

イ 所在情報の管理

- (ア) 常に最新の情報を把握し、内容を更新の上、関係者で共有する体制を構築する。
- (イ) 災害時における関係機関の役割を踏まえ、要配慮者情報の開示時期、開示先の対象機関、開示範囲を定めておく。
- (ウ) 個人情報保護の観点から、データベース化等を進めるとともに、データの漏えい防止等の適切な管理を行い、緊急時に必要最低限の情報が取り出せるよう整備に努める。

なお、災害による電源喪失やコンピュータの破損等を考慮し、紙媒体での情報も保管しておく。

(3) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等

市は、市地域防災計画において避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うための措置について定めるものとする。

ア 避難行動要支援者名簿の作成・更新

市は、市地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。

また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用を支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

イ 個別避難計画の作成・更新

市は、市地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局との連携の下、民生委員・児童委員、行政区、自主防災組織、社会福祉協議会、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、指定特定相談支援事業所、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、避難行動要支援者一人ひとりの避難支援が、迅速かつ適切に行えるよう、誰が、どのような支援を行うのかを具体的に記載した個別避難計画を名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに作成の同意を得て作成に努めるものとする。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。

また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、防災マップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用を支障が生じないよう、個別避難計画の適切な管理に努めるほか、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

なお、避難行動要支援者を含む住民の避難誘導中に消防団員や民生委員・児童委員等避難支援等実施者が亡くなった事例も報告されていることから、避難支援等実施者の安全確保等にも十分留意する。

ウ 避難行動要支援者名簿・個別避難計画の提供

市は、市地域防災計画の定めるところにより、消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など、避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人（個別避難計画については避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者）の同意がある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿・個別避難計画を提供するとともに、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、情報漏えいの防止等必要な措置を講じる。

エ 個別避難計画未作成の避難行動要支援者への支援

市は個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

(4) 避難行動要支援者の移送

市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

(5) 支援体制の整備

市は、取組指針やガイドライン等を参考とし、自主防災組織の育成及び指導を通じ、災害時における情報伝達や救助、避難誘導等について、行政区等と連携し地域社会全体で要配慮者を支援するための体制整備に努める。

なお、体制づくりに当たっては、地域における生活者の多様な視点を反映させるため、要配慮者やその家族、女性の積極的な参加が得られるよう努める。

(6) 防災設備等の整備

市及び県は、既に整備済みである独居老人や障害者を対象とした「緊急通報システム※」を活用しながら協力員(ボランティア等)や市町村等による地域福祉のネットワークづくりを進める。

また、聴覚障害者等への災害情報の伝達を効果的に行うための緊急速報メールや一斉FAX送信等文字情報の提供システムの構築に努めるとともに、在宅者の安全性を高めるため、自動消火装置及び火災報知器等の設置を推進する。

※ 緊急通報システム

緊急通報システムは、ひとりぐらし老人等の自宅に設置された電話機と、緊急通報センターに設置されたワークステーションを電話回線で結んだオンラインシステムである。

ひとりぐらし老人等に急病や事故など突発的な事態が発生したとき、身につけているペンダント(小型無線発信器)を押すことにより、家庭用緊急通報機器から緊急通報受信センターへ自動発信するもの。

緊急通報センターのワークステーションでは、発信された通報を自動受信し、発信者の名前・住所・病歴・協力員(ボランティア等)の電話番号等関係情報を表示し、救援体制を支援している。

〈システム概念図〉

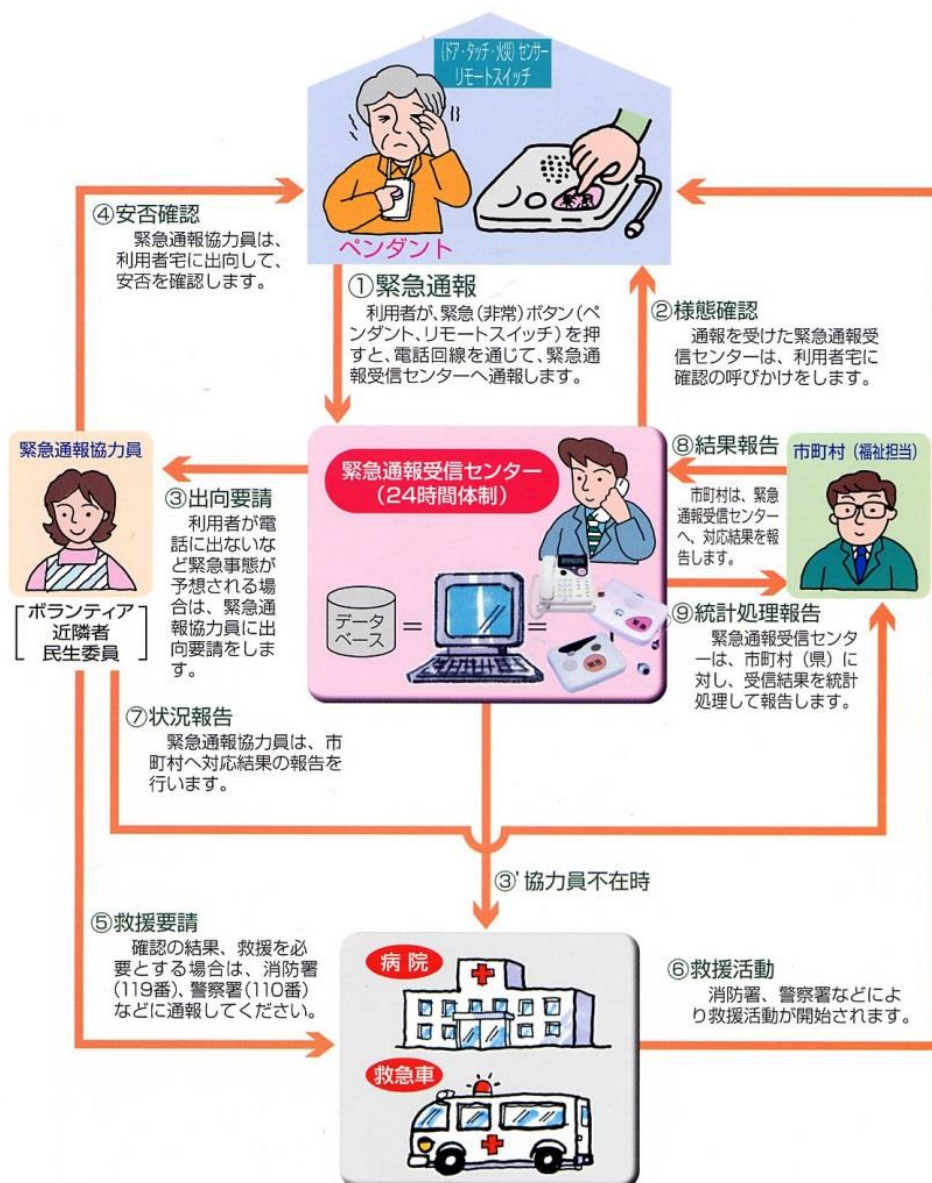


図 緊急通報システム概念図

(7) 相互協力体制の整備

市は、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ケアマネジャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障害者団体・高齢者団体等の福祉関係者、要配慮者の近隣住民(自主防災組織等)、ボランティア組織等との連携により、要配慮者の安全確保に関する相互協力体制を整備する。

(8) 情報伝達手段の普及

市は、各種福祉関連団体と協同し、高齢者でも扱える携帯端末(ワンタッチボタン、GPS機能付)、デジタルサイネージ(ディスプレイ等に災害情報等を常に表示できるもの)の他、視聴覚障害者向けの情報受信装置、視覚障害者向けの受信メールを読み上げる携帯電話、肢体不自由者向けのフリーハンド用機器を備えた携帯電話等、要配慮者個々の特性に配慮した通信手段の普及に努める。

3 福祉避難所の確保

(1) 福祉避難所の整備・指定

市は、施設の土砂災害等の被災リスクに対する安全性確保やバリアフリー化、避難スペースが確保されている等、要配慮者のために特別の配慮がなされた福祉避難所の整備や、民間の特別養護老人ホーム等の施設を福祉避難所として指定するように努める。

(2) 市の域を超えた要配慮者の受入れ体制の構築

市は、県と連携を図りながら、市での受入れが困難な在宅の要配慮者を想定し、市の域を越えて受け入れる体制の構築に努める。

(3) 福祉避難所の構造・設備

市は、県と連携を図りながら、福祉避難所において、要配慮者が避難生活を送るために必要となる洋式トイレ、車椅子、簡易ベッド等の障害者・高齢者を考慮した設備や、ミルク、ほ乳びん等の乳児用備品、及び授乳に配慮するための設備といった、女性や子育て家庭に十分配慮した構造・設備の配備に努める。

(4) 支援対策要員の確保

市は、県と連携を図りながら、福祉避難所において、要配慮者の介護・医療的ケア等、相談や介助等の支援対策が円滑に実施できる要員の確保に努める。

なお、県においては、広域避難時の要配慮者の支援体制における、市や保健福祉事務所等関係機関間の連携強化と情報の共有化を図るとともに、早期に福祉避難所で介護士等が活動できるよう、市を支援する。

4 福祉サービスの継続と関係機関の連携

市は、災害時における福祉サービスの運用方針等に関し、国や県と密接に連絡をとるとともに、介護・医療的ケア等の福祉サービスの継続に必要な体制を確保する。

具体的には関係者間で密接な連携を図り、他の地方公共団体等からの広域的な応援派遣や受入れも活用しながら福祉サービスの継続に必要な体制を整える。

5 家族を含めた防災訓練の実施

市は、近隣住民、自主防災組織、ボランティア組織等の協力により、要配慮者やその家族を含めた防災訓練の実施に努める。

6 要配慮者自身の備え

市は、平常時に要配慮者自身あるいは家族ができる範囲で準備を働きかけるほか、以下のような「自助」の考え方についても、普及に努める。

- (1) 避難する場合は、避難場所を書いた紙を玄関に貼っておく
- (2) 防災用品をそろえる
- (3) 貴重物品をまとめておく
- (4) 近所の人に災害時の支援について依頼しておく
- (5) 防災訓練に参加する など

第3 外国人への支援対策

在住外国人が災害発生時において、言語の不自由さ、生活習慣の違い等から生じる孤立等を防止するために、県及び市は連携して外国人のニーズ等を把握するとともに、外国人旅行者についても念頭に置きながら、防災意識の啓発や災害予防対策を行う。

- 1 在住する外国人の現状やニーズを的確に把握し、外国人に対する適切な配慮を行う。
- 2 外国語対応の防災マップ・行動マニュアルを作成・配布するとともに、防災講習会等を積極的に実施し、災害時にとるべき行動や避難場所、さらには避難経路の周知徹底に努める。
- 3 避難場所までの案内板等に外国語を併記するように努める。
- 4 防災訓練の実施にあたっては、地域に住む外国人を含めるよう努める。
- 5 外国人を多く就業させている事業所等に対し、防災講習会の開催を働きかける等、行政と民間が連携した防災体制の整備に努める。
- 6 災害時の広報活動等に備え、通訳者等必要な人員の確保を図るとともに、情報提供のためのマニュアルの作成に努める。
- 7 防災に関する情報提供や避難誘導において、多言語、やさしい日本語表記、ルビふり等により、外国人に配慮した支援に努める。
- 8 外国人が日常生活の中で抱える防災面を含む様々な問題について、身近なところで気軽に相談し適切なアドバイスを受けられるよう、外国人相談窓口の充実を図る。

第4 旅行者への支援対策

1 情報連絡体制の整備

迅速な被害状況の把握や応急対策に関する情報提供が行えるよう、関係機関との連携体制をあらかじめ整備しておく。

2 観光施設における防災訓練等の実施

ホテル旅館等観光施設所有者と連携し、避難場所、経路確認の徹底や観光客参加の防災訓練を実施する。

3 関係機関との連携及びマニュアル策定

公共交通機関が停止した際の旅行者の交通手段の確保が行えるよう、市は関係機関との連携体制をあらかじめ整備するとともに、マニュアルの策定に努める。

4 外国人旅行者の安全確保

外国人旅行者は、言語の不自由さや生活習慣の違いなどの特性に加え、日本で発生する災害の基本的知識や土地鑑に乏しいことから円滑な避難行動が容易ではないといった特性を有する。このため、県及び市は、「訪日外国人旅行者の安全確保のための手引き」（平成26年10月策定国土交通省観光庁）等を踏まえ、関係機関等と連携して外国人旅行者の安全確保に努める。

第20節 複合災害対策

(主な実施機関：全部)

第1 目的

大規模災害から市民の命を守るためには、最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定し、それに対する可能な限りの備えを行う必要がある。

一つの災害が他の災害を誘発し、それぞれが原因となり、あるいは結果となって全体としての災害を大きくする場合や別々の災害が偶発的に同時期に発生する場合等を意識し、そういった複合災害について、より厳しい事態を想定した対策を講じる。

第2 複合災害の応急対策への備え

市及び防災関係機関は、地震、火災、大雨、原子力災害等の複合災害(同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象)の発生可能性を認識し、いくつかの時系列的なシナリオを構築した上で、地域防災計画等を見直し、備えを充実するよう努める。

予防対策としては、地域防災計画の各編の災害予防対策の定めるところによるが、各編の予防対策の実施にあたっては、特に以下の点に留意し、複合災害の発生も考慮に入れた対策に努める。

1 活動体制

- (1) 市は、複合災害時に備え、現地への関係職員の派遣及び資機材の搬送等の手段を複数準備しておくとともに、要員・資機材の投入判断についてあらかじめ定めておき、不足することが想定される場合は、外部からの支援を早期に要請することも定めておく。また、平常時から防災関係機関相互の連携(要員、装備、資機材等に関する広域応援)について協議しておく。
- (2) 複合災害時においては、それぞれの災害が別の災害の影響を受けるため、従来業務に付加される業務を明確にし、それが適切な災害対応の支障とならないよう、あらかじめ対応方法等について検討する。
- (3) 市は、一定の条件を満たした大規模自然災害が発生した時は、原子力災害の同時期発生といった不測の事態に備え、原子力防災に係る警戒態勢を速やかにとることを考慮する。
- (4) 複合災害発生時は、災害の全体像を俯瞰し対応の優先順位をつけるとともに、対策実施に関する具体的なスケジュールの立案に努める。

2 情報の収集・伝達体制の整備

- (1) 複合災害時には、市の災害対策本部等から得られる避難場所の被害状況、道路の損壊及び道路交通の状況等の自然災害情報についても、関係機関で共有化が図られるよう情報共有に努める。
- (2) 市は、県とも連携し、複合災害時にも相互に確実に情報の収集及び連絡を行うため、必要な情報収集・連絡体制及び防災行政無線、専用回線、衛星回線等、複数の通信手段の整備に努める。

- (3) 市は、県とも連携し、大規模自然災害発生後の原子力施設の状況に係る情報を早期に把握し、必要に応じ、異常の有無に係わらず、その結果を迅速に関係機関に連絡するとともに、公表する。
- (4) 市は、複合災害時の情報伝達に当たり関係機関での情報の共有化を図り、救助活動等を実施する者に対して、原則として、それぞれの組織の指揮命令系統を通じて効果的な情報の提供を行う。
 - ア 地方公共団体の機関や派遣依頼により救助活動等を実施している者
派遣部隊の指揮系統を通じて、情報を提供する。その際、伝達に要する時間を考慮するとともに、情報の欠落や誤報等の防止に留意する。
 - イ ボランティア等の公の指揮系統外で救助活動等に当たっている者
広報車、自主防災組織の情報連絡網等によるほか、移動系防災無線(車載型、携帯型)、携帯電話等を活用することに留意する。
- (5) 複合災害時において、市は、現状認識や今後の方針について、地域住民等の不安解消や混乱防止のため、適切な広報に努める。

3 避難・退避体制の整備

- (1) 市は、複合災害時でも適切に避難活動が行えるよう、避難計画において、避難路となる道路の被災や放射性物質の放出までの時間等を考慮した対策をあらかじめ検討する。
- (2) 複合災害時には、避難情報や避難誘導に影響を及ぼす事象が多数にわたる可能性があることから、情報の把握、意思決定、諸手続き等に関し、県等関係機関との必要な相互連携が確実に図られる状態になるよう留意する。
- (3) 市は、複合災害時に迅速に避難誘導が実施できるよう、大規模自然災害に関するハザードマップ等から、避難場所の被害の程度、経路の障害の程度を想定し、複数の代替ルート、輸送手段等を考慮した「避難誘導計画の基本型」をあらかじめ作成し、平素から多様な避難手段を把握しておくよう努める。また、「避難誘導計画の基本型」について、図上訓練やシミュレーション等による検証により、より実効性の高いものとなるよう見直しを図る。
- (4) 市は、避難経路等に影響を与える可能性のある自然災害が発生した場合においては、原子力災害の同時発生がある場合に備え、避難誘導計画への影響を考慮する。

第3 複合災害に関する防災活動

1 訓練の実施

市及び防災関係機関は、様々な複合災害を想定した訓練やシミュレーションを行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。
また、地域特性に応じて発生の可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

2 複合災害に関する知識の普及啓発

市は、原子力災害を含む複合災害時における市民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。

第21節 災害廃棄物対策

(主な実施機関：生活環境課)

第1 目的

大規模な災害発生後、大量に発生する災害廃棄物（災害によって発生する廃棄物及び被災者の生活に伴い発生する廃棄物）や倒壊物・落下物等による障害物は、市民の生活に著しい混乱をもたらすことが予想される。

このため、市及び関係機関は、廃棄物処理活動が迅速に行われるよう、大量の災害廃棄物が発生した場合に必要な広域処理も含めた災害廃棄物の処理・処分体制の確立を図る。

第2 処理体制

1 市の役割

市は、円滑かつ迅速に災害応急対策を推進するため、あらかじめ災害廃棄物処理計画を策定するとともに、廃棄物処理施設の処理能力を超える場合及び廃棄物処理施設が被災し使用不能になった場合の対策として、広域的な市町村及び廃棄物関係団体等と調整し、災害時の相互協力体制を整備する。

2 事業者の役割

事業者は、その事業に関連して発生した災害廃棄物を自らの責任において回収し、適正に処理するための体制を整備する。

第3 主な措置内容

市及び仙南地域広域行政事務組合は、廃棄物処理に係る災害時応急体制を整備するため、以下の措置を行うよう努める。

1 緊急出動体制の整備

- (1) 一般廃棄物処理施設の補修等に必要な資機材の備蓄を行うこと。
- (2) 収集運搬車両や清掃機器等を常時整備すること。
- (3) 廃棄物の収集・処理に必要な人員・収集運搬車両等が不足する場合の対策を検討すること。

2 災害時における応急体制の確保

- (1) 仮置場の配置や災害廃棄物の処理方法等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定すること。
- (2) し尿・生活ごみ及びがれきの広域的な処理・処分計画を作成すること。
- (3) 広域的な市町村等との協力・応援体制を整備すること。

3 避難所の生活環境の確保

- (1) 仮設トイレやその管理に必要な消毒剤、脱臭剤等の備蓄を行う。
- (2) (1)の調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備する。

なお、非常用マンホールトイレの状況は、資料編2-21-1のとおりである。

第22節 災害種別毎予防対策

(主な実施機関：防災安全課、都市整備課、農林振興課、商工観光課、総務課、企画デジタル課、まちづくり推進課、消防署)

第1 火災予防対策

1 目的

災害に伴う火災は、同時多発的に発生することが予想され、大規模になる可能性が高い。火災による人的・物的被害の軽減を図るため、市及び防災関係機関は、出火防止に努めるとともに、初期消火、火災の延焼拡大防止のため、必要な事業の施行、施設の整備を図るなど、火災予防対策の徹底に努める。

2 現況

(1) 火災の原因

市における過去の火災原因をみると、放火及び放火の疑いのほか、火気使用設備・器具、たばこ及びたき火等の不始末である。

(2) 市街地・準市街地等の状況

市における消防力の基準による市街地・準市街地の状況は、資料編2-22-1のとおりである。

また、防火対象物の状況は、資料編2-22-2のとおりである。

これらの区域は、火災の延焼拡大により大規模火災となることも予想されるため、消火・避難設備の整備、不燃材料の使用促進等防災上の指導をする。

3 情報の収集・伝達体制の整備

市及び防火関係機関は、情報収集、伝達手段として、無線、有線及びその他通信設備等を利用した防災通信網の確保・整備充実を図り、火災発生時の応急対策を迅速に推進するため万全を期する。

4 防火活動の促進

出火要因としては、たき火、火気使用設備・器具及びたばこ等からの出火が多発しているので、市及び消防機関は、出火につながる要因を個々に分析、検討し、あらゆる施策を講じて安全化を図る。

市民に対しては、防災意識の高揚と防災行動力の向上を図ることにより、出火をできる限り防止する。

(1) 火気使用設備・器具の安全化

火災は、火気使用設備・器具の老朽化、不測な取扱いや配置及び過重な負担を掛けることにより発生することから、設備・器具の点検と早期交換、適正な取扱方法の周知を図ることにより、出火の抑制に努める。

(2) 住民への指導強化

世帯構成が、核家族化、少子化、高齢化の傾向の中で、火気取扱方法の誤操作、異常

な使用及び失念により、重大な火災に至ることから、常に火気についての注意を喚起させるとともに、特に、春季秋季の火災予防運動を通じ、乾燥期や強風時における火気の使用について指導を強化し、意識の高揚を図る。

(3) 出火防止のための査察指導

市及び消防機関は、火気使用設備・器具の不適正な使用や配置又は過度の使用方法による出火を抑制、未然防止するため、使用場所や設備・器具の状態について、査察指導を実施する。

(4) 民間防火組織の育成

建物火災のうち、住宅火災の発生件数が過半数を占めていることから、日常、火気を取り扱う一般家庭における火災予防思想の普及啓発が重要である。

火災予防思想の普及啓発には幼少年期からの指導が効果的であり、また、火を扱う機会の多い女性に対する啓発も重要であることから、女性防火クラブ等の育成について指導する。

民間防火組織の結成状況は、以下のとおりである。

ア 角田市女性防火クラブ連合会 7支部

- (ア) 角田支部
- (イ) 枝野支部
- (ウ) 藤尾支部
- (エ) 東根支部
- (オ) 桜支部
- (カ) 北郷支部
- (キ) 西根支部

イ 幼年消防クラブ 3クラブ

- (ア) 角田光の子保育園幼年消防クラブ
- (イ) 中島保育所幼年消防クラブ
- (ウ) ミネ幼稚園幼年消防クラブ

(5) 初期消火体制の強化

火災による人的、物的被害を最小限に止めるためには、早期通報、初期消火を行うことが重要であり、常時早期対応が可能な体制にしておかなければならない。

このため、家庭、事業所及び地域における自主防災体制を充実強化し、防災教育、防災訓練により初期消火の徹底や延焼拡大防止について周知し、市民の防災行動力を高めて初期消火体制の確立を図る。

また、防火対象物の防火管理体制については、防火管理者の資格付与講習会を行うとともに、定期的な防火管理者講習会を開催して、資質の向上を図り、選任義務の防火対象物については、防火管理者の必置と選任を励行させる。

(6) 火災予防運動の実施

毎年、春・秋火災予防運動の期間を通じ火災予防のための諸行事を実施し、広く住民に対し、火災予防思想の普及啓蒙に努める。

5 消防組織の充実強化

災害時における消防業務に対応できる体制を確立するため、広域消防応援体制の一層の充実並びに消防職員及び消防団員の教育訓練の充実による資質の向上を図るとともに、各消防機関における計画的な人員の確保等、組織の拡充強化について指導する。また、民間防火組織等の育成を図りながら、防火予防思想の普及に努める。

さらに、火災による人的、物的損害を最小限に止めるため、防火対象物の防火管理体制を強化し、失火を防止し、出火の場合には、早期通報、初期消火を行うよう常時確実な体制がとれるように指導する。

6 消防力の強化

火災発生時には、早期消火、延焼拡大を防止することが必要であることから、市は、消防力の基準及び消防水利の基準に基づき、消防資機材の整備や消防施設の整備充実を図る。

また、消防力強化の基盤となる消火栓、防火水槽等の消防水利の設置整備に際しては、川や池等の自然水利とプール等の人工水利の適切な組み合わせによる消防水利の多様化を推進し、災害時における消防活動体制の整備に努める。

7 消防団の育成

消防団は、常備消防と並び地域社会における消防防災の中核として救出救助、消火等の防災活動において重要な役割を果たしている。しかしながら、近年の消防団は、団員数の減少、高齢化、サラリーマン化等の問題を抱えており、その育成・強化を図ることが必要となってきている。

このため、市は、以下の観点から消防団の育成・強化を図り、地域社会の防災体制の推進を図る。

- (1) 消防団員の知識・技能等をより地域社会に広め、地域住民の消防団活動に対する理解を促し、消防団への参加・協力等、環境づくりを推進する。
- (2) 消防団員数が減少の傾向にあることから、処遇の改善、事業所に対する協力要請、女性消防団員の入団促進、大学・高校への働きかけ、将来の消防の担い手となる子どもに対する啓発等を通じ、消防団員数の確保に努めるとともに、消防団員の資質向上を図るため、教育・訓練の充実を推進する。
- (3) 消防団の施設・設備の充実、安全靴等の基本装備の充実、安全対策の強化、情報伝達体制や無線通信機器の整備の充実に努める。

8 火災予防措置

(1) 予防査察指導の強化

火災を未然に防止するためには、消防機関等による予防査察が最も効果があるので、これを計画的、継続的に実施するとともに、消防用設備に関する法令、仙南地域広域行政事務組合火災予防条例の趣旨を防火対象物の関係者に徹底し、また、予防査察の結果について研究を行い、査察指導の向上を図る。

なお、火災の防止は、その建物等の維持管理状況に負うところが大であり、定期点検報告制度の普及促進や、人命への影響が極めて高い飲食店、病院等の防火対象物及び多

量の火気を使用する工場等に対して重点的に立入検査を実施し、管理権限者に対して指導助言等を行う。

(2) 漏電による火災の防止

配電設備については、一定の基準による工事と適切な検査の実施により施行の完全を期し、保守に当たっては巡視点検による不良個所の早期発見と改修に努める。

また、電気の正しい取扱いと適正配線の重要性について啓発、宣伝に努める。

(3) 消防用機械・資機材、装備品及び設備等の整備・普及

市は、大規模災害などにも対応する消防用機械・資機材及び装備品の整備促進に努める。消防ポンプ自動車等について高年式車両となり修理部品の調達が困難になる等から、適宜更新整備の推進を図る。

(4) 住宅防火対策の推進

住宅火災の防止については、防災物品及び防災製品の使用が出火、延焼拡大の阻止に有効であることを周知する。特に、就寝時間帯及び高齢者世帯における火災死亡率が高くなる傾向にあることから、住宅用火災報知器の普及促進に努めるとともに、住宅防火診断等防火に関する生活改善について指導助言を行い住宅火災を軽減する。

第2 林野火災予防対策

1 目的

林野火災は、気象条件等により大火につながる危険性があり、いったん大きくなった火災は、地理・水利等の条件により消火活動が困難であるという特殊性を有している。このため、消防関係機関は出火防止に努めるとともに、初期消火、火災の延焼拡大防止のため、必要な事業の施行、資機材の整備等を図り火災予防対策の徹底に努める。

2 現況

角田市の森林面積は、5,613ha で市域面積の約 38%を占めている。森林面積の内訳は、国有林 82ha、民有林 5,531ha となっている。

角田市森林分布図は、資料編 2-22-4 のとおりである。

また、これら林野から発生する火災をみると、いずれも失火によるものである。主な出火原因としては、たき火、たばこの不始末等が大部分を占めている。

3 事前警戒措置

(1) 火入れの協議

火入れによる出火を防止するため、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）に基づく市長の許可は、時期、許可条件等について事前に消防機関と十分協議する。

また、火入れの場所が隣接市町に近接している場合は、関係市町に通知する。

(2) たき火等の制限

ア 市長は気象の状況が林野火災予防上危険であると通報を受けたときは、入山者等に火を使用しないよう要請する。

イ 仙南広域行政事務組合理事長は、消防法第 22 条の規定による火災に関する警報を発したとき、その他林野火災予防上危険であると認めるとき、又は、林野火災が発生すれば大きな災害を招くおそれがあると認めるときは、市の区域内の在る者に対し火の使用を制限する。

4 広報宣伝の充実

市及び林野関係機関は、林野火災の特殊性により、乾燥注意報の発令等林野火災の発生するおそれのあるときは、広報宣伝、巡視、監視を強化し、地区住民及び入山者に対しての注意を喚起し、火気取扱いの指導取締りを行って、火災の発生を防止するとともに、応急体制の準備をする。

(1) 山火事防止強調月間の設定

春、秋の火災危険期に、概ね次のような山火事防止強調月間を設け、関係機関が連携して広域的な山火事防止運動を展開する。

林野火災予防運動強調月間

ア 春季 3月上旬～5月上旬

イ 秋季 10月中旬～11月下旬

(2) 林野火災予防の推進

市及び林野関係機関は、相互の連携強化を図りつつ、林野火災に対する市民の関心を喚起し、林野火災発生予防のため、強力な運動を推進する。

(3) ポスター、標識板等の設置

屋内外、交通機関、駅、登山口、林野内の道路、樹木等にポスター、標識板、立看板、警報旗、懸垂幕等を掲示し、地域住民、通行者、入山者に注意を喚起する。

(4) 報道機関等による啓発・宣伝

火災危険期、山火事防止強調月間の設置時において、重点的に報道機関、自治センター、学校等の協力を得て、ラジオ、テレビによる広報、新聞及び県、市並びに関係機関が作成・配布する広報紙への記事掲載、映画、スライドの上映を実施し、啓蒙・宣伝を図る。また、地域住民及び入山者を対象として、航空機による空からの広報宣伝を実施する。

(5) チラシ、パンフレット等の配布

啓発・宣伝の一環として、チラシ、パンフレット、ステッカー等を作成して配布する。

(6) 学校教育による防火思想の普及

自然保護、森林愛護等の情報教育を通じて防火思想の普及を図るとともに、標語、ポスター、作文等の募集を行い、児童・生徒を通じて家庭への浸透を図る。

5 森林等の管理、整備

森林の所有者、管理者等は、防火線、防火樹帯の布設、自然水利の活用等による防火用水の確保その他の林野火災予防上の措置を講じる。

(1) 林道（防火道）の整備

消防用車両が通行可能な林道の開設、改良及び補修を行う。

(2) 防火用水の確保

自然水利を利用した防火用水を確保するとともに、砂防えん堤等を利用し貯水施設を設ける。

(3) 防火線の整備

森林区画・尾根等を利用し、立地条件、気象条件を配慮し、防火線の布設、維持を図る。

(4) 防火林帯の整備

防火樹を植栽した林帯の整備に努める。

(5) 森林の適切な保育管理

林野火災の発生及び延焼の元となる枯枝、枯損木等を除去するため、除・間伐等の保育を適切に行う。

6 消防体制の確立

(1) 総合的消防体制の確立

林野火災の消防体制を強化するため、次の実施機関からなる広域的、総合的な消防体制を確立する。林野火災の消防体制は、資料編2-22-5のとおりである。

(2) 相互応援体制

林野火災の大規模化に対応した消防体制を確立するため、隣接市町関係機関等の間における相互応援協力体制を確立する。

ア 隣接市町間において「要請する場合の災害規模の基準」「要請する応援隊の人員資機材等」について相互応援協定を締結する。

イ 森林管理署、森林組合、森林所有者、民間自衛消防隊等と応援協力体制を確立する。

ウ 林野火災時の消火用水としての水利使用について、かんがい用水権利者等と協議し、又は協力を要請する。

7 巡視・監視の徹底

国・県等及び林野所有者と連携をとり、角田市森林巡視員等による巡視を実施するとともに、火災危険期には特に巡視体制を強化し、入林者に対する火気取扱いの指導、監視、火災の早期発見及び初期消火を徹底する。

なお、林野における治山、林道等請負工事については、その契約書中に火気の使用制限に関する条項を入れるとともに、作業現場を随時巡回して指導監視を徹底する。

8 林野火災指定地域の予防措置の徹底

林野火災発生のおそれのある地域及び入山者の多い地域を次のとおり指定し、重点的に予防措置を実施する。

- (1) 西根地区、高蔵寺附近一帯の林野地域
- (2) 小田地区、斗蔵寺一帯の林野地域
- (3) 藤尾地区、四方山一帯の林野地域
- (4) 枝野地区、大森山一帯の林野地域

9 防ぎょ資機材の備蓄

市及び林野関係機関は、林野火災に迅速に対応するため、防ぎょ活動に必要な資機材を備蓄する。

10 防災活動の促進

市及び林野関係機関は、出火につながる要因を個々に分析、検討し、あらゆる施策を講じて安全化を図る必要があり、地域住民及び入林者に対しては、防災意識の高揚と防災行動力の向上を図り、出火を防止する。

また、初期消火活動の協力体制を確立し、林野火災防ぎょ技術の習得と向上のため、防災関係機関相互による訓練、資機材操作運用研究会を開催し、空中消火活動の連携強化・充実を図る。

- (1) 火気使用設備・器具の安全化
- (2) 住民への指導強化
- (3) 出火防止のための査察指導
- (4) 初期消火体制の強化

第3 危険物等災害予防対策

1 目的

災害時において、危険物施設等の火災や危険物等の流出等が発生した場合には、周辺地域に多大の被害が及ぼすおそれがある。

このため、県及び消防関係機関は、各施設の自主保安体制の充実・強化について指導を徹底するなど、災害対策と防災教育による意識の高揚に努め、危険物等による災害の未然防止を強力に推進する。

また、法令に定められている技術上の基準適合性の維持及び貯蔵・取扱いの基準の遵守を指導し、保安の万全を図る。

事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性ならびに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が予想される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努める。

危険物施設等の状況は、資料編2-22-6のとおりである。

2 災害予防措置等

(1) 危険物施設

消防機関は、石油タンク貯蔵所、給油取扱所等危険物施設の自主保安体制の充実・強化について次のような指導を行い、災害対策と防災教育の推進を図る。

ア 安全指導の強化

危険物事業者の管理者、所有者又は占有者、危険物取扱者及び危険物保安監督者等の安全管理の向上を図るため、講習会等の保安教育を実施する。

イ 施設の基準維持の指導

危険物施設の設計基準については、年々強化され構造上の安全対策が講じられているところであるが、法令に定められている技術上の基準に適合した状態を維持するよう指導する。

ウ 自衛消防組織等の育成

事業者における自衛消防組織等の育成を推進するとともに、効果的な自主防災体制の確立を図る。

エ 広報・啓発の推進

仙南地方危険物安全協会等の関係団体の育成に努め、これら団体を通じて事業所及び市民に対し、危険物等による災害防止について広報、啓発に努める。

オ 防災用資機材の整備

複雑多様化する危険物への備えとして、化学消防力の強化に努めるとともに、事業所に対しても資機材の整備、備蓄の促進について指導する。

(2) 高圧ガス施設

高圧ガス製造、販売、貯蔵等の事業者は、高圧ガス保安法等に定められている技術上の基準を遵守し、日ごろから高圧ガス施設の保守・管理を行い、防災に必要な装備、資機材の充実に努めるとともに、緊急時連絡体制の整備を図り、併せて、事業者間の相互応援体制の整備について一層の推進を図る。高圧ガス施設の状況は、資料編2-22-7のとおりである。

(3) 火薬類製造施設等

火薬類製造販売等の事業者は、火薬類取締法等に基づき、火薬類製造施設・火薬庫等について、定期自主検査、保安教育を確実に実施し製造施設・火薬庫の維持点検に努め、火薬類による災害が発生しないよう対策を講じるとともに、緊急時連絡体制の整備を図る。

3 市長等の措置要領

(1) 市長

ア 市長は、危険物等の保安取締りを実施する必要があると認めたときは、関係機関に連絡し、必要な措置を要請する。

イ 市長は、危険物、火薬類、高圧ガス等の防災対策を実施するため必要と認める場合は、消防本部、消防署、警察署及び県と相互に情報を交換する。

(2) 仙南地域広域行政事務組合消防本部

仙南地域広域行政事務組合消防本部は、危険物施設等に対し、防災対策に万全を期するため、次に掲げる措置を講じる。

ア 予防査察の実施

危険物施設等について、位置、設備、構造及び管理状況の関係法令への適合状況並びに火災の危険性の有無について検査を実施し、改善等について指導する。

イ 危険物取扱者等に対する指導教育

危険物取扱者等関係者に対し適宜、講習会、研修会等を開催し法令の説明、危険物の貯蔵取扱い等適正な保守管理について指導する。

ウ 火災予防条例の趣旨の徹底を図る。

エ その他、火災予防に対する措置を徹底する。

第4 航空災害予防対策

市域内において、航空機の墜落等の事故が発生した場合は、人的、物的に多大な被害が発生するおそれがあるため、市は、事故の状況の把握及び情報の収集等を実施し、被害の軽減を図るよう努める。

第5 鉄道災害予防対策

1 目的

鉄道における災害は、多数の死傷者等の発生を招くおそれがあることから、事故災害防止のため、阿武隈急行㈱は、日常の安全運行の確保とともに、鉄道施設の適正な保守管理に努める。

2 鉄道の安全な運行等の確保

鉄道施設について、必要に応じて補強対策を推進し、災害等による異常事態が発生したときは、運転規制等によって鉄道災害の防止を図るとともに災害等対応マニュアルに基づき運行する。また、構造物等の変状若しくは既変状の進行の有無を把握するため、定期検査を実施する。

3 職員の配備体制

関係職員の非常参集体制を整備する。

4 関係機関相互の応援体制

災害発生時において、迅速な応急・復旧活動等ができるように、防災関係機関相互の連携を図る。

5 防災訓練の実施

災害発生時に、適切な誘導避難が行えるよう、防災訓練を適宜実施するとともに業務研修により周知徹底を図る。

- (1) 非常呼出訓練
- (2) 避難誘導訓練
- (3) 消火訓練
- (4) 脱線復旧訓練
- (5) その他

第6 道路災害予防対策

1 目的

道路は、住民の日常生活及び社会・経済活動上欠くことのできないものであるため、災害の発生により道路の機能に重大な支障が生じた場合は、代替路の確保及び応急対策により機能の確保を行う。また、各関係機関において、平常時より緊密な連携を図る等、協力体制の整備を図る。

2 道路施設等の整備

道路管理者は、防災点検等に対応が必要とされた箇所について、緊急輸送道路や緊急性が高い路線及び箇所から順次、補強及び整備を実施する。

また、災害対策上必要とする道路施設については、社会資本総合整備計画に基づき緊急を要する施設から随時整備を進める。

(1) 道路

道路法面の崩壊、路面の損壊、道路施設の変状や破壊等の被害が想定される危険箇所について、防災工事等を実施する。また、頻繁に冠水する箇所について、嵩上げ等の浸水対策を実施する。

さらに、市道の低地盤高箇所の嵩上げや強化改良、道路新設等、7つの地区ごとに必要な防災・減災対策を定め、実施する。

(2) 橋梁

落橋、変状等の被害が想定される道路橋、横断歩道橋、側道橋等については、橋梁補強工事を実施する。

(3) トンネル

覆工コンクリートや附帯施設の落下、坑口部法面の岩盤崩落等が想定されるトンネルについては、優先して補強対策を実施する。

(4) 道路付属施設

道路敷地内に設置されている道路標識、道路情報提供装置等の道路施設について、補強に努める。

3 職員の配備体制

道路管理者は、実情に応じ災害応急対策に必要な職員の非常配備体制の整備を図る。

4 防災関係機関相互の応援体制

(1) 災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、道路管理者は応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援協定を締結するなど平常時より連携を強化する。

(2) 知事に対して自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておく等必要な準備を整えておく。

5 救助・救急・医療及び消火活動

道路災害による負傷者等が発生した場合に備え、道路管理者、医療機関及び消防機関等は、救助・救急・医療及び消火活動について、平常時より連携強化を図る。

6 緊急輸送活動

- (1) 角田警察署及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について災害時の道路交通管理体制の整備に努める。また、角田警察署は、災害時の交通規制を円滑に行うため、警備業者等との間に交通誘導の実施等応急対策業務に関する協定等の締結に努める。
- (2) 角田警察署は、災害発生後において交通規制が実施された場合は、一般車両が通行の支障とならないよう運転者のとるべき措置等について周知を図る。

7 危険物及び障害物の除去等に関する資機材の確保

道路管理者は、危険物及び障害物の除去等に対応するため、資機材の調達について関係機関等との協力体制を充実するよう努める。

8 防災訓練の実施

道路管理者は、防災訓練の実施を通じ、災害時の対応等について周知徹底を図る。

9 防災知識の普及

道路管理者は、道路利用者に対し、災害時の対応等、防災知識の啓蒙普及を図る。

第3章 災害応急対策

災害時において、災害発生の防ぎよ又は応急的な救助を計画的に実施し、災害の拡大を防止することについて定める。

第1節 防災気象情報等の伝達

(主な実施機関：防災安全班、総務班)

第1 目的

気象・地象・水象等による被害を最小限にとどめるため、これらの情報を一刻も早く地域住民等に伝達することが重要である。また、円滑な応急対策活動を実施するため各防災関係機関は、緊密な連携のもと災害に関する情報を迅速かつ的確に収集し、把握する体制を整える。

第2 実施責任者

- 1 市長は、法令及び地域防災計画の定めるところにより、災害に関する警報、予報等を関係機関、住民その他関係団体に伝達する。
- 2 市長は、法令及び地域防災計画の定めるところにより、特別警報について、直ちに公衆等に周知する措置を取らなければならない。
- 3 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を市、消防職員、警察官に通報しなければならない。

第3 防災気象情報

仙台管区気象台等は、気象・地象・水象等の観測結果に基づき特別警報・警報・注意報及び気象情報(以下これらを「防災気象情報」という。)を次により発表し、地方公共団体等の防災機関等が行う防災対応や住民の自主的防災行動に資するため、防災気象情報を防災機関等に伝達するとともに、これらの機関や報道機関の協力を得て住民に周知できるよう努める。

また、仙台管区気象台等は、避難情報の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル又は警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断を促すものとする。

なお、県及び市が大雨、暴風等の特別警報の伝達を受けた場合、又は自ら知った場合は、県は直ちに市に通知しなければならない。市は直ちに公衆及び所在の官公署に周知させる措置をとらなければならない。

その際、対象者に漏れなく、要配慮者にも配慮するとともに、住民にとってわかりやすく伝達するよう努める。

また、仙台管区気象台は、情報伝達を円滑に行うため防災気象情報等に関する連絡会を開催し、情報内容等の理解の促進を図る他、特別警報・警報・注意報等を発表したときの住民の取るべき行動等について、関係機関と連携して普及啓発に努める。

消防庁は、気象庁から受信した風水害に関する情報等を、全国瞬時警報システム（J-ALERT）により、地方公共団体等へ伝達する。

1 防災気象情報及びその活用

表 防災気象情報の種類と概要

種 類		概 要
特 別 警 報	大 雨 特 別 警 報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報(土砂災害)、大雨特別警報(浸水害)、大雨特別警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。 災害が発生又は切迫している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大 雪 特 別 警 報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴 風 特 別 警 報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。 危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。
「特別警報は警報の基準をはるかに超える状況で発表される。既に災害が発生している場合もあり得るため、必要な措置は「特別警報」が発表される前にすべて完了していることが基本。		

種 類		概 要
警 報	大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)のように特に警戒すべき事項が明記される。 大雨警報(土砂災害)は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
	洪水警報	上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。 高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。

種 類		概 要
注 意 報	大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 防災マップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	洪水注意報	上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 防災マップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による」災害に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意が呼びかけられる。
	波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに注意を喚起するために発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、防災マップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。

種 類		概 要
注 意 報	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想されたときに発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着雪(氷)注意報	著しい着雪(氷)により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあるときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害等が発生するおそれがあるときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれがあるときに発表される。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるときに発表される。

種 類	概 要
土砂キキクル (大雨警報(土砂災害)の危険度分布)	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 (色が持つ意味) ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当 ・「危険」(紫)：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：防災マップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル (大雨警報(浸水害)の危険度分布)	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 (色が持つ意味) ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当
洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 (色が持つ意味) ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当 ・「危険」(紫)：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：防災マップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	河川の上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度(大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度)の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測(解析雨量及び降水短時間予報等)を用いて、常時10分ごとに更新している。

種 類	概 要
早期注意情報 (警報級の可能性)	5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（宮城県東部、宮城県西部）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（宮城県）で発表される。 大雨、高潮に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。
宮城県気象情報	気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒を呼びかける場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点を解説する場合等に発表される。 大雨特別警報が発表されたときには、その内容を補足する「記録的な大雨に関する宮城県気象情報」が速やかに発表される。また、大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには「線状降水帯」というキーワードを使ってその旨を解説する「顕著な大雨に関する宮城県気象情報」が発表される。なお、大雨・洪水警報や土砂災害警戒情報等で警戒を呼びかける中で、重大な災害が差し迫っている場合に一層の警戒を呼びかけるなど、気象台がもつ危機感を端的に伝えるため、本文を記述させず、見出し文のみの宮城県気象情報が発表される場合がある。 ※ 線状降水帯は警戒レベル4相当情報以上を補足する情報
土砂災害警戒情報	大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったとき、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村（仙台市、栗原市、大崎市、大和町は東西に分割した地域）を特定して警戒が呼びかけられる情報で、宮城県と仙台管区気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。
竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（宮城県東部、宮城県西部）で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。 また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位「宮城県東部」「宮城県西部」で発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

種 類	概 要
記録的短時間 大雨情報	大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつキキクルの「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び低い土地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

- （注1）特別警報・気象警報・注意報基準は別表1、2のとおり。
- （注2）大雨や強風等の気象現象により、災害が発生するおそれがあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれがあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、県内の市町村（仙台市、栗原市、大崎市、大和町は東西に分割した地域）ごとに現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値が時間帯ごとに示されて発表される。また、土砂災害や低い土地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等により実際に危険度が高まっている場所は「キキクル」や「雷ナウキャスト」、「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、市町村等をまとめた地域の名称が用いられる場合がある。
- （注3）土砂崩れ注意報及び浸水注意報はその注意事項を気象注意報に、土砂崩れ警報はその警報事項を気象警報に、土砂崩れ特別警報はその警報事項を気象特別警報に、浸水警報はその警報事項を気象警報又は気象特別警報に、それぞれ含めて行われる。
土砂崩れ特別警報は、「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。浸水警報の警報事項を含めて行われる気象特別警報は、「大雨特別警報（浸水害）」として発表される。
- （注4）水防活動用の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報（別表3）は、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。

(別表1) 特別警報基準

(令和2年8月24日現在)

現象の種類	基 準		過去の主な対象事例
大雨	○台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合		○ 令和2年7月豪雨 (死者行方不明者86人) ○ 令和元年東日本台風 (死者行方不明者107人) ○ 平成30年7月豪雨 (死者行方不明者245人)
暴風	○数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合	○ 昭和34年台風第15号(伊勢湾台風) (死者・行方不明者5,000人以上) ○ 昭和9年室戸台風 (死者・行方不明者3,000人以上)
高潮		高潮になると予想される場合	
波浪		高波になると予想される場合	
暴風雪	○数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合		—
大雪	○数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合		○ 昭和56年豪雪 (死者・行方不明者152人) ○ 昭和38年1月豪雪 (死者・行方不明者231人)

(別表2) 警報・注意報発表基準一覧表 (角田市)

(令和6年5月23日現在)

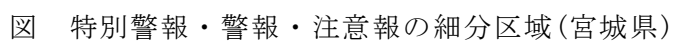
発 表 官 署			仙 台 管 区 気 象 台		
府 県 予 報 区 一 次 細 分 区 域			宮 城 県		
			東 部		
市町村等をまとめた地域			東部仙南		
警 報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	14	
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	111	
	洪水	流域雨量指数基準	高倉川流域=9.3 半田川流域=6.2 小田川流域=10 尾袋川流域=9.1 雑魚橋川流域=10.7 新桜井川流域=9.4		
		複合基準※1	阿武隈川流域= (6, 95.9) 高倉川流域= (6, 8.3) 小田川流域= (6, 9) 尾袋川流域= (6, 8.1) 雑魚橋川流域=(6, 6.6) 新桜井川流域=(6, 8.5)		
		指定河川洪水予報	阿武隈川下流 [丸森・笠松]		
	暴風	平均風速	18m/s		
	暴風雪	平均風速	18m/s 雪を伴う		
	大雪	降雪の深さ	平地	12 時間降雪の深さ 25cm	
			山沿い	12 時間降雪の深さ 30cm	
	波浪	有義波高			
高潮	潮位				
注 意 報	大雨	表面雨量指数基準	8		
		土壌雨量指数基準	83		
		流域雨量指数基準	高倉川流域=7.4 半田川流域=4.9 小田川流域=8 尾袋川流域=7.2 雑魚橋川流域=8.5 新桜井川流域=7.5		
		複合基準※1	阿武隈川流域= (5, 31.1) 高倉川流域= (5, 5.9) 半田川流域= (5, 4.9) 小田川流域= (5, 5.2) 尾袋川流域= (6, 5.8) 雑魚橋川流域=(5, 8.5) 新桜井川流域=(5, 4.9)		
		指定河川洪水予報	阿武隈川下流 [丸森・笠松]		
	強風	平均風速	13m/s		
	風雪	平均風速	13m/s 雪を伴う		
	大雪	降雪の深さ	平地	12 時間降雪の深さ 15cm	
			山沿い	12 時間降雪の深さ 20cm	
	波浪	有義波高			
	高潮	潮位			
	雷	落雷等により被害が予想される場合			
	融雪	融雪により被害が予想される場合			
	濃霧	視程	100m		
	乾燥	①最小湿度 45% 実効湿度 65%で風速 7m/s 以上 ②最小湿度 35% 実効湿度 60%			
	なだれ	①山沿いで 24 時間降雪の深さ 40cm 以上 ②積雪が 50cm 以上で、日平均気温 5℃以上の日が継続			
	低温	夏期：最高・最低・平均気温のいずれかが平年より 4～5℃以上低い日が 数日以上続くとき 冬期：①最低気温が-7℃以下 ②最低気温が-5℃以下が数日続くとき※2			
	霜	早霜、晩霜期におおむね最低気温 2℃以下 (早霜期は農作物の生育を考慮し実施する)			
	着氷・着雪	大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合			
	記録的短時間大雨情報			1 時間雨量	100mm

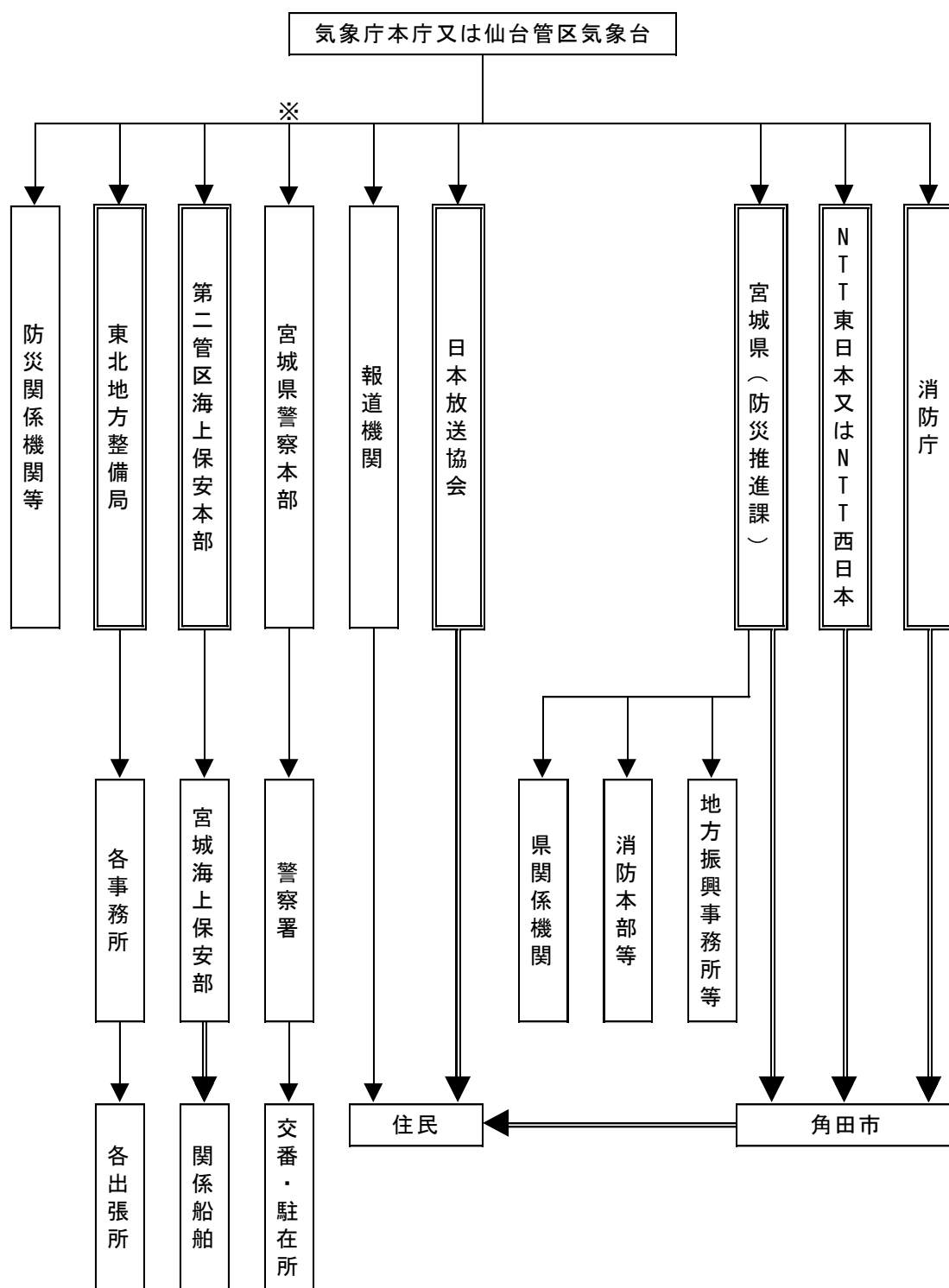
※1 (表面雨量指数、流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

※2 冬期の気温は仙台管区気象台、石巻特別地域気象観測所の値

(別表3) 水防活動用警報・注意報一覧

水防活動の利用に 適合する警報・注意報	一般の利用に適合する 警 報 ・ 注 意 報	発表基準
水防活動用気象警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
水防活動用洪水警報	洪水警報	上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
水防活動用気象注意報	大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
水防活動用洪水注意報	洪水注意報	上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。





（注）二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先。

（注）二重線の経路は、気象業務法第15条及び第15条の2によって、警報の通知又は周知の措置が義務付けられている伝達経路。

※宮城県警察本部へは、防災情報提供センターから周知。

気象警報等の系統図

2 東北地方整備局仙台河川国道事務所または宮城県と仙台管区气象台が共同で発表する洪水予報

気象業務法第14条の2第2項及び第3項、水防法第10条第2項、水防法第11条第1項の規定により、東北地方整備局仙台河川国道事務所または宮城県と仙台管区气象台が共同して、河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表される警報及び注意報で、その指定河川及び区域等は下表のとおりである。警戒レベル2～5に相当する。

洪水予報が発せられた場合には、関係機関は、指定河川洪水予報伝達系統図により住民に対し周知を行う。

また、大雨特別警報の警報等への切替時に、それ以降に河川氾濫の危険性が高くなると予測した場合には、臨時の洪水予報を発表する。この情報は、県気象情報として発表する。

(1) 洪水予報の種類

表 洪水予報の種類と概要

種 類	標 題	概 要
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。 災害がすでに発生している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位を超える状況が継続しているとき、または急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生への対応を求める段階であり、避難指示発令判断の参考とする。 危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。
	氾濫警戒情報	氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難発令判断の参考とする。 高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
洪水注意報	氾濫注意情報	氾濫注意水位に到達し、更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないときに発表される。 氾濫の発生に対する注意を求める段階であり、水防団出動の参考とする。 防災マップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

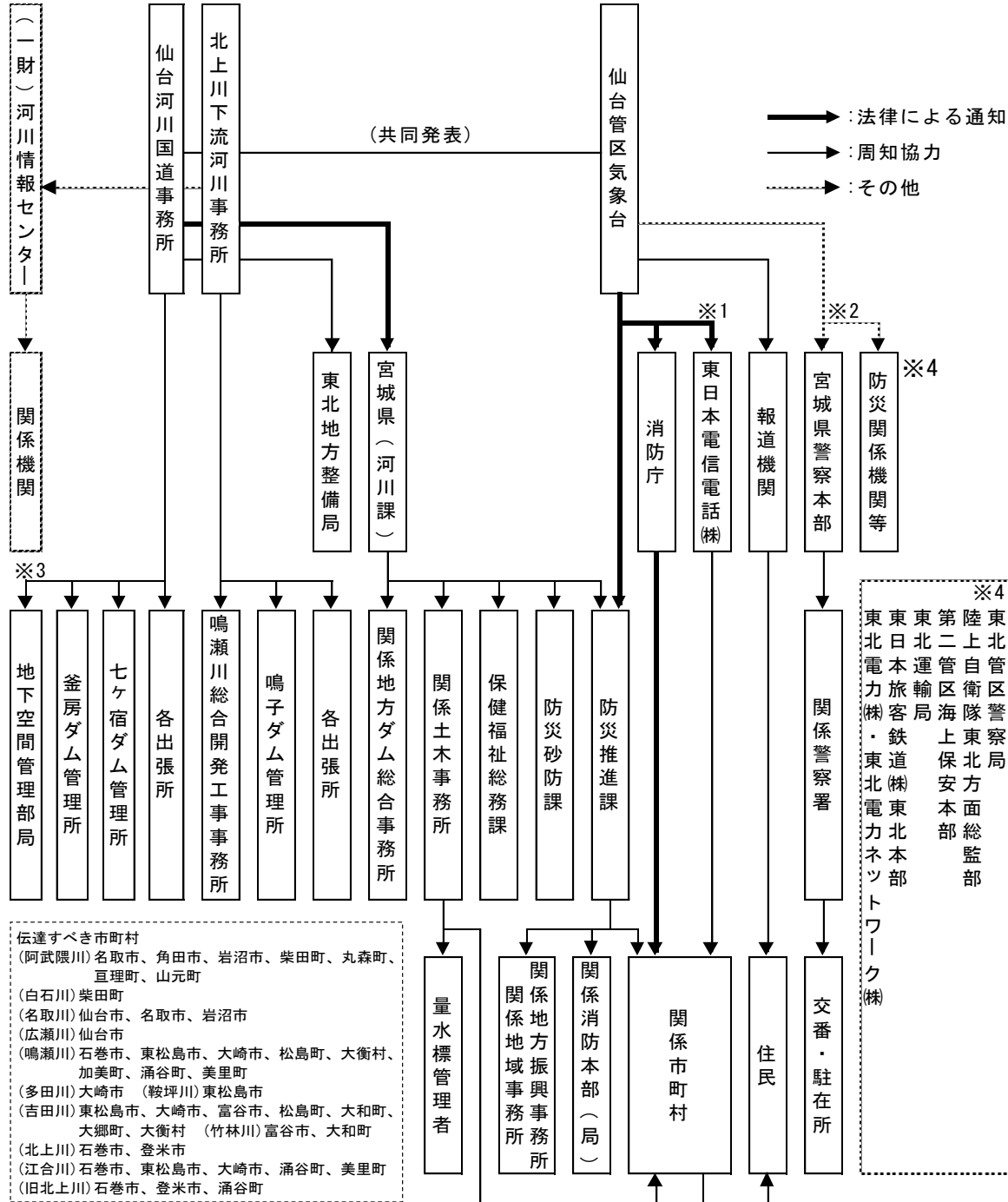
(2) 国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）

国管理河川では、数K m～数十K mの予報区域を対象に発表する洪水予報等に加えて、縦断的な水位（水面形）を計算により推定し、左右岸それぞれ200mごとの洪水の危険度分布（水害リスクライン）を令和2年より提供している。200mごとに推定した水位が、堤防等の高さを超過し、氾濫している可能性のある箇所を黒色（警戒レベル5相当情報）で表示するなど、各箇所の危険度をきめ細かく把握できることから、避難情報発令の参考にできる。

種 類	概 要
○洪水の危険度分布が黒 （警戒レベル5相当情報[洪水]）	当該箇所で推定される水位が、堤防等の高さを超え、氾濫している可能性があるとき黒に着色される。
○洪水の危険度分布が紫 （警戒レベル4相当情報[洪水]）	当該箇所で推定される水位が、氾濫危険水位（レベル4水位）の超過に相当する水位となったとき紫に着色される。
○洪水の危険度分布が赤 （警戒レベル3相当情報[洪水]）	当該箇所で推定される水位が、避難判断水位（レベル3水位）の超過に相当する水位となったとき赤に着色される。
○洪水の危険度分布が黄 （警戒レベル2相当情報[洪水]）	基準地点の水位観測所で氾濫注意水位（レベル2水位）を超過したとき、その受け持ち区域全体が黄に着色される。
※市町村向けサイトでは、6時間先までの水位予測や危険度分布を提供されている。	

(3) 洪水予報を行う河川名とその区間（本市関係分のみ）
表 洪水予報の河川名、区域及び基準地点

河川名	区域	基準地点	量水標設置場所		氾濫注意水位 (警戒水位) (m)	避難判断水位 (m)	氾濫危険水位 (危険水位) (m)	量水標の受持区域
阿武隈川 下流	福島・宮城県堺 から海まで	丸森	丸森町	船場	19.50	22.00	22.30	左岸 福島県・宮城県堺から角田市枝野橋 右岸 福島県・宮城県堺から角田市枝野橋
		笠松	角田市	枝野	14.50	16.60	17.00	左岸 角田市枝野橋から岩沼市阿武隈橋 右岸 角田市枝野橋から亘理町阿武隈橋



※1 東日本電信電話(株)への指定河川洪水予報の通知は、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって代える場合がある。（気象業務法第15条第1項、同施行令第8条第4項）
※2 宮城県警察本部へは、防災情報提供センターから周知。
※3 地下空間管理部局への通知は、名取川及び広瀬川のみである。

図 指定河川洪水予報伝達系統図（大臣・気象庁長官共同発表）

3 東北地方整備局仙台河川国道事務所または宮城県が発表する洪水に係る水位情報の通知及び周知

水防法第13条の規定により、東北地方整備局仙台河川国道事務所または宮城県が洪水により国民経済上重大な損害が生ずるおそれがある場合等に、その旨を警告して発表する通知及び周知で、その指定河川及び区域等は下表のとおりである。

また、水位情報の通知が発せられた場合には、関係機関は、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の到達情報伝達系統図により住民に対し周知を行う。

(1) 水位周知を行う河川名とその区域（本市関係分のみ）

（知事指定（法第13条第2項））

表 水位周知河川の洪水特別警戒水位等

河川名	区域	対象量 水標名	※1 通報水位 ※2 警戒水位 ※3 洪水特別警戒水位 ※4 危険水位				
			水防団待機 水位※1 (m)	氾濫注意水位※ 2 (m)	避難判断水位※ 3 (m)	氾濫危険水位 ※4 (m)	計画高水位 (m)
小田川	左右岸 角田市阿武隈急行線から 阿武隈川合流点まで	小田	2.90	3.30	4.10	4.50	7.030

(2) 氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)到達情報伝達系統図(県管理河川)

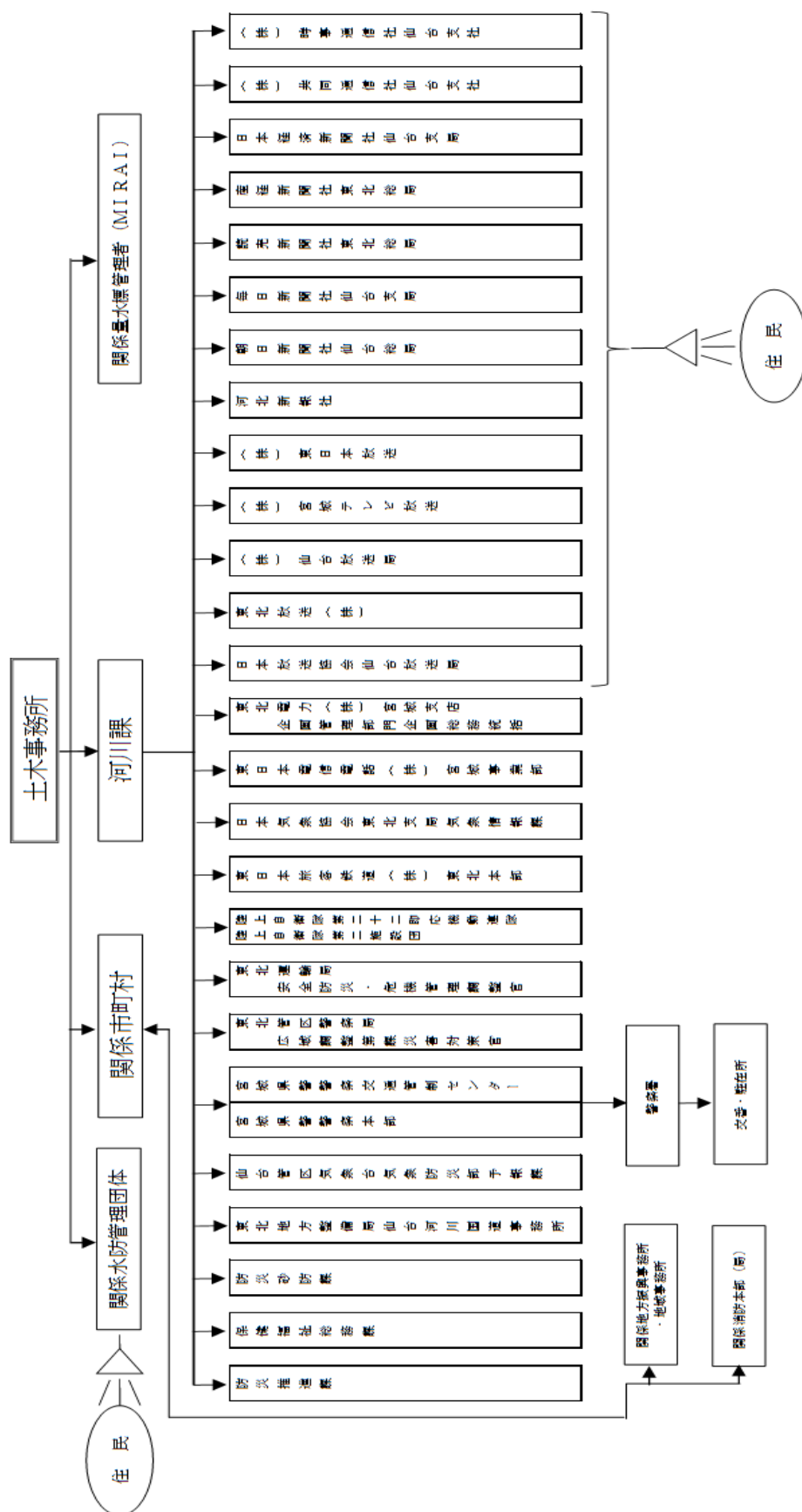


図 汎氾危険水位(洪水特別警戒水位)到達情報伝達系統図(県管理河川)

4 消防法に基づき、仙台管区気象台長が宮城県知事に対して行う通報（火災気象通報）

気象の状況が火災の予防上危険と認められるとき、具体的には次の条件に該当すると予想される場合に、宮城県知事に対して通報し、県を通じて市や消防本部に伝達される。

(1) 通報基準

仙台管区気象台が発表する乾燥注意報及び強風注意報の発表基準（1 防災気象情報及びその活用参照）

(2) 地域区分

仙台市、大崎市、栗原市及び大和町は東部と西部に分割し、その他は市町村を単位とする。（二次細分区域）

(3) 通報方法

仙台管区気象台は、午後5時に発表する天気予報に基づき、翌日朝9時までの気象状況の概要を気象概況として毎日午後5時頃に通報する。なお、予想に変化があった場合、定時と同様の形式で通報（臨時通報）する。

火災気象通報の通報基準に該当又は該当するおそれがある場合は、見出しの冒頭に通報区分として「火災気象通報」と明示し、注意すべき事項を付加する。

火災気象通報の通報基準に該当する地域・時間帯で降水（降雪を含む）が予想される場合には、火災気象通報に該当しないと判断し、見出しの明示を行わないことがある。

(4) 通報区分

ア 乾燥注意報→火災気象通報【乾燥】

イ 強風注意報→火災気象通報【強風】

ウ 乾燥注意報及び強風注意報→火災気象通報【乾燥・強風】

5 予報・警報等の細分区域

表 予報・警報等の細分区域（平成28年10月10日現在（本市関係分のみ））

府県予報区	一次細分区域	市町村等を まとめた地域	二次細分区域(含まれる市町村等)
宮城県	東部	東部仙南	角田市、大河原町、村田町、柴田町、丸森町

第4 水防警報及び決壊等(被害情報)の通報

1 国土交通大臣が指定した河川について、国土交通省河川（国道）事務所長の発表があったときは、県土木部河川課長は、その警報事項を図1により速やかに警報区域の水防管理者その他の関係機関に通知する。また、水防警報を受けた水防管理者及び関係機関は、警報段階に応じ速やかに準備出動の措置を執るものとする。

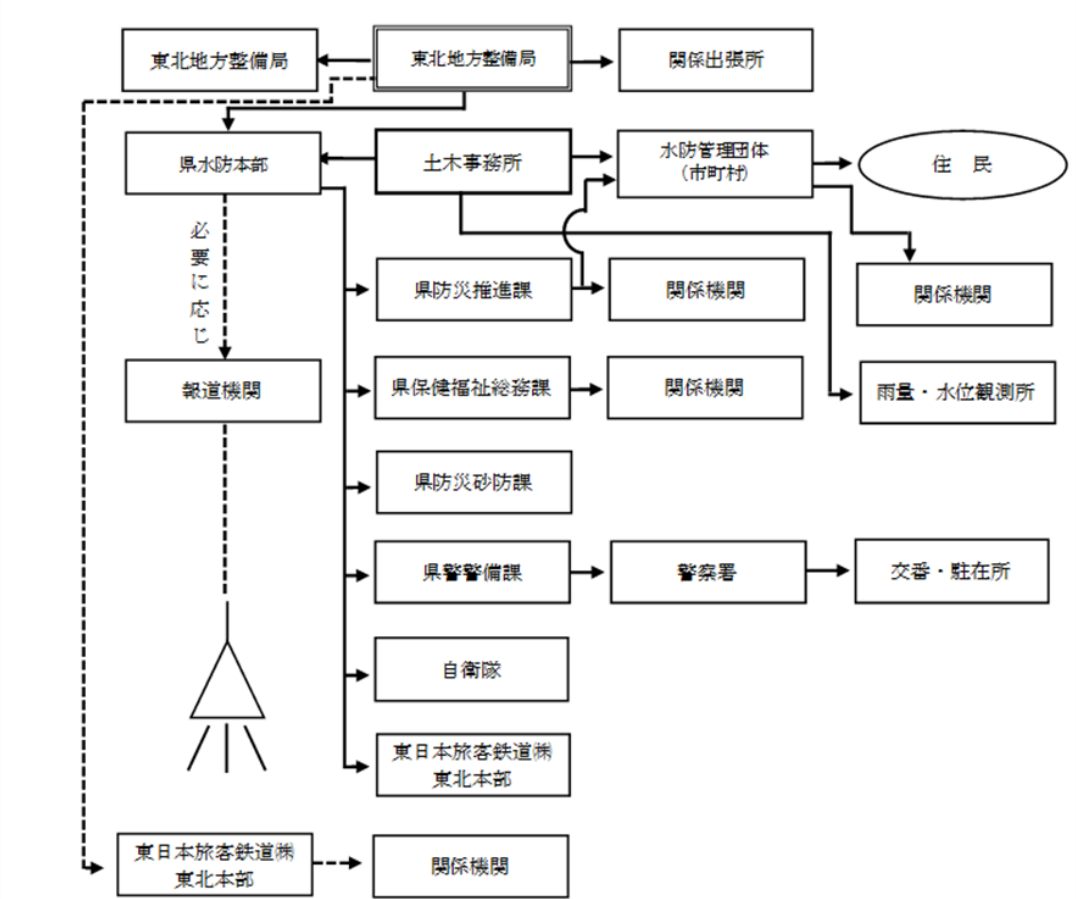


図1 水防警報伝達系統図（国土交通大臣が発令する場合）

(1) 国土交通大臣が水防警報を行う河川とその区域及び対象量水標は、次のとおりである。（本市関係分）

河川名	区域	対象量水標名	量水標設置場所			水防団待機水位 (通報水位) (m)	氾濫注意水位 (警戒水位) (m)	計画高水位 (m)	摘要
阿武隈川 幹川	左岸 宮城県伊具郡丸森町館矢間山田字 小原瀬西45番3地先から亘理町境	丸森	丸森町	船場		18.00	19.50	23.697	
	右岸 宮城県伊具郡丸森町館矢間山田字 敷文東2番地先から柴田町境	笠松	角田市	枝野		13.00	14.50	17.986	
		江尻	角田市	江尻		9.50	10.80	14.215	

(2) 河川における水防警報の段階と範囲は次のとおりである。(本市関係分)

河川名	対象量 水標名	第1段階 (待機)	第2段階 (準備)	第3段階 (出動)	第4段階 (解除)	摘要
阿武隈川 幹川	丸森	行なわない	水防団待機水位 (指定水位) (18.00m)に達し、 なお上昇のおそれ があるとき	氾濫注意水位 (警戒水位) (19.50m)に達し、 なお上昇のおそれ があるとき	氾濫注意水位 (警戒水位) (19.50m)を下がっ て水防作業の必要が なくなったとき	
	笠松	同上	同上 (13.00m)	同上 (14.50m)	同上 (14.50m)	
	江尻	同上	同上 (9.50m)	同上 (10.80m)	同上 (10.80m)	

2 知事が指定した河川についての水防警報の発表は、県土木事務所長が行うものとし、県土木事務所長が水防警報を発令したときは、図2により速やかに警報区域の水防管理者及びその他の関係機関に通報する。

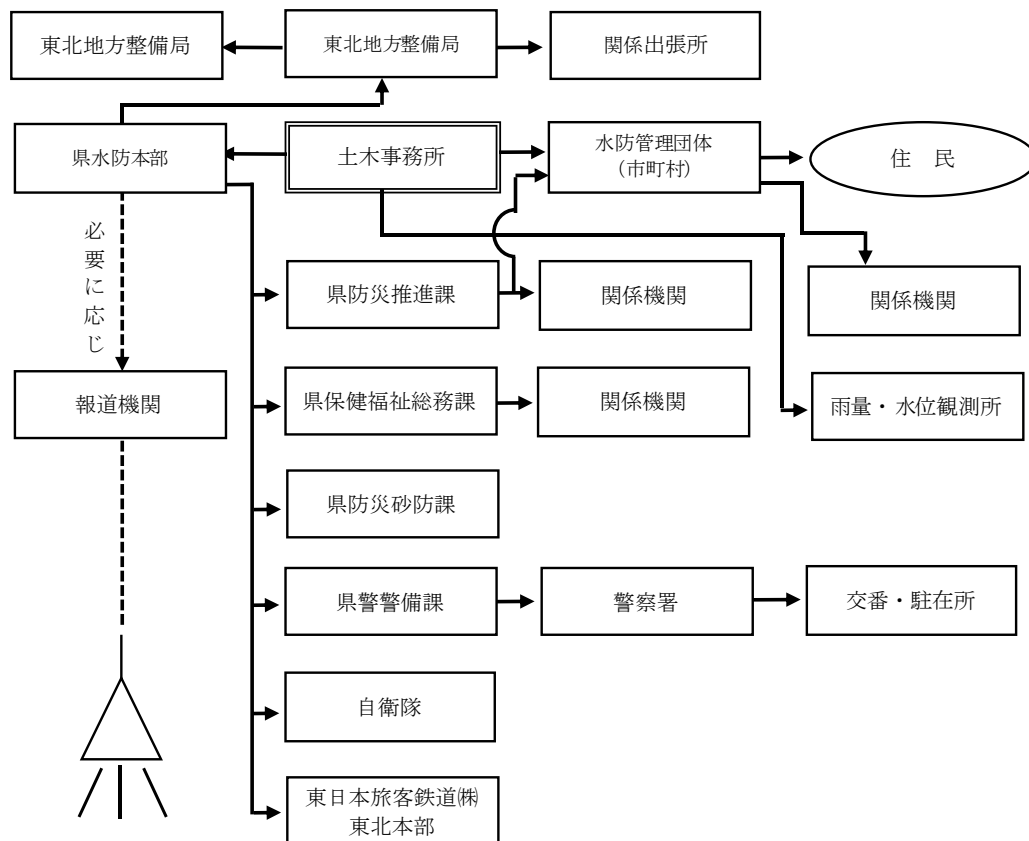


図2 水防警報伝達系統図（知事が発令する場合）

(1) 知事が水防警報を行う河川とその区域及び対象量水標は、次のとおりである。(本市関係分)

河川名	区域	対象量 水標名	水防団待機水位 (m)	氾濫注意水位 (m)	計画高水位 (m)
小田川	左右岸 角田市阿武隈急行線から 阿武隈川合流点まで	小田	2.90	3.30	7.030

(2) 河川における水防警報の段階と範囲は次のとおりである。(本市関係分)

河川名	量水標名	第 1 段 階 (準 備)	第 2 段 階 (出 動)	第 3 段 階 (解 除)	摘要
小田川	小田	雨量を考慮し、水防団待機水位（指定水位）（2.90m）に達し、更に増水し危険が予想されるとき	雨量を考慮し、氾濫注意水位（警戒水位）（3.30m）に達し、更に増水し危険が予想されるとき	氾濫注意水位（警戒水位）（3.30m）を下がって水防の必要がなくなったとき	

3 堤防等の決壊あるいはそのおそれがある場合は、水防管理者等は、図3により速やかに所轄土木事務所長及び氾濫のおそれがある隣接水防管理者等に通報する。

この通報を受けた土木事務所長は、県水防本部長、所轄国土交通省河川（国道）事務所長（国管理河川の場合）及び所轄警察署長に通報する。

市は、浸水が想定される区域に高齢者、障害者、乳幼児等が利用する施設がある場合は、利用者が円滑かつ迅速な避難ができるよう当該施設との連絡方法を定めておく。

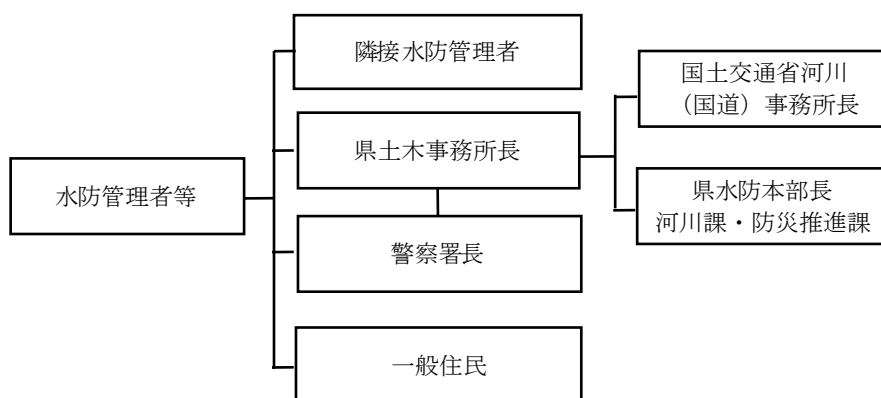


図3 堤防等の決壊あるいはそのおそれがある場合

第5 土砂災害警戒情報

県は、大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長が災害対策基本法第60条第1項の規定による避難のための立退きの指示の判断や、住民の自主避難の判断を支援するため、土砂災害警戒情報を仙台管区气象台と共同で発表する。

県は、土砂災害警戒情報を関係市町村長に通知するとともに、広く一般に周知する。

第6 気象警報等の伝達

気象庁及び仙台管区气象台が発表した気象警報・注意報等は、气象台から防災関係機関や報道機関に伝達する。それを受理した機関は、それぞれの伝達システムにより市町村等関係機関へ伝達、また、放送することにより地域住民に周知するよう努める。河川管理者の発表する水防警報も同様とする。

第7 防災気象情報等の受領及び伝達方法

- 1 関係機関から通知される防災気象情報等は、防災安全班員が受領する。
- 2 防災気象情報等を受領した防災安全班長は、市長に報告するとともに、その指示を得て関係部署及び一般住民に伝達・周知する。
- 3 市職員への伝達は、庁内情報システム、口頭(勤務時間内)又は緊急連絡網(勤務時間外)により行う。受領した職員は、角田市災害対策本部運営要綱別表第3に定める基準に基づき配備体制を整える。角田市災害対策本部運営要綱は、資料編1-2-4のとおりである。
- 4 消防団、幼稚園、各小中学校、自治センター、児童館、児童センター等への連絡は、必要に応じて所管課が行う。
- 5 一般住民、土砂災害警戒区域内住民及び浸水想定区域内要配慮者利用施設への周知方法については、次の表のとおりとする。

表 防災気象情報の周知方法等

伝達責任者	周知先	周知方法	周知内容
総務班長	全市民	広報車、電話、文書、FAX、口頭、インターネット(市ホームページ)、かくだ安全・安心メール、SNS等	土砂災害警戒情報 洪水予報 特別警報 特に必要と認める警報
防災安全班長	土砂災害警戒区域内住民		
	浸水想定区域内要配慮者利用施設		

第2節 情報の収集・伝達

(主な実施機関：防災安全班、市民班、保健福祉班、生涯学習班、財政班、農林振興班、
商工観光班、都市整備班、建築住宅班、上下水道部、教育総務班、生活環境班、
総務班)

第1 目的

災害時は、円滑な応急対策活動を実施するため、各防災関係機関は、緊密な連携のもと災害・被害に関する情報を迅速かつ的確に収集し、把握する体制を整える。

第2 実施責任者

市長は、災害情報及び被害状況を住民等の協力を得て迅速かつ的確に調査収集し、県及びその他関係機関に伝達する。

第3 災害情報収集・体制

1 市職員

市長は、災害時、災害情報の収集に万全を期すため、市職員による巡回等を行い情報把握にあたらせるとともに、地区ごとに情報調査連絡員を置き、地域の情報を収集する。

なお、職員の勤務時間外に災害が発生した場合は、非常招集で登庁してくる職員から登庁途中で確認した被災情報も併せて収集する。

2 県等への連絡

防災安全班は、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。

なお、県に情報伝達できない場合は、直接総務省消防庁に対し、被害状況を伝達し、事後速やかにその旨を県に連絡する。

3 地区情報調査連絡員

各地区情報調査連絡員は、各行政区長の職にある者をもってあてる。
行政区については、資料編3-2-1のとおりである。

4 消防情報調査連絡員

消防機関の情報調査連絡員は、消防団分団長の職にある者をもってあてる。
消防団の区分については、資料編3-2-2のとおりである。

第4 災害情報収集・伝達

災害が発生した場合、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は効果的に応急対策を実施する上で不可欠である。このため、災害の規模や被害の程度に応じ関係機関は情報の収集・連絡を迅速に行い、概括的な情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材、情報システムを用いて伝達・共有して、被害規模の早期把握を行う。

1 被害の収集・伝達

- (1) 市及び消防機関は、人的被害の状況(行方不明者の数を含む)、建築物の被害状況及び火災、自然災害の発生状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告するとともに、119番通報に係る状況についても併せて総務省消防庁及び県に報告する。

なお、県に情報伝達できない場合は、直接総務省消防庁に対し、被害情報を伝達し、事後速やかにその旨を県に報告する。

- (2) 行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であることから、市は、住民登録の有無にかかわらず、市の区域内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の把握に努める。

また、行方不明として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は県(外国人のうち、旅行者等、住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等)に連絡する。

- (3) 市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。
- (4) 道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、市、県及び指定地方公共機関は、それぞれの所管する道路のほか、通信サービス、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、市及び県に連絡する。また、市及び県は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者等、要配慮者の有無の把握に努める。
- (5) 市又は県は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報を、中央防災無線網等を活用し、首相官邸及び政府本部等を含む防災関係機関への共有を図る。
- (6) 市及び防災関係機関等は、勤務時間外に災害が発生した場合は、非常招集で登庁してくる職員から登庁途中で確認した被災状況も併せて収集する。

2 情報の収集

- (1) 市は、消防団等の防災行政無線等により情報を収集するとともに、職員による巡回や自主防災組織等の地域住民を通じて得た情報を活用するとともに、県への報告を行う。

(2) 被害調査体制

市における被害状況の調査は、角田市災害対策本部運営要綱第7条(分掌業務)に基づき分担し、関係機関及び関係団体の協力を得て実施する。角田市災害対策本部運営要綱は、資料編1-2-4のとおりである。

被害調査区分、調査担当責任者及び協力団体等は、次表のとおりである。

表 被害調査体制

番号	被害調査区分	調査担当責任者	協力団体等
1	被害状況の総括	防災安全班長	各班長 各地区情報調査連絡員 消防情報調査連絡員
2	人的被害（死者、行方不明者、負傷者）	市民班長	各地区情報調査連絡員
3	病院等医療施設の被害	保健福祉班長	各施設の長
4	社会福祉関係施設の被害		
5	児童福祉施設の被害		
6	市庁舎の被害	総務班長	
7	農林業及び関係施設の被害	農林振興班長	農協 森林組合・土地改良区 各地区情報調査連絡員
8	商工業、観光施設関係の被害	商工観光班長	商工会
9	公共土木施設、都市計画関係施設の被害	都市整備班長	各地区情報調査連絡員
10	市営住宅の被害	建築住宅班長	
11	下水道等の被害	上下水道部長	各地区情報調査連絡員
12	水道関係施設の被害		
13	児童生徒の被害、教育施設等の被害	教育総務班長	各施設の長
14	社会教育施設、社会体育施設、文化財の被害	生涯学習班長	各施設の長
15	交通機関等	まちづくり 推進班長	各機関等の長
16	上記以外の被害で各班に属さない被害	総務班長	現地調査班

上記16の各班に属さない被害については、総務班長の指示の下で現地調査班を結成し、速やかに状況把握を行う。各班等は、総務班長の要請に基づき応援要員を速やかに派遣する。

また、調査担当責任者は調査結果を災害調査書にとりまとめ防災安全班に報告する。

(3) 調査要領

調査結果は、災害調査書にとりまとめるとともに、被害等の写真撮影を行う。災害調査書は、資料編3-2-3のとおりである。

3 情報の伝達

(1) 連絡担当及び連絡先

ア 市が災害情報及び被害状況を伝達する場合、その伝達責任者と県の地方機関、その他の関係機関の連絡先及び責任者は、次表のとおりである。

イ 市と県の間においての情報伝達は、主として防災行政無線と衛星携帯電話を用いる。

ウ 市及び県は、防災行政無線が使用できない場合は、非常通信ルート等を用いて対応する。

表 災害及び被害状況の連絡先

班(部)名	連絡責任者	連絡先名		
		機関名	電話番号	防災無線 電話番号
防災安全班	班長	角田警察署	0224-63-2211	—
		角田消防署	0224-63-1011	—
		大河原地方振興事務所	0224-53-3133	6-221-403
		県防災推進課	022-211-2375	6-220-8-2375
		東北電力ネットワーク(株) 白石電力センター	0224-26-1301	—
		東日本電信電話(株) 宮城事業部災害対策室	022-269-2248	—
		陸上自衛隊船岡駐屯地 第2施設団第3科	0224-55-2301	6-642-1
まちづくり 推進班	〃	阿武隈急行(株)	024-577-7132	—
都市整備班	〃	大河原土木事務所	0224-53-3135	6-221-506
		仙台河川国道事務所 角田出張所	0224-63-2315	—
		県都市計画課	022-211-3132	6-220-8-3132
		県都市環境課	022-211-3131	6-220-8-3131
建築住宅班	〃	県住宅課	022-211-3256	6-220-8-3256
		(災害時)県建築宅地課	022-211-3245	6-220-8-3245
農林振興班	〃	大河原農業改良普及センター	0224-53-3519	6-221-457
		大河原地方振興事務所	0224-53-3133	6-221-403
上下水道部	部長	仙南保健福祉事務所	0224-53-3115	6-221-305
		大河原土木事務所	0224-53-3135	6-221-506
保健福祉班	班長	仙南保健福祉事務所	0224-53-3115	6-221-305
教育総務班	〃	大河原教育事務所	0224-53-3926	6-221-562

4 災害情報等の交換

(1) 災害情報の種類

市及び各関係機関が、相互に交換する災害情報等の種類は次のとおりとする。

- ア 災害に関連する気象、水象、地象の観測結果等の資料に関すること
- イ 災害が発生した場合、又は災害が発生するおそれがある場合において、その所掌する災害応急対策の実施方針又は措置に関すること
- ウ 法令又は防災計画に定めるところにより、その所掌する被害状況の収集結果に関すること
- エ その他災害応急対策の総合的な推進のため必要と認められる事項

(2) 災害情報等の相互交換体制

- ア 市及び防災関係機関は、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うこと等により、情報共有を図るよう努める。
- イ 市及び防災関係機関は、災害情報等の交換を円滑に実施するため必要な組織、連絡窓口及び連絡責任者を定める。
- ウ 市は、応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性等を県に連絡する。
- 県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市に連絡する。
- エ 災害情報等の連絡系統は、次のフローのとおりである。

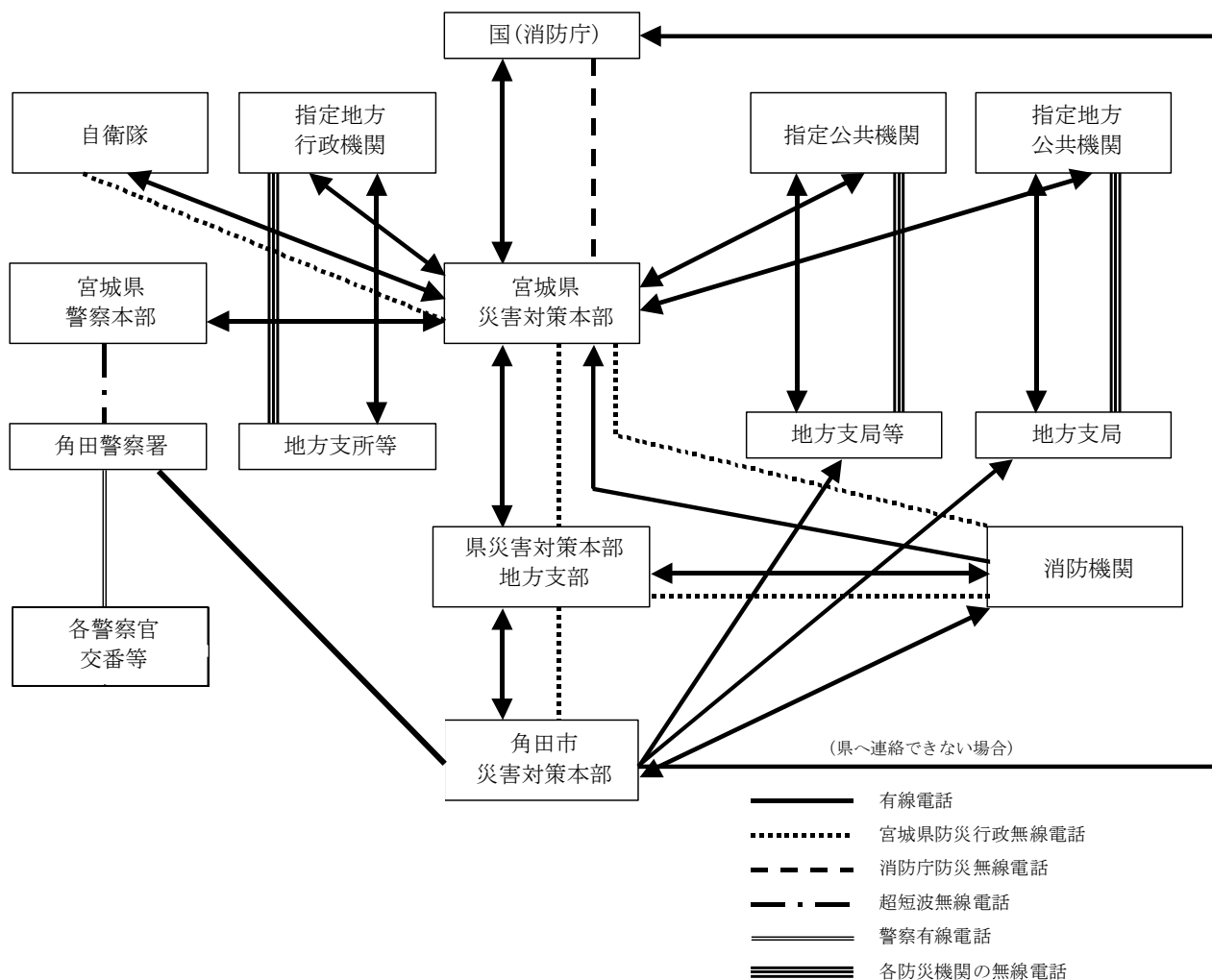


図 災害情報の連絡系統図

(3) 被害状況等の報告

- ア 市（市災害対策本部長）は、市町村被害状況報告要領に基づき速やかに県に報告する。
- イ 応急措置が完了した場合、最終的な災害確定報告について、市は10日以内に県へ、それぞれ所定の様式に取りまとめの上報告する。
- ウ 細部については、資料編3－2－3のとおりである。

第5 異常現象を発見した場合の通報

防災関係機関及び防災関係機関以外の者が、異常現象を発見した場合は、遅滞なくその旨を角田市長又は警察官に通報伝達する。

通報を受けた警察官は、その旨を速やかに市長に通報しなければならない。また、通報を受けた市長は、その旨を気象台その他関係機関に通報しなければならない。

- 1 地象に関する事項…異常音響及び地変
- 2 その他、災害が発生する恐れがある現象

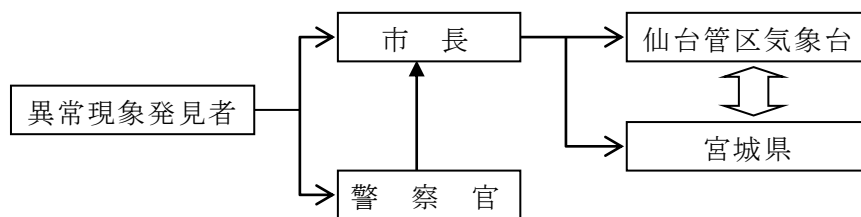


図 異常現象発生時の通報要領

第3節 通信・放送施設の確保

(主な実施機関：防災安全班、企画デジタル班)

第1 目的

災害等により、通信・放送施設が被災した場合、防災関係機関の災害応急対策や市民の生活情報収集に大きな影響が生じる。

このため、市及び防災関係機関は、この応急復旧あるいは代替機能の設置について、必要の措置を講じる。

第2 災害時の通信連絡

1 通信連絡手段

大規模災害時においては、通信の途絶やふくそうが想定されることから、各防災関係機関では、それぞれの特性を考慮し、的確な通信手段の確保に努め、必要に応じて相互に連携をとりながら通信手段の確保を図る。

なお、各種通信手段の状況や特徴は、次のとおりである。

- (1) 一般加入電話…災害時に途絶やふくそうがある。
- (2) 災害時優先電話…防災関係機関と通信事業者が協議して、一般加入電話の中から指定する回線で、発信規制がかけられても、一般加入電話に比べて優先して使用できる。
- (3) 災害時優先携帯電話…防災関係機関と通信事業者が協議して、携帯電話の中から指定する回線で、発信規制がかけられても、携帯電話に比べて優先して使用できる。
- (4) 携帯電話（スマートフォン）…固定電話と別系統であり、無線回線を使用するので、移動して使用できるが、災害時に途絶やふくそうもある。
- (5) 衛星携帯電話…衛星を利用して通信するため、通信可能地域が広く、災害時に通信の途絶及びふくそうの可能性が低い。ただし、相手によってはふくそうもある。
- (6) 地域衛星通信ネットワーク…全国の自治体、消防本部、防災関係機関を結ぶ衛星通信回線。
- (7) MCA無線システム…(一財)移動無線センター東北センターが運営するシステムで、業務用無線と同様に使用できる車載型、携帯型無線システムで、中継所を経由するので広範囲のサービスエリアが確保できる。災害時には同センターやメーカー・総務省からの借用も考えられる。
- (8) 非常通信…県、市町村及び防災関係機関は、災害時において、他に手段がない場合などは、非常通信協議会の構成機関等の通信設備を利用して、非常通信を行う。
- (9) インターネット…データ通信としてのインターネットにより、各種データ、安否情報等の提供ができる。

また、ふくそうを回避するための手段として、次の2つの情報提供が有効である。

- (10) 災害用伝言ダイヤル（171）・災害用伝言板（web171）…災害発生時、その規模により東日本電信電話（株）が運用するサービス。

災害用伝言ダイヤル（171）は、一般加入電話、公衆電話、携帯電話等から安否情報を確認するもの、災害用伝言板（web171）はパソコン、又は携帯電話からインターネットを利

用して安否情報を確認するもので、提供開始や提供条件について東日本電信電話（株）で決定しテレビ・ラジオ・N T T 東日本公式ホームページ等で知らせる。

- (11) 災害用伝言板…大規模災害発生時、携帯電話事業者各社が提供するサービスで、安否情報の登録・確認ができる。
- (12) 無線通信施設…無線通信局一覧及び民間通信局一覧については、資料編3－3－1のとおりである。

2 郵便関係の措置

日本郵便（株）東北支社は、災害救助法が適用され、現に救助を必要とする被災者で、収容施設（応急仮設住宅に収容する場合を除く。）の供与又は被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与を受けたときは、1世帯に郵便はがき5枚及び郵便書簡（ミニレター）1枚の範囲内で必要と認める数量を交付する。また、被害の状況により、被災者（法人を除く。）が差し出す第一種郵便物、通常葉書又は盲人用点字郵便物については、料金を免除する。

なお、取り扱う郵便局等については、決定次第周知する。

第3 市防災行政無線施設

- 1 市は、災害時における救急・救助、医療及び消火に係る情報の収集・連絡等の重要性を考慮し、市防災行政無線、地域防災無線等通信手段の確保に努める。
- 2 災害発生後、直ちに情報通信手段の機能を確認し、支障が生じた施設の復旧を行う。
- 3 避難所等となった学校等と市庁舎との通信手段の確保に努める。
あわせて、他機関及び他市町村との通信手段の確保に努める。

第4節 災害広報活動

(主な実施機関：総務班、財政班、保健福祉班、市民班)

第1 目的

市は、住民の生命、財産を保全するため、仙台管区気象台からの情報をはじめとする防災気象情報、避難情報の状況、安否情報等その時々に必要な情報を各防災関係機関と連携を図りながら、迅速かつ的確に提供する。

また、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、帰宅困難者等情報の入手が困難な被災者に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

なお、情報の提供に当たっては、要配慮者に十分配慮するよう努める。

第2 社会的混乱の防止

1 情報伝達・広報の実施

市は、流言飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するため、正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動に努める。また、浸水情報や河川氾濫状況、道路の通行止め箇所等、災害のリアルタイムの情報をホームページやSNS等で発信するとともに、市職員間でリアルタイムの災害状況等の情報を共有できるよう努める。

2 住民等への対応

市は、住民等からの問合せ、要望、意見等が数多く寄せられることを考慮し、市民相談窓口の開設等、適切な対応を行える体制を整備する。

第3 広報担当

市が行う災害広報に関する担当は、以下のとおりとする。

表 広報担当

広報担当区分	責任者	担当者	連絡方法
住民・被災者	総務班長	広報担当	広報車、電話、文書、FAX、口頭、インターネット（市ホームページ）、 かくだ安全・安心メール、SNS等
報道機関			記者会見、電話、文書、FAX
防災関係機関			電話、防災無線電話、FAX、広報員の派遣、 メール
庁内			庁内放送、庁内電話、文書、口頭

第4 災害広報の要領

- 1 市長は、防災関係機関及び報道機関と密接な連絡を行い、正確な情報の把握に努める。
- 2 市の実施する広報は、すべて広報責任者（総務班長）に連絡する。
- 3 広報責任者は、災害情報等の広報資料を収集するとともに、報告、記録等に供する写真の収集又は撮影を行う。
- 4 災害時の広報は、時間の経過とともに変化する住民のニーズや被災者を取り巻く状況に対応した情報を、その時点で活用できる広報手段を効果的に用い、住民等に対して的確に周知する。

第5 広報内容

市内の各防災関係機関が実施する広報を調整し、関係機関と連携して、被災者に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供する。

- 1 災害対策本部設置に関する事項
- 2 安否情報
- 3 被害区域及び被害状況に関する情報
- 4 避難情報・避難場所等に関する情報
- 5 医療救護所の開設等救急・医療に関する情報
- 6 防疫に関する情報
- 7 豪雨、危険物等による二次災害防止に関する情報
- 8 ライフラインの被害状況に関する情報
- 9 生活支援（食料・水等の供給）に関する情報
- 10 民心安定のための情報
- 11 緊急交通路確保及び避難誘導、救助活動のための交通規制等に関する情報
- 12 道路における危険防止及び交通の円滑化に関する情報
- 13 道路の交通危険箇所、迂回路等の道路情報
- 14 被災地域及び避難場所等における犯罪予防等民心安定のための情報
- 15 自主防災組織に対する活動実施要請
- 16 保健衛生、ライフライン、交通施設等の復旧に関する情報
- 17 相談窓口の設置に関する情報
- 18 被災者に対する援助、助成措置（特別融資・緊急融資・税の減免等）に関する情報
- 19 市のホームページの掲載による情報
- 20 ボランティアの受入れ情報
- 21 遺体の安置場所、死亡手続き等の情報
- 22 市内各施設の復旧状況
- 23 災害ごみの処理に関する情報
- 24 その他必要情報

第6 広報実施方法

広報活動は、あらゆる広報媒体を利用して有効、適切な広報を行うとともに、情報の内容、地域、時期、被災者（一般・高齢者・障害者・外国人等のほか、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者）に配慮した広報を行う。また、被災者に総合的な情報を提供するポータルサイト等の情報提供窓口の設置に努める。

1 広報手段

- (1) 広報車による巡回広報
- (2) テレビ・ラジオ・新聞等報道機関を通じての広報
- (3) 掲示板等、広報紙による広報
- (4) チラシ・パンフレットによる広報
- (5) 避難所への広報班の派遣
- (6) 行政区長や自主防災組織を通じての連絡
- (7) 携帯メールや緊急速報メール
- (8) 市ホームページ、安全安心メールによる広報
- (9) C A T V、コミュニティFM放送等への情報提供
- (10) 臨時災害放送局の開設
- (11) Lアラート（災害情報共有システム）による広報
- (12) 口頭、文書による連絡

2 要配慮者への広報

- (1) 行政区長、自主防災組織、民生委員・児童委員、ボランティア等の協力を得て、在宅の障害者や高齢者等に対し口頭で連絡するとともに、広報紙を配布する。
- (2) 視聴覚障害者には、口頭で連絡するとともに、点字、音声コード等による情報の提供を行う。
- (3) 外国人に対しては、通訳のできるボランティア等の協力を得て、主要な外国語による広報紙等の翻訳を行い、広報に努める。

第7 報道機関への発表

報道機関への発表は、次のとおりとする。

- 1 災害対策本部長又は副本部長が記者会見し、状況について発表する。発表の主な内容は以下のとおりとする。
 - (1) 被害発生 の場所及び発生日時
 - (2) 被害状況
 - (3) 応急対策の状況
 - (4) 市民に対する避難指示の状況
 - (5) その他必要事項
- 2 報道機関への発表資料は、総務班長がとりまとめる。
- 3 発表に際しては、日時、場所、目的等を事前に各報道機関に連絡する。

第8 広聴活動

1 相談窓口の設置

災害発生後速やかに、被災者等からの相談、問合せ、要望、苦情等に対応するため、総合的な窓口を設置する。

窓口を設置した場合には、速やかに防災行政無線、広報車等により住民へ周知する。

2 広聴内容の処理

住民からの災害に関する要望事項は、直ちに所管課又は関係機関に連絡し、迅速かつ適切な処理を行う。

第9 安否情報の提供

市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないように配慮しつつ、消防、救助等人命に係わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するように努める。この場合において、市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、県、関係地方公共団体、消防機関、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受けて加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者が含まれている場合は、その加害者等に居所が知られることのないように当該被災者の個人情報の管理を徹底するように努める。

第10 防災関係機関の広報

1 警察の広報

角田警察署は、関係機関と相互に協力し、次の事項等に関する広報活動を実施するとともに、報道機関の協力を得て災害広報を行う。

- (1) 災害区域及び被害状況
- (2) 避難誘導、救助活動及び緊急輸送ルート等通行路確保のための交通規制広報
- (3) 道路における危険防止及び円滑な交通に関する交通広報
- (4) 災害危険箇所及び危険物の所在、爆発予防等の二次災害の防止に関する防災広報
- (5) 被災地域及び避難場所等における犯罪予防広報

2 その他の機関

防災関係機関は、各々関係する情報について、住民の必要性に応じ積極的に広報活動を行う。必要事項については、随時、市災害対策本部と連絡を図る。

放送事業者、通信事業者等は、被害に関する情報、被災者の安否情報等について、情報の収集及び伝達に係る体制の整備に努める。

第5節 防災活動体制

(主な実施機関：各部)

第1 目的

災害が発生した場合、市内の広い範囲で市民の生命、財産に被害を及ぼすおそれがある。このため、市、防災関係機関は、災害等が発生し、又はそのおそれがある場合、一刻も早い初動体制を確立し、情報の収集・応急対策等を実施することが重要であることから、角田市の組織及び職員の災害対策マニュアルに基づき体制を敷き、防災活動を行う。

なお、災害応急段階においては、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。

第2 初動対応の基本的考え方

市及び防災関係機関においては、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

第3 実施責任者

市長は、予報・警報及び災害種別等の状況に応じ配備体制を速やかに敷く。

各職員は、勤務時間外においては気象情報等に注意し、予報・警報等の各段階において事前に定められた基準と役割に応じ自ら登庁し、配置につく。

第4 市の活動

1 配備体制

市内における相当規模以上の災害時には、災害対策本部を設置し、非常配備体制を敷く。また、災害対策本部設置に至らない場合であっても(特別)警戒本部の設置、あるいは警戒配備体制を敷く。その際、県と一体となった体制が整うよう配慮する。

各配備体制の基準等は次のとおりである。

表 非常配備に関する基準

種別	非常配備	配備時期	配備内容	配備該当者
警戒配備	0号配備	1 大雨、洪水等の警報又は土砂災害警戒情報が発表されたとき。 2 その他市長が必要と認めたとき。	特に関係のある部の所要人員で、災害に関する情報収集及び連絡活動を円滑に行い得る態勢とする。	危機管理監、副危機管理監、総務部長、市民福祉部長、産業建設部長、上下水道事業所長、総務部防災安全班及び各部長があらかじめ指定した職員
警戒本部	1号配備	1 大雨、洪水等の警報又は土砂災害警戒情報が発表された場合で、災害が発生するおそれがあるとき又は軽微な災害が発生したとき。 2 笠松観測所の水位が水防団待機水位（13.00メートル）に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 3 その他市長が必要と認めたとき。	関係する部の所要人員で、災害に関する情報収集及び連絡並びに応急対策を実施し、状況により特別警戒本部に移行できる態勢とする。	危機管理監、副危機管理監、総務部長、市民福祉部長、産業建設部長、上下水道事業所長及び各部の所属部員で必要人員
特別警戒本部	2号配備	1 大雨、洪水等の警報又は土砂災害警戒情報が発表された場合で、広範囲な災害が発生するおそれがあるとき又は発生したとき。 2 笠松観測所の水位がはん濫注意水位（14.50メートル）に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 3 その他市長が必要と認めたとき。	関係する部の所要人員で、災害に関する情報収集及び連絡並びに応急対策を実施し、状況により災害対策本部へ移行できる態勢とする。	危機管理監、副危機管理監、総務部長、市民福祉部長、産業建設部長、上下水道事業所長及び各部の所属部員で必要人員
災害対策本部	3号配備	1 大雨等の特別警報が発表されたとき。 2 大規模な災害が発生し、又は全域に災害の発生のおそれがあるとき。 3 笠松観測所の水位が避難判断水位に到達し、さらに水位上昇のとき。 4 その他市長が必要と認めたとき。	所要人員の全員をもって当たるもので、直ちに活動できる完全な態勢とする。	各部の所属職員全員

備考 週休日、休日及び時間外の配備は次のとおりである。

- 1 大雨、洪水等の注意報が発表されたときは、0号配備の配備該当者は、気象情報等の収集に努めるものとする。
- 2 0号配備に示す情報が発表されたとき、及び1号配備に示す状況が予想されたときは、1号配備及び2号配備の配備該当者は、それぞれ自宅待機とする。
- 3 2号配備又は3号配備に示す状況が予測されたときは、配備該当者は、市長の指令を待たずにそれぞれの部署につき各災害業務に従事するものとする。
 - ※1 阿武隈川笠松観測所：角田市枝野寄井（枝野橋下流約90m）
判断水位 16.60m
はん濫危険水位 17.00m
 - ※2 阿武隈川丸森観測所：伊具郡丸森町船場（丸森橋上流約20m）
水防団待機水位：18.00m
氾濫注意水位：19.50m
避難判断水位：22.00m
氾濫危険水位：22.30m

(1) 警戒配備

大雨、洪水等の警報または、土砂災害警戒情報が発表されたとき、特に関係のある部の所要人員で、災害に関する情報収集、連絡活動を円滑に行い得る態勢をとる。

(2) 警戒本部

大雨・洪水警報等の発表により、災害の発生が予想されるとき、又は、軽微な災害が発生したとき、笠松観測所の水位が水防団待機水位に到達し、さらに水位上昇のときに、市長は、警戒本部を設置する。

警戒本部の組織構成、処置事項等は、角田市災害対策本部運営要綱に準じ、配備は1号配備とする。角田市災害対策本部運営要綱は、資料編1－2－4のとおりである。

(3) 特別警戒本部

大雨特別警報等の発表により、広範囲な災害の発生が予想されるとき、又は、被害が発生したとき、笠松観測所の水位がはん濫注意水位に到達し、さらに水位上昇のときは、特別警戒本部を設置する。配備は角田市災害対策本部運営要綱に準じ2号配備とする。

(4) 災害対策本部

市長は、大雨等の特別警報が発表されたとき、大規模な災害が発生し、又は全域に災害が発生するおそれがあるとき、笠松観測所の水位が避難判断水位に到達し、さらに水位上昇のときは、災害対策基本法第23条に規定される災害対策本部を角田市災害対策本部条例及び角田市災害対策本部運営要綱等に基づき設置し、非常配備体制を敷く。

(5) 現地災害対策本部

災害対策本部長が特に必要と認めた場合には、災害対策本部に現地災害対策本部を設置し、現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置くことができる。

2 活動体制

(1) 組織、配備体制

市は、災害応急対策を遂行するため、角田市災害対策本部運営要綱第8条の規定により動員する。

この際、市は、災害発生のおそれが高まっている場合、膨大な量の情報を収集・分析し、それに基づき避難情報を発令・伝達することにも留意し、災害発生時、避難情報の発令も含めた災害応急対策を速やかに行うため、全庁をあげた役割分担の体制等を構築するよう努める。

また、市は、県と一体となった体制がとれるよう、県地域防災計画に定める配備基準、配備内容等と十分整合を図るとともに、勤務時間外の災害発生に備えて、あらかじめ災害規模等に応じた登庁者等について定めておく。

(2) 災害救助法が適用された場合の体制

市は、災害救助法が適用された場合、知事の指導を受けて、災害救助法に基づき救助事務を補助する。

(3) 市町村間での応援協定

市町村間での応援協定を締結している場合、必要に応じて応援要請等を行う。

3 災害対策本部の所掌事務

災害対策本部が実施する主な所掌事務は、次のとおりである。

- (1) 気象予報等その他災害応急対策に必要な情報の収集・伝達
- (2) 住民の不安を除くために必要な広報
- (3) 消防、水防その他応急措置
- (4) 被災者の救助、救護、その他の保護
- (5) 施設、設備の応急復旧
- (6) 防疫その他の保健衛生
- (7) 避難情報の発令
- (8) 被災者に対する食料、飲料水及び日用品の確保、供給
- (9) 県災害対策本部への報告、要請
- (10) 県災害対策本部との災害応急対策関連事項についての連携
- (11) 自主防災組織との連携及び指導
- (12) その他必要な災害応急対策の実施

4 代理順位

市長不在の場合は、次の代理順位に基づいて代理者が災害対策本部を運営する。

表 災害対策本部の代理順位

代理順位	代 理 者
第1順位	副 市 長
第2順位	総 務 部 長
第3順位	市民福祉部長

第5 警察の活動

角田警察署は、重大な災害時には、非常招集の規定に基づき職員を招集し、災害警備本部等の設置、被害情報の収集活動、被災者の救出・救助活動等所要の災害警備活動を行う。また、市が設置した災害対策本部に職員を派遣し、被害情報、活動状況の情報交換、活動状況等の検討を行う。

角田警察署は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災市町村、業界団体等に必要な働きかけを行う等、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

第6 消防機関の活動

仙南地域広域行政事務組合消防本部消防長は、非常招集の規定等に基づき消防職員を招集し、防災活動体制を確立する。その後、速やかに被害情報の収集活動、被災者等の救出・救助活動等所要の活動を行う。

水防管理者は、洪水による水害が発生した場合、非常配備の規定等に基づき水防団員を招集し、水防活動体制を確立する。その後、速やかに水位や堤防決壊等の通報、応急対策、被害情報の収集等、所要の活動を行う。

1 仙南地域広域行政事務組合消防本部の活動

消防本部は、災害等に関する情報を迅速かつ正確に収集し、市災害対策本部及び警察署等関係機関と相互に連絡を取り、効果的な活動を行う。

2 消防団の活動

消防団は、災害が発生した場合、原則として仙南地域広域行政事務組合消防本部の、常備消防と協力して出火警戒、消火、避難誘導、救急・救助等の活動を行う。

3 水防団体の活動

水防団は、水害が発生した場合、原則として設置主体である水防管理団体の管理者の指揮下に入り、常備消防と協力して、各種通報、避難誘導等の活動を行う。

第7 防災関係機関の活動

防災関係機関は、災害応急対策を実施するため、各々の配備、動員計画等に従い、関係職員を呼集し速やかに災害対処する。この際、必要に応じて各々の機関の本社(本部)、関係社等にも情報提供、応援要請を行う等、迅速かつ広範な活動体制を敷く。

第8 県との連携

市は、県による現地災害対策本部が設置された際には、現地災害対策本部との連携を密にして円滑な応急対策を推進する。

また、様々な災害の様態に的確に対応するため、県をはじめとする他関係機関とも積極的に連携をとる等、情報の共有化に努める。

第9 複合災害発生時の体制

複合災害が発生した場合において、対策本部等が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努める。災害対策本部事務局の担当部局が異なる場合には、統合を含めた具体的な連携方策をあらかじめ定めておく。現地対策本部についても、必要に応じて、同様の配慮を行う。

第6節 警戒活動

(主な実施機関：防災安全班、都市整備班、農林振興班、上下水道部、消防部)

第1 目的

市及び防災関係機関は大雨、洪水、土砂災害等による災害の発生に備え、警戒活動を行う。

第2 実施責任者

市長は、気象情報等の収集及び災害の発生するおそれのある箇所の状況を把握し、状況に応じた警戒活動を行う。

第3 警戒体制

市及び防災関係機関は、雨量、河川等の水位、気象情報を収集・把握し、状況に応じ、角田市災害対策本部運営要綱別表第3に準じ、警戒体制を整える。

第4 水防活動

- 1 洪水等による災害が発生するおそれがある場合は、関係機関は設定したタイムラインに沿って、水防活動を実施する。
- 2 水防警報を受報した水防管理者、その他関係機関は、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）等の警報段階に応じ、速やかに準備あるいは出動し、水防区域の監視、警戒等の活動を行う。
- 3 水防団及び消防機関は、出水時に土のう積み等、迅速な水防活動を実施する。また、河川管理者、県と連携し、現地における迅速な水防活動が行えるよう、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「危険（紫）」が出現する等、必要に応じ水防上緊急の必要がある場所において警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対してその区域への立入の禁止、又はその区域からの退去等を命ずる。
- 4 河川管理者及び農業用排水施設管理者等は、洪水の発生が予想される場合には、せき、水門等の適切な操作を行う。その操作に当たり、危害を防止する必要があると認めるときは、あらかじめ、必要な事項を市及び警察署に通知するとともに住民に周知する。
- 5 水防管理者は、水位観測所が設置されていない中小河川では、水位に代わる情報として、カメラ画像、水防団からの報告等の現地情報とあわせ、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）や流域雨量指数の予測値も活用し、水位上昇のおそれを把握する。
- 6 水防管理者は、必要に応じて、委託した民間事業者により水防活動を実施する。

なお、水防管理者は、委託を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ、災害協定の締結に努める。

第5 土砂災害警戒活動

- 1 市長は、県及び仙台管区気象台から土砂災害警戒情報が発表された場合若しくは土砂災害の発生のおそれがある場合には、市地域防災計画に基づき土砂災害警戒情報に係る必要事項を関係機関及び住民その他関係のある団体へ伝達するよう努める。また、土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所の警戒活動を行うとともに、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）等の補足情報や溪流・斜面の状況等を総合的に判断し、住民に対し、避難情報の発令等の必要な措置を講じる。
- 2 避難指示の発令に当たっては、土砂災害警戒情報が発表された場合は直ちに避難指示を発令する事を基本とし、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）において、「危険（紫）」（実況又は予想で土砂災害警戒情報の基準に到達）のメッシュが土砂災害警戒区域等と重なった場合は、予め避難指示の発令単位として設定した地域内の土砂災害警戒区域等に避難指示を発令する。
- 3 市は、発令した避難情報の解除を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておく等、必要な準備を整えておくものとする。

第6 ライフライン・交通等警戒活動

交通関係機関等は、豪雨、暴風、土砂災害等によって発生するライフライン等の被害に備えるため、気象情報の把握に努めるとともに、被災時の早期復旧のための応急保安要員等の確保及び配備に努める。

第7節 相互応援活動

(主な実施機関：総務班、防災安全班)

第1 目的

大規模災害時において、市のみでの災害応急対応が困難となる場合は、県外も含めた防災関係機関が相互に応援協力し、防災活動に万全を期す。

第2 市町村間の相互応援活動

1 他の市町村長に対する応援の要請

市長は、応急対策を実施するために、必要と認めたときは、他の市町村長に対し応援を求める。

応援を求められた市町村は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。災害応急対策の実施については、応援に従事する者は、被災市町村の指揮の下に行動する。

(1) 個別相互応援協定

災害時に係る相互の応援協定等を締結している市町村においては、当該協定等に基づく応援要請及び応援活動を実施する。

(2) 県内全市町村間の相互応援協定(災害時における宮城県市町村相互応援協定)

一定広域圏に被害が集中し、県内市町村との個別の応援協定により応援を受けることが困難である場合は、県内全市町村が参加する相互応援協定に基づき、県が調整し必要な応援を行う。

ただし、県と調整するいとまがないと応援市町村長が認められる場合は、活動実施後に県に報告する。

2 県への情報伝達

市が、応急対策を実施する際に、他の市町村からの応援を得ることになった場合には、県に対しその旨連絡する。

3 応援体制の確保

県内で大規模災害が発生した場合、被災していない市町村においては、被災市町村に対する応援が必要となる場合があるので、防災関係機関等からの情報に留意し、円滑に応援ができるよう体制を整える。

第3 職員の派遣の要請

1 職員の派遣の要請

市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関の長並びに知事及び他の市町村長に対し、職員の派遣を要請することができる。

職員の派遣の要請は、次の事項を記載した文書により行う。

- (1) 派遣を要請する理由
- (2) 派遣を要請する職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与、その他の勤務条件
- (5) その他職員の派遣について必要な事項

2 派遣職員の身分等

派遣職員の身分、給与等については、災害対策基本法その他法令に定める場合を除くほか、関係機関がその都度協議し決定する。

第4 防災関係機関の応援協力

仙南2市7町における防災関係機関の相互応援協力が円滑に行われるようにするため、次の連絡先責任者を定めておく。

表 関係機関の連絡先責任者

機 関 名	連絡先責任者	電話番号
白石市	危機管理課長	0224-22-1452
柴田町	総務課長	0224-55-2111
村田町	〃	0224-83-2111
大河原町	〃	0224-53-2111
川崎町	〃	0224-84-2111
丸森町	〃	0224-72-2111
蔵王町	〃	0224-33-2211
七ヶ宿町	〃	0224-37-2111
角田警察署	警備課長	0224-63-2211
角田消防署	署 長	0224-63-1011

第5 消防機関の相互応援活動

大規模な災害により、仙南地域広域行政事務組合消防本部の消防力のみでは災害の防御が困難な場合には、市長は災害の態様、動向等を的確に判断し、県下の他の消防機関に対して宮城県広域消防相互応援協定その他の相互応援協定に基づき応援要請を速やかに行う。宮城県広域消防相互応援協定は、「宮城県広域消防応援基本計画」（平成31年4月1日改正）の定めるところによる。

その他の消防相互応援協定に基づく要請にあたっては、それぞれの実施要領によるものとする。

第6 緊急消防援助隊の応援要請及び受入れ

市長は、災害の状況及び仙南地域広域行政事務組合消防本部の消防力を考慮し、大規模な消防応援等が必要であると判断した場合は、知事に対し「緊急消防援助隊」の応援を要請する。

応援要請は、「宮城県緊急消防援助隊受援計画」の定めるところによる。

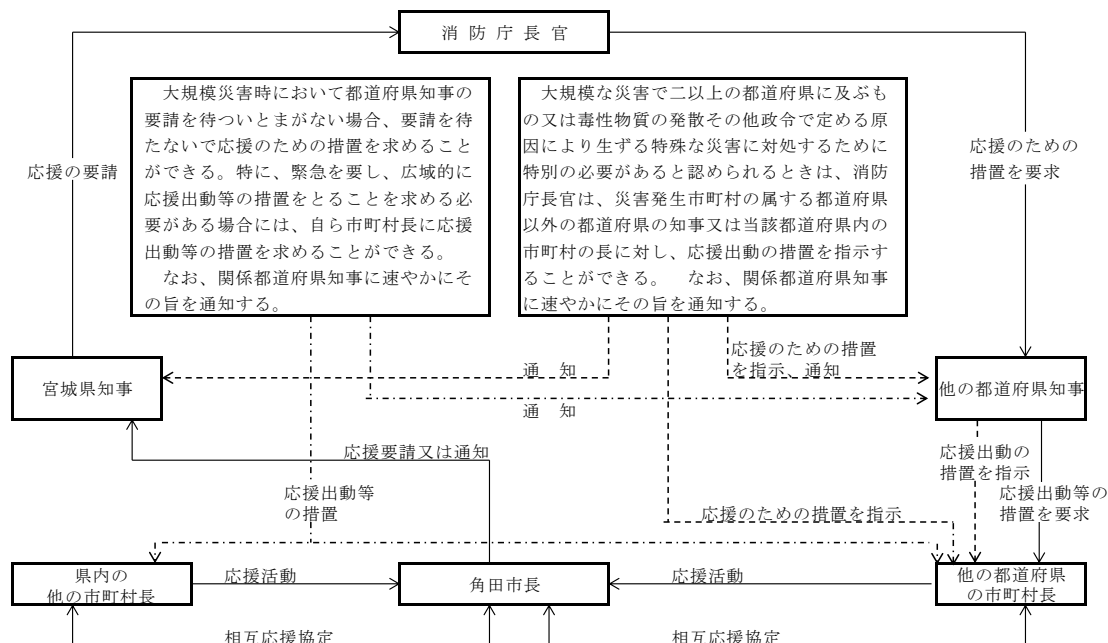


図 大規模災害時における緊急の広域消防応援体制図

第7 広域的な応援体制

市は、必要な場合、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し、職員の派遣を要請する。

第8 受入れ体制の確保

市は、応援の内容、人員、到着日時、場所、活動日程等を確認し、防災拠点等において、必要となる資機材、施設等を確保し、円滑かつ効果的な応援活動が実施できる受入れ体制を整備する。

また、市は、広域応援部隊に対し、ヘリコプター臨時離着陸場や広域防災活動拠点等に関する情報を提供する。

第9 他県等への応援体制

市は、大規模な災害の発生を覚知した時は、あらかじめ関係地方公共団体により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整える。

また、災害の発生時には、その規模等に応じて、連携して広域的な応援体制を迅速に構築するよう努める。

なお、市は応援職員の派遣に当たっては、感染症対策のため派遣職員の健康管理等を徹底する。

第8節 災害救助法の適用

(主な実施機関：保健福祉班)

第1 目的

大規模災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社、その他の団体及び国民等の協力の下に、応急的に食料品その他生活必需品の欠乏、住居の喪失、傷病等に悩む被災者に対する一時的な救助を行い、被災者の保護と社会の秩序の保全を図る。

第2 実施責任者

- 1 市長は、災害が災害救助法（昭和22年法律第118号、以下当節において「法」という。）の適用基準に該当し、又は該当する見込みであるとき、知事に対し災害救助法の適用を要請する。
- 2 知事は、市長の要請に基づき被害状況等を確認し、厚生労働大臣と協議して必要があると認めたときは災害救助法を適用し、速やかに市長へ連絡する。
- 3 災害救助法の実施は、知事が行うが、迅速な救助の必要性が認められる場合は、事務の一部が市長に委任される。ただし、救助及び災害の事態が急迫しており、知事による救助の実施又は事務の委任を待つことができないときの救助の実施は市長が行う。
- 4 福祉班は、災害救助法に基づく救助事務を行い、知事の救助の実施に協力する。

第3 災害救助法の適用

法による救助は、市の区域単位に、原則として同一原因の災害による市の災害が一定の程度に達した場合で、かつ被災者が現に救助を要する状態にあるときに行う。

1 災害救助法の適用基準

本市における災害救助法の適用基準は、次のとおりである。

- (1) 市の滅失世帯※数が 50 世帯以上のとき。

※ 滅失世帯は、全壊（焼）、流失等により住家が滅失した世帯をいい、住家が半壊（焼）する等著しく損傷した世帯は 2 世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は 3 世帯をもって、それぞれ 1 滅失世帯とみなす。

（参考）角田市の人口 27,976 人 （令和 2 年 10 月 1 日国勢調査）

〃 世帯 10,276 世帯（〃）

- (2) 被害が広範囲にわたり、県内の滅失世帯の総数が 2,000 世帯以上に達したときで、かつ、市内の滅失世帯数が 25 世帯以上に達したとき。
- (3) 県の区域内の被害世帯数が 9,000 世帯以上であって、市内の被害世帯数が多数であること。（市の被害状況が特に救助を要する状態であること。）または、災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害に見舞われた者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであるとき。
- (4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じたとき。
- ア 多数の者が避難して、継続的に援助を必要とする場合。
- イ 食品の給与等に特殊の補給方法又は救出に特殊の技術を必要とする場合。
- (5) 災害が発生するおそれがある段階で、国が災害対策本部を設置し、その所管区域となり、当該区域内で被害を受けるおそれがあるとき。

2 災害救助法の適用手続

法による救助は、適用基準に該当し、知事が事実上被災者に対し、法第 4 条に規定する救助を実施するときに開始される。

原 則…災害発生日＝救助の開始日＝公示日

例 外…(1) 長雨等で被害が漸増し、一定日時を経て一定の被害程度に達した場合
災害発生日＝被害の程度が適用基準に達し、救助が行われた日
(2) 被害状況及び救助を要する者の把握が困難なため遅延した場合
公示日＝被害等が判明した日

市長は、市内における災害の程度が災害救助法の基準に該当し、又は該当する見込みがある場合には、直ちに知事に対して被害状況を迅速、かつ、的確に報告するとともに、法適用の必要性を速やかに検討し、適用する場合、県にその旨要請する。

県は、被害状況等を確認検討し、適用決定した際には、速やかに市に連絡する。また、速やかに法適用を公示するとともに、救助の実施を市長に委任する。

3 救助の種類

救助の種類は、避難所の設置、応急仮設住宅の供与、炊き出しその他による食品の給与、飲料水の供給、被服・寝具その他生活必需品の給与又は貸与、医療、助産、被災者の救出、被災した住宅の応急修理、学用品の給与、埋葬、死体の搜索、死体の処理、障害物の除去、輸送費及び賃金職員等雇上費、実費弁償。（昭和35年宮城県規則第48号「災害救助法施行細則」最終改正令和4年6月14日）

救助の種類は、資料編3-8-1のとおりである。

第4 救助の実施の委任

知事は、法第13条の規定に基づき、下記の救助の実施を市（救助実施市（法第2条の2第1項に定める市。以下同じ）を除く。）長に委任することができる。

市長は、同法施行令第17条の規定に基づき、知事から委任を受けた場合は、当該事務を行わなければならない。

- 1 避難所及び応急仮設住宅の供与
- 2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- 3 被服・寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 4 医療及び助産
- 5 被災者の救出
- 6 被災した住宅の応急修理
- 7 学用品の給与
- 8 埋葬
- 9 死体の搜索及び処理
- 10 障害物の除去
- 11 応急救助のための輸送
- 12 応急救助のための賃金職員雇上費

【災害の規模に応じた救助の実施者に係る区分】

救助の実施の委任に関し、より迅速な災害対策を行うため、原則として表のとおり救助の実施者を定める。

ただし、災害毎の被災範囲や被災場所（市の行政機能が損なわれるような状況）等を勘案し、県と市とが協議した上で、実施者及び救助の種類を決定することができる。

表 災害の規模に応じた救助の実施者

実施者		救助の種類
局地災害の場合	市	全ての救助 （県から即時に委任（法第13条1項））
	県	—
広域災害の場合	市	県及び仙台市が行う以外の全ての救助 （県から即時に委任（法第13条1項））
	県	仙台市を除く区域の応急仮設住宅の供与

※ 広域災害の場合において、県が実施する「応急仮設住宅の供与」については、広域的な調整が整った後は、市へ委任することができる。

第9節 自衛隊の災害派遣

(主な実施機関：防災安全班)

第1 目的

災害に際して、人命又は財産の保護のため、特に必要があると認められる場合、知事等は、自衛隊法(昭和29年法律第165号)第83条の規定により、自衛隊の災害派遣を要請する。

第2 災害派遣要請の基準

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、その事態が緊急性を有し、人命・身体及び財産の救護を必要とする場合を原則とし、かつ他の機関では対応が不十分であると判断される場合とする。

- 1 災害の発生による人命及び財産の保護が必要と認められるとき。
- 2 給水支援。(緊急を要し、他に適当な手段がないとき。)
- 3 事故車両の引き上げ。(直接人命に影響しているとき。)
- 4 病人、薬等の緊急輸送。(緊急を要し、かつ、他に手段がないとき。)
- 5 遭難事故の救出。(緊急を要し、かつ、他に手段がないとき。)
- 6 大規模な伝染病等の発生に伴う応急防疫。
- 7 交通路上の障害物の排除。(放置すれば人命又は財産に影響すると考えられるとき。)
- 8 その他知事等が必要と認めるものについては、関係部隊の長と協議して決定する。

第3 災害派遣の基準及び要請の手続き

1 要請による派遣

市長は、自衛隊の災害派遣を要請すべき事態が発生した場合、知事に対して災害派遣要請をするよう求めることができる。この場合、市長はその旨及び当該市の地域に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。

また、市長は速やかに知事にその旨を通知しなければならない。

なお、通信の途絶等により知事への依頼ができない場合で緊急を要する場合には、防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。

この場合、市長等は速やかに県知事等にその旨を通知しなければならない。

2 自衛隊の自主派遣

災害時において、その救援が特に急を要し、知事の要請を待つ時間的な猶予がない場合、自衛隊指定部隊の長は要請を待つことなく、その判断に基づいて部隊等の派遣を行う。

その場合の判断基準は、資料編3-9-1のとおりとする。

3 要請の手続き

市長は、自衛隊の派遣要請を行うことを決定したときは、次の事項を明らかにした文書により、知事へ要請を依頼する。自衛隊災害派遣要請書及び撤収要請書は、資料編3-9-2のとおりである。

ただし、緊急の場合は、口頭又は電話若しくは電信により要請を行う。この場合、その後速やかに文書を提出する。

- (1) 災害の状況及び派遣を要請する事由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) その他参考となるべき事項（宿泊・給食の可能性、道路橋梁の決壊に伴う迂回路、救援のため必要とする資機材、活動拠点、駐車適地、ヘリポート適地の有無、物資搬送設備、派遣を要望する人員、車両、航空機の概要等）

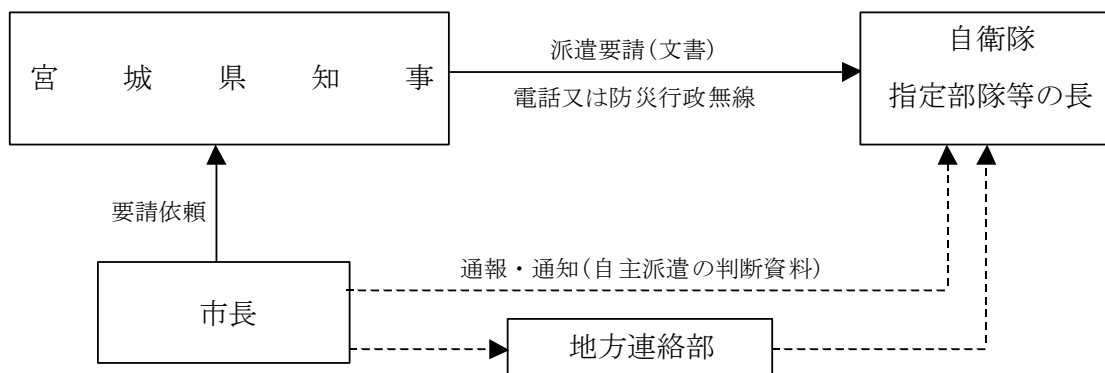


図 派遣要請系統図

第4 自衛隊の連絡幹部等との連絡

大規模な災害が発生し、災害対策本部を設置した場合、自衛隊から派遣される連絡幹部等を災害対策本部に受入れ、密接な連携を保持しつつ、協力体制を確保し、災害対処に必要な情報交換等を行う。

第5 派遣部隊の活動内容

自衛隊の災害派遣部隊は、緊急性、公共性、非代替性を基準として、関係機関と緊密な連携のもとに救援活動等を実施する。

災害派遣時に実施する救援活動及び災害派遣時の権限は、資料編3-9-3のとおりである。

第6 派遣部隊の受入れ体制

災害派遣が決定・実行された場合、派遣を受ける市長は、速やかに次の事項について処置し、派遣部隊の受入れ体制を整備する。

1 連絡調整者の指定

市長は、自衛隊の災害派遣の間、連絡調整のための担当職員を指定し、業務遂行に協力する。

2 資機材の提供

派遣部隊の救援活動（作業）に必要とする資機材を速やかに調達して提供する。

3 宿舎等のあっせん

派遣部隊等の宿舎等のあっせんを行う。この場合、学校、公民館等を宿舎施設にあてるときは、あらかじめその管理者等の承諾を得ておく。また、公園等を宿営地に指定する場合についても同様とする。

4 作業内容の調整

市長及び各防災関係機関の長は、自衛隊の活動が他の災害救助・復旧機関と競合又は重複しないよう、重点的かつ効率的な作業分担となるよう配慮する。

また、各防災関係機関の長は、状況に応じた的確な分野（救助、救急、応急医療、緊急輸送等）での派遣要請を行うように努めるとともに、必要な資機材の準備、及び施設の使用に際しての管理者との調整を行う。

5 駐車地区、臨時ヘリポートの設定

(1) 車両駐車場

車両駐車場は資料編3-9-4のとおりとする。このほか、被災状況等に応じて車両駐車に可能な用地を指定する。

(2) 臨時ヘリポート

市のヘリポートは、本章「第12節 交通・輸送活動」による。また、ヘリポートの設置について、資料編3-9-5の事項に留意する。

第7 派遣部隊の撤収

- 1 派遣の目的を完了、又はその必要がなくなった場合、市長は、民心の安定及び民生の復興等を考慮し、派遣部隊等の長との協議に基づき、撤収について知事に要請する。
- 2 撤収要請は、電話等をもって報告した後、速やかに文書をもって要請（提出）する。自衛隊災害派遣要請書及び撤収要請書は、資料編3－9－2のとおりである。
- 3 災害派遣部隊の長は、知事から撤収の要請があった場合又は派遣の必要がなくなったと認めた場合は、知事と調整の上、派遣部隊を撤収する。

第8 経費の負担

災害派遣を要請し、災害派遣部隊が自衛隊以外の施設を利用した場合等、次の経費を原則として派遣を受けた市が負担する。なお細部については、その都度災害派遣命令者と知事等が協議して定める。

- 1 派遣部隊の連絡調整員等のための宿泊施設の借上料、電話等設置費及び通信料
- 2 派遣部隊の宿泊に必要な土地、建物等の借上料
- 3 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、汲取料、電話及び入浴料等
- 4 派遣部隊の救援活動に提供する資機材等の購入、借上又は修理費
- 5 無作為による損害の補償
- 6 その他協議により決定したもの

第10節 救急・救助活動

(主な実施機関：防災安全班、保健福祉班、消防部)

第1 目的

大規模な災害が発生した場合、多数の負傷者が発生するおそれがある。これらの人々については一刻も早い救出・救助活動が必要となることから、市、県、防災関係機関は連絡を密にしながら速やかな応急対策を実施する。

また、被害が多方面に広がることも予想されることから、自主防災組織、事業所、市民においても防災の基本理念に基づき自ら救急・救助活動に協力する。

第2 市の活動

- 1 市は、救急・救助を必要とする状況を把握し、要救助者が発生した場合、直ちに消防・警察機関等の協力を得ながら、速やかに搜索、救出活動を行う。また、これらの状況については、速やかに県に対し報告する。
- 2 市は、市民からの情報についても適宜関係機関に伝達し、人員、機材等の面で対応が不十分と思えるときは県等に速やかに連絡する。
- 3 市は、自ら要救助者の救援活動が困難な場合、県に対して救助活動の実施を要請する。また、必要に応じ、政府本部、現地対策本部等国の各機関に応援を要請するとともに、警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営等の拠点の確保を図る。
- 4 市は、被災地市町村からの要請又は相互応援協定等に基づき、救助・救急活動等の応援を迅速かつ円滑に実施する。

第3 警察の活動

- 1 警察は、救出・救助を必要とする者を発見した場合及び同様の通報等があった場合は、救助関係機関等と連携協力して救出・救助活動を行う。
- 2 警察は、被害状況に基づき、迅速に災害警備部隊を被災警察署等に出動させる。
- 3 警察は、警察署員及び応援部隊員により救出救助部隊を編成するとともに、消防等防災関係機関と現場活動に関する調整を行いながら、救出・救助活動等を行う。

第4 消防機関の活動

大規模な災害時においては、広域的に多数の負傷者が発生することが予想されるため、消防機関は、医療機関、(公社)宮城県医師会、日本赤十字社宮城県支部及び警察署等関係機関と協力し、適切かつ迅速な救急・救助活動を行う。

第5 救急・救助活動

1 救急活動

- (1) 市及び関係機関は、救命措置を必要とする傷病者を優先して医療機関に搬送し、その他軽度な傷病者は消防隊員、自主防災組織、地域住民等の協力を得て自主的な応急手当を依頼する。
- (2) 市及び関係機関は、救命措置を必要としている傷病者が多数いる場合は、医療関係機関と連絡を密にして、効率的な活動を行う。
- (3) 市及び関係機関は、重度傷病者等の搬送については、県防災ヘリコプター及びドクターヘリ等の有効活用を図る。

2 救助活動

- (1) 市及び関係機関は、災害の特殊性、危険性及び事故内容等を的確に判断し、安全かつ迅速に行う。
- (2) 市及び関係機関は、救命措置を必要とする人を優先して救出する。
- (3) 市及び関係機関は、救助を必要としている人が同時に多数いる場合は、多くの人命を救助できる事案を優先して、効果的な活動を行う。
- (4) 市及び関係機関は、救助活動人員に比較して、多数の要救助者がいる場合は、容易に救助できる人を優先し、短時間で少しでも多くの人を救助する。

3 救出用資機材の調達

救助活動に必要な資機材は、市長が必要に応じ各関係機関等に要請し、調達する。

第6 住民及び自主防災組織等の活動

1 緊急救助活動の実施

住民及び自主防災組織等は、自らの担当、在住地区において建物倒壊、火災等による救急・救助の必要性を認識したときには、自らに危険が及ばない範囲で緊急救助活動を実施するとともに、速やかに関係機関に連絡する。

2 人材、機材等の確保

住民及び自主防災組織等は、人員、機材等の面で対応が不十分と判断される場合、市等に速やかに連絡し、必要な人員、機材の確保に努める。

3 救急・救助活動への協力

住民及び自主防災組織等は、警察、消防職員の行う救急・救助活動に積極的に協力するものとし、その他とるべき行動についても現地の警察官、消防職員の指示を仰ぐ。

緊急救助活動の連絡先は、資料編3-10-1のとおりである。

第7 災害救助法による救出の実施

1 救出対象者

(1) 災害のため、現に生命、身体が危険な状態にある者

- ア 水害の際に流出家屋とともに流されたり、孤立した地点に取り残されたような状態にある者
- イ 地すべり、がけ崩れ等により、生き埋めになったような状態の者
- ウ 火災の際に火中に取り残されたような状態にある者

(2) 災害のために、生死不明の状態にある者

- ア 行方不明の人で、諸般の情勢から生存していると推定される者
- イ 行方はわかっているが、生命があるかどうか明らかでない者

2 救出期間

災害発生の日から3日以内（4日以降は遺体の搜索として取扱う。）とする。ただし、内閣総理大臣に協議し、その同意を得て救出期間を延長することができる。

3 費用

救出に関する費用は災害救助法に基づく範囲内とする。

第8 救急・救助活動への支援

市は、角田中央公園及び道の駅かくた等を警察機関・消防機関及び自衛隊の部隊の展開、宿営、物資搬送設備等の拠点として使用させる等、救急・救助活動への支援を行うよう努める。

第9 惨事ストレス対策

搜索、救急・救助活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。
また、消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

第10 感染症対策

搜索、救急・救助活動を実施する救助機関は、感染症対策のため、職員の健康管理等を徹底する。

第11 救助・救急用資機材の整備

市、県、国及び救助・救急関係機関は、当該機関に係る資機材の保有状況を把握するとともに、平時から情報交換を行い、適切な救助・救急用資機材の整備に努めるものとする。

第11節 医療救護活動

(主な実施機関：保健福祉班)

第1 目的

大規模な災害の発生時には、同時に多数の負傷者等が発生し、迅速な医療救護が要求されるため、市及び防災関係機関は、緊急的な対応策や医療関係機関と連携を図りながら迅速かつ的確に医療救護活動を実施する。

第2 実施体制

1 医療救護担当部門の設置

- (1) 市は、必要に応じて、災害対策本部内に医療救護を担当する部門を設ける。通信手段の状況を把握し、可能な手段で関係機関との連絡に努める。
- (2) 医療機関の被災状況や傷病者の発生状況等の情報を収集し、市医師会等に医療救護班の派遣を要請する。
- (3) 医療救護活動に関して、市のみでは十分な対応ができない場合等には、速やかに隣接市町及び県に協力を求める。

2 救護所の設置

- (1) 市は、施設の被災状況や多数の傷病者により医療機関での対応が十分にできない場合等には、救護所を設置・運営する。

救護所の設置予定場所は、資料編3-11-1のとおりである。

- (2) 市は、設置した医療救護所の場所を、市の実情に応じた適切な方法で住民に周知する。
- (3) 救護所での医療救護は、地域の医療機能の回復とともに地域医療機関に引き継ぐことが望ましいが、地域の診療機能の回復までに相当の日時を要する場合や、応急仮設住宅周辺で医療機関が不足している場合には、仮設診療所の設置・運営を検討する。

なお、救護所を設置した場合には、その旨の標識を掲示するとともに、速やかに当該場所を広報車等を使用して地域住民に周知する。

- (4) 医療救護所で医薬品等の管理等を行う薬剤師の派遣について、市医師会や仙南地区薬剤師会とあらかじめ協議するよう努める。

3 救護所等で対応できない場合の対策

(1) 負傷者の搬送

救護所では対応できない患者や、病院が被災したため継続して治療を受けることができない入院患者は、緊急を要する者から被災を免れた近隣市町の医療機関に搬送し、入院・治療等の医療救護を行う。

患者の搬送は、救急車及び市所有車両をもって行うが、必要により市内関係機関の車両を調達し行う。なお、道路状況又は緊急を要する場合等、状況によって県に防災ヘリコプターの要請あるいは自衛隊の派遣要請を行う。

(2) 災害拠点病院における医療救護

多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療については、災害拠点病院である公立刈田総合病院、みやぎ県南中核病院に搬送して行う。

第3 情報の収集及び提供

1 情報収集

保健救護班は、的確な医療救護活動を行うため、市内の医療機関等と連絡をとり、施設の災害状況、被災地における人的被害状況、医療ニーズ等について情報を収集する。

2 住民への情報提供

保健救護班は、収集した市内の医療施設等の被害状況及び医療救護の活動状況等を広報担当の政策企画班に報告し、広報車等により地域住民に提供する。

第4 医療救護体制・DMAT・医療救護班の派遣・受入れ体制

1 宮城DMAT指定病院

- (1) 宮城DMAT指定病院は、待機要請を受けたときは、宮城DMATを待機させる。
- (2) 宮城DMAT指定病院は、県から「宮城DMATの出動に関する協定書」に基づく派遣要請があり、出動が可能と判断した場合には、宮城DMATを出動させる。
- (3) 宮城DMAT指定病院は、緊急やむを得ない場合には、地域の消防機関等からの情報あるいは要請に基づき、宮城DMATを出動させる。

この場合、宮城DMATを出動させた旨を速やかに県に報告し、その承認を得る。

(4) DMATの活動内容

- ア 被災状況等に関する情報の収集と伝達、傷病者のトリアージ、救急医療等
- イ 広域医療搬送
- ウ 被災地の病院支援
- エ その他必要な事項

2 災害拠点病院

- (1) 災害拠点病院は、県から派遣要請があったときは、医療救護班を派遣し、医療救護活動を行う。

(2) 医療救護班の業務内容

- ア 傷病者のトリアージ、応急処置
- イ 重傷者の後方病院への搬送手続き
- ウ 救護所等における診療
- エ 被災地の病院支援
- オ その他必要な事項

- (3) 医療救護班は、派遣された救護所、病院等であらかじめ定められたルールに従って、医療救護活動に必要な情報の収集及び活動状況の報告、引継ぎを行う。
- (4) 災害拠点病院は、他のDMAT及び医療救護班の受入れを行う。

3 公的病院等

- (1) 公的病院等は、県から派遣要請があったときは、医療救護班を派遣し、医療救護活動を行う。
- (2) 公的病院等は、他のDMAT及び医療救護班の受入れを行う。

第5 災害時後方医療体制

- 1 医療機関又は救護所では対応できない重症患者や特殊な医療を要する患者については、災害拠点病院や大学病院に搬送し、治療を行う。
- 2 災害拠点病院は、重症患者の受入れ及び搬出、地域の医療機関への応急用資機材の貸出し等を行う。
- 3 市は、予想される広域後方医療施設への搬送量を踏まえ、関係機関と調整の上、広域搬送拠点を確保・運営するとともに、県内の医療機関から広域搬送拠点までの重病者等の輸送を実施する。

第6 救急患者等の搬送体制

1 搬送者及び搬送先の選定

搬送に当たっては、負傷の程度、患者の状況等を勘案し、搬送者及び搬送先の適切な選定に留意して行う。

2 搬送の実施

災害時後方支援病院で治療する必要がある患者を搬送するときは、市又は県に要請する。原則として、被災現場から医療施設または救護所までの搬送は市が、医療施設または救護所から災害後方支援病院までの搬送については、県及び市が対応する。

第7 医薬品等の調達

- 1 医療施設の管理者及び救護所の責任者は、医薬品等に不足が生じた場合、市災害対策本部等に調達を要請する。
- 2 市災害対策本部は、医療施設又は救護所等から医薬品等の要請を受けた場合、調達できる医薬品等を供給する。市において調達できない場合は、仙南地域保健医療福祉調整本部に要請する。

第8 在宅要医療患者の医療救護体制

- 1 市は、在宅要医療患者の安否確認を行うほか、状況に応じ避難誘導等を行う。
- 2 市は、医療機関での治療継続が必要な場合は、市内の医療機関若しくは県保健医療福祉調整本部へ調整を依頼する。
- 3 市は、人工透析を実施する医療機関の被災に関し、支援要請を受けた際は、医療機関と連携し、患者の受入れの調整や資機材の支援等により、透析医療の確保に努める。
- 4 医療機関は、発災後は、医療依存度の高い在宅要医療患者の情報を、必要に応じて市災害対策本部に提供する。

第9 災害救助法における実施基準

1 医療

(1) 対象者

災害時の医療は、応急的な医療を必要とする状態にあるにも関わらず、災害のため医療の途を失った人を対象とする。

(2) 医療の範囲

- ア 診療
- イ 薬剤又は治療材料の支給
- ウ 処置、手術、その他治療及び施術
- エ 病院又は診療所への収容
- オ 看護

(3) 期間

災害発生の日から、原則として14日以内とする。ただし、特殊事情から14日を超えて実施しなければならない場合は、事前に厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で期間を延長することができる。

2 助産

(1) 対象者

災害時の助産は、災害発生の日の前後7日以内の分べん者で、災害のため助産の途を失った人を対象とする。

(2) 助産の範囲

- ア 分べん介助
- イ 分べん前後の処置
- ウ 衛生材料の給付等

(3) 期間

分べんした日から、7日以内とする。ただし、医療と同様に延長することができる。

第10 専門的な医療を要する患者対策

市は、スモン、ベーチェット病、重症筋無力症、全身性エリテマトーデス等の難病患者、人工透析患者等、専門的な医療を必要とする患者に対する災害時の医療を確保するため、県より必要な指導・助言・その他の支援を得て、専門的な医療を必要とする患者の受療状況及び医療機関の稼働状況の把握並びに必要な医薬品の確保及び医療情報の提供に努める。

第11 医療機関の状況

市内の医療機関は、資料編3-11-2のとおりである。

第12節 交通・輸送活動

(主な実施機関：防災安全班、都市整備班、総務班、まちづくり推進班)

第1 目的

大規模な災害発生に際し、住民の生命の保全、生活の維持の上からも交通・輸送活動は重要である。

緊急輸送活動は、負傷者、病人の搬送や災害応急対策を実施する人員、物資等の必要な輸送等を迅速かつ確実に行うため、防災関係機関と密接な連携を保ちながら緊急輸送道路を確保し、輸送を実施する。また、角田市防災・減災構想及び宮城県道路整備プログラムに基づき、優先順位をつけ緊急輸送道路の整備に努めるとともに、現在の資源の長寿命化を図るため、適切な維持管理に努める。

第2 市の活動

市は、緊急物資輸送の必要があると認めたときは、協定締結先の（公社）宮城県トラック協会等に対し、緊急物資輸送トラックの派遣を依頼する。

また、独自に収集した情報を県等関係機関に提供するなどし、迅速かつ効率的に緊急輸送が行われるよう配慮する。

第3 交通の規制・確保

災害発生時において、被災者の避難・救出・救護、救援物資及び応急対策実施に必要な人員・資機材の輸送等を安全かつ円滑に行うため、一般車両の通行禁止等の交通規制を実施し、使用可能な交通・輸送ルートを確保する。

1 実施責任者

- (1) 市長は、交通の規制・確保等の措置に係る関係機関との連絡調整、その他必要な対策を実施する。
- (2) 角田警察署は、交通の危険を防止し、円滑な運営を図るための交通規制等の措置について、道路管理者と連携を保ち行う。

2 被災情報及び交通情報の収集

- (1) 市長は、災害時には、本章「第6節 警戒活動」に基づきパトロールを強化し、被災箇所を早期に把握するとともに、角田警察署と連携協力して道路交通環境の巡回調査を行い、道路、橋梁等の被害状況の把握に努め、通行の禁止又は規制に関する情報を収集する。
- (2) 市内の主要道路のうち、災害を受けやすい箇所、迂回路となる道路等をあらかじめ調査し把握しておく。

3 交通の確保

(1) 通行の禁止

道路が損壊等によって通行上、危険であると認められる場合、道路管理者は関係機関と十分な連絡調整を図り、道路の区間を定めて通行を禁止する。その際、迂回路の確保を行うとともに、交通整理員、立て看板、バリケード、ロープ等によって通行の安全を確保する。

(2) 災害発生時の自動車運転者のとるべき措置

災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。）における一般車両の通行が禁止又は制限されることから、同区域内等にある運転者は次の措置をとる。

ア 道路の区間を指定して交通規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所に、区域を指定して交通規制が行われたときは、道路外の場所に車両を移動させる。

イ 速やかな移動が困難なときは、車両はできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨げとならない方法により駐車する。

ウ 通行禁止区域内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車する。ただし、警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置をとることができないときは、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがある。

(3) 主要交通路線の確保

広域にわたって道路被害を受け道路網が寸断された場合は、主要な交通路線についてパトロールを強化し、速やかに応急復旧工事を実施し、緊急通行車両等の路線を確保する。

(4) 道路、橋梁等の応急措置

市の管理する道路、橋梁等に危険箇所、災害箇所を発見した場合は、被災状況を調査するとともに、被災状況に応じて排土作業、盛土作業、仮舗装作業、障害物の除去、仮橋の設置等の応急工事により交通の確保を図る。

(5) 通報連絡体制の確立

ア 災害時に道路、橋梁等の危険な状況や交通の混雑・混乱状況を発見した人は、直ちに市又は警察署に通報する。通報を受けた市、警察署は、道路管理者その他関係機関に通報する。

イ 電力、通信、水道、その他道路占用工作物の被害による道路の被害が発見された場合は、直ちに関係機関に通報する。通報を受けた関係機関は、それぞれの機関の定める業務計画により、速やかに応急措置を行い、交通を確保する。

4 交通規制

道路管理者は、道路が災害を受けた場合、通行を禁止、制限しながら、迂回道路等を的確に指示し、関係機関との連絡をとりながら交通の安全確保に努める。

また、警察は、災害が発生した場合は、交通の混乱、交通事故等の発生を防止するとともに、住民等の円滑な避難と緊急通行を確保するため、あらかじめ策定した交通規制計画に基づき、交通規制を実施する。

(1) 基本方針

ア 被災地域内への流入抑制と車両の走行抑制

- (ア) 被災区域への流入車両を原則的に禁止し、被災区域内における一般車両の走行を極力規制する。
- (イ) 被災区域内から被災区域外への流出する車両については、交通の混乱を生じさせない限り規制しない。

イ 被災地に通じる幹線道路に対する交通規制の実施

緊急自動車及び緊急通行車両の通行路確保のための交通規制又は回誘導を実施するとともに一般車両の走行は原則禁止する。

ウ 道路管理者との緊密な連携による交通規制の適切な運用

緊急交通路として選定を予定している道路及びその関連道路が早急かつ円滑に通行できるよう道路管理者に対し、道路の啓開作業等の必要な措置を要請する。

(2) 緊急交通路確保のための措置

ア 交通管制施設の活用

効果的な交通規制を実施するため、信号機、交通情報板、信号機等の交通管制施設の機能回復に努めるとともに、これらを活用する。

イ 放置車両の撤去

緊急交通路を確保するために必要な場合は、放置車両の撤去、警察車両による緊急通行車両等の先導等を行う。

ウ 運転者等に対する措置命令

緊急車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて、運転者に対し車両の移動等の措置命令を行う。

エ 自衛官、消防職員の措置

警察官がいない場合、災害派遣を命じられた部隊等の自衛官又は消防職員は上記イ、ウの措置をとることができる。

オ 関係機関等との連携

警察機関、道路管理者及び防災担当部局等は、交通規制に当たって、相互に密接な連携を図る。また、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて警備業者等に協力を依頼し、交通誘導の実施等を要請する。

(3) 交通規制の方法

交通規制については、原則的には標示等(災害対策基本法施行規則別記様式第2)を設置して行い、緊急を要するため標示等を設置するいとまがないとき、又は標示等を設置して行うことが困難であるときは、現場警察官の指示により、必要に応じロープ、棚等の物理的な補助的手段を活用して行う。

(4) 交通規制の見直し

災害発生後における被災地の応急復旧を行うための人員及び資機材輸送等の必要性に加え、作業の緊急度、重要度等を考慮した交通規制の見直しを行う。

(5) 交通安全施設の復旧

緊急交通路等の信号機等を最優先とする交通安全施設の応急復旧措置を行う。

(6) 交通規制等の周知徹底・広報

交通規制が実施されたときは、直ちに通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他交

通規制の実施状況及び避難時の自動車利用の自粛、交通規制への協力について、住民、運転者等にマスコミ広報、交通情報板及び現場広報等による周知徹底及び広報を図る。

5 緊急通行車両であることの確認

緊急通行車両であることの確認手続きは、以下の要領で行う。

(1) 対象車両

緊急通行車両の対象となる車両は次のいずれにも該当する車両とする。

ア 災害発生時に、地域防災計画に基づき、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両であること。

なお、同項では、災害応急対策は次の事項について行うものとされている。

- (ア) 警報発令の伝達、避難指示に関する事項
- (イ) 消防、水防その他の応急処置に関する事項
- (ウ) 被災者の救護その他保護に関する事項
- (エ) 被害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- (オ) 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- (カ) 廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全並びに公衆衛生に関する事項
- (キ) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- (ク) 緊急輸送の確保に関する事項
- (ケ) その他災害の発生の防御又は拡大防止のための措置に関する事項

イ 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、公共団体の長その他執行機関、指定公共機関及び指定公共地方機関（以下これらを「指定行政機関等」という。）が保有し、若しくは指定行政機関等との契約により常時指定行政機関等の活動のために専用に使
用される車両又は災害時に関係の他機関・団体等から調達する車両であること。

(2) 申出者

- ア 指定行政機関等の長
- イ 指定行政機関等に属し災害応急対策に使用される車両の使用者又は管理責任者
- ウ 契約等により常時指定行政機関等の活動のために使用される車両の使用者又は管理責任者
- エ 災害発生時に他の関係機関・団体等から指定行政機関等が調達する計画等がある車両の使用者又は管理責任者

(3) 申出先

警察本部又は警察署

(4) 申出事項

- ア 番号標に標示されている番号
- イ 車両の用途
- ウ 活動地域
- エ 車両の使用者住所、氏名
- オ 緊急連絡先

(5) 必要書類

- ア 緊急通行車両確認申出書
- イ 添付書類

- (ア) 自動車検査証及び軽自動車届出済証の写し
 - (イ) 防災計画書、契約書等の災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることを確かめるに足りる書類
 - (ウ) 指定行政機関等の車両であることを確かめるに足りる書類
- 事前届出済証の交付を受けている車両については、事前届出済証の提示とアのみで足りる。

(6) 標章等の交付

県公安委員会は、緊急通行車両の確認をしたときは、当該車両の使用者に対し緊急通行車両である旨の標章及び緊急通行車両確認証明書を交付する。緊急通行車両の標章は資料編3-12-1、緊急通行車両確認証明書は資料編3-12-2のとおりである。

6 交通整理隊の編成

災害時において、各々の単独機関で交通の安全を確保できない場合、又は特に必要と認める場合は、警察署(駐在所)等関係機関の協議により、次の交通整理隊を編成し、交通整理等を実施する。

(1) 編成

交通安全指導隊員、消防団員、関係機関の職員、その他民間協力者により編成する。

(2) 所要人員等

所要人員等必要な事項は、その都度決定する。

第3 緊急輸送

災害時において、救助活動に必要な人員、水・食料等の生活物資及び復旧作業に必要な資機材等を安全・確実かつ効率的に搬送するための輸送手段・方法の確保対策について定める。

1 実施責任者

市長は、災害時における緊急輸送について関係機関の協力を得て行う。

2 輸送方法

災害応急対策に定める人員、緊急物資、資材等の輸送は、輸送対象の種類、数量及び交通施設の状況等を勘案して、次の種別のうち、最も適切な方法により実施する。

- (1) 貨物自動車、乗合自動車等による輸送
- (2) 鉄道による輸送
- (3) 航空機、ヘリコプターによる輸送
- (4) 人力による輸送

3 輸送の優先順位

輸送活動を行うに当たっては、次のような事項に留意して行う。

- (1) 人命の安全
- (2) 被害の拡大防止(二次災害の発生防止を含む)
- (3) 災害応急対策の円滑な実施

4 緊急輸送の対象

緊急通行車両により輸送する対象は、被災状況及び災害応急対策の進捗状況に応じて、おおむね次のとおりとする。

(1) 第1段階

- ア 救助・医療活動の従事者及び医薬品等の物資
- イ 消防、水防活動等災害の発生防止・拡大防止のための人員及び物資
- ウ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動時の災害応急対策に必要な人員及び物資等
- エ 医療機関へ搬送する負傷者等
- オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

(2) 第2段階

- ア 上記(1)の続行
- イ 食料、水等生命の維持に必要な物資
- ウ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- エ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

(3) 第3段階

- ア 上記(2)の続行
- イ 災害復旧に必要な人員及び物資
- ウ 生活必需品

(4) その他関連物資

- ア 避難路及び緊急交通路確保のための一般車両使用の抑制について、関係機関等に対する協力要請を行う。
- イ 運転者等への交通路確保等の交通情報の伝達を迅速かつ的確に実施するため、報道機関及び日本道路交通情報センター等との密接な連携の確保を図る。
- ウ 総合的交通対策を実施するため、バス、鉄道等公共輸送機関の運行について、関係機関との連絡調整を図る。

5 緊急輸送の要請

市は、緊急物資輸送の必要があると認めたときは、県に対し、緊急物資輸送トラックの派遣を依頼する。

また、独自に収集した情報を県等関係機関に提供する等し、迅速かつ効率的に緊急輸送が行われるよう配慮する。

6 輸送手段の確保

(1) 市所有車両の確保

車両の掌握、管理は総務課長が行う。

市所有車両等は、資料編3-12-3のとおりである。

(2) 市所有以外の輸送力の確保

市所有車両により応急措置の輸送力を確保できないときは、次により市所有車両以外の輸送力確保に努める。

ア 自動車の確保

自動車の確保は、旅客自動車運送業者、貨物自動車運送業者より確保する。

旅客自動車運送業者は資料編3-12-4、貨物自動車運送業者は資料編3-12-5のとおりである。

イ 鉄道輸送力の確保

道路の被害等により自動車による輸送が不可能な場合は、阿武隈急行(株)に要請し、輸送力を確保する。

(3) 航空機、ヘリコプター輸送力の確保

陸上の一般交通が途絶した場合等、緊急に航空機による輸送が必要となったときは、自衛隊航空機の確保について知事に要請依頼する。

また、宮城県防災ヘリコプター、県警ヘリコプターについても応援を要請する。

航空機輸送の要請を行うときは、次の事項を明らかにする。

ア 航空機輸送の要請事項

(ア) 航空機使用の目的及びその状況

(イ) 機種及び数量

(ウ) 期間及び活動内容

(エ) 発着地点又は目標地点

イ ヘリコプター発着場所

ヘリコプター発着場所は、資料編3-12-6のとおりである。

(4) 人力による輸送力の確保

人力による輸送に必要な労務の確保は、本章「第25節 防災資機材及び労働力の確保」による。

(5) 燃料の確保

市は、緊急通行車両等の燃料を確保するため、業者の把握を行い、必要により協定等の締結を図る。

7 知事及び近隣市町長に対する輸送要請

市内において、輸送力を確保できない場合又は不足する場合は、迅速かつ効率的に緊急輸送が行われるよう県及び近隣市町長、又は県を通して(公社)宮城県トラック協会に対し、次の事項を明示し、輸送の要請を行い、輸送力を確保する。

- (1) 災害の状況及び要請理由
- (2) 協力要請内容
 - ア 必要となる車両及び人員
 - イ 輸送品目
 - ウ 輸送期間
 - エ 輸送先
- (3) その他必要な事項

8 輸送力の配分

(1) 配分担当

輸送力の配分担当は、総務部総務班が行う。

(2) 配分方法

- ア 災害応急対策の実施担当者は、必要な輸送力の目的、種類、数量等の必要な事項を明らかにし、総務課長に輸送力供給の要請を行う。
- イ 総務課長は、前項の要請に基づき、調達所要数を把握し、直ちに輸送力の確保措置を講じ、配分計画を作成し、実施担当責任者に配分する。

9 応急救助のための輸送基準

(1) 対象

- ア 被災者を避難させるための輸送
- イ 医療及び助産のための輸送
- ウ 負傷者等の救出のための輸送
- エ 飲料水供給のための輸送
- オ 救済用物資の輸送
- カ 遺体の搜索のための輸送
- キ 遺体の処理（埋葬を除く。）のための輸送

(2) 費用

輸送に要した費用は、市内の通常の実費とする。

(3) 期間

各救助種目別に定められている救助期間の範囲内とする。

10 輸送拠点、集積場所

(1) 輸送拠点等の確保

輸送拠点や緊急輸送時における救援物資等の集積拠点の被害状況を把握し、必要な拠点を確保する。

(2) 救援物資等の各避難所への配送

ア 救援物資等の対応専門班の設置

救援物資の受付、配送等の対応業務を行うため、専門班を集積場所に設け、次の業務を行う。

- (ア) 救援物資の受付
- (イ) 救援物資の集積状況の把握
- (ウ) 救援物資の配送指示
- (エ) 集積、配送状況等の情報の提供
- (オ) 救援物資配送計画の作成
- (カ) 輸送車両等の配車指示、借り上げ等

イ 集積・配送拠点への人員配備

集積拠点等へは、生活環境課職員を管理・情報要員として派遣するとともにボランティアの協力を得て、集積や仕分け、指示、輸送車両等の配車指示等の業務にあたる。

第4 道路障害物の除去

災害時の救急、消防、応急復旧対策等を迅速かつ効果的に行うために必要とする道路を緊急輸送道路として位置づけ、他の道路に優先して道路障害物の除去及び応急復旧を行う。

1 実施責任者

市長は、緊急輸送道路（市道）の被災状況を調査し、道路障害物の除去及び応急復旧工事を行う。

大河原土木事務所は、緊急輸送道路（県道及び県管理国道）の被災状況を調査し、必要に応じ応急復旧工事を実施することとなる。

2 道路障害物除去

道路障害物の除去は、必要に応じ、警察、消防署、自衛隊等の応援協力を得て行う。特に、緊急輸送道路や危険箇所等の障害物の除去を優先する。

3 除去した障害物の処理

除去した障害物について、本章「第22節 災害廃棄物処理活動」に基づき処理する。

第13節 ヘリコプターの活動

(主な実施機関：防災安全班、消防部)

第1 目的

大規模な災害時においては、機動性に優れたヘリコプターを活用し、初動期における被害情報の収集、負傷者や緊急輸送物資の搬送等、防災ヘリコプターの災害派遣の要請に関して定める。

第2 派遣要請の基準

防災ヘリコプターの派遣要請は、次の要件を満たす場合に行う。

1 基本要件

(1) 公共性

災害等から住民の生命財産を保護し、被害の軽減を図る目的であること。(災害対策基本法又は消防組織法に基づく活動)

(2) 緊急性

差し迫った必要性があること。(緊急に活動を行わなければ、住民の生命、財産に重大な支障が生ずるおそれがある場合)

(3) 非代替性

防災ヘリコプター以外に適切な手段がないこと。(既存の資機材・人員等では、十分な活動が期待できない、又は活動できない場合)

2 緊急運航基準

(1) 災害応急対策活動

ア 被災状況等の偵察、情報収集活動

災害時、広範囲にわたる偵察、情報収集活動を行う必要があると認められる場合

イ 救助物資、人員等の搬送

災害時、緊急に救援物資、人員及び資機材等を搬送する必要があると認められる場合

ウ その他

災害応急対策上、特に、ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

(2) 救急活動

ア 交通遠隔地からの傷病者搬送

山村等の交通遠隔地から緊急に傷病者の搬送を行う必要がある場合で、救急車で搬送するよりも著しく有効であると認められ、かつ原則として医師が搭乗できる場合

イ 高度医療機関等への転院搬送

遠隔地へ、緊急に転院搬送を行う場合で、医師がその必要性を認め、かつ医師が搭乗できる場合

ウ 交通遠隔地への医師等の搬送

山村等の交通遠隔地において緊急医療を行うため、医師、機材等を搬送する必要があると認められる場合

エ その他

救急活動上、特に、ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

(3) 救助活動

ア 水難事故等によりヘリコプターによる救助が有効と認められる場合

イ その他

救助活動上、特に、ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

(4) 火災防ぎょ活動

ア 偵察、情報収集活動

大規模火災、爆発事故等が発生し、延焼拡大のおそれがあると認められ、偵察、情報収集活動をおこなう必要があると認められる場合

イ 林野火災における空中消火

林野火災において、地上における消火活動では消火が困難であり、ヘリコプターによる消火の必要があると認められる場合

ウ 消防隊員、資機材等の搬送

大規模林野火災等において、人員、資機材等の搬送手段がない場合又はヘリコプターによる搬送が有効と認められる場合

エ その他

火災防ぎょ活動上、特に、ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

第3 派遣要請の手続き

1 要請連絡先

宮城県防災ヘリコプター管理事務所

岩沼市空港西一丁目 15 番地

T E L 0223-24-0741 F A X 0223-24-0872

2 要請方法

文書をもって要請する。ただし、緊急の場合は、口頭又は電話により要請し、事後速やかに文書を提出する。

防災ヘリコプター緊急運航要請書は、資料編 3-13-1 のとおりである。

第4 経費の負担

宮城県広域航空消防応援協定書第8条により、宮城県が負担する。

なお、仙台市の消防ヘリコプターが出動した場合には、宮城県広域消防相互応援協定書第8条による。

第14節 避難活動

(主な実施機関：防災安全班、都市整備班、商工観光班、保健福祉班、教育総務班)

第1 目的

大規模な災害時には、地区住民等を速やかに避難誘導させるため、市及び防災関係機関は、適切に避難情報の発令等を行うとともに、速やかに指定緊急避難場所の開放及び指定避難所を開設し、地域住民等の安全が確保されるまでの間あるいは住家の復旧がなされるまでの間、管理運営に当たる。

1 避難の原則

「避難行動」とは、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「命を守るための行動」であり、各人が自らの判断で行動をとることが原則である。

2 住民がとるべき避難行動（洪水・土砂災害等）

(1) リードタイムを確保できる場合にとる避難行動

高齢者等避難、避難指示の発令時等、避難のリードタイム（指定緊急避難場所への立退き避難に要する時間）が確保できる場合には、立退き避難を基本とし、次のいずれかの避難行動をとる。

ア 立退き避難

災害リスクのある区域等の住民等が、指定緊急避難場所又は安全な自主避難先（親戚・知人宅、ホテル・旅館）への移動等対象とする災害から安全な場所に移動する。

イ 屋内安全確保

災害リスクのある区域等においても、住民等が防災マップ等で浸水想定区域、浸水等を確認し、自宅・施設等への浸水しない上階への移動又は上層階に留まる等自らの判断で計画的に身の安全を確保する。

(2) 緊急安全確保（リードタイムを確保できない場合にとらざるを得ない避難行動）

緊急安全確保の発令時（※）等、立退き避難を行う必要のある居住者等が、適切なタイミングで避難をしなかった又は急激に災害が切迫するなどして避難することができなかった等、立退き避難を安全にできない可能性がある状況に至ってしまったと考えられる場合には、立退き避難から行動を変容し、その時点でいる場所よりも相対的に安全である場所に直ちに移動する。

※市が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、必ず発令されるものではない。

第2 高齢者等避難

- 1 市は、避難指示のほか、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して必要に応じて普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を伝達する必要がある。

高齢者等避難については、それを発令したからといって必ずしも避難指示を出さなければならないわけではなく、危険が去った場合には高齢者等避難のみの発令で終わることもあり得る。このような認識の下、時機を逸さずに高齢者等避難を発令すべきである。

2 土砂災害

平成26年の広島市における土砂災害等の教訓から、他の水災害と比較して突発性が高く予測が困難な土砂災害については、高齢者等避難を積極的に活用することとし、高齢者等避難が発令された段階から自発的に避難を開始することを、土砂災害警戒区域・危険箇所等の住民に推奨することが望ましい。

3 夜間に備えた対応

前線や台風等により立退き避難が困難となる夜間・未明において避難情報を発令する可能性がある場合には、夕方等の暗くなる前の時間帯に高齢者等避難を発令することを検討する。

第3 避難の指示等

災害時において、人命の保護又は被害の拡大の防止のため必要と認められる場合、市長は、住民に対して速やかに避難のための立退きを指示する。この際、県は、時機を失することなく避難の指示等が行えるよう、市に積極的に助言を行う。さらに、市は、避難の指示等を行うに当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

また、市長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶ恐れがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、緊急に安全を確保するための措置を指示することができる。

1 避難の指示等を行う者

避難の指示等を行うべき権限のある者は、それぞれの法律によって定められているが、災害応急対策の第一義的な実施責任者である市長を中心として、相互に連携を図りながら実施する。実施者及び根拠法令との関係は資料編3-14-1のとおりである。

また、災害対策基本法第63条に規定する「警戒区域」への立入禁止、退去命令等についても適切に運用する。

2 市長の役割、知事の役割

市長は、大規模な災害等に起因して住民等の生命・身体に危険が及ぶと認められるときは、危険区域の住民等に対し、速やかに避難の指示等を行う。また、避難の指示等を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておく等、必要な準備を整えておく。

なお、市長は、大雨時の避難そのものにも危険が伴うこと等を考慮し、台風等による豪雨や暴風の襲来が予測される場合には、空振りを恐れず早期に避難指示を発令する。

特に、土砂災害や水位周知河川・下水道による水害については、突発性が高く精確な事前予測が困難であることが多いため、市長は指定緊急避難場所の開放を終えていない状況であっても躊躇なく避難指示を発令することとし、住民はそのような場合があり得ることに留意する。

前線や台風等により立退き避難が困難となる夜間・未明において避難指示等が発令する可能性がある場合には、夕方等の暗くなる前の時間帯に高齢者等避難を発令することを検討する。

知事は、災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長に代わって避難の指示等に関する措置の全部又は一部を実施する。また、市から求めがあった場合には、避難情報の対象区域、判断時期等について助言する。

3 洪水等に係る指示

知事又はその命じた職員は、洪水又は地すべりによる著しい危険が切迫しているときは、速やかに当該区域の市長に状況を伝え、市長は、区域内の居住者に対し避難のため立ち退くよう指示する。

4 警察の役割

警察官は、住民等の生命・身体に危険を及ぼすおそれがある場合、又は市長から要請があった場合は、住民その他関係者に対し、避難の指示等、誘導その他必要な措置をとる。

- (1) 警察署長は、市長等が行う避難の指示等について、関係機関と協議し、必要な助言と協力を行う。
- (2) 警察は、指定された避難場所及び避難路を掌握し、避難の指示等が行われた場合には、速やかに住民に伝達するとともに、住民を安全に避難させる。

5 自衛隊の役割

災害により、危険な事態が生じた場合において、警察官等がその場にいない場合に限り、災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、避難等について必要な措置をとる。

6 避難の指示等の実施基準

(1) 避難の必要性の早期把握及び判断

本章「第1節 防災気象情報等の伝達」及び「第6節 警戒活動」において災害が発生するおそれのある地域の現状を早期かつ的確に把握し、迅速・確実な避難対策の要否を判断する。

(2) 避難情報の発令基準

発令基準は、次のとおりである。

表 避難情報の発令基準

警戒レベル	居住者がとるべき行動	行動を居住者等に促す情報	発令者
警戒レベル5	○ 命の危険 直ちに安全確保 ・ 指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動とったとしても身の安全を確保できるとは限らない。	緊急安全確保	市が発令
警戒レベル4	○ 危険な場所から全員避難 ・ 危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。	避難指示	
警戒レベル3	○ 危険な場所から高齢者等は避難 ・ 高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※ 避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者 ・ 高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控える等、普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めに避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。	高齢者等避難	

第4 避難の指示等の内容及び周知

- 1 市は、迅速・安全な避難行動とともに、避難の長期化を見据えた住民避難計画を作成し、住民及び関係機関へ周知する。
- 2 市長等が避難の指示等を行う場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにする。また、危険の切迫性に応じて指示の伝達文の内容を工夫する等、住民の積極的な避難行動の注意喚起に努める。
 - (1) 避難対象地域
 - (2) 避難先
 - (3) 避難の指示等の理由
 - (4) その他必要な事項

3 避難の措置と周知

避難の指示等を行った者は、当該地域の住民等に対してその内容を周知するとともに、速やかに関係機関に対して連絡する。また、これらを解除したときも同様とする。

災害対策本部の置かれる本庁舎等において十分な状況把握ができない場合は、避難の指示等を行うための判断を被災地近傍において行う。

(1) 住民等への周知

避難の措置を実施したときは、当該実施者は、緊急速報メール等を活用するほか報道機関や自主防災組織の協力を得て住民に対し、その内容の周知徹底を図る。

また、住民のみならず、観光客、工事関係者等にもれなく伝達されるよう、あらゆる伝達手段の活用を図る。

なお、避難の指示等の周知に当たっては、聴覚障害者に対しては緊急速報メールにより周知を行う等、要配慮者に配慮した方法を併せて実施するよう努める。

(2) 関係機関の相互連絡

県、警察、市、自衛隊は、避難の措置をとった場合においては、その内容について県、市の災害対策本部に連絡するほか、相互に連絡通報する。

(3) 周知内容

避難の指示等の理由及び内容、避難先又は避難場所、出火・盗難の予防措置、携行品、その他の誘導措置、その他とする。

(4) 警察の役割

ア 警察署長は、市長等が行う避難の指示等について、関係機関と協議し必要な助言と協力を行う。

イ 警察は、避難の指示等が行われた場合は、関係機関の協力を得て、避難場所、避難経路その他必要事項を周知徹底する。

(5) 施設の管理者への周知

指定緊急避難場所及び指定避難所として指定している学校、総合体育館等の管理者に対して速やかに連絡し、開設準備等を求める。

(6) 近隣市町への連絡

地域住民が避難のため、近隣市町内の施設を利用することもあり、また避難誘導の経路等によっては協力を求める場合があることから、事前に近隣市町に対して連絡する。

(7) 知事への連絡

市長は、避難の指示を行ったときは、次の事項を速やかに知事に報告する。

- ア 指示を行った人
- イ 指示を行った日時
- ウ 避難の理由
- エ 避難の対象地区名・世帯数・人員
- オ 避難先

第5 避難誘導

1 避難誘導の方法

(1) 各地区の誘導

- ア 誘導責任者は、当該地区の各消防団分団長とする。
- イ 各地区の避難誘導は、当該地区の消防団員とする。
- ウ 避難誘導の協力者は、区長及び自主防災組織とする。
- エ 誘導責任者は、危険区域及び避難場所に市職員等を配置し、適切な誘導を行う。
- オ 誘導責任者は、必要に応じ、市長を通じ角田警察署等に避難場所等を連絡し、危険区域の警戒及び避難誘導の応援を要請する。

(2) 避難場所、避難路の安全確保

誘導責任者及び避難誘導員は、以下の措置を実施する。

- ア 避難の誘導にあたっては、避難所の安全確認を行うとともに、避難所までの経路に障害物がある場合はこれを撤去する等、避難路の安全にも十分配慮する。
- イ 夜間に避難するときは、投光機等を利用し避難路の安全確認を行う。
- ウ 避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動がかえって危険を伴う場合や屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、立退き避難から行動を変容し緊急安全確保の措置を講ずべきことにも留意する。

(3) 避難の順位等

誘導責任者及び避難誘導員は、以下の措置を実施する。

- ア 住民間の避難の順位は、避難行動要支援者を優先とし、安全の確保を図るとともに、必要な援助を行う。
- イ 地区ごとの避難の順位は、災害発生の時期を客観的に判断し、先に災害が発生すると認められる地区内居住者の避難を優先する。
- ウ 自力で避難できない場合又は避難途中危険がある場合、あるいは病院等の入院患者、施設の高齢者、子供の避難については、車両等により移送する。
- エ 駅や観光客等の帰宅困難者の避難について、地区毎の被災状況を把握し、適切に行う。

(4) 避難時の留意事項

避難誘導員は、避難にあたり次の事項を住民に周知徹底する。

- ア 戸締り、火気の始末を完全にする。

- イ 携行品は必要最小限のものにする。（食糧、飲料水、タオル、ティッシュペーパー、着替え、懐中電灯、携帯ラジオ、毛布、現金等）
- ウ 服装はなるべく軽装とし、帽子、雨具、防寒衣等を携行する。
- エ 原則として徒歩によるものとし、車での避難は極力さけるよう指導する。
- オ 家族全員の氏名、年齢、血液型、連絡先等を記載した名札等を各自着用または携行する。

2 児童・生徒等の集団避難

学校長は、市教育委員会が作成した角田市学校防災マニュアルを参考に、児童・生徒の生命、身体の安全に重点をおいた避難計画をあらかじめ策定し、計画に基づき避難を実施する。

3 その他施設等の避難

病院、工場、その他防災上重要な施設の管理者は、あらかじめ作成した避難計画に基づき、災害時における避難に万全を期す。

4 警戒区域の設定

住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときには、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じる。

なお、警戒区域を設定した場合には、退去の確認を行うとともに、避難等に支障のないよう、縄を張る等立ち入り禁止の措置を講じる。

第6 指定緊急避難場所の開放及び周知

市は、災害時には、必要に応じ、避難情報の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。

第7 避難所の開設及び運営

指定緊急避難場所に避難した被災者のうち、住居等を喪失する等、引き続き保護を要する者に対して、市は洪水、土砂災害等の危険性を十分配慮し指定避難所を開設するとともに、住民等に対し周知を図る。市は災害の規模に鑑み必要な避難所を可能な限り当初から開設するように努めるものとする。

1 指定避難所の開設

- (1) 市は、災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で、避難しなければならない者を保護するために指定避難所を設置する必要があるときは、公共建物等を指定避難所として開設し、住民等に対し周知徹底を図る。その際、あらかじめ施設の安全性を確認する。なお、指定避難所は、資料編 2-16-1 のとおり定める。

- (2) 市は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知するなど、避難の円滑化に努める。
- (3) 市は、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知をするよう努めるものとする。
- (4) 市は、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。
- (5) 市は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努める。

2 避難所の運営

(1) 避難所の管理

ア 適切な運営管理の実施

市は、各避難所の適切な運営管理を行う。

この際、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の市町村に対して協力を求める。

イ 管理者の設置

市は、避難所を設置した場合には、管理者を置き、避難者数の確認、避難者名簿の作成等によりその実態を把握し必要な設備、備品を確保するとともに、避難の長期化に関しては、必要に応じプライバシーの確保等に配慮する。

ウ 相談窓口の設置

市は、避難所等に生活・健康問題等に関する相談窓口を設置し、避難者が必要とする情報を適宜提供する。

なお、女性や子どもへの暴力や女性特有の生活・健康に関する相談に対応するため、女性相談員による女性専用窓口の設置に配慮する。

エ 自主防災組織やボランティアとの協力

市は、避難所内における住民の自主防災組織やボランティア組織と協力して避難所の効率的な管理運営がなされるよう努め、避難者はそれに協力する。

オ 自治的な組織運営への移行

市は、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体となって運営する体制に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。この際、避難生活支援に関する見地やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。

カ 在宅避難者、車中生活を送る避難者等への支援

市は、それぞれの避難所で受け入れている避難者に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず食料や水等を受取に来ている在宅避難者、やむを得ず車中生活を送る避難者等に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行うとともに必要な支援を行う。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、避難行動要支援者等の要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について市に提供する。

(2) 避難所の環境維持

ア 良好な生活環境の維持

市は、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努める。

そのため、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。

また、市は、指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

イ 健康状態・衛生状態の把握

市は、必要に応じ、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の過不足、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況等、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要なとなる水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努める。

ウ 家庭動物への対応

市は、必要に応じ、被災者支援等の観点から避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、(公社)宮城県獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

エ 感染症対策

市は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。

(3) 男女共同参画

ア 避難所運営への女性の参画促進

市は、避難所の運営において、女性が運営役員として参加するよう配慮するとともに、女性の参画を推進し、男性に偏った運営体制とならないよう努める。

イ 男女及び性的マイノリティ（L G B T等）のニーズの違いへの配慮

市は、避難所の運営において、男女及び性的マイノリティ（L G B T等）のニーズの違い等に配慮する。

特に、生理用品、サニタリーショーツ、紙おむつ、粉ミルク、哺乳ビン、離乳食等の物資提供、多様な生活者に配慮した物干し場、仕切り、更衣室、授乳室、入浴設備の設置、男女別及び多目的トイレの確保や、生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における乳幼児のいる家庭用エリアの設定又は専用避難所・救護所の確保、乳幼児が安全に遊べる空間の確保、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザー配布等による安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

ウ 女性・子供等への配慮

市は、避難所における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

エ 運営参加者への配慮

市は、避難者が運営に参加する場合は、固定的な性別役割分担意識によることなく、避難者の自主性を尊重するとともに、役割の固定化により、一部の避難者に負担が偏らないよう配慮する。

(4) 学校等教育施設の管理者及び教職員による支援

学校等教育施設が避難所となった場合、当該施設の管理者は、避難所が円滑に運営されるよう市に協力する。この場合、管理者は学校業務に支障のない範囲で、必要に応じた協力・応援を行うよう、教職員に指示する。

教職員は、本来果たすべき児童生徒の安全確保、安否確認、教育活動の早期正常化等に支障がない範囲で、避難所運営への支援に取り組む。

(5) 外国人への配慮

市は、外国人に対して、言語、生活習慣、文化等の違いに配慮した運営に努める。

(6) 避難行動要支援者の情報提供

民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、避難行動要支援者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について市に提供する。

(7) ホームレスの受入

市は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるよう努める。

第8 避難情報の発令等による広域避難

- 1 市は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み角田市の区域外への広域的な避難が必要な状況であると判断した場合において、県内他市町村への広域避難については避難先市町村と直接協議し、他都道府県の市町村への広域避難については県に対し当該他都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告した上で、自ら他都道府県の市町村に協議することができる。
- 2 市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定める等、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

第9 避難長期化への対処

- 1 市は住民の避難が長期化した場合には高齢者、障害者、傷病人等の処遇について十分配慮する。また、避難者の自治組織の結成を促し、避難所が自主的に運営されるよう配慮する。
- 2 市は、災害の規模、被災者の避難及び受け入れ状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。
また、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空き家等利用可能な既存住宅のあつせん、活用等により、避難所の早期解消に努める。

- 3 市は、災害の規模、被災者の避難・受入れ状況、避難の長期化等に鑑み、被災地域の区域外への広域的な避難及び避難所、応急仮設住宅等への受入れが必要であると判断した場合において、受入れについては受入れ先市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他都道府県との協議を求める。
- 4 県は、市から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。また、市の行政機能が被災によって著しく低下した場合等、市からの要求を待ついとまがないときは、市の要求を待たないで、広域一時滞在のための要求を市に代わって行う。
- 5 市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に、併せて広域一時滞在の用にも供することについても定める等、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

第10 帰宅困難者対策

市街地部においては、公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が発生することから、市は、以下の帰宅困難者対策を行う。

1 一斉帰宅抑制に関する対応

(1) 一斉帰宅抑制の広報

市は、災害発生直後の一斉帰宅行動を抑制するため、市民、企業、学校等関係機関に対し、国と連携して、テレビやラジオ放送等を通じ、むやみに移動を開始せず、職場や学校等の施設内に留まるよう広報を行う。

また、必要に応じ、携帯電話、緊急速報メール、SNS等の媒体を活用した一斉帰宅抑制の広報についても検討・実施する。

(2) 企業及び学校等関係機関の対応

企業及び学校等関係機関は、従業員、顧客、児童生徒等及び施設の被害状況を確認するとともに、行政機関等から提供される災害関連情報等により、施設及び周辺の安全を確認した上で、従業員、顧客、児童生徒等を施設内等の安全な場所へ待機させるよう努める。

(3) 大規模集客施設等の対応

大規模集客施設や駅等の管理者は、管理する施設の被害状況を確認するとともに、行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で、利用者を施設内の安全な場所へ保護するとともに、市や警察等関係機関と連携し、保護した利用者を一時的な滞在が可能な施設へ誘導するよう努める。

なお、男女別のスペースの確保等にも留意するとともに、要配慮者に対しては、特に十分な配慮を行い、対応するよう努める。

2 帰宅困難者への情報提供

市は、災害に関する情報、交通機関の状況等について、テレビ・ラジオ放送や携帯電話、ホームページ、SNS等を活用し、情報提供を行う。

また鉄道等、広域公共交通機関が被災した場合、バス等の代替公共交通機関の確保と避難ルートのお知らせに努める。

3 避難行動要支援者への対応

市は、自力での移動が困難な避難行動要支援者について、臨時バスやタクシー等による搬送が必要となるため、関係機関と連携し搬送手段の確保に努める。

第11 孤立集落の安全確認対策

1 通信手段の確保

市は、居住地又は避難場所が、道路の寸断、土地の水没等により孤立化した場合、固定電話、携帯電話、防災無線、衛星携帯電話等の通信手段により住民自らが安否情報を発信するよう周知を図る。

2 通信手段途絶時の対応

孤立した集落の住民は、断線、バッテリー切れ、機械の故障等により通信手段が使用不可能な場合であっても、旗をたてる、シートを広げる、焚き火により煙をたてる等の手段により、生存の証を伝えるよう努める。

第12 広域避難者への支援

1 円滑な手続きの実施

市は、市町村や都道府県の区域を越える広域避難に関する支援要請又は受入れに係る手続きを円滑に行うように努める。

2 県との調整

市は、県内に広域避難の必要があると認める場合は、広域避難に関する支援を県に要請する。県は、県内の受入れ先市町村の選定や紹介等の調整を行う。

3 他都道府県との協議

市は、県外に広域避難の必要があると認める場合は、県に他都道府県に対して受入れを要請するなどの協議を行う。

4 避難者情報の提供

市は、「全国避難者情報システム」に基づき、避難者から登録された避難先等に関する情報を、避難前の県や市町村へ提供し、避難者への支援を円滑かつ効果的に行うよう努める。

5 滞在施設の提供

市及び県は、被災市町村からの広域避難者に対し、公営住宅や民間賃貸住宅の借上げ等による滞在施設の提供に努める。

6 広域避難者への支援体制の整備

市は、市外へ広域避難した者に対しても物資等の供給のほか必要な情報や支援・サービスを受け取ることのできる体制の整備に努める。

第13 在宅避難者への支援

1 生活支援の実施

市は、避難者と同様に支援の必要な在宅避難者及び応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者等に対し、食料・物資の供給等、生活支援を行う。それらの支援は行政区や社会福祉協議会等、共助に基づくネットワークを主体として進める。

また、市は県と連携して在宅の避難者に対し、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療福祉サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるように努める。

2 避難所等での物資の供給

市は、在宅避難者及び応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者等の人数、必要とする支援内容等の早期把握に努め、物資の配布の他、避難所、集落等で物資の供給を行う。

3 支援体制の整備

市は、在宅避難者及び応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者等が、食料・物資の配布の広報及び必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできるよう、支援体制の整備に努める。

第15節 応急仮設住宅等の確保

(主な実施機関：建築住宅班、保健福祉班)

第1 目的

大規模な災害の発生により、住宅を失う被災者が多数生じる事態が考えられる。被災直後は避難所等で生活することになるが、その生活が長期間にわたることを避けなければならない。このため、市及び県は、応急仮設住宅(建設型応急住宅)の整備をはじめ、空き家になっている公営住宅の活用、民間賃貸住宅の活用、さらには被害住宅の応急修理等を積極的に実施する。また、民間賃貸住宅の空き情報の収集や災害公営住宅等を早期に整備できるよう体制を構築する。

第2 応急仮設住宅(建設型応急住宅)の整備と維持管理

1 応急仮設住宅(建設型応急住宅)の整備

市は、応急仮設住宅(建設型応急住宅)の整備に当たり、安全な用地を確保するとともに、県が直接整備することが困難な場合において、県からの委任を受け、市自ら整備する。

2 応急仮設住宅(建設型応急住宅)の維持管理

(1) 管理体制

市は、県が管理する応急仮設住宅(建設型応急住宅)を状況に応じて、県から委任があった場合、市が管理するものとする。市長に委託した場合は、知事と市長との間で、管理委託協定を締結する。

(2) 維持管理上の配慮事項

市は、応急仮設住宅(建設型応急住宅)の維持管理に当たっては、安心・安全を確保するため、消防、警察との連携を図り、孤独死や引きこもり等を防止するための心のケアや家庭動物の受入れのルール、必要に応じてNPOやボランティアとの連携・協力を得ながら、応急仮設住宅(建設型応急住宅)入居者によるコミュニティの形成と自治会の設立・運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。

(3) 運営上の配慮事項

運営に当たっては、必要性に応じ、適宜以下の対応に努める。

ア 安心・安全の確保に配慮した対応

- (ア) 防犯ブザーやホイッスルの携帯の呼びかけ
- (イ) 街灯や夜間照明等の工夫
- (ウ) 夜間の見回り(巡回)

イ ストレス軽減、心のケア等のための対応

- (ア) 交流の場づくり
- (イ) 生きがいの創出
- (ウ) 悩みの電話相談や巡回相談、相談員の配置
- (エ) 保健師等による巡回相談
- (オ) 女性専用相談窓口の整備、男性に対する相談体制の整備

ウ 仮設住宅の利用、コミュニティ運営体制等

- (ア) 集会所の設置
- (イ) 仮設スーパー等の開業支援
- (ウ) 相互情報交換の支援
- (エ) 窓口の一元化

エ 女性の参画の推進と生活者の意見反映

- (ア) 運営における女性の参画推進
- (イ) 生活者の意見集約と反映

第3 公的住宅等の提供

市は、一時的な居住の場として、市内あるいは近隣市町の公的住宅等に空き家がある場合、関係機関にも協力を求め、被災者、特に要配慮者に優先的に提供する。

1 市営住宅の活用

市営住宅のほか、市内の県公営住宅等の空き家情報を収集・提供するとともに、必要な場合は一時入居のあっせんを行う。

2 民間施設等の活用

民間アパート、社宅等の民間施設についての情報を収集し、必要な場合は一時入居のため、所有者、管理者等に入居の協力を依頼する。

第4 民間賃貸住宅の活用等

災害救助法に基づく応急仮設住宅(建設型応急住宅)の整備には一定期間が必要となるため、また、被災者の避難所生活の長期化を回避するため、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援やブルーシートの展張等を含む応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、応急仮設住宅(建設型応急住宅)を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。

市は、被災者の被災程度の把握や総合的な相談窓口としての対応を図る。

第5 応急仮設住宅等の入居者への支援体制の整備

市は、県等の支援により、被害の規模と地域の実情に応じて、被災者の健康維持と生活を支えるための活動拠点（サポートセンター等）を設置し、孤立防止のための見守りや所要の保健福祉活動、生活再建に関する総合的な相談、地域コミュニティの再構築等の支援体制を整備する。支援に当たっては適切な対応が図られるよう、情報の共有化等、関係機関・団体と連携して取り組む。

また、市が自ら応急仮設住宅を建設する場合は、次のとおりとする。

1 設置戸数、規模・費用、仕様

- (1) 設置戸数は、住宅が全壊、全焼又は流失した世帯数を考慮して適正な設置数とする。
- (2) 1戸当たりの規模は、29.7㎡(9坪)を基準とし、費用は、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲とする。
- (3) 建物の構造は、県の定める災害応急仮設住宅仕様による。

2 建設着工及び供与期間

- (1) 災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置する。
- (2) 供与期間は、完成の日から2年以内とする。

3 設置予定場所

応急仮設住宅の建設地は、原則として公有地とするが、私有地の場合は所有者と市との間に賃貸契約を締結するものとし、その場所は飲料水が得やすく保健衛生上適当な場所とする。

第6 住宅の応急修理

市は、災害救助法が適用された災害により、住宅が準半壊以上又は半焼の被害を受け、そのままでは住むことができないが、その破損個所に手を加えれば何とか日常生活を営むことができるような場合に、その応急修理を行う資力がない被災者に対し、その被災者に替わって必要最小限の補修を行う。

1 対象

準半壊以上又は半焼し、そのままでは当面の、日常生活を営むことができない住宅で自らの資力をもってしては修理することができない被災者。

2 修理の範囲

屋根等の基本部分及び居室、炊事場、便所等のように日常生活に必要欠くことのできない部分の応急的修理に限る。

3 修理の期間

災害発生の日から3か月以内に完了する。

なお、国の災害対策本部が設置された災害においては、災害発生の日から6か月以内に完了する。

第7 支援制度に関する情報提供

市は、応急仮設住宅等への居住についての支援制度について、早い段階で全体像を被災者に示すとともに、被災者にわかりやすく伝えるための方策について検討する。

第16節 相談活動

(主な実施機関：総務班)

第1 目的

大規模な災害時において、被災者及び被災者の関係者等から市の業務に関する各種問い合わせや相談、要望等に対応するため、また、住民からの身近な相談や要望に対応するため、相談活動の体制を整備し、防災関係機関とも連携して対応する。

第2 実施責任者

市長は、被災した住民等からの相談に的確に対応する体制を確立する。

第3 市の相談活動

市は、被災者のための相談窓口を設置し、住民からの身近な相談や要望等に対応する。

なお、各種法律相談や専門性を要する相談等に当たっては、各担当窓口への取り次ぎを行うとともに、必要により県の相談窓口を紹介する等、住民の相談や要望の解決を図る。

第4 相談窓口設置の周知

市は、総合相談窓口を設置した場合は、広報車、市ホームページ等をはじめ、報道機関等を活用し、広く住民に周知する。

第5 関係機関との連携

住民からの相談等で十分な情報がないものについては、県及び各相談窓口等関係機関との連絡を取り、速やかに情報を収集し即時対応に努める。

第17節 要配慮者・避難行動要支援者への支援活動

(主な実施機関：まちづくり推進班、保健福祉班、商工観光班)

第1 目的

大規模災害時には、特に要配慮者、旅行客に対するさまざまな応急対策が必要となる。

このため、市、防災関係機関及び社会福祉団体は、必要な諸施策について速やかに実施する。

第2 高齢者、障害者等への支援活動

災害時には、高齢者、障害者等の要配慮者に対し、救助、避難誘導、福祉サービスの提供等を状況変化に応じて的確に行うことが必要である。

市は、災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認が行われるように努める。

1 安全確保

(1) 社会福祉施設等在所者

市は、施設在所者(入所者、従事者等)の安否確認を迅速に行い、施設の構造や利用者の身体的特徴を考慮した避難誘導等を行うとともに、施設の危険箇所等の応急修理を行う。

(2) 社会福祉施設等以外の要配慮者

市は、あらかじめ登録された要配慮者の在宅情報に基づき、在宅の要配慮者の安否確認を社会福祉協議会、民生委員・児童委員、自主防災組織等の連携のもとに迅速に行い、状況に応じ避難誘導等を行い、避難所等を中心に被災による新たな要配慮者を把握する。

また、未登録の要配慮者に対しても、行政区や自主防災組織等との連携により把握に努める。

2 支援体制の確立と実施

(1) 施設従事者及び必要な物資の確保

市は、施設従事者の不足や、日常生活及び福祉サービスに必要な物資の不足状況を把握し、関係機関と連携し確保する。次の緊急援護を実施する場合にも、必要となるマンパワー、日常生活及び福祉サービスに必要な物資を同様に確保する。

(2) 緊急支援

ア 受入れ可能施設の把握

市は、関係機関と連携し、被災による要配慮者の受入れ可能な各社会福祉施設等を把握する。

イ 福祉ニーズの把握と支援の実施

市及び県は、要配慮者の福祉ニーズを把握し、本人の同意を得た場合には、関係機関と施設への入所等に係る調整を行う。

また、本人が在宅で福祉サービスを望む場合は、関係機関と調整しホームヘルパー等(ボランティア含む)の派遣、車椅子等の手配等を社会福祉団体、NPO・ボランティア等の協力を得て計画的に実施する。

ウ 福祉避難所の開設

市は、福祉避難所の対象となる避難者がおり、福祉避難所の開設が必要と判断する場合は、福祉避難所を開設し、関係機関及び各避難所に対し、福祉避難所の開設について周知するよう努める。

エ 多様な避難所の確保

市は、要配慮者に配慮して、被災地域以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。

オ 相互協力体制

市は、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ケアマネジャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障害者団体等の福祉関係者、要配慮者の近隣住民(自主防災組織等)、ボランティア組織等との連携により、要配慮者の安全確保に関する相互協力体制により支援を行う。

(3) 避難所での支援

ア 支援体制の確立

市は、要配慮者が避難所に避難した場合には、福祉団体関係者や福祉ボランティアに加え、必要に応じガイドヘルパーや手話通訳者等による支援体制を確立する。特に、障害者用の装具・医薬品、育児用品、介護用品等の福祉用品は代替が難しく、被災直後は確保が難しい面もあることから、近隣福祉施設へ支援を要請する等、速やかに対処する。

イ 健康状態への配慮

アレルギー症状や糖尿病・高血圧等の食事療法が必要な要配慮者に対しては、事前の聞き取り調査等から得られる情報をもとに個別に対処する。

特に避難所での健康状態を把握し、応急仮設住宅や、高齢者、障害者向け応急仮設住宅等への優先的入居に努める。また、要配慮者に向けた情報の提供についても、十分配慮する。

ウ 専門職による相談対応

市及び県は、被災地及び避難所における要配慮者に対し、災害によるショック及び避難生活の長期化に対応するため、被災地及び避難所において社会福祉士、介護福祉士、児童相談員等の専門職による相談等の対応を行う。

エ 福祉避難所への移送

市は、指定避難所に避難した要配慮者について、福祉避難所への移送が必要と判断する場合は、開設した福祉避難所に移送を行う。

(4) 災害派遣福祉チームの活動

高齢者・障害者等の災害時の福祉支援が適切に行われるよう、知事からの要請に応じて派遣された災害派遣福祉チームは、市の指示のもと、NPO・ボランティア等と連携し、活動を行う。

(5) 応急仮設住宅の設置

応急仮設住宅への入居に当っては、要配慮者に十分配慮し、特に高齢者・障害者は避難所等での健康状態に応じて、応急仮設住宅への優先的入居や、高齢者・障害者に配慮した応急仮設住宅の設置等に努める。

また、入居者が従来のコミュニティを維持できるよう配慮する。

第3 外国人対応

市は、次のとおり災害時に迅速に外国人の被災状況、避難状況に関する情報収集を行うとともに、外国人が孤立しないよう必要な情報を収集し、提供を行う。なお、支援活動においては外国人旅行者についても念頭に置いた対応を行い、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする外国人旅行者等は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達を行う。

- 1 把握している在住外国人の現状やニーズを基に作成した防災計画に従い必要な対策を講じる。
- 2 地域住民や自主防災組織、関係団体等と連携し、外国人の被災状況、避難状況に関する情報収集を迅速に行う。
- 3 状況に応じ、広報車等により外国語による広報も行い、外国人の安全かつ迅速な避難誘導を行う。
- 4 災害情報等を掲示する場合、災害時多言語表示シート等による外国語での掲示も行い、外国人の不安の解消に努める。
- 5 市は、宮城県国際化協会、地域の国際交流団体等と協力し、相談窓口を設ける等、外国人からの身近な相談に対応することにより、外国人の不安の解消や問題の解決に努める。

第4 旅行者への支援活動

災害時の旅行者の被災状況について、市内旅館、宿泊施設等から情報を収集し、状況の把握に努めるとともに、災害応急対策の実施に際して関係機関等から情報提供の要請があった際には、迅速に提供する。

また、旅行者向けの宿泊情報や交通情報等を様々な言語や方法により市の施設やホームページ、観光地、道の駅かくだ等へ掲示し情報提供に努める。

第18節 愛玩動物の収容対策

(主な実施機関：生活環境班)

第1 目的

大規模な災害に伴い、所有者不明の動物、負傷動物が多数生じるとともに、避難所における動物同伴者等の問題も生じることが予想される。

市及び関係機関は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、県等の協力を得て被災動物の救護や応急処置や必要な施策を実施する。

第2 被災地域における動物の保護

1 所有者の確認

飼い主のわからない被災した動物については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は県、(公社)宮城県獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、動物の保護を行うとともに、所有者の発見に努める。

2 負傷動物への対応

負傷動物を発見したときは、保護収容し、(公社)宮城県獣医師会と連携し、治療その他の必要な措置を講じる。

なお、危険動物が飼養施設等から逸走した場合は、飼養者、警察官その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。

第3 避難所における動物の適正な飼育

市は、県及び関係団体と協力して飼い主とともに避難した動物の飼育について適正な飼育の指導等を行う等、動物の愛護及び環境衛生の維持に努めるとともに、可能な限りペット同行の避難者の受入体制を構築する。

また、被災地における愛護活動は保健所を中心に行い、被災地で活動する動物愛護団体等との協力によって進める。

- 1 各地域の被害状況、避難所での動物の飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等の支援
- 2 避難所から保護施設への動物の受入れ及び譲渡等の調整
- 3 県への連絡調整及び要請

第4 仮設住宅における動物の適正な飼育

市は、県と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼育・受入れに配慮するとともに、適正な飼育の指導等を行う等、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

第19節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動

(主な実施機関：上下水道部、商工観光班、まちづくり推進班、税務班、給食班、保健福祉班、農林振興班)

第1 目的

大規模災害時における市民の基本的な生活を確保するため、物資調達・輸送調整等支援システム等を活用し備蓄状況の確認を行うとともに、被災者の食料、飲料水及び生活必需品に対する要望や避難所で不足している物資等を的確に把握し、関係団体等と連携を図りながら迅速かつ円滑な調達供給活動を行う。

なお、被災状況の程度や、避難の長期化に伴うニーズの変化等を踏まえ、時宜を得た物資の調達に配慮するとともに、避難所における感染症対策に必要な物資をはじめ、暑さ・寒さ対策としての空調など、被災地の実情を考慮して調達・確保を行う。

また、調達物資の選定に当たっては、要配慮者、女性や子育て家庭の避難生活、アレルギー対策、避難生活の長期化における栄養バランス等について配慮する。

第2 食料

1 実施責任者

市長は、被災者及び災害応急対策従事者等に対する食料の供給、及び備蓄食料、国、県等によって調達された食料の引き渡し等、供給のための調達等を行う。

2 食料の調達・供給

- (1) 市は、備蓄、調達した食料及び国、県等によって調達され引き渡された食料を被災者に対して供給する。
- (2) 日持ちしない等、備蓄に適さない食料や、全ての必要数を備蓄することが困難な物資、発災から一定時間経過後に必要となる物資等については、関係事業者等との協定により調達を図る等して、確保する。

(3) 調達担当

調達担当は、商工観光班とする。

調達に関して現場責任者を配置し、指導及び関係事項の記録にあたらせる。

- (4) 市及び県は、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。

3 米穀

(1) 調達

市は、非常災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、炊き出し等給食を行う必要があると認めるときは、県に対し米穀交付申請を行い、農林水産省の支援を得て給食に必要な米穀(以下「応急用米穀」という。)を調達する。

米穀交付申請は、原則として文書によるが、緊急の場合は電話で行い、必要数量及びこれの基礎となりうる被災者数、応急対策従事者数等の所要事項を連絡する。

ただし、災害救助法が適用された場合においては、市は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」(平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知)に基づき、政府所有の米穀(以下「災害救助用米穀」という。)を調達する。

米穀の調達先は、資料編3-19-1のとおりである。

ア 応急用米穀

県は、市の申請に基づき、必要な応急用米穀の数量等について、農林水産省に対し要請するとともに、農林水産省は、県からの要請を踏まえて、米穀販売事業者に対して手持ち精米を、県又は県の指定する者(県又は市が取扱者として指定した届出事業者。以下「取扱者」という。)に売却するよう要請する。

イ 災害救助用米穀

(ア) 県は、市からの要請を踏まえ、必要な災害救助用米穀の引渡しに関する情報(希望数量、引渡場所及び引渡方法等)について、農林水産省に要請する。

(イ) 市は、直接農林水産省に要請した場合は、速やかに県に連絡することとし、県は必要な災害救助用米穀の引渡しに関する情報(希望数量、引渡場所及び引渡方法等)について、農林水産省に要請する。

(2) 供給

ア 応急用米穀

(ア) 市は、県から供給を受けた応急用米穀又は届出事業者から直接売却された応急用米穀を被災者及び災害救助活動従事者に供給する。

(イ) 市は、供給を受けた応急用米穀の全体の数量等について、県に報告する。

イ 災害救助用米穀

(ア) 市は、県から供給を受けた災害救助用米穀を被災者及び災害救助活動従事者に供給する。

(イ) 市は、災害救助用米穀の引渡しを受けたときは、速やかに県に対して当該引渡を受けた災害救助用米穀の日別、倉庫別の種類、等級、数量等を報告する。

ウ 供給数量

(ア) 応急用の米穀及び災害救助用米穀についての供給数量は、1人当たりの供給数量に、市の要請に基づき県が必要と認める受給者の数と期間の日数を乗じて得た数量とする。

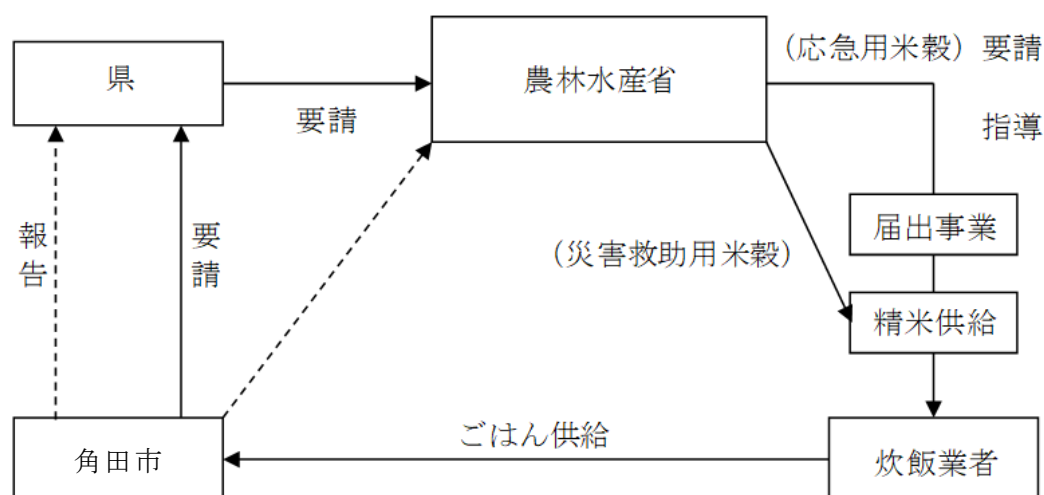
(イ) 1人当たりの供給数量は次のとおりとする。

a 被災者に対し、炊き出しによる給食を行う必要がある場合

1食当たり200精米グラムの範囲内で知事が定める数量

b 災害地における救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事する者に対して、給食を行う必要がある場合

1食当たり300精米グラムの範囲内で知事が定める数量



※ → 県を通じて要請する場合 - - - - -> 県を通じて要請することが困難な場合

図 緊急時における食料（精米）の供給体制略図

4 その他副食品等

市長がその他副食品等を調達する場合は、あらかじめ協議の上、必要数量を決定し、市内関係業者から調達する。ただし、市内関係者が被害を受けた場合は、知事又は隣接市町長に対し調達を依頼する。

その他副食品等の調達は資料編3-19-2のとおりである。

また、市は「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定」等に基づき、宮城県生活協同組合連合会やコンビニエンスストア等に対して協力要請を行い、被災者への供給確保に努める。

5 調達食料及び救援食料の集積場所

調達食料及び救援食料の集積場所は、資料編3-19-3のとおりである。

6 調達食料及び救援食料の配分方法

(1) 配分担当等

食料の配分担当は商工観光班とする。

(2) 配分要領

商工観光班は、自主防災組織、ボランティア団体等の協力を得ながら、自治センター等で配分する。

在宅避難者については、必要個数を確認し配分する。

7 炊き出しの実施

(1) 炊き出し等の担当等

- ア 炊き出しその他による食料の配食の担当は、学校給食センターとする。
- イ 炊き出しを実施する場合は、現場に現場責任者を配置し、現場の指導及び関係事項の記録にあたらせる。

(2) 供給対象者

災害救助法が適用された災害により、一時的に食生活を保護しなければならない場合の供給対象者は、次のとおりとする。

- ア 避難所に避難する等炊事のできない者
- イ 住家の被害が全半壊(焼)、流失又は床上浸水等のため炊事のできない者
- ウ その他食料品をそう失し、炊き出しの必要があると認められる者

(3) 供給品目及び数量

- ア 主食
応急的な炊き出しによるが、実情によりパン等とする。
- イ 副食物
費用の範囲内でその都度定める。
- ウ 数量
主食は1人1日600g以内とする。(1食200g以内)

(4) 費用及び期間

- ア 費用
炊き出しに要する費用の範囲、額等は、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲とする。
- イ 期間
炊き出しその他による食品の給与を実施する期間は、原則として災害発生の日から7日以内とする。

(5) 炊き出しの実施予定場所

炊き出しの実施予定場所は、資料編3-19-4のとおりである。

(6) 炊き出しの協力団体

炊き出し等の実施にあたって、市職員による対応では要員が不足する場合には、協力団体に協力を求める。また、必要に応じ、県及び日赤宮城県支部等の協力を得て実施する。

炊き出しの協力団体は、資料編3-19-5のとおりである。

8 緊急炊き出しの実施

市は、大規模災害時に、協定等の締結事業者等の被災や物流の停止により、食料支援要請に伴う食料調達が困難な場合、又は国や県からの食料調達に時間を要する場合は、自衛隊に対し緊急炊き出しの協力要請を行い、食料の供給に努める。

9 食料の備蓄

災害に備えて、市は、計画的に食料を備蓄する。
備蓄倉庫は、市役所西側車庫の二階倉庫を当分の間利用する。

第3 飲料水

災害のため、水道施設の破損又は井戸等の汚染等により飲料水が得られない場合において、最小限必要な飲料水を供給し、被災者を保護する。(公社)日本水道協会東北地方支部を通じて給水応援を依頼し、飲料水の供給を図る。

1 実施責任者

市長は、被災者に対する飲料水の供給を行う。

2 飲料水の供給方法等

(1) 班の編成

応急給水等を実施するための班を編成する。

(2) 給水対象者

被害を受け、現に飲料水を得ることができない被災者とする。また、避難所・医療機関等の重要機関への給水確保についても考慮する。

(3) 給水量

飲料水は最小1人1日3リットル程度を目標とする。目標とする給水量は資料編3-19-6のとおりである。

(4) 給水期間

災害発生の日から原則として7日以内の期間とする。

(5) 費用

給水に要する費用の範囲、額等は、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲とする。

(6) 給水方法

ア 飲料水が汚染したと認められるときは、浄水器により浄水し、仙南保健福祉事務所等の水質検査を受けて供給する。

イ 応急給水は、緊急時用貯水施設や配水池等の応急給水拠点による給水のほか、給水車等による運搬給水を行うものとし、その時間や場所について広報に努める。

ウ 市は仙南保健福祉事務所の協力を得て飲料水の衛生指導を行い、住民が井戸水、湧水等を飲料水として利用する場合には、煮沸するか消毒して飲用する等の対策を講じるよう指導する。

エ 給水が不能になった場合は、次のとおり飲料水を供給する。

(ア) 汚染の少ないと思われる浄水場等の原水をろ過消毒し供給する。また、必要がある場合には、貯水槽、小中学校のプール等の水を補給・給水源として利用することも状況に応じて考慮する。

(イ) 被災地において水源を確保することが困難なときは、被災地に近い水源地又は近隣市町から搬送給水する。

(ウ) 給水を必要とする地域が広範にわたるとき、又は災害により混乱し、車両通行が困難であるときは、被災者の避難場所若しくは一定の集落を単位に給水場所を指定して供給する。

(7) 給水順位

給水は、医療機関、避難所、社会福祉施設等緊急性の高いところから行う。

3 給水資機材の調達等

被災者に対する飲料水及び浄化薬品等は、次により確保する。

- (1) 地域内の業者等とあらかじめ協議し、所要数量を確保する。

ただし、関係業者が被害を受け地域内で給水資機材を調達できない場合は、知事、隣接市町又は自衛隊に対し、調達のあつせんを依頼する。

- (2) 給水資機材は、資料編2-18-2のとおりである。

4 給水施設の応急措置

災害により、給水施設が被害を受けた場合は、被害状況を調査し、応急的な復旧工事を実施し、飲料水供給の早期回復を図る。

(1) 資材等の調達

応急復旧資材等は、市水道給水工事業者（市公認業者）から調達するが、必要と認めるときは、知事に対し資材及び技術者のあつせんを要請する。

(2) 応急措置の重点事項

応急措置の重点事項は次のとおりとする。

- ア 有害物等の混入防止及び井戸等補給用水源の広報
- イ 取水、導水及び浄水施設等の保守点検
- ウ 井戸水の滅菌使用その他飲料水最低量確保

(3) 応援要請

災害時等における水道施設復旧応援に関する協定書に基づき角田市管工会に応援を要請する。また、応急給水に必要な資機材、人材等が不足する場合は、応援協定を締結している近隣市町や県、その他の関係機関に応援要請を行い、円滑な給水を確保する。

5 広報

断水した場合には、住民に対し応急給水の実施、復旧の見通し等について広報車等により広報を実施する。なお、給水実施の広報については、給水方法、給水場所、時間帯その他必要事項の周知を図る。

第4 生活必需品

被災者に対し、衣料、生活必需品等を供給する必要があるとき、その確保と的確な配給を行う。

1 実施責任者

市長は、被災者に対する衣料、生活必需品等の給与、貸与及び調達を行う。

2 生活必需品の給与又は貸与の要領

(1) 対象者

住家の全半壊（焼）、流失又は床上浸水により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品等をそう失し、又はき損し、日常生活に困難をきたしている者とする。

(2) 支給品目

- ア 寝具
- イ 衣料品
- ウ 炊事用具
- エ 食器
- オ 日用品
- カ 光熱材料
- キ 緊急用燃料
- ク その他

(3) 費用

衣料、生活必需品等の給与又は貸与に要する費用の範囲、額等は、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲とする。

(4) 期間

災害発生の日から、原則として10日以内とする。

3 生活必需品の調達

(1) 調達方法

市は、民間団体や国、県との連携により、応急時に必要な生活必需品を迅速かつ的確に調達する。

ただし、甚大な被害を受けたことにより、地域内で必要な生活必需品を調達できない場合は、広域応援協定を締結している近隣市町や国、県、その他の関係機関に協力を要請する。

市内の調達先は、概ね資料編3-19-2のとおりである。

(2) 調達物資の集積場所

調達及び救援による物資の集積場所は、資料編3-19-3のとおりである。

4 生活必需品の配分

(1) 配分担当等

配分担当は、商工観光班とする。

(2) 配分方法

ア 配分計画の作成

商工観光班は、衣料、生活必需品等を給与又は貸与する必要があると認める被災者を調査し、救助物資配分計画を作成する。

救助物資配分計画は、次の事項を明確にする。

- (ア) 救助物資を必要とする被災者（世帯人員ごと）
- (イ) 救助物資の品名、数量
- (ウ) 救助物資の受払数量

イ 物資の配分

物資管理者は、自主防災組織、ボランティア団体等の協力を得ながら、自治センター等で配分する。

在宅避難者については、必要個数を確認し配分する。

第5 物資の輸送体制

- 1 市は、あらかじめ締結した協定に基づき、トラック協会等民間輸送事業者等へ緊急物資輸送の協力要請をする。
- 2 輸送事業者等は、指定した、物資等の受け取り場所から引渡し場所までの物資の輸送を行うとともに、引渡しを行う。
- 3 市は、被災状況により協定等を締結している事業者等による輸送が困難な場合は、自衛隊の車両、航空機等による輸送を要請する。なお、要請に当たっては、発災直後は、救助活動が優先されることに留意する。

第6 生活必需品の備蓄

災害に備えて、市は、計画的に衣料、生活必需品等を備蓄する。

備蓄倉庫は、市役所西側車庫の二階倉庫を当分の間利用する。

なお、防災備蓄品については、資料編3-19-7のとおりであり、各自治センターにも配置する。

第7 義援物資の受け入れ、配分

1 義援物資の受け入れ

- (1) 市は、義援物資の募集が必要と認められる災害が発生した場合は、関係機関と連携を図りながら直ちに義援物資受け入れ窓口を設置し、義援物資の募集及び受け入れを開始する。
- (2) 義援物資の募集に当たっては、報道機関等と連携し、義援物資の受け入れ方法等について広報・周知を図る。
なお、災害応急対策を迅速かつ的確に推進するため、義援物資の受入方法については、品目及び数量を事前に限定するものとし、併せて供給活動をスムーズに行うため流通ネットワークを保持している団体・企業等に優先的に働きかけを行う。
- (3) 市は、県及び関係機関と調整の上、事前に義援物資の（一時）保管先等を確保（指定）し、配分作業が円滑にできるよう努める。

2 義援物資の配分

- (1) 義援物資の配分に当たっては、必要分配量を把握するため、避難者等の情報を的確に収集するとともに、必要に応じて仕分け、配布作業に当たる各地区協力員及びボランティア団体等に協力を得ながら行う。
- (2) 義援物資の配送に当たっては、宮城県トラック協会等の組織的な流通ネットワークを保持している団体・企業を中心として協力を要請する。

第8 燃料の調達・供給

1 燃料の調達、供給体制の整備

市は、災害発生時に応急対策の実施及び市民生活の維持や必要な施設及び車両への燃料供給が滞らないよう、市内販売店等と必要な協定を締結する等し、燃料の確保供給を図る。また、被災状況の程度に応じて県等へ緊急用燃料の確保を要請し、市民生活の維持に努める。

2 重要施設への供給

市は、災害発生時においても、その機能を維持する必要がある病院等の重要施設については、必要量の情報収集とあらかじめ想定された必要量の供給に努める。

3 災害応急対策車両等への供給

市は、災害発生時における災害応急対策車両への優先給油を行い、災害対応力の強化に努める。

また、事前に指定のできない県外からの応援車両や応急復旧等に必要な工事・調査等を実施する車両に対しても、優先給油が行えるよう関係機関との調整に努める。

さらに、病院通院者、医療従事者、行政区長、民生委員・児童委員等、緊急的な災害対応に従事する者に対しても優先的に給油が行えるように努める。

4 市民への広報

市は、燃料類の供給見通し等について、市民に広報するとともに、節度ある給油マナーと省エネ活動を呼びかける。

第20節 防疫・保健衛生活動

(主な実施機関：保健福祉班、生活環境班、教育総務班)

第1 目的

被災地、特に避難所においては、生活環境の悪化に伴い、被災者が感染症の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件となるため、市は、迅速かつ強力な防疫措置及び予防接種等を実施し、感染症流行の未然防止に万全を期すとともに、被災者の健康状況等に十分配慮し必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた保健衛生活動を実施する。

特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受け入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施する。

第2 防疫

1 感染症の予防

- (1) 感染症予防のため健康調査・指導を行い、感染症の発生状況の把握に努める。
- (2) 避難所等におけるトイレ等の衛生管理、消毒及び手洗い等感染症発生予防のための指導を行う。
- (3) 必要に応じ、家屋内外の消毒等防疫活動を行い感染症予防に努める。
- (4) 疾病のまん延防止上必要と認めるときは、臨時の予防接種を行う。
- (5) 必要に応じ、自衛隊に対し防疫活動の協力を要請する。

2 感染症発生時の対応

- (1) 市は、県が実施する疫学調査に協力し、感染拡大の防止に努める。
- (2) 市は、県が実施する感染症指定医療機関等の収容先を確保等に協力する。

3 防疫用資器材等の確保

市において、消毒薬その他感染症対策資材の確保が困難な場合、県に要請し感染症対策資器材等の供給を受ける。

第3 保健対策

1 健康調査、健康相談

(1) 保健指導及び健康相談の実施

市は、県と協力し、看護師、保健師等による健康相談等について、個別訪問や、定期的に避難所、応急仮設住宅等を巡回し、被災者の健康状態を調査するとともに、特に要配慮者の心身双方の健康状態に特段の配慮をしながら必要に応じ保健指導及び健康相談を実施する。

その際、女性の相談員も配置するよう配慮するとともに、住まいや仕事の確保、地域の人間関係づくりのための茶話会や季節行事等と併せて、総合的な対応を図るよう努める。

(2) 避難所や仮設住宅での配慮

市は、健康相談等について、十分な空調設備の無い避難所や仮設住宅においては、室温の上昇に伴う熱中症の発生が危惧されることから、室温調節やこまめな水分補給の体制等、対策に努めるよう指導する。

特に高齢者は、エコノミークラス症候群(深部静脈血栓塞栓症)や生活不活発病になりやすいため、他者とのコミュニケーションが図れるよう配慮するとともに、適度に体を動かせる機会を提供するなど、心身機能の低下を予防するよう、指導を行う。

(3) 医療体制の確保

市は、高血圧や糖尿病等、慢性疾患患者や、ガンや心筋梗塞等の患者の、医療体制や治療の継続を支援するとともに、必要に応じて食事等、栄養指導を実施する。

2 心のケア

(1) 心のケアの実施

大規模災害の直接体験や生活環境の激変に伴い、心身の不調をきたしやすく、ストレス反応や精神症状の悪化等が考えられるため、市は、被災後の時期や被災状況に応じた災害後の心のケアを実施する。

(2) 心のケアの実施体制の確保

市は、災害による被災者のストレスケア等のため、必要に応じ、被災地域外の医療機関、県に対し、災害時の心のケアの専門職からなるチームの編成及び協力を求める。

また、市は、災害時の心のケアの専門職からなるチームの派遣に係る調整、活動場所の確保等を図る。

(3) 心のケアの継続

市は、被災後の復興は長期化し混乱が続くことから、被災者等が生活再建への不安等による精神的不調を引き起こすことが想定されるため、心のケアを長期的に実施する。

3 栄養調査、栄養相談

市は、定期的に避難所、炊き出し現場、特定給食施設等を巡回し、被災者の栄養状態を調査するとともに、必要に応じ栄養指導及び栄養相談を実施する。

また、避難生活の長期化が見込まれる場合、避難所で提供する食事の内容・量や衛生管理の支援、栄養補助食品の提供等、栄養バランス改善のための対応を行う。

4 子どもたちへの健康支援活動

市、市教育委員会及び学校長等は、被災児童生徒、幼児の体と心の健康管理を図るため、災害の規模等に応じ、保健所、子ども総合センター等の専門機関との連携を図りながら、臨時健康診断、教職員やスクールカウンセラーによるカウンセリング、電話相談等の実施に努める。

第4 食品衛生対策

1 食中毒の未然防止

- (1) 市は、仙南保健所と連携を図り、必要に応じて食品衛生監視員等を避難所に派遣することを要請し、食品の衛生的な取扱い、加熱処理、食用不適な食品の廃棄、器具・容器等の消毒等について指導する。
- (2) 市は、仙南保健所と連携を図り、必要に応じて食品衛生監視員を食品の流通集積拠点に派遣することを要請し、食品の配送等における衛生確保について指導する。

2 食中毒発生時の対応

市は、仙南保健所と連携を図り、必要に応じて食品衛生監視員の派遣を要請し、原因施設の調査、食品の検査等に協力し、被害の拡大防止に努める。

3 食品衛生に関する広報

市は、仙南保健所と連携を図り、災害時の食品衛生に関する広報等を行う。

第21節 遺体等の搜索・処理・埋葬

(主な実施機関：市民班、生活環境班)

第1 目的

大規模な災害により、死者、行方不明者が生じた場合は、防災関係機関の連携により、これらの搜索、処理を速やかに行う。

第2 遺体等の搜索

- 1 市は、災害救助法が適用され、災害により現に行方不明の状態にあり、周囲の状態から既に死亡していると推定される者の搜索を行う。搜索の実施要領は、資料編3-21-1のとおりである。
- 2 警察官及び防災関係機関は、検視（死体調査）、身元確認（歯牙の調査）、死亡者の措置及び行方不明者の搜索等に関し相互に協力する。
- 3 搜索に関する費用は、災害救助法に基づく範囲内とする。また、搜索期間は、災害発生の日から10日以内とする。

第3 遺体の処理、収容

- 1 市は、災害救助法が適用された災害により死亡した者について、その遺族等が混乱期のため遺体の処理ができない場合に、遺体の洗浄、縫合、消毒の処置・遺体の一時保存・検案を行う。遺体の一時保存予定地は、資料編3-21-2のとおりである。
- 2 市は、被害地域の周辺の適切な場所(寺院、公共建物等の屋内施設)に遺体の収容所(安置所)及び検案場所を設置する。被害が集中し、遺体の収容や収容所の設営等が困難となった場合、周辺市町へ協力要請を行う。
- 3 警察は、警察官が発見した遺体、警察官等に届出があった遺体又は変死体等について検視(死体調査)を行う。身元不明の死体は、検視後、身元確認手続きに備えて所持品、着衣、人相、特徴等を写真撮影し、市に所持品とともに引き渡す。
- 4 市は、警察官と緊密な連絡をとり、検視(死体調査)又は検案を経ないで死亡届出が出された遺体の数及び警察で検視(死体調査)を実施した遺体の数を把握し、災害の死傷者を逐次把握する。

第4 遺体の火葬、埋葬

- 1 市は、災害救助法が適用された災害により死亡した者について、その遺族等が混乱期のため火葬、埋葬を行うことが困難な場合、又は死亡した者の遺族がいない場合に火葬及び応急的な埋葬を行う。
- 2 被災による死体の火葬・埋葬に関する実施要領は、資料編3-21-3のとおりである。
- 3 市は、宮城県広域火葬計画に基づき、次の事項に留意し対応する。

(1) 被災状況の報告

市は、災害の発生後速やかに区域内の死者数について把握し、県に報告する。

(2) 広域火葬の要請

市は、広域火葬が必要と判断したときは、速やかに、県に広域火葬の要請を行う。

(3) 火葬場との調整

市は、県の広域火葬の割振りに基づき、遺体安置所に安置されている遺体及び遺族が保管している遺体について火葬場の割振りをを行い、応援の承諾のあった火葬場設置者と火葬の実施方法等について詳細を調整する。

(4) 遺族への説明

市は、遺族に広域火葬の実施について、その心情に配慮しつつ、十分な説明を行い、割振られた火葬場に遺体を直接搬送することについて同意が得られるよう努める。

(5) 広域火葬の終了

ア 市は、広域火葬を行う必要が無くなった場合には、県に連絡を行う。

イ 市は、広域火葬終了までの火葬依頼の実績を取りまとめ、県に報告する。

(6) 一時的な埋葬について

市は、広域火葬をもってしてもなお処理能力が追いつかず、火葬が行われない状態が現に続き、又は長期的に続くことが予想される場合は、一時的な埋葬を行うことができる。一時的な埋葬を行おうとするときは、その旨を県に報告するとともに、「墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）」第10条の規定により、事務を行うこと。

- 4 市は、身元の判明しない遺骨及び所持品等について、公営墓地または寺院等に依頼するなどして保管し、身元が判明次第遺族に引き渡す。
- 5 市は、遺体の埋葬に関する被災者からの照会、相談等に対応するため、必要に応じ、遺体安置所等に相談窓口を設置する。

第22節 災害廃棄物処理活動

(主な実施機関：生活環境班、上下水道部、農林振興班)

第1 目的

大規模な災害発生時には、建築物の倒壊等によって多量の廃棄物が発生し、また、避難所等におけるし尿の処理需要が発生するほか、廃棄物処理施設や下水道施設の損壊による処理機能の低下が予想される。このため、市は、廃棄物の収集処理を適切に実施し、地域環境の保全を図る。

第2 災害廃棄物処理

- 1 市は、損壊家屋をはじめとする大量の災害廃棄物が発生することから、広域的な処分等、迅速かつ環境負荷のできるだけ少ない処分方法の検討に努める。また、仙南地域内の処理施設で対応できない場合は仙南地域以外の災害廃棄物の処理施設の確保等についても検討する。
- 2 市又は事業者は、災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努め、復旧・復興計画を考慮に入れつつ計画的に行う。
また、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講じる。
- 3 市又は事業者は、有害物質の漏えい及びアスベストの飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。

第3 処理体制

- 1 市は、災害廃棄物処理計画等に基づき、仮置場、最終処分場の確保を検討するなど、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図る。
- 2 市は、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。
- 3 市は、廃棄物の収集・処理に必要な人員・車両等資材が不足する場合には、県に対して支援を要請する。
- 4 市及び県は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の自治体へ協力要請を行う。

第4 処理方法

- 1 市民は、廃棄物を分別して排出するなど、市の廃棄物処理活動に協力する。
- 2 市は、避難所の生活環境を確保し、被災地の衛生状況を保持するため、以下の措置を講じる。

(1) ごみ処理

市は、道路交通の状況等を勘案しつつ、速やかに収集を開始し、一時的に大量に発生した生活ごみを早期に処理するよう努める。

(2) 災害廃棄物

ア 市は、危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。

また、大量のがれきを集積・保管のできる仮置場の十分な確保を図るとともに、処理ルート確保を図る。

イ 応急活動後は、処理の進捗状況を踏まえ、がれきの破碎・分別を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルを図る。

また、アスベスト等の有害な廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)等の規定に従い、適正な処理を進める。

ウ がれきの処理に当たっては、復旧・復興計画を考慮に入れつつ計画的に行う。

(3) し尿処理

ア 市は、被災者の生活に支障が生じることがないように、し尿のくみ取りを速やかに行うとともに、仮設トイレや非常用マンホールトイレの設置をできる限り早期に完了する。なお、仮設トイレ等の設置に当たっては、要配慮者への配慮を行うとともに、男女別や多目的トイレの設置、女性や子どもが安全に行ける場所への設置に配慮する。

イ 市は、上下水道の復旧に伴い水洗トイレが使用可能になった場合には、仮設トイレ等の撤去を速やかに進め、避難所の衛生向上を図る。

ウ 仮設トイレの管理については、必要な消毒剤を確保し、十分な衛生上の配慮を行う。

- 3 事業者は、その事業に関連して発生した災害廃棄物について、二次災害及び環境影響の発生防止を考慮しながら、適正な処理を進める。

第5 推進方策

市は県と連携し、建築物等の解体等によるアスベストの飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。

第6 死亡獣畜等の処理

災害時の死亡獣畜等は、大河原家畜保健衛生所長に連絡し、必要な処理を行う。

第23節 社会秩序維持活動

(主な実施機関：商工観光班)

第1 目的

被災地域においては社会的な混乱や心理的動揺も多分に存在すると考えられるので、社会秩序の維持が重要な課題となる。

大規模な災害発生に伴う市場流通の停滞等により、食料、生活必需品の物不足が生じ、この際に売り惜しみ、買占め等が起こるおそれがある。このため、市及び関係機関は、被災者の生活再建へ向けて、物価監視を実施し、さらには流言飛語や犯罪による社会不安、混乱等を防止するため所定の対策を講じる。

第2 生活必需品の物価監視

市は、県と協力して、生活必需品の価格や出回り状況を監視するとともに、必要に応じ地域のスーパーマーケットやコンビニエンスストア、ガソリンスタンド等や関係業界に対し物資の安定供給を要請する。

第3 警察の活動

- 1 被災地及びその周辺において、警察は治安情報の積極的な発信及び自主防犯組織等と連携したパトロールや生活の安全に関する情報の浸透を行い、速やかな安全確保に努めるものとする。

また、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び市民に対する適切な情報提供を行う等、社会的混乱の抑制に努める。

- 2 警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、市、業界団体等に必要な働きかけを行う等、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

第24節 教育活動

(主な実施機関：教育総務班、生活環境班、給食班)

第1 目的

市教育委員会及び私立幼稚園設置者は、災害により教育施設等が被災し、又は児童生徒等の被災により通常の実施を行うことができない場合は、教育の確保を図るため、関係機関の協力を得ながら教育施設の応急復旧、児童生徒等の教育対策等必要な措置を講じる。

また、市民の貴重な財産である文化財を災害から守り、次世代に継承していくため、各種対策を講じる。

第2 避難措置

学校等の校長等は、災害が発生した場合又は市長等が避難の指示等を行った場合等においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、次の措置を講じる。

1 在校園時の措置

(1) 災害発生直後の対応

災害の状況を的確に判断し、児童生徒等を速やかに安全な一時避難場所に誘導するとともに、負傷者の有無及び被害状況の把握に努める。

(2) 安全の確認

災害情報の収集に努め、周辺の安全状況を把握し、一時避難場所では安全が確保できないと判断される場合、その地域で最も安全な避難場所に移動する。

最終的に安全を確認した後、速やかに保護者と連絡をとり、引渡し等の適切な措置を講じる。

(3) 校内外活動時の対応

遠足等校外活動時に災害が発生した場合は、引率の担当教職員が適切な指示及び誘導を行う。

2 登下校園時及び休日等の状況把握

登下校園時及び夜間・休日等に災害が発生した場合は、保護者等と連絡をとり、児童生徒等の安否確認及び状況把握に努める。

3 保護者への引渡し

(1) 校園内の児童生徒等への対応

警報発令中等、屋外での危険が想定される場合、児童生徒等を校園内保護する。
その際、迎えに来た保護者も同様に校園内保護する。

(2) 帰宅路の安全確認

被災状況が不明で帰宅路の安全が確認できない場合についても、校園内保護を行い、安全が確実なものと判断でき、かつ保護者と連絡がついた場合のみ、引渡し等の措置を行う。

(3) 保護者と連絡がつかない場合の対応

保護者と連絡がつかない場合や保護者がおらず引渡しが不可能な場合についても同様に校園内保護を行う。

第3 学校等施設等の応急措置

市の教育委員会並びに私立学校等設置者は、相互に協力し教育施設等を確保して、教育活動を早期に再開するため、次の措置を講じる。

1 公立学校

- (1) 校長等は、所管する施設が被災したときは、速やかに被害状況を調査し、被害の拡大防止のための応急措置を講じるとともに、施設を所管する教育委員会に被害の状況を報告する。
- (2) 市教育委員会は、速やかに被害の状況を調査し、関係機関への報告等、所要の措置を講じた上で必要な場合には、応急復旧を行う。

2 私立幼稚園等

- (1) 私立幼稚園等の園長等は、施設が被災したときは、災害の拡大防止のための応急措置に努めるとともに、速やかに被害状況を調査し県に報告する。
- (2) 私立幼稚園等の設置者は、施設の応急復旧の実施計画等を策定した場合も同様に県に報告する。

3 社会福祉施設、社会体育施設

- (1) 施設管理者は、所管する施設が被災したときは、速やかに被害状況を調査し、被害の拡大防止のための応急措置を講じるとともに、施設を所管する教育委員会に被害の状況を報告する。
- (2) 市教育委員会は、速やかに被害の状況を調査し、応急復旧を行う。

第4 教育の実施

1 公立学校等

校長等は、被災の状況により授業ができないと判断したときは、速やかに臨時休業の措置を取る。また、正規の授業が困難な場合は、授業等が開始できるよう速やかに次の応急措置を講じる。

(1) 教育の実施場所の確保

ア 市教育委員会は、校内での授業が困難な場合、場所及び収容人員等を考慮して、自治センター、その他公共施設又は隣接学校の校舎等を利用できる措置を講じる。なお、代替予定施設は資料編3-24-1のとおりである。

イ 教育委員会は、教育の実施場所の確保が困難な場合、又は状況に応じて仮設校舎を建築する。

(2) 教職員の確保

校長等及び教育委員会は、教育の応急的な実施に必要な教職員の確保に努める。

(3) 教育の方法

災害の状況に応じて、短縮授業、二部授業、分散授業等を行い、授業時間数の確保に努める。

2 私立幼稚園等

私立幼稚園等においても、教育の応急的な実施に努めるものとし、その実施にあたり、県は必要に応じ指導助言する。

第5 心身の健康管理

市教育委員会は、スクールカウンセラーの派遣や心のケアに関する研修会の実施等により、被災した児童生徒等及び教職員の心のケアに努める。また、必要に応じて、臨時の健康診断を実施する等して、被災した児童生徒等の健康管理に努める。

第6 学用品等の調達

市は、災害により学用品等を喪失又は損傷し、就学上支障のある学校等の児童・生徒等に対し、災害救助法に基づき学用品等の給与に努める。

1 給与対象者

災害により住宅が全壊(焼)、半壊(焼)の被害を受け、学用品を喪失し、又は損傷し就学に支障のある小・中学校の児童生徒とする。

2 学用品の種類等

- (1) 教科書及び教科書以外の教材で必要と認めるもの。
- (2) 文房具及び通学用品で、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲で必要と認めるもの。

3 給与の方法

- (1) 市教育委員会は、速やかに給与対象者数を調査把握し、学校長を通じ対象者に配付する。
- (2) 教科書及び教科書以外の教材については1ヶ月以内、文房具及び通学用品については、15日以内に支給完了する。
- (3) 学校長は、配付計画を作成し、配付後、親権者から受領書を徴する。

4 学用品の調達

市教育委員会は、給与対象者の調査に基づき、必要な学用品の品目等を決定し、次により調達する。

(1) 教科書の調達

教科書は、教科書取扱店又は教科書供給所から調達するものとする。

(2) 教科書以外の教材、文房具及び通学用品の調達

教科書以外の教材、文房具及び通学用品は、市内の業者等から調達するものとするが、それが不可能な場合は、県教育委員会に対し斡旋を依頼し、確保する。

第7 給食

- 1 市教育委員会は、給食施設・設備等の復旧や関係機関等との調整を行い、速やかな学校給食再開に努める。また、応急給食を必要とする場合は、一般の炊き出し等で対処する等、災害時においても学校給食の供給に努める。

- 2 学校給食用物資は、公益財団法人宮城県学校給食会(TEL:022-257-2324)及び関係業者の協力を得て確保する。それが不可能の場合は、県教育委員会に対し斡旋を依頼するとともに必要な措置を依頼する。

また、市教育委員会は、通常の学校給食が提供できない期間においても、食中毒や感染症等の発生予防のため衛生管理の徹底を図りながら、必要な措置を講ずる。

- 3 感染症等の発生予防等、衛生管理の徹底を図る。

第8 修学支援

市教育委員会は、災害により被災し経済的に修学が困難な生徒に対し、奨学金の貸付等により修学支援に努める。

第9 通学手段の確保

市教育委員会は、災害により通学が困難な児童生徒等の通学手段の確保に努める。

第10 学校等教育施設が地域の避難場所、避難所になった場合の措置

市、避難所となった施設の管理者及び施設を所管する教育委員会は、避難所の運営が円滑に行われるよう努めるとともに、教育活動が速やかに正常化できるよう次の措置を講じる。

- 1 市は、避難所等に管理責任者を置き、当該施設の管理者及び施設を所管する教育委員会及び自主防災組織等と十分協議しながらその運営にあたる。
- 2 市は、当該施設の管理者及び教育委員会と避難所等の運営に協力するとともに、教育活動等の早期正常化を図るため、避難所として利用している施設の範囲等について県との間で適宜、必要な協議を行う。
- 3 市は、指定避難所とは別に、災害発生時において避難場所・避難所として利用できる協定を締結した私立の学校法人等とも同様の対応を講じる。

第11 災害応急対策への生徒の協力

校長は、学校施設、設備等の応急復旧作業や地域と連携しながらの救援活動・応急復旧作業等に参加を希望する生徒に対して、教職員の指導のもとに参加できるよう検討する。

第12 文化財の応急措置

- 1 被災した文化財の所有者又は管理者は、その文化財の文化的価値を最大限に保存するよう努めるとともに、速やかに被害の状況を市教育委員会に連絡し、その指示に従って対処する。
- 2 市教育委員会は、速やかに国、県、市指定文化財の被害の状況把握に努めるとともに、必要に応じ、関係職員を被災箇所に派遣し、文化財の文化的価値の保存のための応急措置を実施させる等、被害の拡大防止に努める。
- 3 市教育委員会は国及び県指定の文化財について、県と連携を図りながら、文化財の管理者に対し、応急措置等について指導・助言を行うとともに、災害復旧の措置を講じる。
- 4 市教育委員会は市指定の文化財について、文化財の管理者に対し、応急措置等について指導・助言を行う。

第25節 防災資機材及び労働力の確保

(主な実施機関：商工観光班、総務班)

第1 目的

市は、大規模災害時において、速やかな応急対策を実施するため、防災資機材、応急対策に必要な労働者及び技術者等の調達・確保及び緊急使用等が必要になることが考えられる。

このため、市、県及び防災関係機関は、発災時に円滑な緊急調達等の措置が図られるよう万全を期す。

第2 防災資機材の調達

- 1 市は、必要に応じて、災害応援協定等により、応急対策活動のための防災用資機材を確保し、効率的な応急復旧を行う。
- 2 各防災関係機関は、防災活動、救助活動に必要な防災資機材等の調達について、相互に連携を図るとともに、必要に応じて民間等への協力を要請する。
- 3 自主防災組織等は、自主防災活動等に必要な防災資機材の調達について、市へ要請する。

第3 労働者の確保

災害対策を実施するための必要な労働者の確保は、原則としてそれぞれの災害対策実施機関において行い、その手段として次の措置を講じる。

- 1 関係機関の常用労働者及び関係業者等労働者の動員
- 2 公共職業安定所のあっせん供給による労働者の動員
- 3 他機関からの応援派遣による技術者等の動員
- 4 従事命令等による労働者等の強制動員

第4 応援要請による技術者等の動員

市は、自ら技術者等の確保が困難な場合、次により他機関に必要技術者等の応援派遣を要請し、技術者等の確保を図る。

1 指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対する職員派遣要請手続き

市長が、指定行政機関又は指定地方行政機関に対し職員の派遣を要請する場合は、次の事項を記載した文書をもって要請する。

- (1) 派遣を要請する理由
- (2) 派遣を要請する職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) その他職員の派遣について必要な事項

2 内閣総理大臣又は知事に対する職員のあっせん要求手続き

市長が、内閣総理大臣又は知事に対して指定行政機関、指定地方行政機関、他都道府県又は他市町村の職員派遣のあっせんを要求する場合は、次の事項を記載した文書をもって要求する。

- (1) 派遣のあっせんを求める理由
- (2) 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数
- (3) 職員を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) その他職員の派遣あっせんについて必要な事項

第5 従事命令等による応急措置の業務

災害応急対策を緊急に行う必要があり、また災害対策基本法第71条第2項の規定により、知事の権限の一部を市長に委任された場合は、市長は、従事命令等による応急業務を行う。

1 従事命令

応急措置を実施するため従事命令を出すことができる関係者の範囲は次のとおりである。

- (1) 医師、歯科医師又は薬剤師
- (2) 保健師、助産師又は看護師
- (3) 土木技術者又は建築技術者
- (4) 大工、左官又はとび職
- (5) 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従事者
- (6) 鉄道事業者及びその従事者
- (7) 自動車運送業者及びその従事者

2 協力命令

応急措置を実施すべき場所の近隣の者をその業務に協力させることができる。

3 保管命令等

救助のため管理、使用、収用できるもの、また、保管させることができるものは次のとおりである。

- (1) 応急措置を実施するため特に必要と認める施設、土地、家屋若しくは物資で市長が管理し、使用し、又は収用することが適当と認めるもの。
- (2) 応急措置を実施するため特に必要と認める物資で、市長がその所有者に保管させることが適当と認められるもの。

4 保管命令対象者

病院、診療所、旅館その他政令で定める施設を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、物資の生産、集荷、販売、保管若しくは輸送を業とする者。

第26節 公共土木施設等の応急対策

(主な実施機関：都市整備班、農林振興班、生活環境班)

第1 目的

道路、鉄道等の交通基盤、河川及びその他の公共土木施設は、住民の日常生活及び社会・経済活動はもとより、大規模な災害発生時の応急対策活動において重要な役割を果たすものである。このため、これらの施設の管理者については、それぞれの応急体制を整備し、相互に連携を図りつつ迅速な対応を図る。

第2 道路施設

1 緊急点検

道路管理者は関係団体等と協力し、災害発生直後にパトロール等により緊急点検を実施し、被災状況等を把握する。

避難所へのアクセス道路等について、道路啓開・除雪等の必要な措置を講じる。

2 交通の確保及び緊急輸送体制の確保

道路管理者は、道路が被害を受けた場合、障害物の除去、応急復旧工事に着手し、交通の確保に努める。

また、角田市防災・減災構想及び宮城県道路整備プログラムに基づき、優先順位をつけ整備を進めるとともに、現在の資源の長寿命化を図るため、適切な維持管理に努める。

緊急輸送車両、緊急自動車の通行が必要なときは、市の緊急輸送道路ネットワーク計画に基づく緊急輸送道路を優先して交通の確保に努める。市の緊急輸送道路は、資料編2-15-1のとおりである。

3 二次災害の防止対策

道路管理者は、災害発生後、現地点検調査により、道路施設等の被害が拡大することが予想される場合は、所要の応急措置を講じるとともに、交通規制や施設使用の制限を行い、二次災害の防止に努める。

4 対策情報の共有化

通行止めや迂回路の設置、地盤沈下による冠水対策等には、国、県との情報の共有化に努める。

5 農道、林道の措置

- (1) 道路管理者は、農道を緊急輸送車両等の通行に使用する場合、関係機関と協議して交通の確保に努める。
- (2) 幹線農道は避難路、延焼遮断帯ともなるので早急に被害状況を把握し、応急復旧等を行う。
- (3) 道路管理者は、円滑な救助活動の実施や日常生活を確保するため、迂回路として重要な役割を果たす林道整備の他、防災機能を発揮する付帯施設を整備する。

第3 河川管理施設

1 緊急点検

河川管理者は、災害発生直後にパトロール等により緊急点検を実施し、被災状況等を把握する。

2 二次災害の防止対策

河川管理者は、施設が被災し、浸水被害の発生や拡大により二次被害が発生するおそれが生じた個所については、緊急に応急復旧工事を実施し、必要に応じて水防活動等の体制を講じるとともに、被災施設については、速やかに施設の災害復旧工事を実施する。

第4 砂防・地すべり関係施設

大河原土木事務所は、災害発生後に砂防施設等の点検を実施し、破壊、損壊等の被災箇所の発見に努め、被害があった場合は早急に必要な対策を実施し、被害の拡大防止を図るとともに、二次災害の防止に努める。

第5 鉄道施設

災害による異常事態が発生したときは、次の措置を取る。

1 気象異常等の場合

列車若しくは車両の運転又は線路の保守に従事する係員は、降雨、降雪等により災害が発生するおそれがある場合又は気象通報を受領した場合は、列車又は車両の運転に特段の注意をし、厳重な警戒をしなければならない。

2 雨の場合

(1) 観測値等の注意

運転指令は、雨量の観測機器が設置されている箇所においては、定められた観測値又は警報の表示に注意を払わなければならない。

(2) 運転規制の実施等

運転指令又は駅長は、降雨により災害が予想される場合又は施設係員から通告があった場合は、すみやかに、列車の運転速度を制限するか又は列車の運転を見合わせる(以下「運転規制」という。)等、必要な手配を行わなければならない。

3 運転規制の解除

運転指令は、施設係員から運転規制の必要がなくなった旨の通告を受けた後でなければ運転規制の解除を指示してはならない。又はその通告をしてはならない。

4 強風の場合

(1) 風速が25m/s以上となったときの処置

運転指令は、風速が25m/s以上となったと認めたときは、次の各号より運転規制を指令しなければならない。

ア 「要注運転」の警報の表示があったときは、運転規制区間に関係する列車に対して、要注運転の指令をする。

イ 突風等のために列車の運転に危険があると認めたときは、その状況に応じて、一時、列車の運転を見合わせる。

ウ 留置してある車両に対し、厳重に転動を防止する手配をする。

エ 運転士は、要注運転の指令を受けたときは、規制区間を毎時25km以下の速度で注意して運転する。

(2) 風速が 30m／s 以上となったときの処置

運転指令は、風速が 30m／s 以上となったと認めたときは、一時、列車の運転を中止するよう指令する。

駅長は、風速が 30m／s 以上となったと認めたときで、運転指令から指令がないとき又は指令を受けることができないときは、一時、列車の運転を中止して、速やかにその状況を運転指令に報告しなければならない。

(3) 運転中に強風に遭遇したときの運転士の取扱い

運転士は、風速の激しい箇所は、努めて列車の速度を変化しないように、急にブレーキを緊締しないこと。

また、列車の運転が危険であると認めたときは、橋りょう等を避け努めて安全な箇所に停止する。

(4) 運転規制の緩和又は解除の取扱い

運転指令は、風速計の記録又は強風警報表示装置の表示灯により 30 分間以上にわたって、風速が列車の運転中止又は要注運転をする値をこえていないことを確かめてから、列車の運転再開又は列車の要注運転の運転規制の解除を指示する。

5 濃霧又はふぶきの場合

(1) 駅長及び車掌の処置

駅長は、濃霧又はふぶきの状況を運転指令に報告し、閉そくに承認を与えた後は、列車の進路を支障しない。

車掌又は駅長は、出発合図を行う場合で、濃霧又はふぶきのため、運転士から出発信号機の信号現示が確かめられないときは、その列車に対する出発信号機に進行を指示する信号が現示されている旨を運転士に通告しなければならない。

(2) 運転士の処置

運転士は、運転の途中で濃霧又はふぶきに遭遇したときは、その状況を運転指令に報告し、信号の確認距離の範囲内に停止することができる速度で注意して運転する。この場合、信号機の信号の現示を認めることができないときは、一旦停止する。

また、列車を停車場から出発させる場合で、車掌又は駅長から出発信号機に進行信号を指示する信号が現示されている旨の通告を受けたときは、それにより列車を進行させる。

6 運転中止

運転指令は、駅長又は運転士からの報告に基づいて、信号の確認距離が 50m 以下になったと認めたときは、「列車運転中止」の指令を、その必要がなくなったときは、「解除」の指令をする。

駅長は、気象の急変により信号の確認距離が 50m 以下になったときで、運転指令の指示を受けることができない場合は、相手停車場と打ち合わせて列車の運転を中止することができる。この場合、列車の運転を中止したときは、速やかにその状況を運転指令に報告する。

第6 農地、農林業用施設

市は、農地、農林業用施設に係る二次災害を未然に防止するため、安全性の点検、応急復旧等を実施するとともに、必要に応じ管理施設・機器等の緊急整備を行う。

- 1 二次災害による被害の拡大を防ぐため、災害発生直後における十分な施設の点検・現地調査を行い、被災状況を把握する。
- 2 災害により農地・農林業用施設が被災した場合、被害の拡大を防止するための措置と緊急災害復旧工事を実施する。特に、災害応急対策上の拠点施設等重要な施設については、速やかな応急復旧を行う。
- 3 二次災害の防止のための施設等の使用規制については、関係機関と密接な連絡をとり実施する。
- 4 地盤沈下等により湛水状態となった農地については、排水ポンプ車の配備等により速やかに排水を行う。

第7 都市公園施設

都市公園施設管理者は、災害発生直後にパトロール等により緊急点検を実施し、避難地、避難路、広域防災拠点となる都市公園においては、救援、避難活動が円滑に実施できるよう応急復旧を速やかに行う。

第8 廃棄物処理施設

- 1 仙南地域広域行政事務組合は、一般廃棄物処理施設に被害が生じた場合は、県の助言・指導その他の支援を得て、速やかに応急復旧を行うとともに、二次災害の防止に努める。
- 2 市は、災害廃棄物の広域処理を含めた処理処分方法を確認するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行う。
- 3 災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努める。
- 4 災害廃棄物処理に当たっては、復旧・復興計画を考慮に入れつつ計画的に行う。
また、環境汚染の未然防止又は住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講じる。

第9 被災宅地危険度判定の実施

市は、被災宅地危険度判定の円滑な実施のため、被災宅地危険度判定士及び関係団体との連絡体制整備に努める。

市は、被災宅地危険度判定業務を実施し、必要に応じて県に支援を要請する。

第10 市自らが管理又は運営する施設に関する方針

1 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する庁舎、市民センター、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおりである。

(1) 各施設に共通する事項

- ア 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- イ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- ウ 出火防止措置
- エ 飲料水、食料等の備蓄
- オ 消防用設備の点検、整備
- カ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ・ラジオ・コンピュータ等、情報を入手するための機器の整備

(2) 個別事項

- ア 学校にあっては、
 - (ア) 学校が、市の定める浸水想定区域内にあるときは、避難の安全に関する措置
 - (イ) 学校に保護を必要とする児童生徒等がいる場合のこれらの児童生徒等の安全確保のための必要な措置
- イ 社会福祉施設にあっては、重度障害者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置。
なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

災害対策本部がおかれる庁舎等の管理者は、次に掲げる措置をとる。また、災害対策本部等を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請する。

- (1) 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
- (2) 無線通信機等通信手段の確保
- (3) 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

3 工事中の建築物等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、施工者は、原則として工事を中断する。

第27節 ライフライン施設等の応急復旧

(主な実施機関：都市整備班、上下水道部)

第1 目的

災害により上下水道・電気・ガス・電話等のライフライン施設が被害を受けた場合には、日常生活や経済活動の場である都市機能が著しく低下し、住民の生命、身体財産が危険にさらされることとなることから、ライフライン被害の影響は最小限に食い止めることが重要である。

このため、市、県及びライフライン事業者等は、発災後直ちに、専門技術をもつ人材等を活用して、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、被害状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に、必要な要員及び資機材を確保するとともに、防災関係機関及びライフライン事業者は相互に緊密な連携を図りながら機動力を発揮して迅速な応急復旧活動に努め、必要に応じ、広域的な応援体制をとるよう努める。その際、施設・設備等の応急復旧のため被災地に派遣された関係機関のリエゾンは、相互に連携し活動する。

なお、市及び県は、情報収集で得た航空写真・画像、地図情報等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、GISの活用等による情報提供に努める。

第2 水道施設

- 1 市上下水道事業所は、災害発生後、直ちに施設の被害状況を調査し、被害の拡大防止を図るとともに、応急復旧計画に基づき復旧活動を迅速に行う。
- 2 市上下水道事業所は、応急復旧計画に基づき、取水、導水、浄水施設等の基幹施設及び医療機関等の重要施設に配水する管路について優先的に復旧を行う。
- 3 市上下水道事業所は、応急に必要な資機材、技術者等が不足する場合は、角田市管工会「災害時における水道施設復旧応援に関する協定」及び(公社)日本水道協会東北地方支部「災害時相互応援計画」に基づく応援要請を行い、円滑な復旧を確保する。
- 4 市上下水道事業所は、被災により水道施設から給水を受けられない住民に対して、仮設給水栓による給水や給水車等による応急給水を行う。

また仮設給水場の周辺住民は水道事業者等の給水活動の支援に努める。

- 5 市上下水道事業所は、応急給水場所、時間、復旧の見通し等について広報し、放送媒体等を通じて住民に周知する。



第3 下水道施設

上下水道事業所は、災害の発生時において、速やかに、汚水処理施設等の巡視を行い、損傷その他の異常があることを把握した時には、可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置その他の汚水処理施設等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずる。

1 管渠

上下水道事業所は、管渠施設の構造、機能的被害を調査、検討のうえ、可搬式ポンプによる下水の排除、管内の土砂撤去、仮設管渠の布設等により最低限の下水排除機能を確保する。

2 污水处理施設

上下水道事業所は、汚水処理施設の構造、機能的被害を調査の上、下水排除機能の確保に努める。

3 広報活動

汚水処理施設が被災により機能不全に陥った場合、上下水道事業所は広報を行い利用者に節水による下水道利用の低減を呼びかけ、汚水処理施設周辺の環境汚染を防止する。

第4 電力施設

電力施設の応急復旧その他電力供給を確保するため、必要な応急措置について次の対策を講じる。

1 要員の確保

供給区域内において、災害が発生した場合、復旧要員を非常呼集する。

2 店所間応援の要請及び派遣

被害が甚大で当該店所のみでは、早期復旧が困難である場合は、他店所に応援を要請する。

3 広報活動

- (1) 災害の発生が予想される場合又は災害が発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況について広報活動を行う。

また、公衆感電事故、電気火災を防止するための広報活動を行う。

- (2) 広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。

4 復旧資材の確保

(1) 調達

対策組織の長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は次のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。

ア 現地調達

イ 対策組織相互の流用

ウ 他電力からの融通

(2) 輸送

災害対策用の資機材の輸送は、あらかじめ要請した請負会社の車両、ヘリコプター等をはじめ、その他実施可能な運搬手段により行う。

(3) 復旧資材置場の確保

災害時において、復旧資材置場及び仮設用用地が緊急に必要になり、この確保が困難と思われる場合は、災害対策本部に依頼して、この迅速な確保を図る。

5 危険予防措置

電力需要の実態を考慮し、災害時においても原則として供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合には、対策組織の長は送電停止等、適切な危険予防措置を講じる。

6 応急工事

(1) 応急工事の基本方針

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度かつ電気火災等の二次災害の防止を対策組織で勘案して、迅速かつ適切に実施する。

(2) 応急工事基準

ヘリコプター、車両等の機動力を活用し、応急復旧用資材、移動用機器、流用可能機器、貯蔵品等を用いて応急復旧措置を迅速に行う。

ア 送電設備

ヘリコプター、車両等の機動力の活用により、仮復旧の標準工作に基づき、迅速に応急復旧措置を行う。

イ 変電設備

機器損壊事故に対し、系統の一部変更又は移動用変圧器、機器、貯蔵品等の活用により応急復旧措置を行う。

ウ 配電設備

停電範囲、影響度を勘案し、応急用電源車等による仮送電を含め、重要度の高い線路から復旧する。

エ 通信設備

可搬型電源、衛星通信設備(可搬型)、移動無線機等の活用により通信連絡を確保する。

(3) 災害時における安全衛生

作業は、通常作業に比し悪条件のもとで行われるので、安全衛生については十分配慮して実施する。

第5 液化石油ガス施設

1 液化石油ガス販売事業者の対策

液化石油ガス販売事業者は、大規模な災害発生時には、被災した家屋等において、液化石油ガス施設による災害が発生しないように、次の対策を講じる。

(1) 応急措置と応援要請

気象警報等により災害の発生が予想される段階で、直ちに緊急資機材の完備を確認し、ついで情報の収集(電話等)によって被害状況を掌握する。被災した供給先に急行して必要な措置をとり、二次災害を食い止めるとともに、緊急時連絡体制に基づき、(一社)宮城県L Pガス協会仙南第一協議会角田丸森班班長に連絡する。

供給先の多くが被災した場合、速やかに(一社)宮城県L Pガス協会仙南第一協議会角田丸森班班長に応援要請の措置をとる。

(2) 緊急点検

供給全戸を訪問し、作動した各安全器の復帰を含めた、各設備の緊急点検を実施し、被害の状況(配管の破損、ガス漏れ、容器の転倒、接続部のはずれの有無等)の把握に努める。結果は(一社)宮城県L Pガス協会仙南第一協議会角田丸森班班長に連絡する。

(3) 応援体制

液化石油ガス施設が直接被災しなかった場合は、供給先の多くが被災した他の液化石油ガス販売事業者についての情報(水害時は、容器流出についての情報)を(一社)宮城県L Pガス協会仙南第一協議会角田丸森班班長から入手し、応援に急行する。

(4) 情報提供

被災の概況、復旧の現状と見通し等(水害時は、流出容器の搜索状況と発見についての報告)について、(一社)宮城県L Pガス協会仙南第一協議会角田丸森班班長に適宜、情報の提供を行う。

2 (一社)宮城県L Pガス協会の対策

(一社)宮城県L Pガス協会は、災害が発生した場合は、機能が有効に稼動するよう体制の充実強化に努めるとともに、次の対策を講じる。また、各協議会及び液化石油ガス販売事業者との必要な連絡調整を行う。

- (1) 二次災害防止のための緊急措置と応急措置の実施
- (2) 応急供給の実施
- (3) 被害状況及び復旧状況の確認調査と報告
- (4) 緊急資機材の受入れ及び応援隊の受入れ調整
- (5) 二次災害防止のための広報活動

第6 電信・電話施設

電気通信設備が被災した場合には、公共機関等の通信確保はもとより、被災地域における通信の孤立化防止を図るとともに、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信の疎通を図る。

1 応急対策の内容

通信施設の被害が発生した場合は、最小限の通信の確保を行うため、次の各号の措置をとる。

- (1) 非常用可搬型交換装置の出動
- (2) 衛星通信装置、可搬型無線装置等の出動
- (3) 移動電源車の出動
- (4) 応急ケーブルによる措置

2 応急措置

通信設備に被害が発生した場合は、次の各号の措置をとる。

(1) 最小限の通信の確保

広範囲な家屋の倒壊、焼失等によって通信が途絶するような最悪の場合でも、最小限度の通信ができるよう努める。

(2) 災害時公衆電話の設置

- ア 市指定の避難所等に、必要に応じて災害時公衆電話を設置する。
- イ 孤立化する地域をなくすため、地域ごとに災害時公衆電話を設置する。
- ウ 広域停電が発生している場合は、公衆電話の無料化を行う。

(3) 回線の応急復旧

電気通信設備の被災に対処するため、回線の応急復旧作業を迅速に実施するが、通信が異常にふくそうした場合は、次の措置を講じる。

- ア 設備の状況を監視しつつトラフィックコントロールを行うとともに、状況に応じて必要な範囲及び時間において回線規制を行い、重要通信を確保する。
- イ 被害者の安否等関心の高い情報の伝言蓄積・取り出し可能な災害用伝言ダイヤル(171)・災害用伝言板(web171)を提供し、ふくそうの緩和を図る。
- ウ 被災地に指定する地域及び期間において、り災者が発信するり災状況の通報又は、救護を求める115番により「非常扱い電報」「緊急扱い電報」として他の電報に先立って伝送及び配達を行う。

第28節 農林業の応急対策

(主な実施機関：農林振興班)

第1 目的

風水害等により、農業生産基盤、林道・治山施設等施設被害のほか、畜産飼料の不入荷による家畜被害、燃料、電気の途絶による施設園芸等のハウスや作物被害といった間接的な被害が予想される。

このため、市、県及び各関係機関は、相互に連携を保ちながら、被害を最小限に食い止めるため、的確な対応を行う。

第2 農業用施設

市及び県は、農地、農業用施設に係る二次災害を未然に防止するため、安全性の点検、応急復旧を実施するとともに、必要に応じ管理施設・機器等の緊急整備を行う。

- 1 二次災害による被害の拡大を防ぐため、災害発生直後における十分な施設の点検・現地調査を行い、被害状況を把握する。
- 2 風水害等により農地・農業施設が被災した場合、被害の拡大を防止するための措置と緊急災害復旧工事を実施する。
特に、災害応急対策上の拠点施設等重要な施設については、速やかな応急復旧を行う。
- 3 二次災害の防止のための施設等の使用規制については、関係機関と密接な連絡をとり実施する。

第3 林道

市は、林道に係る二次災害を未然に防止するため、安全性の点検、応急復旧を実施する。

- 1 二次災害による被害の拡大を防ぐため、災害発生直後における十分な施設等の点検・現地調査を行い、被害状況を把握する。
- 2 林道が被災した場合、被災施設等の重要度を勘案し、早急に応急復旧等の工事を実施する。

第4 農産物

1 活動体制

市は、県及び関係機関と連携し、病虫害防除、応急技術対策、家畜伝染病の防止、営農用資機材の確保等の農業災害に係る応急対策を実施する。

2 湛水対策

地盤沈下等により湛水状態となった農地については、移動ポンプ車の配備等により速やかに排水に努める。

3 営農用資機材の確保

(1) 営農機材

市は、国や県及び関係機関と連携し、必要に応じて、営農機材の購入等の支援を行う。

(2) 営農用資材

ア 稲・麦・大豆種子については、播種可能な期間中に直ちに対応できるよう必要量の確保・供給に関し、(公社)みやぎ農業振興公社や関係機関と連携し、安定供給のための対策を講じる。

イ 肥料、農薬、野菜種子、飼料等について、関係機関と連携し、必要に応じ確保、あつせん等の対策を講じる。

4 応急技術対策

大河原地方振興事務所をはじめ関係機関と連携し、農業者は災害に対応する次の技術対策を徹底し被害の軽減を図る。

(1) 農作物

ア 共通対策

(ア) 再播種等の実施

播種等可能な期間中に災害が発生した場合は、直ちに再播種か再定植を行う。

(イ) 作付転換の実施

生育時期により作付転換を要する程度の被害を受けた場合は、適時適切な作物に転作をする。

イ 水稻

(ア) 水害

- a 大雨に備え、排水路の整備(ゴミの除去や草刈り)や排水機場の稼働体制を整える。
- b 冠水田では早期排水により、できるだけ早く葉の一部を水面から出すようにする。
- c 台風通過後には、用水路や排水路にゴミがつまり水の流れが悪くなっているがあるので、巡回を徹底し排水改善に努める。

(イ) 干ばつ

用水不足時は、地域ごとに用水計画をたて、栽培管理にあたっては、生育に応じた節水栽培を行う。

(ウ) 凍霜害

育苗期間の降霜情報に注意し、保温のための対策を行う。

ウ 畑作物

(ア) 水害

- a 速やかに排水を図る。冠水した場合は、乾かないうちに動噴等を利用して、清水で茎葉の泥を洗い流す。また、軽く中耕して、土壌への通気を図り、生育回復を図るため速効性肥料を追肥する。
- b 退水後、病虫害防除のため、薬剤散布を行う。
- c 回復不可能な場合は、速やかに転作する。

(イ) 干ばつ

- a 根をいためないように浅く中耕して水分の蒸発を防ぐ。
- b マルチ、敷ワラ等を行う。灌水できるところは畦間に灌水する。

(ウ) 凍霜害

- a 不織布、ビニール、保温マット等の資材で被覆または保温する。
- b 強い降霜があった場合は、すぐに日光に当てずに、遮光して徐々に融凍する。また、露地では散水してとくす。
- c 果菜類等で側枝発生を図ることで、回復が見込まれる場合は、速効性肥料を施用する。
- d 回復する見込みのない場合は、再播種や転作する。

(エ) 雨害

麦類は適期刈り取りと乾燥法の改善、早期収納に努める。

(オ) 雪害(麦類)

融雪の促進を図り、融雪水の排水、速効性肥料の施用及び薬剤散布を行う。

エ 果樹

(ア) 水害

- a 倒れた樹は、速やかに起し、支柱で支え回復を促進する。
- b 浸水、灌水している果樹園では、排水に努め薬剤散布を行う。

(イ) 干ばつ

- a 草生園は草刈りを行い、敷草による水分の蒸散防止及び灌水に努める。清耕園は除草をかね浅い中耕を行い敷草をする。
- b 晴天が続く時は薬害がでやすくなるので、農薬の種類、濃度に注意する。

(ウ) 凍霜害

- a 自園における気温観測を降霜通報時に実行する。
- b 燃料器具資材である燃烧器、重油等を十分準備する。
- c 被害後は、人口授粉を励行する。種類によっては着果量が少ないと徒長枝が出やすくなるから、早期の芽かき、整枝に注意する。

(2) 園芸等施設

- ア 保温期間中の温室、ビニールハウス等の損壊が発生した場合、被覆資材の張り替えやトンネル等を設置し保温に努める。
- イ 被害を受けた作物体の草勢の維持回復に努める。
- ウ 暖房機を稼働させるための電源を確保する。
- エ 給水源等を確保する。
- オ 重油等の漏れがないか至急確認し、流出がある場合は直ちに汚染が広がらないように対策を講ずる。

第5 畜産

1 応急技術対策

大河原地方振興事務所をはじめ関係機関と連携し、農業者は、災害に対応する次の対策を徹底し被害の軽減を図る。

(1) 水害

- ア 家畜の退避と飼料の確保を図る。
- イ 被害家畜の健康検査を実施する。
- ウ 状況に応じた飼料作物の管理を実施する。

(2) 干害

- ア 給水施設を整備するとともに衛生管理指導を徹底する。
- イ 徒長した牧草類の早期刈りを励行する。

(3) 凍霜害

- ア 被害作物は直ちに収穫し、サイレージに調製するか、乾燥して貯蔵する。
- イ 発芽間もない牧草に関しては、てん圧を実施する。

(4) 冷害

- ア 牧草類に追肥を行い、生育の促進を図り、飼料作物類の生産不足を補う。
- イ 家畜の日光浴を励行する。

(5) 雪害

- ア 融雪水路の建設及び消雪資材を準備する。
- イ 畜舎等施設倒壊防止のため除雪作業を促進する。

(6) 火災

家畜を避難させ、畜舎の類焼を防止する。

(7) 病虫害

飼料作物の病虫害防除活動を推進し、被害地は更新、追播、追肥を行う。

2 家畜伝染病の防止

- (1) 市は、県とともに家畜の伝染性疾病の発生を予防し、又はまん延を防止するための施策を講じるとともに、宮城県が行う防疫措置の支援を行う。

(2) 防疫措置

- ア 患畜又は疑似患畜の隔離、係留、移動の制限その他の措置
- イ 殺処分及び死体の焼却、埋却
- ウ 汚染物品の焼却等又は畜舎等の消毒

3 死亡獣畜の処理

災害等により死亡した家畜の処理については、本章「第22節 災害廃棄物処理活動」により処理を行う。

第6 林産物

1 活動体制

市は、県及び関係機関と連携し、林産物の災害対策を講じる。

2 応急対策

林産物の生産者・団体等は、その生産施設に生じた被害について応急対策を行う。

第29節 二次災害・複合災害防止対策

(主な実施機関：全部)

第1 目的

二次災害とは、風水害等による自然災害が生じた後、災害調査・人命救助等に伴う災害、土石流の災害地に入った救援隊が受けるおそれのある災害等、二次的に生ずる災害を指す。

特に、東日本大震災のように広範囲にわたり発生した災害については、それに関連する様々な事象について対応策を講じる。

第2 二次災害の防止活動

1 市又は事業者の対応

- (1) 市又は事業者は、発災後直ちに、専門技術をもつ人材等を活用して、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に、ライフライン(電気、上下水道、ガス、通信施設)及び公共施設(道路、鉄道、水路の啓開)の応急復旧を速やかに行う。
- (2) 市は、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止について事業者に助言等を行うとともに、ライフライン復旧時における火災警戒等については、事業者を指導する。
- (3) 消防職員、消防団員、水防団員、警察官、自衛隊員や市職員等、救難・救助・パトロールや支援活動に当る関係機関職員についても、作業中の安全確保、二次災害被災防止に向けて努める。
- (4) 電気事業者は、垂れ下がった電線等への接触による感電事故、漏電による火災の発生防止等に向けて、電気機器及び電気施設の使用上の注意を広報し、併せて被害状況、復旧の見込み等、報道機関等の協力を得て周知する。
- (5) 上下水道事業者は、漏水による道路陥没等の発生、汚水の混入による衛生障害発生防止等に向けて、応急復旧に努めるとともに、復旧の見込み等、報道機関等の協力を得て周知する。
- (6) 下水道事業者等は、漏水による汚水の拡散防止、終末処理場被災による未処理水の排出に伴う環境汚染防止等に向けて応急復旧に努めるとともに、下水道施設の使用の抑制等を広報し、あわせ被害状況、復旧の見込み等、報道機関等の協力を得て周知する。
- (7) ガス事業者は、ガス漏えいによる火災、爆発等の発生防止に向けて、応急復旧に努めるとともに、復旧の見込みや復旧時の使用上の注意等、報道機関等の協力を得て周知する。
- (8) 電気通信事業者は、重要通信の確保、通信の疎通困難防止やふくそうの緩和等に向けて、応急復旧に努めるとともに、被害状況、復旧の見込み等、報道機関等の協力を得て周知する。
- (9) 道路管理者等は、避難者の移動、災害時緊急車両や物資輸送車の安全確保に向けて、障害箇所の応急復旧により道路交通機能の確保に努める。

2 水害・土砂災害

(1) 二次災害防止施策の実施

地震、降雨等による土砂崩れの発生、浸水個所の拡大等水害等に備え、二次災害防止施策を講じる。

特に、地震による地盤沈下の被害があった地域では、破堤箇所からの浸水等の二次災害の防止に十分留意する。

(2) 点検の実施

市は、地震、降雨等による二次的な水害・土砂災害等の危険箇所の点検を必要に応じて実施する。

その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、伸縮計等の観測機器の設置や雨水侵入防止対策等の応急工事、適切な警戒体制の整備等の応急対策を行う。

なお、市は災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施する。

また、県は、地滑りによる重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、市が適切に避難情報の発令の判断が行えるよう土砂災害に関する情報を提供する。

3 土砂災害警戒情報

仙台管区気象台及び県は共同で、必要に応じて土砂災害警戒情報の発表基準の引き下げを実施する。

4 爆発危険物等

危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設等の管理者は、爆発等の二次災害防止のため、施設の点検、応急措置を行う。

また、爆発等のおそれが生じた場合は、速やかに関係機関に連絡する。

5 有害物質等

市又は事業者は、有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。

6 空き家等

市は平常時より、災害による被害が予測される空き家等の状況の確認に努める。また、災害時に適切な管理のなされていない空き家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空き家等の全部又は一部の除去等の措置を行うものとする。

第3 風評被害等の軽減対策

- 1 市は、災害等による被災地に関する不正確な情報や流言が原因となり、復興の妨げとならないよう、風評被害等の未然防止又は影響の軽減を図るため、被災地域の被害状況、復旧・復興状況等の正確な情報の発信に努める。
- 2 放射能・放射線の影響に対する安全性確認結果の広報や各種観光情報の発信等を積極的に実施し、観光業、農林水産業及び地場産業の商品等の適正な流通の促進を図る。

第30節 応急公用負担等の実施

(主な実施機関：防災安全班、総務班、消防部)

第1 目的

災害時において、応急措置を実施するため、特に必要があると認めるときは、施設、土地、家屋又は物資を管理し、使用し、収用し、若しくは応急措置の業務に従事させる等により、必要な措置を図る。

1 実施責任者

- (1) 応急公用負担等の権限の行使は、市長が行う。
- (2) 市長若しくは市長の職権を行使する市の職員が現場にいないとき又は市長等から要求があったときは、警察官が応急公用負担等の権限を行使する。
- (3) 消防のため、緊急の必要がある場合、応急公用負担の権限の行使は、消防吏員及び消防団員が行う。
- (4) 水防のため、緊急の必要がある場合、応急公用負担の権限の行使は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長が行う。

第2 応急公用負担等の権限

1 市長

- (1) 応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、次の措置を取ることができる。
 - ア 私有の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用すること。
 - イ 災害を受けた工作物又は物件で、当該応急措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置。
 - ウ 住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させること。
- (2) 知事が行う従事命令等の権限を委任された場合は、その委任された応急公用負担等の処分を行うことができる。

2 警察官又は災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官

市長若しくはその職権の委任を受けた市の吏員が現場にいないとき又はこれらの者から要求があったときは、市長の職権を行うことができる。この場合においては、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

3 知事

- (1) 県の区域に係る災害が発生した場合において、次の応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、従事命令、協力命令又は保管命令を発し、施設、土地、家屋若しくは物資を管理、使用又は収用することができる。
 - ア 被災者の救援、救助その他保護に関する事項
 - イ 災害を受けた児童及び生徒の応急教育に関する事項
 - ウ 施設及び設備の応急復旧に関する事項
 - エ 清掃、防疫その他保護衛生に関する事項
 - オ 犯罪の予防、交通規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
 - カ 緊急輸送の確保に関する事項
 - キ その他災害発生の防御又は拡大防止のための措置に関する事項
- (2) 災害の発生により、市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、(1)に定める市長の応急公用負担等を代わって実施することができる。

4 指定地方行政機関の長

応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、防災業務計画の定めるところにより、応急措置の実施に必要な物資の生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送事業者等に対しその取り扱う物資の保管を命じ、又は必要な物資を収用することができる。

第3 立入検査等

- 1 市は、施設、土地、家屋若しくは物資を管理し、使用し、又は収用するため必要があると認めるときは、その職員に施設、土地、家屋若しくは物資の所在する場所又は物資を保管させる場所に立入り検査させることができる。
- 2 市の職員が、1により立ち入る場合は、その職員は、あらかじめその旨をその場所の管理者に通知しなければならない。
- 3 市の職員が、1により立ち入る場合は、その身分を示す証票を携帯し、かつ関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 4 市長は、必要と認めるときは、保管命令により物資を保管させた者から必要な報告を取ることができる。

第4 実施手続き

1 人的公用負担

緊急の場合は、相手方に口頭で指示するが、後日速やかに文書によって通知する。

2 物的公用負担

(1) 工作物等の使用、収用

ア 使用又は収用を行うときは、対象となる土地建物等の占有者、所有者その他の土地建物等について権限を有する者に対し、その土地、建物等の名称又は種類、形状、数量、所在した場所、その処分の期間又は期日その他必要な事項を通知する。

ただし緊急の場合は事後において、速やかに通知する。

イ 通知すべき占有者等の氏名及び住所が不明のときは、対象となる土地、建物等の名称、種類等の通知すべき事項を、角田警察署に掲示し、通知に代える。

(2) 工作等の障害物の撤去

ア 災害を受けた工作物等の障害物を除去したときは、適正な方法で保管する。

イ 保管した場合、当該工作物等の占有者、所有者その他権限を有する者に対して、返還するため必要な事項を公示する。

ウ 保管した工作物等が滅失又は破損若しくは保管に不相当な費用や手数料を要する場合は、売却しその代金を保管する。

エ 工作物等の保管、売却、公示等に要した費用は、当該工作物等の返還を受けるべき占有者、所有者等が負担する。

オ 工作物の保管に関する公示の日から起算して6ヵ月を経過しても当該工作物又は売却した代金を返還する相手方が不明等の場合は、市長が保管する工作物等は市に、警察署長が保管する工作物等は県に帰属する。

第5 公用令書の交付

1 従事命令、協力命令、保管命令により、施設、土地、家屋又は物資の必要な処分をする場合、市長は、その所有者、占有者又は管理者に対し、公用令書を交付して行わなければならない。

2 公用令書には、次の事項を記載しなければならない。

(1) 公用令書の交付を受ける者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)

(2) 当該処分の根拠となった法律の規定

ア 従事命令にあっては従事すべき業務、場所及び期間

イ 保管命令にあっては保管すべき物資の種類、数量、保管場所及び期間

ウ 施設等の管理、使用又は収用にあっては、管理、使用又は収用する施設等の所在する場所及び当該処分に係る期間又は期日

3 市長は、公用令書を交付した後、当該公用令書にかかる処分を変更し、又は取消したときは、速やかに公用変更又は公用取消令書を交付しなければならない。

4 公用令書、公用変更令書及び公用取消令書の様式は、災害対策基本法施行規則及び宮城県災害救助法施行細則に定めるとおりとする。

第6 損失補償及び損害補償等

- 1 区域内において、物的公用負担により、通常生ずべき損失があった場合には、損失補償をしなければならない。
- 2 区域内の住民又は現場にある者を応急措置の業務に従事させた場合について、実費弁償は行わない。ただし、応急措置業務に従事したことにより、死傷等をしたときは、条例の定めに従い損害を補償しなければならない。

第31節 ボランティア活動

(主な実施機関：保健福祉班)

第1 目的

大規模災害発生時の災害応急対策及び復旧・復興期においては、多くの人員を必要とするため、市は、ボランティア活動の協力を申し入れる団体や個人の協力を得て、効果的な応急対策、復旧・復興対策を実施する。

その際、社会福祉協議会等が中心となって、速やかに災害ボランティアセンターを設置し、全国から駆けつける災害ボランティアの活動を支援、調整し、被災住民の生活復旧を図るとともに、専門的なボランティアニーズに対しては、行政が災害ボランティアセンターとの連携を図りつつ対応する。

第2 一般ボランティア

1 災害ボランティアセンターの設置

ボランティアのコーディネート調整組織としては、社会福祉協議会及びNPO等連携組織が中心となって、市レベル、県レベルの2段階に災害ボランティアセンターを設置するものとし、相互に連携の上、日本赤十字社宮城県支部、災害ボランティア関係団体等とも連携を図り、活動を展開する。

この際、県及び市は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO法人等のボランティア団体及びNPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有する。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携の取れた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮する。

なお、ボランティアのコーディネートに際しては、活動中の安全が確保されるよう配慮するとともに、ボランティアに対し注意喚起を行う。

災害ボランティアセンターは、市社会福祉協議会が中心となって設置し、地域ボランティアの協力を得ながら、被災住民のニーズの把握、ボランティアの募集、受付、現場へのボランティアの派遣等を行う。

2 日本赤十字社宮城県支部、NPO・ボランティア等との連携

災害ボランティアセンターは、被災地に現地入りする日本赤十字社宮城県支部及びNPO・ボランティア等との連携を図るとともに、これらの者の活動をできるだけ支援する。

3 行政の支援

市は、ボランティアのコーディネートに際して、ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

また、市は災害ボランティアセンターの設置・運営について、必要に応じ、次の支援を行う。

- (1) 災害ボランティアセンターの場所及び資機材の提供
- (2) 災害ボランティアセンターの設置・運営に係る経費の助成

県から事務の委任を受けた場合は、共助のボランティア活動と県及び市の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

- (3) 職員の派遣
- (4) 被災状況についての情報提供
- (5) その他必要な事項

4 一般ボランティアの主な活動内容

- (1) 情報伝達・広報
- (2) 情報収集
- (3) 物資の仕分け
- (4) 物資の搬送
- (5) 炊き出し
- (6) 避難所の運営
- (7) 災害ボランティアの受入事務

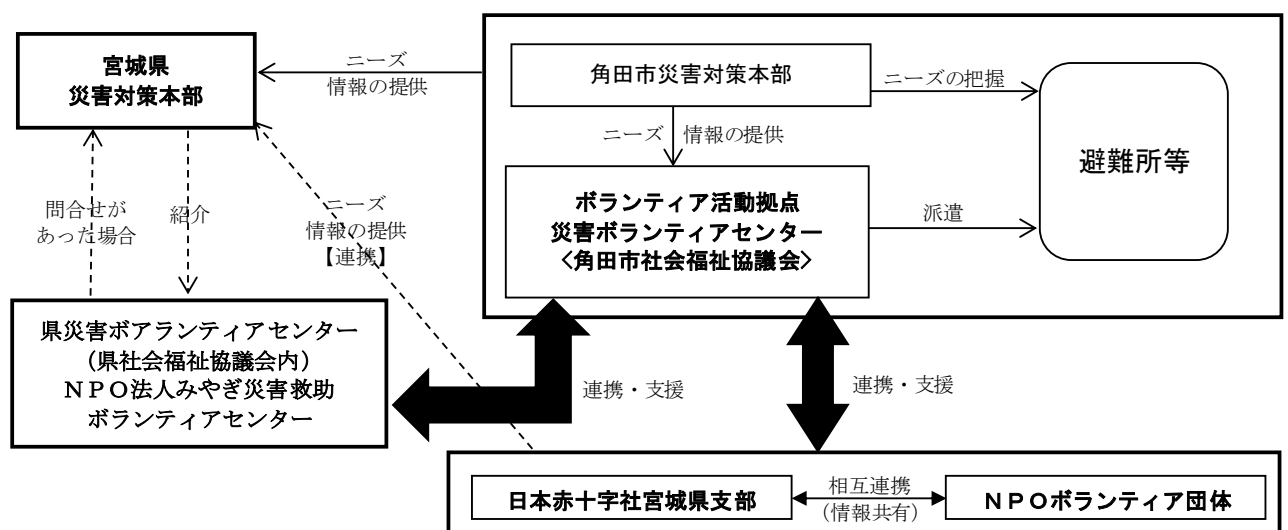


図 ボランティア活動支援計画イメージ

第3 専門ボランティア

関係する組織からの申し込みについては、市の各班で対応するものとし、主な種類は次のとおりである。

表 主な受け入れ項目と担当班

主な受入れ項目	担当班
1 救護所等での医療、看護、保健予防	保健福祉班
2 砂防関係施設診断	都市整備班
3 被災建築物応急危険度判定	建築住宅班
4 被災宅地危険度判定	都市整備班
5 外国人のための通訳	まちづくり推進班
6 被災者へのメンタルヘルスケア	保健福祉班
7 高齢者、障害者等への介護	〃
8 その他専門的知識が必要な業務	各 班

第4 NPO・NGOとの連携

市は、一般ボランティアのコーディネート体制づくりを、社会福祉協議会、NPO等関係機関と連携しながら行い、その他のNPOやNGOとの協働を視野に入れ、必要な調整、支援を行う。

第32節 海外からの支援の受入れ

(主な実施機関：総務班)

第1 目的

大規模な災害時において、海外から救援物資の提供や救援隊派遣等の支援の申し出があった場合、県及び関係機関と十分連絡調整を図りながら対応する。

第2 海外からの救援活動の受入れ

市は、本章「第2節 情報の収集・伝達」の「第5 県への被害状況の報告」を活用して具体的な被害状況を県へ提供するとともに、海外からの救援活動の受入れについて、県と連絡調整を行う。

県に提供する情報事項は、次のとおりである。

- 1 救援を必要とする場所及びその緊急性
- 2 現地までの交通手段及び経路の状況
- 3 現地の宿泊の適否等
- 4 必要な携帯品等
- 5 その他必要と思われる事項

第3 救援内容の確認

海外から救援隊派遣の申し出や救援物資の提供の申し出があった場合、次の事項について確認し、県と連絡調整を図りながら対応する。

1 救援隊の派遣内容

- (1) 協力内容、人数、派遣日程
- (2) 受入れ方法
- (3) 案内、通訳の必要性

2 救援物資の内容

- (1) 品名、数量
- (2) 輸送手段、ルート
- (3) 到着予定

第4 関係機関との協力体制

海外から救援隊派遣や救援物資の受入れについて、警察、消防、自衛隊及び航空会社、トラック協会等の関係機関と円滑な協力体制を確保する。

第33節 災害種別毎応急対策

(主な実施機関：防災安全班、農林振興班、都市整備班、消防部)

第1 火災応急対策

1 目的

火災発生時には、市は、消防機関はもとより、県、住民、自主防災組織、事業所等の協力も得ながら、他の消防機関等との連携を図りつつ、被害を最小限に食い止めるため、全機能を挙げて、延焼拡大防止措置等を行う。

2 実施責任者

- (1) 市長は、仙南地域広域事務組合消防本部、角田消防署、消防団、角田警察署と連携して、火災の警戒及び防ぎょに関する措置を行う。
- (2) 防災安全班が連絡調整を行う。

3 消火活動の基本

火災による被害を防止又は軽減するため、住民、事業者、自主防災組織等は、火災発生直後の初期消火及び延焼拡大防止措置を行い、また、各防災関係機関は、火災発生直後あらゆる方法により住民等に初期消火の徹底及び延焼拡大防止について呼びかける。

(1) 災害時における消火活動の基本

消火活動にあたっては、火災の状況が消防力を下回るときは、先制防ぎょ活動により一挙鎮圧を図り、また上回るときは次の原則に基づき選択防ぎょにより行う。

ア 重要防ぎょ地区優先の原則

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先して消火活動を行う。

イ 消火有効地域優先の原則

警防区域設定等順位を設定している場合、同位区に複数の火災が発生した場合には、火災有効地域を優先して消火活動を行う。

ウ 市街地火災優先の原則

大量危険物製造、貯蔵、取扱いを行う施設及び大工場等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消火活動を優先とし、それらを鎮圧した後に部隊を集中して消火活動にあたる。

ただし、高層建築物で不特定多数の者を収容する対象物等から出火した場合は、特装車等を活用し、人命の救出を優先とした活動を行う。

エ 重要対象物優先の原則

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に火災が出た場合は、重要対象物の防ぎょ上必要な消火活動を優先する。

オ 火災現場活動の原則

- (ア) 出場隊の指揮者は、災害の状況を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助、救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。
- (イ) 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻撃的現場活動により火災を鎮圧する。
- (ウ) 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火建物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

4 消防団の活動

消防団は、火災が発生した場合、仙南地域広域行政事務組合消防本部の消防隊と協力して以下の消火活動を行う。

(1) 出火警戒活動

災害の発生により火災発生が予想される場合は、地域住民に対して、出火警戒を呼びかける。

(2) 消火活動

出火した場合は、住民と協力して、幹線避難路確保のための消火活動等人命の安全確保を最優先とした初期消火に当たる。

(3) 火災情報の収集伝達活動

関係機関と相互に連絡をとり、災害の情報を収集するとともに、地域住民へ伝達する。

(4) 避難誘導

避難の指示等が行われた場合は、関係機関と連絡をとりながら、住民を安全な場所に誘導する。

5 事業所の活動

(1) 火災が発生した場合の措置

ア 自衛消防隊により消火器等を活用して初期消火に努めるとともに、速やかに消防機関へ通報する。

イ 必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。

(2) 災害拡大防止措置

危険物等を取り扱う事業所において、火災が拡大するおそれのあるときは、周辺地域の住民に対し、避難誘導、立入禁止等必要な措置を講じる。

6 自主防災組織の活動

自主防災組織は、地域の安全を確保するために、地域住民が自主的に結成した防災組織であり、災害発生時には安全な範囲内で以下の活動を行う。

(1) 火気遮断の呼びかけ、点検等

各家庭及び事業所等のガス栓の閉止等の相互呼びかけを行うとともに、その点検及び確認を行う。

(2) 初期消火活動

火災が発生した場合には、消火器等を活用して初期消火に努めるとともに、消防機関に通報する。

7 住民の活動

(1) 火気の遮断

ガス栓の閉止、石油ストーブ、電気機器類等火気の遮断を速やかに行う。

(2) 初期消火活動

火災が発生した場合には、消火器、水道、風呂の汲みおきの水等で初期消火に努めるとともに、消防機関に通報する。

(3) 通電火災の防止

被災直後における通電ショート等による二次的火災の発生を防止するよう努める。

第2 林野火災応急対策

1 目的

林野火災発生時においては、市及び消防機関は関係機関と連携して、初期消火、延焼拡大防止に努めるとともに、速やかな情報の収集、状況分析を行い、必要に応じて広域航空応援等の要請等、迅速かつ的確な消防活動を行う。

また、二次災害の防止を図る等、被害の軽減を図ることを目的に諸対策を講じる。

2 林野火災の警戒

火災警報の発令等林野火災発生のおそれがあるときは、巡視、監視を強化し、地区住民及び入林者に対して警火心を喚起し、火気取扱いの指導取締りを行って、火災の発生を防止するとともに、応急体制を準備する。

(1) 火災警報の発令等

火災気象通報を受けたとき、又は、気象の状況が火災予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報の発令、住民及び入林者への通知、火の使用制限、消防機関の警戒体制の強化等、必要な措置を講じる。

(2) 火災警報の周知徹底

火災警報の住民及び入林者への周知は、サイレン、掲示標等消防信号による周知及び広報車による巡回広報のほか、防災行政無線、テレビ、ラジオ、有線放送等を通じ、周知徹底する。

3 林野火災の防ぎよ

火災発生時の通報通信連絡体制、防ぎよ隊の編成、指揮系統及び消防戦術を整え、関係機関が、一致協力して林野火災の鎮圧にあたる。

(1) 火災通報及び通信体制

ア 消防本部は、火災を発見した者から通報を受けた場合は、直ちに、火災出動計画に基づき出動を指令するとともに、関係消防団の出動を要請する。これと並行して宮城県消防課、仙台森林管理署、角田警察署、大河原地方振興事務所等関係機関に通報する。地区住民及び入林者に対する伝達は、サイレン、広報車等により行う。

イ 市は、火災の規模等から必要と認めるときは、大河原地方振興事務所を通じ、消防課に通報する。

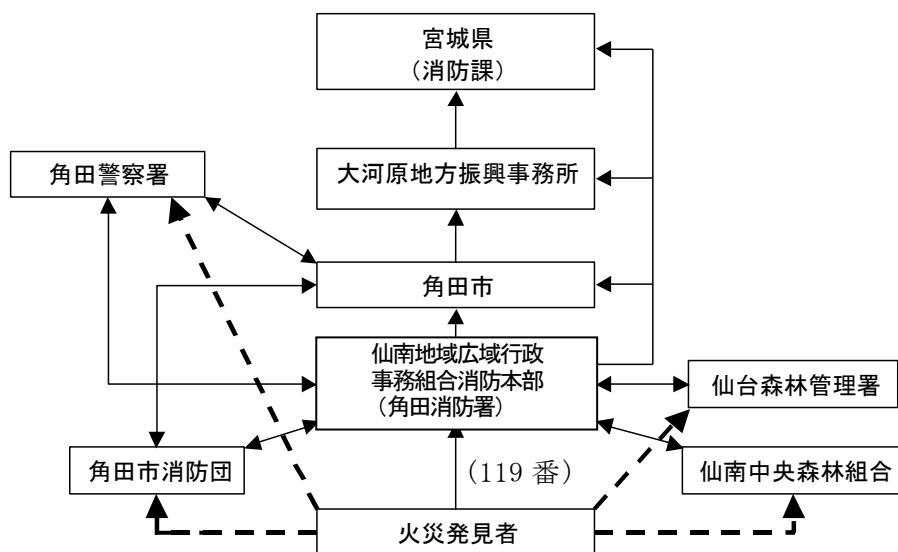


図 通報通信系統図

(2) 消防隊の編成、出動区分等

林野火災が発生した場合の消防隊の招集、集合場所、編成、携行資機材及び出動区分については、角田市消防計画の定めるところによる。

また、林野火災は、長時間にわたる防ぎよ活動が必要なため、食糧、飲料水、医療器材の補給確保を図る。

(3) 相互応援協定による応援要請

火災現場の状況により、後続応援又は関係機関及び付近の一般住民の協力を要請するものとし、他市町への応援要請は本章「第7節 相互応援活動」の定めるところによる。

(4) 自衛隊等への災害派遣要請

林野火災の延焼拡大が甚だしく消防隊及び関係機関並びに付近住民の協力を得ても防ぎよ困難な場合は、市長から知事に自衛隊の派遣を要請するものとし、要請手続き等は本章「第9節 自衛隊の災害派遣」の定めるところによる。

また、火災の拡大状況に応じて、宮城県防災ヘリコプター、仙台市消防ヘリコプター等の応援要請についても考慮する。

(5) 現場指揮本部の設置

火災の拡大状況に応じて、消防機関、他市町の消防機関の応援隊、自衛隊派遣等が統一的指揮のもとに円滑な消防活動が実施できるように現場指揮本部を設置する。現場指揮本部の最高指揮者は仙南地域広域行政事務組合消防長がなり、関係機関の指揮者による連絡会議等を必要に応じ設け、状況に応じた防ぎょ方針を決定し、有機的な組織活動を確保する。

火災の区域が2以上の管轄にまたがる場合の最高指揮者は、当該消防長が協議して定める。

ア 現場指揮本部の設置

現場指揮本部は、付近一帯が見渡せる風横又は風上の高地で無線障害の少ない場所等火災の状況及び防ぎょ作業の状況が把握できる位置に設置するよう努め、旗等により標示する。

イ 現場指揮本部の指揮系統

現場指揮本部の指揮系統は、おおむね次のとおりとする。また、現場指揮本部には、可能な限り、消防通信、その他関係機関の通信施設を集中して設置し、統一的指揮の実施と併せて通信施設の相互利用を図る。

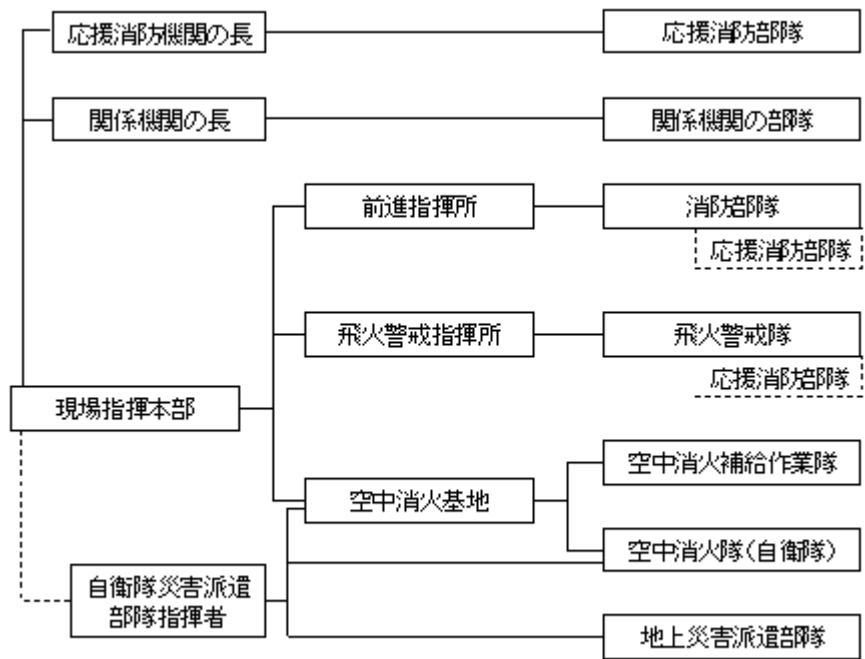


図 現場指揮本部の指揮系統図

(6) 現場指揮本部の編成

現場指揮本部の組織は、おおむね次のとおりとする。

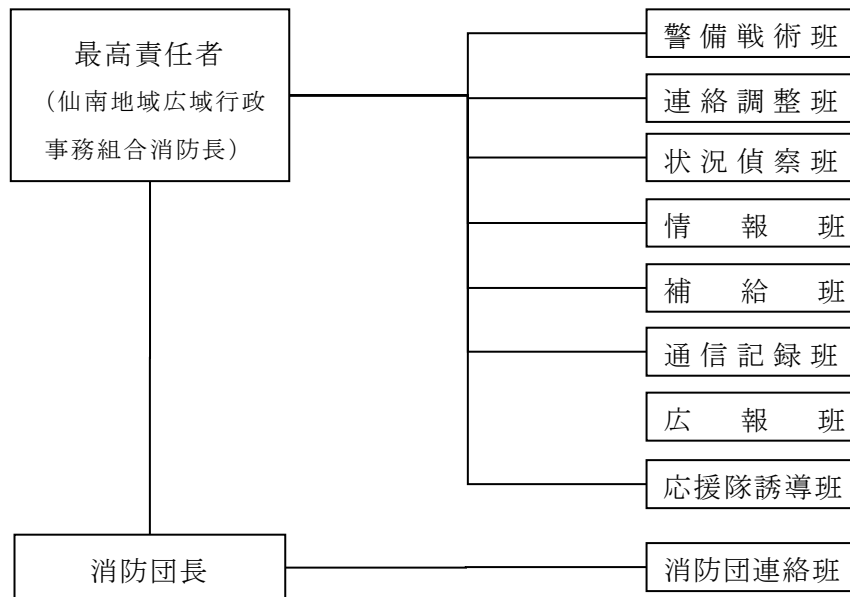


図 現場指揮本部の組織

(7) 任務

各班の業務分担は、次のように区分する。

ア 警備戦術班

防ぎょ線の設定、転進、空中消火、集落警防戦術について、以下の事項に留意して現場最高指揮者を補佐する

- (ア) 消火隊の守備範囲を明確に指示する。
- (イ) 交代要員を確保し、ローテーションを明確に指示する。
- (ウ) 予想される状況変化に応じた作戦をあらかじめ検討する。
- (エ) 出動隊の車両の部署位置等を適正に指示する。

イ 連絡調整班

市、消防本部及び県との連絡調整、他市町村への応援要請等、常に関係機関と連絡できるように体制を作る。

ウ 状況偵察班

火災状況に応じ、延焼方向、入山路の状況、水利の有無等戦術上必要な情報を偵察収集する。

エ 情報班

各方面の状況偵察班、前進指揮班、飛火警戒指揮所及び空中消火隊等からの情報を収集整理する。

オ 補給班

各出動隊に対する資機材、食料、燃料等の調達及び補給を行う。

カ 通信記録班

各消防隊との連絡を確実にを行うため、通信の確保と混乱防止を図り、通信体制を確立する。なお、記録責任者のもとに確実な記録をとる。

キ 広報班

不確実な情報等による不必要な混乱を避けるため、火災の現況、消防隊の活動状況、今後の見通し等について住民に対し巡回広報、報道機関、行政区等を活用し、的確な情報を提供する。特に報道機関に対しては、広報担当者が所定の場所で発表する。

ク 応援隊誘導班

地元消防団等、地理精通者により編成し、応援隊に対し部署位置まで誘導する。

(8) 住民の安全対策

林野火災多発期において、異常乾燥、強風時等の気象条件の時には、時機を逸することなく警戒広報隊等を派遣し、火気の使用禁止及び制限の措置を行うとともに、拡声器等を使用して警火心の高揚に努める。

なお、林野火災発生時においては、次の事項に留意し、住民の安全を図る。

ア 入林者、遊山者のあるときは、入林の状況、所在等について確認に努め、携帯拡声器等を利用し、安全な場所に避難するよう呼びかけ誘導する。

イ 林野内の住家又は山麓周辺の集落地等に延焼拡大のおそれがあるときは、飛火警戒隊等の消防隊は、警戒区域を設定するとともに、建物及びその周辺に予備注水又は防ぎよに適する防火線を設定し、居住者等の協力を得て防ぎよにあたる。

ウ 火災が延焼拡大し、住家等へ延焼し、又は延焼するおそれのある場合、住民の生命又は身体を火災から保護し、その他火災の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市長は、当該住民の避難を指示するものとし、避難の方法等は、本章「第14節 避難活動」による。

(9) 消火方法

ア 地上消火

(ア) 注水による消火

林野の形態は、高低、勾配、植生の状況、水利の状況により異なるので、背負式散水器及び消防ポンプ自動車と小型動力ポンプの組合せによるもの等林野の実態に応じた注水消火体制をとる。

(イ) 叩き消し、土かけによる消火

水利が不足する場合の直接消火として、注水消火と併用して行う。

(ウ) 防火線の設置

火災が拡大したときの延焼を阻止するため、火先の前方等に応急的に防火線を設定する。

(エ) 迎え火

火勢が強く、延焼拡大が盛んで、他に適当な消火方法、手段がない場合、火災の延焼方向の前方において火を放つ迎え火を活用する。

イ 空中消火等

市長は、次の場合、知事に対し林野火災の空中消火等について県防災ヘリコプターの応援を要請し、空中消火等を実施する。

また、状況に応じて、仙台市消防ヘリコプター及び自衛隊の応援、派遣要請についても考慮する。

- (ア) 地形等の状況により地上の防ぎよが困難な場合
- (イ) 火災規模に対して、地上の防ぎよ能力が不足し、又は不足すると判断される場合
- (ウ) 人命の危険、人家等への延焼危険その他重大な事態を避けるため必要と認められる場合
- (エ) その他必要と認められる場合

ウ 防災活動

主な活動内容については、それぞれの機動性等を活かし、次のとおりとする。

- (ア) 災害の状況を把握し、災害対策本部等に報告
- (イ) ケガ人等の搬送
- (ウ) 救援隊・医師等の搬送
- (エ) 災害用資材等の搬送
- (オ) 住民に対する避難指示等の広報活動
- (カ) その他ヘリコプターで対応すべき活動

エ 残火処理

火災鎮火後、次の要領で残火処理の徹底を期する。

- (ア) 残火処理に当たる隊は、それぞれ担当区域を明確にし、責任を持って処理するものとし、未処理部分がないよう配慮する。
- (イ) 残火処理は、風下側の延焼阻止線付近を最優先とし、他は、延焼範囲の外周から順次中心に向かって処理する。
- (ウ) 堆積可燃物の処理にあたっては、注水可能な場合は十分に浸潤させ、残り火の掘り返しを併用しながら入念に消火する。また、注水が十分に行えないときは、可搬式散水装置等の活用を図るとともに、土かけ等によって窒息消火を併用する。
- (エ) 朽木、空洞木等で樹幹内に火が残っているおそれがあるものは、注水又は伐倒して確実に処理する。
- (オ) 残火処理が終了した後も、必要な監視警戒隊を残留し、巡視及び応急措置を行う。

(10) 二次災害の防災活動

林野火災により、荒廃した箇所においては、その後の降雨等により、倒木の流下、山腹・斜面の土砂崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生等の危険性が高いため、市等関係機関は、機能を失った森林に原因する二次災害の発生予想・影響を検討し、必要な措置を講じる。

第3 土砂災害応急対策

1 目的

土砂災害の被害軽減を図るための必要な応急対策に関して定める。

2 実施責任者

市長は、災害を防止するため応急措置する。

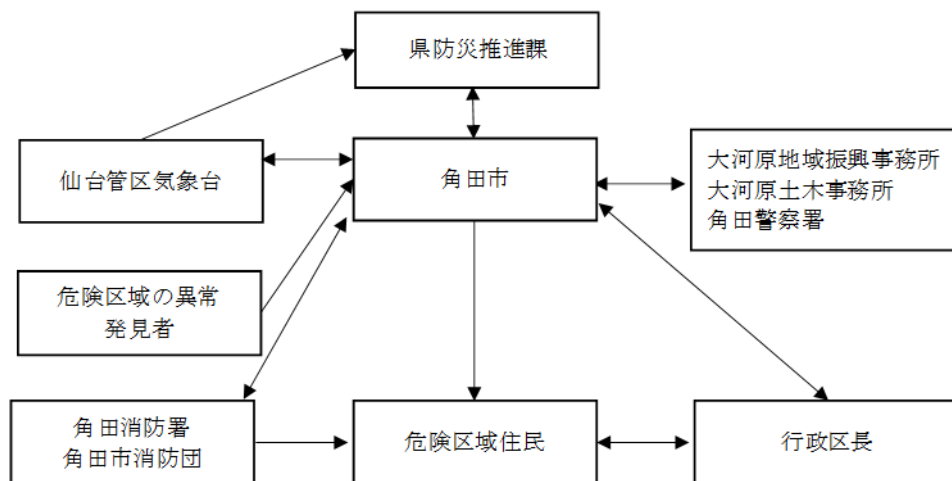
3 警戒体制

災害の発生するおそれがある場合においては、県及び気象台と密接な連携をとりながら雨量を把握し、本章「第6節 警戒活動」に基づき警戒体制をとる。

4 気象警報等及び情報の収集伝達

(1) 情報収集・伝達系統

仙台管区気象台が発表する気象警報等の情報収集・伝達は、本章「第1節 防災気象情報等の伝達」により行うもののほか、危険区域の雨量等は、次により情報収集・伝達する。



情報収集・伝達系統図

(2) 情報収集・伝達責任者及び伝達先

- ア 情報収集・伝達責任者は、防災安全班長とする。
- イ 伝達先については、資料編2－1－10による。

(3) 情報収集・伝達方法

防災安全班は、本章「第1節 防災気象情報等の伝達」、「第2節 情報の収集・伝達」、「第4節 災害広報活動」、「第6節 警戒活動」に基づき情報の収集・伝達活動を行う。

5 降雨量等の把握

防災安全班は、随時国、県の雨量観測所及び気象台の土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）等の補足情報を把握する。

6 非常警戒巡視

市長は、気象予警報が発表され、警戒体制がとられ災害発生のおそれがあると認めた場合は、消防団員等による危険区域の非常警戒巡視を実施し、危険区域の状況に亀裂、竹木等の傾倒、人家の損壊等の異常を発見した場合は、地表水の排除、土留め等の応急工事を速やかに実施する。

なお、住民は、危険区域に異常を発見した場合、直ちに防災安全課、角田警察署、角田消防署のいずれかに通報する。

非常警戒巡視体制は、資料編3－2－2のとおりである。

7 避難

避難については、本章「第14節 避難行動」に定めるところによる。

(4) 避難の誘導

避難の指示を行ったときは、避難経路、避難場所の安全確保のため支障となるものを排除するとともに、次の誘導責任者、誘導員により人命の安全を最優先し、特に要配慮者に配慮する等、状況に応じた適切な誘導を実施する。

ア 地すべり等危険箇所は、「第2章 第1節 風水害等に強い都市づくり」による。

イ 避難誘導は、危険箇所等の地区を所轄する消防団員が行い、誘導責任者は、当該地区の分団長とする。

(5) 避難場所

危険区域ごとの避難場所は、資料編2-16-1のとおりとする。

(6) 救助

災害に際し、人命の保護救出については、本章「第10節 救急・救助活動」による。

(7) 応急工事

危険区域の状況に異常が発見され、がけくずれ等災害発生のおそれがある場合は、防止対策として、地表水の排除等の応急工事を実施する。

市内の主な建設業者は資料編3-33-1のとおりである。

表 工事方法、担当者等

応急工事の方法	施工材料等	施工担当者
土のう積	麻袋、土砂	都市整備課長
柵工	板、杭	〃
シート張	シート	〃

第4 水害応急対策

1 目的

市内には未改修の河川等があり、台風等による大雨や集中豪雨等により、堤防の決壊等の被害が発生するおそれがある。

このため、角田市水防計画に基づき水防体制を確立し、水害対策を実施する。

また、過去の災害等の事例、自然条件及び水防施設状況を基に、重点的に水防活動を実施すべき地域をあらかじめ調査検討し、配備体制等を充実する。

2 実施責任者

仙台河川国道事務所角田出張所は、阿武隈川の洪水予報、水防警報の発表、伝達等を行うとともに、応急対策工事を実施する。

大河原土木事務所は、阿武隈川の洪水予報、水防警報の伝達等を行うほか、管理する河川の情報連絡等を行うとともに、必要に応じ応急対策工事を実施する。

市長は、洪水予報、水防警報の伝達を受けて、速やかに住民等に避難指示等を行うとともに、角田市水防計画に基づき水防体制の確立を図る。

3 水害情報の収集・伝達

防災安全班は、本章「第1節 防災気象情報等の伝達」、「第2節 情報の収集・伝達」、「第4節 災害広報活動」、「第6節 警戒活動」に基づき情報の収集・伝達活動を行うとともに、雨量・河川水位等の観測情報を県総合防災情報システム、東北地方整備局ホームページ、県ホームページ、携帯電話（宮城県「川の防災情報」）、河川流域総合情報システム等により監視するとともに、これらの情報に留意し、重要水防区域及び危険な箇所や二次災害につながるおそれのある河川施設や、ため池、堤防等の施設の管理、警戒を行い、被害状況等を把握する。

特に集中豪雨等による急激な出水、増水に迅速に対処するとともに、的確な避難の指示をする。

4 河川等施設被害の拡大防止

(1) 護岸の損壊等による浸水防止

護岸の損壊等による浸水被害が生じた場合、被害状況に応じて土のう積み等の浸水防止措置を講じ、二次災害を防止する。

(2) 河川堤防の決壊等による出水防止

河川堤防の損壊や亀裂等による被害が生じた場合は、被害状況に応じた出水防止措置を講じる。

第5 危険物等災害応急対策

1 目的

災害により危険物施設等が被害を受け、危険物等の流失、その他の事故が発生した場合は、施設等の被害程度を速やかに把握し、二次災害を防止するための迅速かつ適切な応急措置を講じるとともに、事業所の関係者及び周辺住民等に対する危害防止を図るために、防災関係機関は相互に協力し、総合的な被害軽減対策を実施する。

2 住民への広報

市及び危険物施設等の管理者は、災害の被災による事故の情報の速やかな公表と、環境汚染に対処するため、流出危険物の組成を明らかにしその対応策を的確に伝える。

また、処理に対する作業の進捗情報を整理し広報するとともに、住民等から数多く寄せられる、問い合わせ、要望、意見等に適切な対応を行える体制を整備する。

3 消防法に定める危険物の応急措置

- (1) 危険物製造所等の管理者等は、災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合には、直ちに火気使用を禁止し、取扱いを中止する等の災害に対応する応急保安措置を実施するとともに、速やかに角田消防署に通報し、必要な指示を受ける。
- (2) 仙南地域広域行政事務組合理事長は、災害が発生するおそれがある場合は、事前措置の周知徹底、立入検査又は巡回調査等を実施し、応急措置の万全を図る。

- (3) 仙南地域広域行政事務組合理事長は、災害時において危険物製造所等の管理者等に対し、応急保安措置の実施及び対策、所要人員の配置等に関し、必要な指示を行い、又は報告を求める。
- (4) 危険物製造所等の管理者等は、災害時における応急保安措置に必要な消防用機械器具及び防災資材等の確保並びにその機能の点検確認を行う。
- (5) 災害が拡大するおそれがあり、地域住民に影響を与えると認められるときは、市長は、災害の状況について広報するとともに安全な場所への避難誘導を行う。

4 火薬類の応急措置

- (1) 火薬類製造・販売等の事業者は、災害発生時には、火薬類による災害が発生しないよう次の対策を講じる。
 - ア 火薬類製造施設においては、製造を停止し、緊急点検を行う。
 - イ 火薬庫及び庫外貯蔵所においては、施設及び貯蔵状態の異常の有無等を緊急確認する。
 - ウ 消費場所においては、火工所、切羽等の異常の有無を適宜確認する。
- (2) 消防関係機関は、火薬類を取り扱う業者に対し、二次災害防止のため、警察等関係機関と密接に連携し、施設に対する迅速かつ適切な措置がとられるよう調整、指導、助言を行う。
- (3) 市長は、火薬による災害の拡大が予想される場合は、火薬庫又は火薬類の所有者及び防災関係機関に対し、速やかに応急保安措置を講ずるよう要請するとともに、必要に応じ知事に連絡する。

5 高圧ガスの応急措置

- (1) 高圧ガスの販売業者又は高圧ガスの消費者は、災害時において高圧ガスの施設に危険な状態が予想されるとき、又は高圧ガスによる災害の拡大が予想される場合は、速やかに使用を中止し、設備内のガス充てん容器を安全な場所に移し、又は放出する等の保安措置を実施するとともに、監視員を配置する等警戒体制に万全を期する。
- (2) 市長は、災害時において高圧ガスによる災害の拡大が予想され、又は事前措置を図る必要があると認められる場合は、高圧ガスの所有者等及び地域内の関係機関に対し、速やかに応急保安措置を講じるよう要請するとともに、必要に応じ知事に連絡し、処分等を依頼する。
- (3) 災害が拡大するおそれがあり、地域住民に影響を与えると認められるとき、市長は災害の状況について広報するとともに、安全な場所への避難誘導を行う。

第6 航空災害予防対策

航空機事故等による災害から乗客及び地域住民等を守るため、県、防災関係機関との緊密な協力のもとで応急対策を実施し、被害の拡大を防御又は被害の軽減を図る。

第7 鉄道災害応急対策

1 目的

災害が発生した場合、被害を最小限にとどめ、輸送の確保を図るため、防災関係機関は早期に初動体制を確立し、被害状況を把握するとともに、的確な応急対策を実施する。

2 実施責任者

阿武隈急行(株)は、災害発生時には安全運行を確保するとともに、市及び関係機関と協力の上、災害応急対策を実施する。

3 組織の設置

災害が発生した場合又は災害が発生するおそれがある場合、阿武隈急行(株)は災害対策本部、現地災害対策本部等を設置するとともに、非常要員を配置する。

4 災害等による異常事態が発生した場合の措置

災害による異常事態が発生した場合には、次の措置を講じる。

(1) 気象異常等の場合

列車若しくは車両の運転又は線路の保守に従事する係員は、降雨、降雪等により災害が発生するおそれがある場合又は気象通報を受領した場合は、列車又は車両の運転に特段の注意をし、厳重な警戒をしなければならない。

(2) 雨の場合

ア 観測値等の注意

運転指令は、雨量の観測機器が設置されている箇所においては、定められた観測値又は警報の表示に注意を払わなければならない。

(ア) 「要注運転」の警報の表示があったときは、運転規制区間に関係する列車に対して、要注運転の指令をする。

(イ) 「運転中止」の警報の表示があったときは、運転規制区間に関係する列車に対して、運転中止の指令をする。

イ 運転規制の実施等

運転指令又は駅長は、降雨により災害が予想される場合又は施設係員から通告があった場合は、すみやかに、列車の運転速度を制限するか又は列車の運転を見合わせる(以下「運転規制」という。)等必要な手配を行わなければならない。

ウ 運転規制の解除

運転指令は、施設係員から運転規制の必要がなくなった旨の通告を受けた後でなければ運転規制の解除を指令してはならない。

(3) 強風の場合

ア 風速が毎秒 25m以上となったときの処置

運転指令は、風速が毎秒 25m以上となったと認めたときは、次の各号より運転規制を指令しなければならない。

(ア) 「要注運転」の警報の表示があったときは、運転規制区間に関係する列車に対して、要注運転の指令をする。

(イ) 突風等のために列車の運転に危険があると認めたときは、その状況に応じて、一時、列車の運転を見合わせる。

(ウ) 留置してある車両に対し、嚴重に転動を防止する手配をする。

運転士は、要注運転の指令を受けたときは、規制区間を毎時 25km 以下の速度で注意して運転する。

イ 風速が毎秒 30m 以上となったときの処置

運転指令は、風速が毎秒 30m 以上となったと認めたときは、一時、列車の運転を中止するよう指令する。

駅長は、風速が毎秒 30m 以上となったと認めたときで、運転指令がないとき又は指令を受けることができないときは、一時、列車の運転を中止して、速やかにその状況を運転指令に報告しなければならない。

ウ 運転中に強風に遭遇したときの運転士の取扱い

運転士は、風速の激しい箇所は、努めて列車の速度を変化しないようにし、急にブレーキを緊締しないこと。

また、列車の運転が危険であると認めたときは、橋りょう等を避け努めて安全な箇所に停止する。

エ 運転規制の緩和又は解除の取扱い

運転指令は、風速計の記録又は強風警報表示装置の表示等により 30 分間以上にわたって、風速が列車の運転中止又は要注運転をする値をこえていないことを確かめてから、列車の運転再開又は列車の要注運転の運転規制の解除を指示する。

(4) 濃霧又はふぶきの場合

ア 駅長及び車掌の処置

駅長は濃霧又はふぶきの状況を運転指令に報告し、閉そくに承認を与えた後は、列車の進路を支障しない。

車掌又は駅長は、出発合図を行う場合で、濃霧又はふぶきのため、運転士から出発信号機の信号現示が確かめられないときは、その列車に対する出発信号機に進行を指示する信号が現示されている旨を運転士に通告しなければならない。

イ 運転士の処置

運転士は、運転の途中で濃霧又はふぶきに遭遇したときは、その状況を運転指令に報告し、信号の確認距離の範囲内に停止することができる速度で注意して運転する。

この場合、信号機の信号の現示を認めることができないときは、一旦停止する。

ウ 列車を停車場から出発させる場合で、車掌又は駅長から出発信号機に進行信号を指示する信号が現示されている旨の通告を受けたときは、それにより列車を進行させる。

エ 運転中止

運転指令は、信号の確認距離が 50m 以下になったと認めたときは、「列車運転中止」の指令を、その必要がなくなったときは、「解除」の指令をする。

駅長は、気象の急変により信号の確認距離が 50m 以下になったときで、運転指令の指示を受けることができない場合は、相手停車場の駅長と打ち合わせて列車の運転を中止することができる。

この場合、列車の運転を中止したときは、速やかにその状況を運転指令に報告する。

5 連絡通報体制

災害による事故・災害が発生した場合の連絡体制は下図のとおりである。

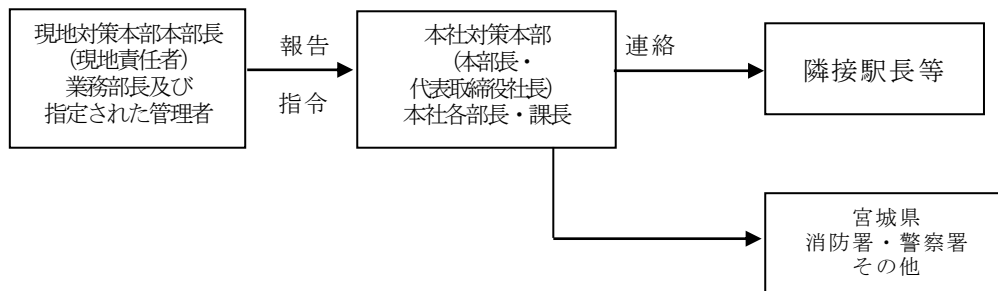


図 事故・災害発生時連絡体制

6 避難誘導

災害発生時、駅のコナコース、改札口等において、利用客の見やすい場所に、誘導上必要な情報の内容を提示するとともに、随時放送を行い情報の周知徹底を図る。

列車においては、乗客に速やかに不通の状況、その列車の運行状況、接続関係等を詳しく案内するとともに、状況に応じた適切な誘導に努める。

また、災害時における応急資機材等の輸送のための緊急自動車等の整備に努める。

第8 道路災害応急対策

1 目的

道路災害による負傷者等の発生や道路機能の支障発生に対しては、道路管理者及び防災関係機関は密接な連携を確保して、速やかな応急対策を講じる。

2 実施責任者

道路管理者は、災害が発生したとき又は発生するおそれがあるときは、速やかに緊急点検を実施する。

3 事故発生時における応急対策

(1) 被災状況等の把握

道路管理者は、関係団体等と協力し、災害発生直後にパトロール等の緊急点検を実施し、被災状況等を把握するとともに、負傷者等の発生があった場合には、速やかに関係機関に通報する等、所要の措置を講じる。

(2) 負傷者の救助・救出

道路災害による負傷者が発生した場合には、関係機関は連携を図りながら、速やかに救助救出活動を行う。

(3) 交通の確保及び緊急輸送体制の確保

道路管理者は、道路が災害を受けた場合、障害物の除去、応急復旧工事に着手し、交通の確保に努める、また、緊急輸送車両、緊急自動車の通行が必要なときは、緊急輸送道路ネットワーク計画に基づく緊急輸送道路を優先して交通を確保する。

(4) 二次災害の防止対策

道路管理者は、災害発生後、現地点検調査により、道路施設等の被害が拡大することが予想される場合は、所要の応急措置を講じるとともに、交通規制や施設使用の制限を行い、二次災害を防止する。

4 情報の収集、連絡体制の整備

道路管理者は、関係機関相互間において、夜間、休日の場合等においても対応できる情報の収集、連絡体制の整備を図る。

第4章 災害復旧・復興対策

第1節 災害復旧・復興計画

(主な実施機関：防災安全班、都市整備班、農林振興班、上下水道部、商工観光班、まちづくり推進班、財政班、教育総務班、保健福祉班)

第1 目的

この計画は、大規模災害発生後の一刻も早い被災者の生活の安定、社会経済活動の基盤の再構築を図るとともに、長期的な視点から災害に強いまちづくりを構築していくことを目的とする。

第2 災害復旧・復興の基本方向の決定等

1 基本方針の決定

市は、被災地の再建を行うため、被害状況及び地域特性並びに応急復旧後の状況等を考慮し、必要に応じ国等関係機関と協議を行い、現状復旧を目指すか、あるいは、災害に強いまちづくり等の中長期的、計画的復興を目指すかについて早急に検討し、基本方向を定める。

2 住民意向の尊重

被災地の復旧・復興については、市が主体となり、住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行う。

3 女性及び要配慮者の参画促進

市は、復旧・復興のあらゆる場・組織において、男女共同参画の観点から女性の参画を促進するとともに要配慮者についても、参画を促進するよう努める。

4 職員派遣等の要請

市は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ県等に対し職員の派遣、その他の協力を求める。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用する。

また、市は、必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する。

第3 災害復旧計画

1 基本方針

市は、被災者の生活再建はもとより、被災施設等の復旧においては、現状復旧にとどまらず、災害に強いまちづくりを視野に入れ、必要に応じて改良復旧を行う。これらの災害復旧を効率的かつ効果的に進めるため、必要に応じて災害復旧計画を速やかに策定し実施する。

2 事業計画の策定

市は、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分に調査し、それぞれの所管する公共施設に関する復旧計画を速やかに策定する。その計画はおおむね次の計画とする。

なお、計画の策定にあたっては、関係機関と連絡調整を図りながら被災原因、被災状況等を的確に把握し、基本方針との整合を図りながら策定する。

(1) 公共土木施設災害復旧事業計画

(公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号))

ア 河川	キ 道路
イ 海岸	ク 港湾
ウ 砂防設備	ケ 漁港
エ 林地荒廃防止施設	コ 下水道
オ 地すべり防止施設	サ 公園
カ 急傾斜地崩壊防止施設	

(2) 農林水産業施設災害復旧事業計画

(農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号))

(3) 都市災害復旧事業計画

(都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業費事務取扱方針)

(4) 水道施設並びに清掃施設等災害復旧事業計画

(水道法(昭和32年法律第177号)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号))

(5) 社会福祉施設災害復旧事業計画

(生活保護法(昭和25年法律第144号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)、老人福祉法(昭和38年法律第133号)、売春防止法(昭和31年法律第118号))

(6) 公立学校施設災害復旧事業計画

((公立学校施設災害復旧費国庫負担法(昭和28年法律第247号))

(7) 公営住宅災害復旧事業計画

(公営住宅法(昭和26年法律第193号))

(8) その他災害復旧事業計画

3 事業の実施

- (1) 市は、復旧を迅速に進めるため、必要な職員の配備及び職員の応援並びに派遣等について、必要な措置を講じる。
- (2) 市は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設等の復旧事業、災害廃棄物及び堆積土砂の処理事業を行い、又は支援する。
- (3) 市は、工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、県及び国に対し、権限代行制度による支援の要請を行う。
- (4) 市及び県は、重要物流道路及びその代替・補完路の災害復旧に対して、実施に高度な技術又は機械力を要する工事で国の権限代行制度による支援が必要な場合には、国に要請を行う。
- (5) ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧に当たり、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示する。
- (6) 警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、市、業界団体等に必要な働きかけを行う等、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

4 災害復旧事業に伴う財政援助

法律に基づき一部負担又は補助するもの

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)
- (2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法(昭和28年法律第247号)
- (3) 公営住宅法(昭和26年法律第193号)
- (4) 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)
- (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)
- (7) 予防接種法(昭和23年法律第68号)
- (8) 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針
- (9) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)
- (10) その他

第4 災害復興計画

災害復興は、被害を受けた施設の従来の機能回復はもとより、各地域における災害の教訓や地域的特色を活かしながら、災害に強いまちづくり等の将来的なビジョンを明確にし、復興を図る。

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、この災害復興事業を可及的速やかに、効率的かつ効果的に実施するため、市は被災後、必要に応じ速やかに災害復興に関する基本方針及び復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を推進する。

1 復興計画の基本方針

市は、復興の必要性が認められた場合は、復興方針を策定する。

2 復興計画の策定

(1) 市の復興計画の策定

市は、復興方針に基づき、具体的な災害復興計画を策定する。

また、市は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律(平成 25 年法律第 55 号)を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害によって土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

(2) 被災前の地域課題等の考慮

市は、復興計画の策定に当たっては、被災前の地域の課題等を把握し、被災を契機に都市構造や地域産業をより良いものに改変するよう関係機関等と調整を図り事業を推進するとともに、地域のコミュニティの維持・回復や再構築に十分配慮する。

(3) 地域全体での合意形成

市は、住民に対して、復興計画を策定していく過程において地域全体の合意形成を図るとともに、事業に係る説明責任を果たすよう努める。

3 復興事業の実施

市は、復興事業を早期に実施するため、必要な職員の配備及び職員の応援並びに派遣等について必要な措置を講じる。

第5 災害復興基金の設立等

市は、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

第6 復興組織体制の整備

県は、災害の規模等必要に応じて、復興組織体制の整備を図り、被災者及び被災市町村を支援する。

第2節 生活再建支援

(主な実施機関：税務班、市民班、保健福祉班、商工観光班)

第1 目的

市は、被災者の自立的生活再建を支援するため、県及び防災関係機関と相互に連携し積極的な措置を講じる。

その際、市は被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

第2 罹災証明書の交付

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、住家被害の調査や罹災証明書交付の担当部局をあらかじめ定め、他の自治体や民間団体との応援協定の締結や応援の受入れ体制の構築等を計画的に進める等して、罹災証明書交付に必要な業務の実施体制の確保に努め、災害時速やかに被災者に罹災証明書を交付する。また、必要に応じて、効率的な罹災証明書の交付を行うため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。

なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真等を活用する等、適切な手法により実施するものとともに、住家被害の調査・判定を実施する際は、早期に実施できるよう関係部局と非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討するよう努める。

第3 被災者台帳

市は、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の支援の総合的かつ効率的な実施に努める。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

第4 被災者生活再建支援制度

自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金に国の資金を上乗せして、被災者生活再建支援金を支給することにより、被災地の速やかな復興を図り、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興を図るものであり、災害が発生した場合は、積極的に活用を図るものとする。

その主な内容は次のとおり。

- 1 適用災害：暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、噴火その他異常な自然現象により、次のいずれかに該当する被害が発生した災害。

なお、適用災害とする場合は、県からその旨公示される。

- (1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町村の区域における自然災害
- (2) 10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村の区域における自然災害
- (3) 100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した都道府県の区域における自然災害
- (4) (1)又は(2)の市町村を含む都道府県区域内で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市区町村(人口10万人未満に限る)における自然災害

- (5) 5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生し、(1)～(3)の区域に隣接する市町村(人口10万人未満に限る)における自然災害
- (6) (1)若しくは(2)の市区町村を含む都道府県又は(3)の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市区町村(人口10万人未満に限る)、2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市区町村(人口5万人未満に限る)における自然災害

2 対象世帯

- (1) 住宅が全壊した世帯
- (2) 住宅が半壊し、又は敷地に被害が生じ、やむなく解体した世帯
- (3) 災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯
- (4) 住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯(大規模半壊世帯)
- (5) 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難であると認められる世帯(中規模半壊世帯)

3 支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。ただし、単数世帯の支給額は各該当欄の金額の3/4となる。

被害程度	支給額		計	
	住宅の被害程度に応じて支給する支援金 (基礎支援金)	住宅の再建方法に応じて支給する支援金 (加算支援金)		
全壊	100 万円	建設・購入	200 万円	300 万円
解体 (半壊・敷地被害)		補修	100 万円	200 万円
長期避難		賃貸 (公営住宅以外)	50 万円	150 万円
大規模半壊	50 万円	建設・購入	200 万円	250 万円
		補修	100 万円	150 万円
		賃貸 (公営住宅以外)	50 万円	100 万円
中規模半壊	—	建設・購入	100 万円	100 万円
		補修	50 万円	50 万円
		賃貸 (公営住宅以外)	25 万円	25 万円

4 支給対象となる経費及び支給要件

支援金の使途に限定はなく、年齢・年収等の支給要件の制限も設けられていない。

5 被災者生活再建支援法人の指定

被災者生活再建支援法人(以下「支援法人」という。)として、(公財)都道府県センターが指定されており、県は、支援金の支給に関する事務の全部をこの支援法人に委託している。

6 支援金支給手続き

被災者世帯主は、被災住所地の市区町村に支給申請書を提出する。提出を受けた市区町村は、申請書等を確認、取りまとめの上、県へ送付する。

県は、各市区町村から送付された申請書等を確認、取りまとめの上、委託先である(公財)都道府県センターへ送付する。送付を受けた(公財)都道府県センターは申請書類を審査の上、支給を決定し、被災者に支援金が支給される。

7 受付体制の整備

市は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図るよう努める。

また、罹災証明書交付のための調査や発行事務の効率化を図るため、マニュアルの作成に努めるとともに、先導的な事例や被災者支援システム等の活用について検討を行い、所要の体制の整備を図るよう努める。

8 独自支援措置の検討

市及び県は、被災者生活再建支援法の適用条件に満たない規模の自然災害が発生した際に、同法の趣旨を踏まえ、独自の支援措置を講じることができるよう、必要な措置を講じるよう努める。

第5 地震保険・共済の活用

市は、家屋等が被災した場合、復旧に要する費用が多額にのぼるおそれがあることから、被災した場合でも、一定の保証が得られるよう、住民の地震保険・共済への加入の促進に努めるものとする。

第6 資金の貸付け

1 災害援護資金

市は、災害救助法が適用された災害により、家屋の全壊又は半壊等の被害を受けた世帯に対し、その生活の立て直しに資するため災害援護資金の貸付を行う。

市は、県の指導助言を受け、貸付制度について広く周知するとともに、これらの事務を適切かつ速やかに実施する。

2 母子父子寡婦福祉資金

市は、県との緊密な連携のもとに、母子父子寡婦福祉資金の貸付制度について広く周知する。

3 生活福祉資金

県社会福祉協議会は、被災者に対して生活福祉資金の福祉費により災害を受けたことにより臨時に必要な経費を予算の範囲内で市社会福祉協議会を通じて、貸付ける。

貸付対象世帯は、災害弔意金の支給等に関する法律が適用されない小規模な災害(同法の適用がされた地域であっても被害の程度により災害援護資金の貸付対象とならない場合を含む)や火災等自然災害以外の災害により、住宅や家財道具に被害があったときや、主たる生計の手段である田畑、工場、倉庫等に被害を受けた世帯で、次のいずれにも該当する世帯であること。

- (1) 貸付条件に該当する低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯であること。
- (2) 資金の貸付けに併せて必要な支援を受けることにより自立、再建できると認められる世帯であること。
- (3) 必要な資金の融通を他から受けることが困難である世帯、又は他から資金を借入れすることができない世帯であること。

表 生活福祉資金の福祉費による災害を受けたことで臨時に必要な経費の貸付限度

資金の目的	貸付上限額	据置期間	償還期限
災害を受けたことにより臨時に必要な経費	150万円以内	6月以内	7年以内

4 一般住宅復興資金の確保

県は、独立行政法人住宅金融支援機構及び地元の金融機関等の協力を求め、生活の本拠である住宅の被害を復旧するための資金の確保を支援するための相談窓口等を設置する。また、必要に応じ被災市町村と協調して融資に対する利子補給等の処置を講じる。

第7 生活保護

市の社会福祉事務所は、生活保護法による被生活保護世帯が災害に遭い、災害救助法の適用を受けない場合においては、生活保護法に基づく基準の範囲内で被服費・家具什器費・教育費・住宅維持費等を支給する。

第8 その他救済制度

市は、自然災害により死亡した者の遺族に対し、県の指導助言のもと、災害弔慰金を支給するとともに、精神又は身体に重度の障害を受けた者に対し、災害障害見舞金を支給する。ただし、弔慰金、見舞金とも労災等他の制度による給付金が支給されない場合に限る。災害弔慰金、災害障害見舞金の支給要件は、資料編4-2-1のとおりである。

第9 税負担等の軽減

市は、必要に応じ、地方税の期限延長、徴収猶予及び減免を行い、被災者の負担軽減を図る。また、市は必要に応じ、国保制度における医療費負担及び保険料の減免を行う。

1 国民健康保険税の減免

市は、国民健康保険の被保険者について、被害の程度により、国民健康保険税の納期未到来分の一部又は全部を免除することができる。

2 国民健康保険税の減免の基準

国民健康保険税の減免基準は、国民健康保険税条例施行規則第2条別表に定めるところによる。

- (1) 災害により障害者となったとき 9/10 を減免
- (2) 住宅又は家財が損害を被ったとき

被災した被保険者世帯が所有する住宅又は家財について、災害により受けた損害の金額が、その住宅又は家財の価格の30%以上であるもので、前年中の合計所得が1,000万円以下のものに対し、次の表に定める区分により減免を行う。

表 国民健康保険税の減免割合

合 計 所 得 額	住 宅 又 は 家 財 の 損 害	
	3/10 以上 5/10	5/10 以上
①500 万円以下	1/2	10/10
②500 万円超	1/4	1/2
③750 万円超、1,000 万円以下	1/8	1/4

3 国民健康保険一部負担金の減免等

市は、国民健康保険税の減免と同様に国民健康保険の被保険者について、被災の程度により、一部負担金を減免することができる。

一部負担金の減免等の基準は、市（保険者）が定め減免等を行う。

角田市国民健康保険一部負担金減免及び徴収猶予の取扱基準は、資料編4-2-2のとおりである。

4 地方税の減免

市は、被災した住民に対し、地方税、介護保険料、使用料等の納期限の延長、徴収猶予及び減免をそれぞれの減免基準に基づいて行う。

5 授業料の減免等

- (1) 県は、県立学校在学者で災害による被害を受け、生活に困窮を来した生徒に対し、授業料の減免の措置を講じる。
- (2) 県は、私立高等学校の設置者が、被災した生徒の授業料を減免した場合、当該設置者の申請に基づき必要な助成を行う。

第10 雇用対策

1 公共職業安定所の措置

被災者が災害のため転職又は一時的に就職を希望する場合は、公共職業安定所と連絡協力して職業のあっせんに努める。

大河原公共職業安定所長は、被災者の雇用の維持を図るとともに、被災求職者の雇用を促進するため、以下の措置を講じる。

- (1) 離職者の発生状況、求人・求職の動向等の情報収集
- (2) 被災者のための特別相談窓口等の設置
- (3) 雇用保険失業給付の特例支給の要請
- (4) 雇用調整助成金の特例適用の要請
- (5) 被災事業主に対する労働保険料の特例措置

2 市の措置

市は、被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせるよう努める。

第11 相談窓口の設置

市は、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するよう努める。居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体と避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するよう努める。

第3節 住宅復旧支援

(主な実施機関：都市整備班、建築住宅班、まちづくり推進班)

第1 目的

市は、被災者の生活再建を支援するため、生活基盤である住宅について、被災者による自力再建を基本とした住宅再建支援を行うとともに、必要に応じて公営住宅の供給を行う。

第2 一般住宅復興資金の確保

市は、県が設置する一般住宅復興資金相談窓口等と協調し、住宅再建支援措置を講じる。

第3 住宅の建設等

市は、必要に応じ、災害により住宅を滅失した被災者の居住の安定を図るため、災害公営住宅の建設等又は公営住宅の空き家を活用する。

1 災害公営住宅の建設等

(1) 災害公営住宅の確保

市は県の指導・支援のもと、自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、住宅被害の状況、被災者の要望等に応じ、公営住宅法に基づく災害公営住宅を建設若しくは買取又は被災者へ転貸するために借上げる。

(2) 災害公営住宅の建設等における指導・支援

知事は、災害公営住宅の建設を行う市に対し、適切に指導・支援を実施するとともに、市が対応困難な場合には、知事が建設等を行う。

(3) 生活維持の支援

市は、復興過程の被災者については、応急仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援する。

(4) 計画的な恒久住宅への移行

市は、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、提供期間の終期を待つことなく恒久住宅への円滑な移行に向けた取組を計画的に実施する。

2 公営住宅の空き家の活用

公営住宅の入居者資格を有する被災者（災害が大規模な場合等において、被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条の規定に該当する者については、同条に規定する公営住宅の入居者資格の特例を適用する。）に対しては、既存公営住宅等の空き家を活用し、優先的に入居できる措置を講じる。

第4 防災集団移転促進事業の活用

市は、被災地域又は災害危険区域のうち、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の防災のための集団的移転を促進する。

1 事業主体

市(例外として、市の申し出により当該事業の一部を県が実施することができる。)

2 移転促進区域

(1) 被災地域

集団移転促進事業を実施しようとする年度又はその前年度において発生した災害(地震、豪雨、洪水、高潮その他の異常な自然現象)にかかるもの

(2) 災害危険区域

建築基準法第39条第1項の規定により条例で指定された区域

3 補助制度等

(1) 国の補助

以下の経費について、事業主体に対して補助を行う。

(補助率：ア～カは3／4、キは1／2)

- ア 住宅団地の用地取得造成
- イ 移転者の住宅建設・土地購入に対する補助(借入金の利子相当額)
- ウ 住宅団地の公共施設の整備
- エ 移転促進区域内の宅地等の買い取り
- オ 住宅団地内の共同作業所等
- カ 移転者の住居の移転に対する補助
- キ 事業計画の策定

(2) 地方債の特別措置

地方財政法第5条第1項各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもってその財源とすることができる。

第4節 産業復興支援

(主な実施機関：商工観光班、農林振興班)

第1 目的

市は、県と連携し、被災した中小企業者及び農林業者等施設の災害復旧と経営の維持安定を図るため、各種資金の融資が円滑に行われるように、必要な措置を講じるとともに、経営の維持・再生、起業等への支援策の充実を図るよう努める。

第2 中小企業金融対策

- 1 市は、県と協議して被災した中小企業者に対し、経営安定資金等の利用について周知を図るとともに、被害が甚大な場合には、県信用保証協会及び地元金融機関等と協議の上、災害復興資金のより円滑な融通を図る。
- 2 県は、事業協同組合や商店街振興組合等が被災施設の復旧又は施設の復旧に当たり新たな施設整備をする場合に、高度化事業(災害復旧貸付)により資金の貸付を行う。
- 3 県は、その地域の特性に考慮し、地場産業や商店街の復興に配慮するとともに、地域の自立的経済発展を促進するため、将来に向けた基盤整備等を行う。

第3 農林漁業金融対策

県は、市や関係融資機関と協力して、既借入制度資金の償還条件の変更や県単災害対策資金の創設等、円滑な災害復興資金の融通を図るとともに、被害が甚大な場合には、貸付条件の緩和や天災融資法の発動、日本政策金融公庫資金(農林水産分野)による資金融通を要請し、資金需要への対応を図る。

第4 相談窓口の設置

市は、被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を設置する。

第5節 都市基盤の復興対策

(主な実施機関：防災安全班、都市整備班、上下水道部)

第1 目的

市は、市民生活や産業活動の早期回復を図るため、被災した道路、鉄道等の主要交通施設及びライフライン等を緊急復旧し、今まで以上に災害に強い地域に再生するために都市基盤復興計画を必要に応じて作成する。

被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。

第2 防災まちづくり

- 1 市は、再度災害防止とより快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。その際、まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めるよう努める。併せて、障害者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。
- 2 復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向について、できるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るように努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。
- 3 防災まちづくりに当たっては、必要に応じ、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川等の骨格的な都市基盤施設及びライフラインの強化等、建築物や公共施設の強化・不燃化、耐震性貯水槽の設置等を基本的な目標とする。この際、都市公園、河川等のオープンスペースの確保等については、単に避難場所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用等、防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資するものであり、その点を十分住民に対し説明し、理解と協力を得るように努める。
- 4 既存不適格建築物については、防災とアメニティの観点から、その問題の重要性を住民に説明しつつ、市街地再開発事業等の適切な推進によりその解消に努める。
- 5 新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢等の施策情報等を、住民に対し提供する。
- 6 市は、被災した学校施設の復興に当たり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成に努める。

第3 想定される計画内容例

1 主要交通施設の整備

道路、鉄道等の主要交通施設の早期復旧と耐震化・ネットワーク化による機能強化等

2 被災市街地の整備

面的整備事業による被災市街地の復興と災害に強いまちづくりの早期実現

3 ライフラインの整備

上下水道の早期復旧と耐震性強化や情報通信システムの信頼性・安全性の向上

4 防災基盤の整備

避難場所、避難施設の整備と都市公園、河川公園等、防災拠点・防災帯の整備による防災空間確保等

第6節 義援金の受入れ、配分

(主な実施機関：経理部、保健福祉班)

第1 目的

大規模災害時には、国内、国外から多くの義援金が送られてくることが予想されるため、市は、これらの受入れ体制を確立し、関係機関と連携して迅速かつ適切に被災者へ配分する。

第2 受入れ

1 窓口の決定

市は、市内の被災者のための義援金の受入窓口を開設し、報道機関を通じて広く周知を図る。

2 受入れ及び管理

市は、送られた義援金を受納し、配分等が決定するまで保管する。

第3 配分

1 配分委員会

市は、義援金の配分については、角田市社会福祉協議会等と協議の上、関係機関の代表者からなる「角田市災害義援金配分委員会」を設置し、義援金の配分について協議、決定する。

2 配分

角田市災害義援金配分委員会は、義援金総額、被災状況等を考慮した配分基準を定め、適切かつ速やかな配分し交付を行う。義援金の被災者に対する交付は、市が行う。また、宮城県災害義援金配分委員会から配分される義援金については、市を経由し、交付する。

第7節 激甚災害の指定

(主な実施機関：財政班)

第1 目的

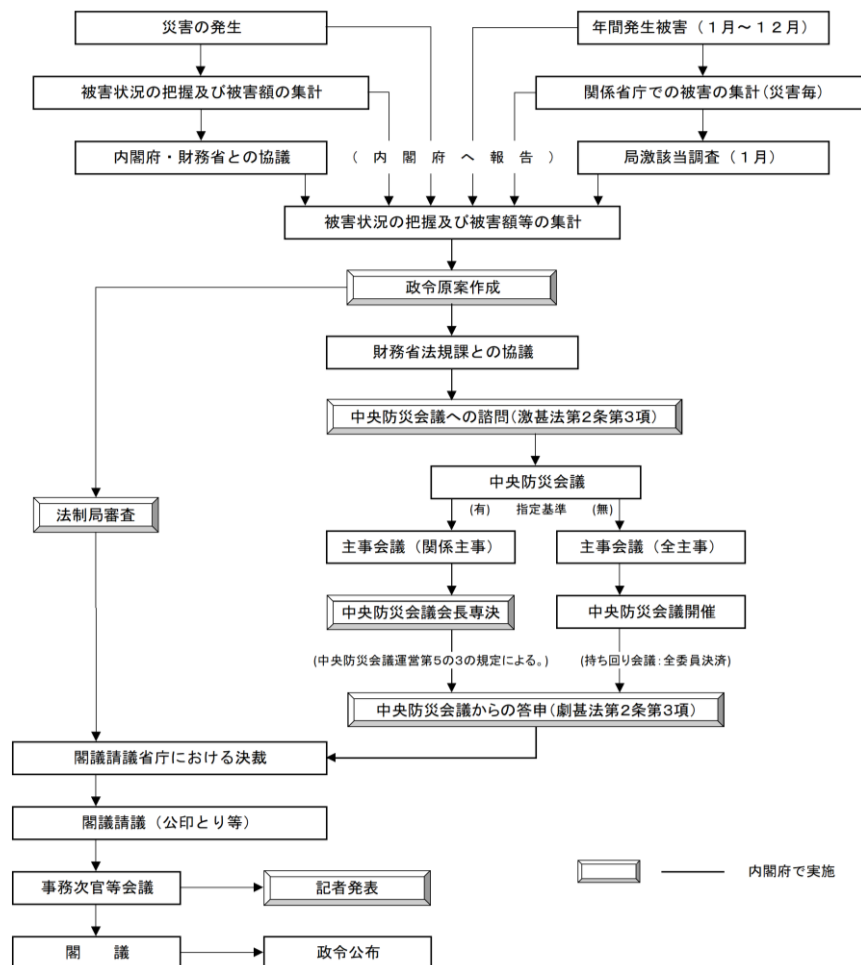
市内において、災害により甚大な被害が生じた場合、市及び県は「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。)に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定が受けられるように努力するとともに、公共施設等の災害復旧事業が迅速かつ円滑に行われるよう措置を講じる。

第2 激甚災害の調査

市は、激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準を考慮して、災害状況等を調査して県に報告する。また、県が行う激甚災害又は局地激甚災害に関する調査について協力する。

第3 激甚災害指定の手続き

災害による被害が甚大で、激甚災害の指定に該当する場合には、県は国の機関と連絡をとり速やかに指定の手続きをとる。激甚災害の指定事務手順は以下のとおりである。



(注)局地激甚災害の指定については、1月から12月までに発生した災害を一括して翌年の1～2月頃に手続きを行う。

図 激甚災害指定事務手順

第4 特別財政援助の交付（申請）手続き

激甚災害の指定を受けたとき、市は、速やかに関係調書を作成し、県に提出しなければならない。

これを受け、県は、事業の種別ごとに激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき負担金、補助金等を受けるための手続きを行う。

第5 激甚災害指定基準

激甚災害によって生じた災害の種類により下記の措置を適用する。

なお、激甚災害及び局地激甚災害の指定基準は、資料編4－7－1のとおりである。

1 本激甚災害

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（法第2条、3条、4条）

※ 公共土木施設、公立学校施設、公営住宅、社会福祉施設等の災害復旧事業、堆積土砂排除事業等

(2) 農林水産業に関する特別の助成

ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（法第5条）

イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（法第6条）

ウ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の特例（法第8条）

エ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助（法第10条）

オ 森林災害復旧事業に対する補助（法第11条の2）

(3) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（法第12条）

(4) その他の特別の財政援助及び助成

ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助（法第16条）

イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助（法第17条）

ウ 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例（法第22条）

エ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（法第24条）

2 局地激甚災害

激甚災害によって生じた災害の種類により下記の措置を適用する。

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（法第2章：第3条、第4条）

(2) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（法第5条）

(3) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（法第6条）

(4) 森林災害復旧事業に対する補助（法第11条の2）

(5) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（法第12条）

(6) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（法第24条）

第8節 災害対応の検証

(主な実施機関：全部)

第1 目的

将来にわたり大規模災害による被害を最小化していくためには、過去の災害から教訓を導きだし、それに対していかに継続的な対策を実施していくかが重要である。大規模災害発生時の応急対策による取組みが、市民の生命や生活を守るために十分に機能したのかを振り返り、その結果を地域防災計画等に反映する等、防災・減災対策に生かすことにより防災体制の向上や、市民一人ひとりの防災意識の向上等、防災に関する取組みの推進及び今後の災害発生時における被害の軽減に資する。

そのため、過去の大規模災害等については、時間の経過に伴う風化や将来的な災害経験者の高齢化等に伴い、災害に備えるための知恵や教訓が後世に語り継がれないことが懸念されるため、災害対応の検証を実施した際は、災害教訓の伝承資料として、記録集等の作成に努める。

第2 検証の実施

市は、大規模災害が発生した後、初動期から応急・復旧期の災害対応について、個別の災害ごとに、特に問題及び課題等が生じたと思われる項目を抽出し、「できたこと」、「できなかったこと」、「問題点」、「課題」、「改善の方向」等を整理し、検証する。

なお、検証に当たっては、防災関係機関への協力を仰ぐとともに、必要に応じ、中立かつ専門的な視点での検証が求められるため、第三者機関による実施についても検討する。

主な検証項目例

1 情報処理

県等からの情報収集、災害対策本部内での情報共有・分析等

2 資源管理

業務を実施するために必要な、資源(人員、予算、機材等)の調達等

3 指揮・調整

災害対策本部内における①指揮・統制、②決断、③本部各グループ間の業務調整

4 組織間連携

防災関係機関、国、他市町村、県、協定締結団体等との調整

5 個別のオペレーション

救出・救助活動、広域医療搬送、物資の調達・輸送調整等

6 広報・相談

市民への広報・相談等

7 計画やマニュアル

事前に策定していた防災計画や実施していた訓練等

第3 検証体制

市は、災害対策本部のほか、災害の規模等に応じ、横断的な検証部会の設置や外部有識者を加えた検証委員会等の立ち上げについても検討する。

第4 検証の対象

市が行う検証の対象は、応急対策の実施者及び市民の視点に立ち、おおむね次の主体を対象とする。

- 1 災害対策本部
- 2 協定締結市町村
- 3 防災関係機関
- 4 市民
- 5 自主防災組織
- 6 支援自治体
- 7 ボランティア団体等

第5 検証方法

市は、検証対象の主体に対する、アンケート調査、ヒアリング調査のほか、意見交換会や現地調査等を実施する。また、災害対応や復旧活動に関する文書や証言、映像、画像等を収集・分析する等、災害の規模等に応じた検証を行う。

第6 検証結果と防止対策への反映

市は、検証結果については、報告書や記録集等としてとりまとめ、地域防災計画や各種防災マニュアル等に反映させ、さらなる防災体制の充実を図り、様々に生じうる事態に柔軟に対応できるような態勢や仕組みを構築するよう努める。

また、検証内容により国及び県への働きかけを行う等、自然災害の最大規模の外力に対して災害時の被害を最小化するため備えを準備しておくよう努める。

第7 災害教訓の伝承

市は、作成した報告書や記録集等、さらに検証に当たって収集した災害対応や復旧活動に関する文書や証言、映像、画像等のほか、被災の状況、市民生活への影響、社会経済への影響等、災害の経験や災害から得られた教訓については、防災教育に活用する等、市民の防災意識を啓発するとともに、将来の災害対応に資することを目的として、的確に伝承するよう努める。